

メキシコの投資環境



2014年11月



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

表紙写真

トゥルム遺跡

グアナファト市街

ソカロ広場
(メキシコシティ)

PEMEX のガソリンスタンド

は じ め に

本資料は、メキシコ向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、メキシコの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。

メキシコは、多数のFTAの締結、太平洋及び大西洋の両方に面しているという恵まれた地理的条件、低コストで豊富な労働力を背景に、米州における製造拠点として注目を集めています。特に近年は、自動車産業を中心に、航空機産業や医療機器産業などの生産・輸出拠点として注目されています。

また、2012年12月に発足したエンリケ・ペニャ・ニエト政権は、経済成長のために多くの分野で構造改革に着手しており、2013年12月には、それまで国家独占状態にあった石油開発事業や電力事業への民間参入を認める憲法改正を行うなどエネルギー改革も進めています。

治安の悪さを問題視する声が強く、進出企業にとって懸念事項の一つとなっていることが伺えますが、一方で、労務、政治・社会情勢、法制度、インフラといった面で大きな問題を指摘する声は大きくはなく、ビジネス環境については比較的良好と言うことができると思われます。

本資料がメキシコ向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせて頂きました。ご協力を頂きました各方面的皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は株式会社日本総合研究所の協力により、作成致しました。

また、本資料はメキシコに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2014年11月
国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業担当

目次

目次	i
ひとくちメモ	iv
図表目次	v
略語表	ix

＜総論編＞

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史など）	1
1. 正式国名	1
2. 人口	1
3. 国土	3
4. 首都	4
5. 気候	4
6. 民族	5
7. 言語	5
8. 宗教	5
9. 教育	7
10. 通貨	8
11. 歴史	9
第2章 政治・外交・軍事	13
1. 政体	13
2. 元首	13
3. 内閣	14
4. 行政組織	14
5. 地方行政制度	16
6. 国会	16
7. 政党	17
8. 司法	17
9. 外交	19
10. 国防	19
第3章 経済概況	20

1. 経済概観	20
2. 産業構造	24
3. 貿易概観	26
第4章 直接投資受入動向	32
1. 対内直接投資の動向	32
2. 業種別受入動向	33
3. 国別受入動向	34
第5章 日本とメキシコの経済関係	37
1. 日本・メキシコ経済連携協定(日墨 EPA)	37
2. 貿易	38
3. 投資	40
第6章 外資導入政策と管轄官庁	42
1. 外資導入政策	42
2. 外資政策管轄省庁	43
第7章 主要関連法規	45
1. 会社設立に関する法律	45
2. 税制に関する法律	45
3. 労働に関する法律	46
4. 技術・工業及び知的財産に関する法律	47
第8章 投資形態	48
1. 代表的な進出形態	48
2. 進出形態の概要	48
第9章 主要投資インセンティブ	50
1. IMMEX	50
2. PROSEC	53
3. レグラ・オクターバ	53
4. 戰略的保税区域	54
5. 認定企業登録制度	55
6. 州別の投資インセンティブ	56
第10章 外資規制業種	57

1. 外国投資が禁止されている業種.....	57	2. 金融市場	87
2. 出資規制がある業種.....	58	3. 資本市場	88
3. 外資委員会の承認を要する規制業種 (外国資本比率 49%超の場合)	58	第 18 章 資金調達	91
第 11 章 許認可・進出手続き	60	1. 資金調達に係る規制	91
1. 会社設立	60	2. 日系企業の資金調達の現状 (2014 年 6 月)	91
2. 撤退手続き	63	3. 金融機関等からの調達	91
第 12 章 税制	64	4. 資本市場からの調達	93
1. 連邦税.....	65	第 19 章 労働事情	96
2. 地方税.....	67	1. 労働法の概要	96
3. 国際課税	68	2. 労働市場と雇用情勢	96
第 13 章 用地取得	69	3. 賃金	98
1. 規制地帯	69	4. 雇用関係	100
2. 外資企業による不動産の取得	69	5. 労働条件	102
3. メキシコ企業による不動産の取得 ...	69	6. 年金・社会保険	102
4. 不動産取得の流れ	70	7. 労使関係	103
第 14 章 知的財産権	72	8. 外国人就労規制と労働許可の取得 .	104
1. メキシコにおける知的財産権制度 ...	72	第 20 章 物流・インフラ	106
2. 関連法規	73	1. 道路	106
3. メキシコ産業財産庁	75	2. 鉄道	107
第 15 章 環境規制	76	3. 航空	109
1. 生態均衡及び環境保護に関する一般法	76	4. 港湾	109
2. 国家計画における環境に関する施策の 位置づけ	76	5. 電力	110
第 16 章 貿易管理・為替管理	78	6. 水	112
1. 輸出入規制	78	7. 通信	112
2. 関税制度	81	8. 国家インフラ計画.....	112
3. 通関手続	82	第 21 章 メキシコ投資環境の優位性と留意点	114
4. 為替管理制度	83	1. 投資環境に関する国際的評価	114
第 17 章 金融制度	84	2. メキシコ投資の優位性	115
1. 金融機関の種類	84	3. メキシコ投資の留意点	117

1. メキシコの主要産業	119	1. 地域概要	167
2. 自動車産業	119	2. 主要工業団地	169
3. 自動車部品産業	125		
4. 電気・電子産業	127		
5. 航空産業	128	第 30 章 モンテレイ市（ヌエボ・レオン州）	
6. FTA	129	概要	171
第 23 章 その他最近のトピックス	134	1. 地域概要	171
1. エネルギー改革	134	2. 主要工業団地	176
2. 安倍晋三首相がメキシコ訪問	137		
<地域編>			
第 24 章 地域別の概要	139	卷末資料 I 日本国内の相談窓口	179
1. 人口と面積	139	卷末資料 II メキシコ国内の相談窓口	180
2. 地域別の経済動向	141	卷末資料 III メルコスール加盟国及び準加盟	
3. 地域別投資動向	142	国の国・地域の概要と主要経済指標（2014 年）	
4. 地域別のインセンティブ	144 187	
5. 地域別の治安	145	卷末資料 IV メルコスール加盟国及び準加盟	
第 25 章 メキシコシティ（連邦区）概要	147	国の国・地域の投資環境比較（2014 年）	189
1. 地域概要	147		
2. 主要工業団地	149		
第 26 章 グアナファト州概要	153		
1. 地域概要	153		
2. 主要工業団地	156		
第 27 章 アグアスカリエンテス州概要	158		
1. 地域概要	158		
2. 主要工業団地	161		
第 28 章 ケレタロ州概要	162		
1. 地域概要	162		
2. 主要工業団地	165		
第 29 章 サン・ルイス・ポトシ州概要	167		

ひとつくちメモ

ひとつくちメモ (1) : 首都での高山病に注意.....	3
ひとつくちメモ (2) : 死者の日 (メキシコ先住民文化とヨーロッパ文化の融合)	6
ひとつくちメモ (3) : 日本・メキシコの交流の歴史.....	11
ひとつくちメモ (4) : 女性に人気のペニヤ・ニエト大統領.....	12
ひとつくちメモ (5) : 米国依存からの脱却が課題	31
ひとつくちメモ (6) : 統計で捕捉できない迂回投資	36
ひとつくちメモ (7) : メキシコの日本食	41
ひとつくちメモ (8) : 労働者利益分配金 (PTU) について	47
ひとつくちメモ (9) : 日系企業の多くは「A」を取得	52
ひとつくちメモ (10) : 旧マキラドーラ、PITEX 制度について	56
ひとつくちメモ (11) : 金融機関への外資参入.....	59
ひとつくちメモ (12) : 企業単一税 (IETU) の廃止	64
ひとつくちメモ (13) : 納税者メールボックスの設置.....	67
ひとつくちメモ (14) : 工場設立時の留意点 (用地取得よりもインフラ整備に注意)	71
ひとつくちメモ (15) : グローバル企業として環境対応するマツダ	77
ひとつくちメモ (16) : サービスレベルの低い地場の民間銀行	87
ひとつくちメモ (17) : メキシコの金融改革	87
ひとつくちメモ (17) : 労働者保護の法律に十分な留意が必要	101
ひとつくちメモ (18) : 労働争議の対策	105
ひとつくちメモ (19) : 陸上輸送の留意点	108
ひとつくちメモ (20) : メキシコの小売市場①流通チャネル	132
ひとつくちメモ (21) : メキシコの小売市場②メキシコ人の食の嗜好は固定的、ただし多様 ..	133
ひとつくちメモ (22) : 淀滞に注意	150
ひとつくちメモ (23) : メキシコシティのレンタサイクル.....	151
ひとつくちメモ (24) : ビジネスマンの身だしなみは足元から	152
ひとつくちメモ (25) : グアナファト州の治安悪化に注意.....	157
ひとつくちメモ (26) : アグアスカリエンテス州の生活環境.....	161
ひとつくちメモ (27) : 治安に注意	175

図表目次

図表 1-1 主要国の人団推移予測（2010～2050年）	1	図表 3-6 産業部門別就業人口構成比	26
図表 1-2 メキシコの人口構成（2010年・2025年）	2	図表 3-7 メキシコ輸出入額の推移	27
図表 1-3（参考）ブラジルの人口構成（2010年・2025年）	2	図表 3-8 メキシコの輸出入の対米依存度	28
図表 1-4 メキシコの地図	3	図表 3-9 メキシコの輸出の商品別内訳	29
図表 1-5 メキシコシティの気温及び降水量（2013年）	4	図表 3-10 メキシコの主要輸出品（2012、2013年）	29
図表 1-6（参考）東京の気温及び降水量（2013年）	5	図表 3-11 メキシコの輸入の商品別内訳	30
図表 1-7 メキシコの教育制度	7	図表 3-12 メキシコの主要輸入品（2012、2013年）	31
図表 1-8 大学進学率各国比較（2012年）	8	図表 4-1 メキシコの対内直接投資（ネット、実行ベース）	32
図表 1-9 メキシコの歴史	11	図表 4-2 メキシコの対内直接投資の産業別割合（2000年～2013年累計）	33
図表 2-1 三権分立	13	図表 4-3 メキシコの対内直接投資の産業別割合（2013年）	34
図表 2-2 中央省庁	14	図表 4-4 メキシコの対内直接投資の国別割合（2000年～2013年累計）	35
図表 2-3 各省庁の管轄業務	15	図表 4-5 メキシコの対内直接投資の国別内訳（ネット、実行ベース）	35
図表 2-4 上院・下院の概要	17	図表 4-6 メキシコの対内直接投資の国別割合（2013年）	36
図表 2-5 連邦司法制度の概要	18	図表 5-1 日本・メキシコ間の輸出入	38
図表 2-6 国防の基本情報（2014年）	19	図表 5-2 日本への輸出の品目別内訳	39
図表 3-1 メキシコの実質GDP成長率	21	図表 5-3 日本からの輸入の品目別内訳	40
図表 3-2 メキシコの実質GDP成長率（四半期ベース、前年同期比）	22	図表 5-4 日本からの対内直接投資	41
図表 3-3 メキシコの主要経済指標	23	図表 6-1 投資インセンティブの概要	42
図表 3-4 GDPの産業部門別構成比（2008年価格）	25	図表 6-2 メキシコの投資促進機関	43
図表 3-5 GDPの産業部門別構成比（2008年、2013年）（2008年価格）	25	図表 8-1 可変資本制度の活用実態	48
		図表 9-1 IMMEXの対象となる品目と国内滞留期間	50

図表 9-2 登録及び維持の要件	51	図表 16-2 その他の省庁の主たる輸入規制品目	79
図表 9-3 PROSEC で優遇される業種	53	図表 16-3 輸出時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目	80
図表 9-4 レグラ・オクターバ許可の判断基準	54	図表 16-4 その他の省庁の主たる輸出規制品目	80
図表 9-5 認定企業登録で満たすべき基本要件	55	図表 16-5 關税制度の概要	82
図表 10-1 外国投資が禁止されている業種	57	図表 16-6 輸出入手続きにおける必要書類	83
図表 10-2 外国資本比率に規制のある業種	58	図表 17-1 金融機関の分類	84
図表 10-3 外国資本比率が 49% を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種	58	図表 17-2 主要銀行グループの概況（2014 年 3 月時点）	85
図表 11-1 株式会社設立の流れ	60	図表 17-3 政府系開発銀行に属する金融機関別の業務	86
図表 11-2 支店又は駐在員事務所の開設の流れ	62	図表 17-4 消費者物価上昇率（インフレ率）及び短期国債 3 カ月金利の推移	88
図表 11-3 現地法人の解散・清算手続きの流れ	63	図表 17-5 IPC 株価指数の長期推移（2004 年 5 月末～2014 年 5 月末）	89
図表 12-1 メキシコ税制の全体像：主要な税金	64	図表 17-6 債券市場残高の推移	90
図表 12-2 2014 年度税制改正による従来からの主な変更点	65	図表 18-1 国際与信残高（最終リスクベース）の推移（2009 年末～2013 年末）	92
図表 12-3 個人所得税の税率	66	図表 18-2 現地向け・クロスボーダー与信の割合（2009 年末～2013 年末）	93
図表 13-1 不動産取得の流れ	70	図表 18-3 IPC 株価指数を構成する代表的な銘柄	94
図表 14-1 メキシコにおける特許申請件数と申請者の属性	72	図表 19-1 メキシコの就業人口の内訳（2013 年第 2 四半期）	97
図表 14-2 メキシコにおける特許申請の分野別の内訳（1998-2012 年）	73	図表 19-2 メキシコの産業分類別労働人口（2014 年第 2 四半期）	97
図表 14-3 産業財産権	74	図表 19-3 メキシコの産業別労働人口（2014 年第 2 四半期）	98
図表 16-1 輸入時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目	78		

図表 19-4 メキシコ主要都市における賃金水準（2014年1月調査）	99
図表 19-5 解雇の種類と内容	101
図表 19-6 労働条件の概要	102
図表 19-7 メキシコ主要都市における社会保障負担率（2014年1月時点）	103
図表 19-8 各滞在方法の概要	104
図表 19-9 一時的居住者としての滞在手続きの流れ	105
図表 20-1 主要道路網	106
図表 20-2 グアナファト州とアグアスカリエンテス州をつなぐ幹線道路（左）と冠水する道路（右）	107
図表 20-3 主要鉄道網	107
図表 20-4 国際空港の取扱貨物量と乗客数の推移	109
図表 20-5 港湾の取扱貨物量の推移	109
図表 20-6 主要な港湾のコンテナ取扱量（2012年）	110
図表 20-7 中南米主要都市における電力料金の比較	110
図表 20-8 電気消費量（販売量ベース）の推移	111
図表 20-9 発電量の推移（左）と発電方法別発電量（右）	111
図表 20-10 電話、ブロードバンドインターネット加入者数	112
図表 20-11 国家インフラ計画の分野別投資予定額	113
図表 21-1 ビジネスのしやすさランキング メキシコの2013年-2014年順位	114
図表 21-2 BRICs 及び南米主要国ビジネスのしやすさランキング	115
図表 22-1 自動車産業への外国直接投資	119
図表 22-2 主要自動車メーカーによる近年の投資	120
図表 22-3 国別自動車生産ランキング（2004年/2013年比較）	121
図表 22-4 乗用車の生産台数推移	121
図表 22-5 乗用車の生産シェア	122
図表 22-6 新車販売台数と中古車輸入台数	123
図表 22-7 乗用車の販売シェア	123
図表 22-8 自動車の輸出台数と生産台数に占める比率	124
図表 22-9 輸出仕向地の推移	125
図表 22-10 自動車部品産業への外国直接投資	125
図表 22-11 自動車部品生産額	126
図表 22-12 エレクトロニクス製品の輸出額（左）、家電製品の輸出額（右）	128
図表 22-13 航空関連製品の輸出額	129
図表 22-14 ALADI 加盟国	130
図表 23-1 エネルギー改革法の主なポイント	134
図表 23-2 メキシコにおける原油生産量の推移	135
図表 23-3 メキシコの炭化水素資源と埋蔵量の分布（2014年1月時点）	135
図表 23-4 炭化水素の探査・開発における政府取り分と企業への対価（契約別）	136

図表 23-5 署名・交換された文書	137	図表 27-3 アグアスカリエンテス州のインセンティブ	160
図表 24-1 メキシコの地域分類	139	図表 27-4 アグアスカリエンテス州の主要工業団地	161
図表 24-2 人口と面積	140	図表 28-1 ケレタロ州の概況	162
図表 24-3 州別 GDP と人口	141	図表 28-2 ケレタロ州から主要港、及びメキシコシティまでの距離及び所要時間	163
図表 24-4 地域別の GDP 構成比（各地域の GDP を 100%とした場合）	142	図表 28-3 ケレタロ州のインセンティブ	164
図表 24-5 州別の対内直接投資受入額（2004 年～2013 年）	143	図表 28-4 ケレタロ州の主要工業団地	165
図表 24-6 州別の日系企業進出数	144	図表 29-1 サン・ルイス・ポトシ州の概況	167
図表 24-7 インセンティブ付与に際する検討要素	145	図表 29-2 サン・ルイス・ポトシ州のインセンティブ	169
図表 24-8 メキシコに対する渡航情報（危険情報）	145	図表 29-3 サン・ルイス・ポトシ州の主要工業団地	169
図表 24-9 州別の殺人件数（2012 年） ..	146	図表 30-1 ヌエボ・レオン州の概況	171
図表 25-1 連邦区の概況	147	図表 30-2 ヌエボ・レオン州の鉄道網	173
図表 25-2 日本メキシコ学院 日本コースの概要	149	図表 30-3 モンテレイ日本語補習校の概要	174
図表 25-3 連邦区のインセンティブ	149	図表 30-4 ヌエボ・レオン州のインセンティブ	174
図表 25-4 連邦区の主要工業団地	150	図表 30-5 メキシコにおける治安状況	175
図表 26-1 グアナファト州の概況	153	図表 30-6 ヌエボ・レオン州の主要工業団地	176
図表 26-2 グアナファト補習校の概要	155		
図表 26-3 グアナファト州のインセンティブ	155		
図表 26-4 グアナファト州の主要工業団地	156		
図表 27-1 アグアスカリエンテス州の概況	158		
図表 27-2 アグアスカリエンテス日本人学校の概要	160		

略語表

ACE	Acuerdo de Complementación Económica (経済補完協定)
ADR	American Depository Receipt (米国預託証券)
ALADI	Asociación Latinoamericana de Integración (ラテンアメリカ統合連合)
AMEXCID	Agencia Mexicana de Cooperación Internacional para el Desarrollo (メキシコ国際開発協力庁)
AMIA	Asociación Mexicana de la Industria Automotriz, A.C. (メキシコ自動車工業会)
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
AWB	Air Waybill (航空貨物運送状)
B de M	Banco de México (メキシコ銀行)
BANCOMEXT	Banco Nacional de Comercio Exterior, S.N.C. (メキシコ外国貿易銀行)
BANEJÉRCITO	Banco Nacional del Ejército, Fuerza Aérea y Armada, S.N.C. (メキシコ国立軍人銀行)
BANOBRAS	Banco Nacional de Obras y Servicios Públicos (メキシコ国立公共事業銀行)
BANSEFI	Banco del Ahorro Nacional y Servicios Financieros S.N.C. (貯蓄金融サービス銀行)
BASA	Bilateral Aviation Safety Agreement (メキシコー米国二国間航空安全協定)
BIS	Bank for International Settlements (国際決済銀行)
BM&F BOVESPA	
	Bolsa de Mercadorias e Futuros Bolsa de Valores de São Paulo (ブラジル証券取引所)
BMV	Bolsa Mexicana de Valores (メキシコ証券取引所)
BPAS	Bonos de Protección al Ahorro (メキシコ準国債)
BRICs	Brazil, Russia, India and China (ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド(India)、中国(China)の頭文字をつなげた造語)
C.V.	Capital Variable (可変資本制度)
CEA	Comisión Estatal de Aguas (州水道委員会)
CETES	Certificados de la Tesorería (短期割引債)
CFE	Comisión Federal de Electricidad (連邦電力委員会)
CIA	Central Intelligence Agency (アメリカ合衆国中央情報局)
CIF	Cost, Insurance and Freight (運賃・保険料込み条件)
CJEF	Consejería Jurídica del Ejecutivo Federal (連邦法制局)
CNBV	Comisión Nacional Bancaria y de Valores (国家銀行証券委員会)
CNH	Comisión Nacional de Hidrocarburos (国家炭化水素委員会)
CNSF	Comisión Nacional de Seguros y Fianzas (国家保険保証委員会)
CONACYT	Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología (メキシコ国家科学技術審議会)

CONAGUA	Comisión Nacional del Agua (国家水委員会)
CONDUSEF	Comisión Nacional para la Protección y Defensa de los Usuarios de Servicios Financieros (国家金融サービス利用者保護委員会)
CONSAR	Comisión Nacional del Sistema de Ahorro para el Retiro (国家年金基金委員会)
CPI	Consumer Price Index (不動産投資証書)
CPO	Certificados de Participación Ordinario (投資証書)
CROC	Confederación Revolucionaria de Obreros y Campesinos (労働者農民革命連合)
CROM	Confederación Regional Obrera Mexicana (メキシコ労働者地域連合)
CTM	Confederación de Trabajadores de México (メキシコ労働者連盟)
DF	Distrito Federal (連邦区)
E/L	Export License (輸出承認証)
EFTA	European Free Trade Association (欧州自由貿易連合)
EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
EU	European Union (欧州連合)
FDI	Foreign Direct Investment (対内直接投資額)
FEMIA	Federación Mexicana de la Industria Aeroespacial (メキシコ航空宇宙工業連合会)
FRB	Federal Reserve Board (米連邦準備制度委員会)
FTA	Free Trade Agreement (自由貿易協定)
FTEQ	Federación de Trabajadores del Estado de Querétaro (ケレタロ州労働者連盟)
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に関する一般協定)
GDP	Gross Domestic Product (国内総生産)
I/L	Import License (輸入承認証)
IETU	Impuesto Empresarial a Tasa Única (企業単一税)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
IMMEX	Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación (輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム)
IMPI	Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (メキシコ産業財産庁)
INA	Industria Nacional de Autopartes, A.C. (メキシコ自動車部品工業会)
INEGI	Instituto Nacional de Estadística y Geografía (国立統計地理情報院)
INIFAP	Instituto Nacional de Investigaciones Forestales, Agrícolas y Pecuarias (メキシコ国立農牧林研究所)
IPC	Índice de Precios y Contizaciones (メキシコ証券取引所の上位 35 社で構成される時価総額)

ITU	International Telecommunication Union (国際電気通信連合)
IVA	Impuesto sobre el Valor Añadido (付加価値税)
JCIF	The Japan Center for International Finance (公益財団法人国際金融情報センター)
JETRO	Japan External Trade Organization (独立行政法人日本貿易振興機構)
JIRCAS	Japan International Research Center for Agricultural Sciences (独立行政法人国際農林水産業研究センター)
JOGMEC	Japan Oil, Gas and Metals National Corporation (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)
LGEEPA	Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente (生態均衡及び環境保護に関する一般法)
LLC	Limited Liability Company (米国各州法に基づいて設定される事業体)
MFN	Most favored nation treatment (最惠国待遇)
NAFIN	Nacional Financiera (メキシコ産業金融公社)
NAFTA	North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NEEC	Nuevo Esquema de Empresa Certificada (新認定企業スキーム)
NOM	Normas Oficiales Mexicanas (メキシコ公式規格)
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
OICA	Organisation Internationale des Constructeurs d'Automobiles (国際自動車工業連合会)
P/A	Power of Attorney (代表権授権公正証書)
PAN	Partido Acción Nacional (国民行動党)
PCT	Patent Cooperation Treaty (特許協力条約)
PE	Permanent Establishment (恒久的施設)
PEMEX	Petroleos Mexicanos (メキシコ石油公社)
PGR	Procuraduría General de la República (連邦検察庁)
PITEX	Programa de Importación Temporal para producir artículos de Exportación (輸出促進のための一時輸入制度)
PRD	Partido de la Revolución Democrática (民主革命党)
PRI	Partido Revolucionario Institucional (制度的革命党)
PROSEC	Programas de Promoción Sectorial (産業分野別生産促進プログラム)
PTU	Participación de los trabajadores en las utilidades de las empresas (労働者利益分配金)
RFC	Registro Federal de Contribuyente (連邦納税者登録)
RFE	Recinto Fiscalizado Estratégico (戦略的保税地域)
S&P	Standard & Poor's (スタンダード&プアーズ (米国の格付け会社))
S.A.	Sociedad Anónima (株式会社)

S.de R.L.	Sociedad de Responsabilidad Limitada (合同会社)
SAGARPA	Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación (農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省)
SALUD	Secretaría de Salud (厚生省)
SAT	Servicio de Administración Tributaria (国税庁)
SCT	Secretaría de Comunicaciones y Transportes (通信運輸省)
SE	Secretaría de Economía (経済省)
SECTUR	Secretaría de Turismo (観光省)
SEDENA	Secretaría de Defensa Nacional (国防省)
SEDESOL	Secretaría de Desarrollo Social (社会開発省)
SEDUE	Secretaría de Desarrollo Urbano y Ecología (都市開発・環境省)
SEGOB	Secretaría de Gobernación (内務省)
SEMAR	Secretaría de Marina (海軍省)
SEMARNAT	Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales (環境資源省)
SENER	Secretaría de Energía (エネルギー省)
SEP	Secretaría de Educación Pública (公共教育省)
SFP	Secretaría de la Función Pública (公共行政省)
SHCP	Secretaría de Hacienda y Crédito Público (財務省)
SHF	Sociedad Hipotecaria Federal (連邦住宅公社)
SOFOLES	Sociedades Financieras de Objeto Limitado (限定目的金融会社)
SOFOMES	Sociedades Financieras de Objeto Múltiple (多目的金融会社)
SRA	Secretaría de Reforma Agraria (農地改革省)
SRE	Secretaría de Relaciones Exteriores (外務省)
SSP	Secretaría de Seguridad Pública (警察省)
STPS	Secretaría del Trabajo y Previsión Social (労働福祉省)
TPP	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement (環太平洋パートナーシップ協定)
UN	the United Nations (国際連合)
UNAM	Universidad Nacional Autónoma de México (メキシコ国立自治大学)
UNAQ	Universidad Aeronáutica en Querétaro (ケレタロ国立航空大学)
VU	Ventanilla Única (メキシコ貿易デジタル窓口)
WFE	World Federation of Exchanges (国際取引所連合)
WGBI	World Government Bond Index (世界国債インデックス)

単位系

ペソ Mexican peso (MXM)

總論編

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史など）

1. 正式国名

メキシコ合衆国（United Mexican States、以下、「メキシコ」とする）。メキシコの国旗は、緑、白、赤の縦三色で中央に国章を配している。中央の国章は1325年のアステカの首都「テノチティトラン（現在のメキシコシティ）」の創設を表現している。なお、国章の「湖の中央の岩に生えるサボテンに蛇をくわえた鷲がとまっている」絵は、アステカ神話にある「そこに都を創設せよ」という予言に基づいている。

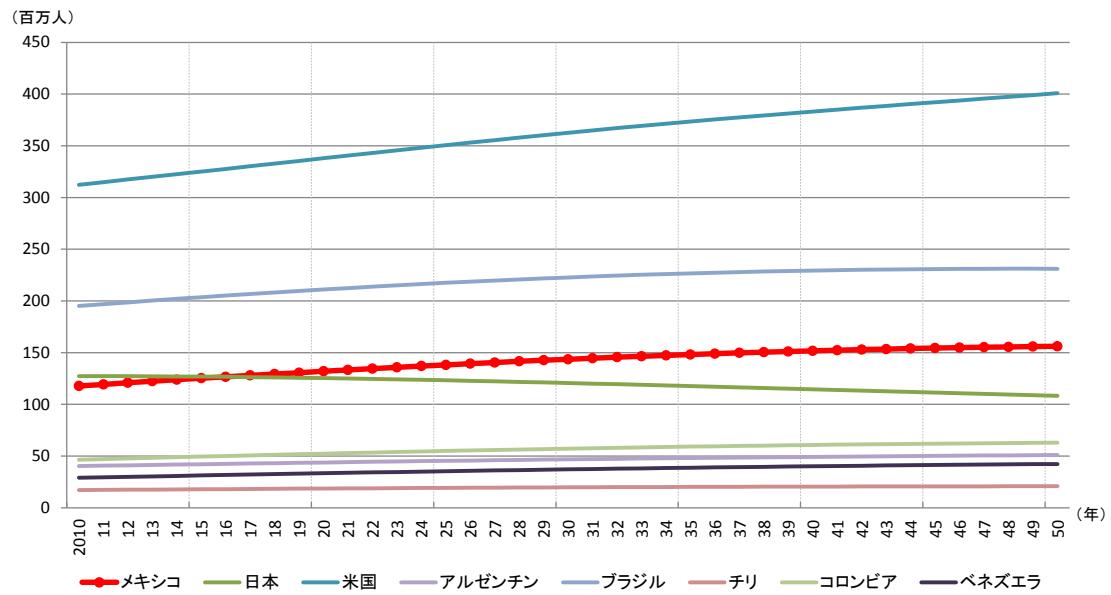


メキシコの国旗

2. 人口

人口は1億1,840万人で、世界第11位である（2013年）。2009年～2013年の人口増加率は年平均で1.34%。2015年までには日本の人口を抜き、2020年には1億2,524万人程度に達する見込みである（図表1-1参照）。

図表 1-1 主要国の人団推移予測（2010～2050年）

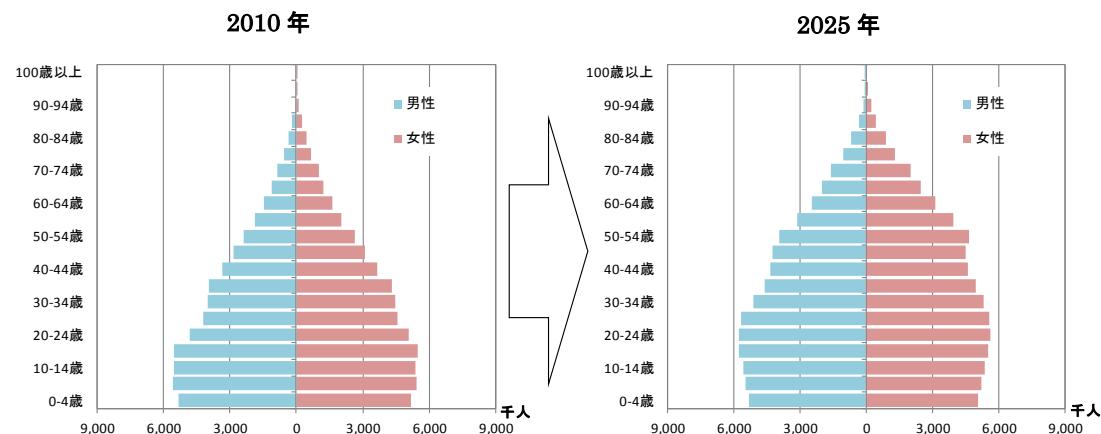


（出所）国際連合より作成

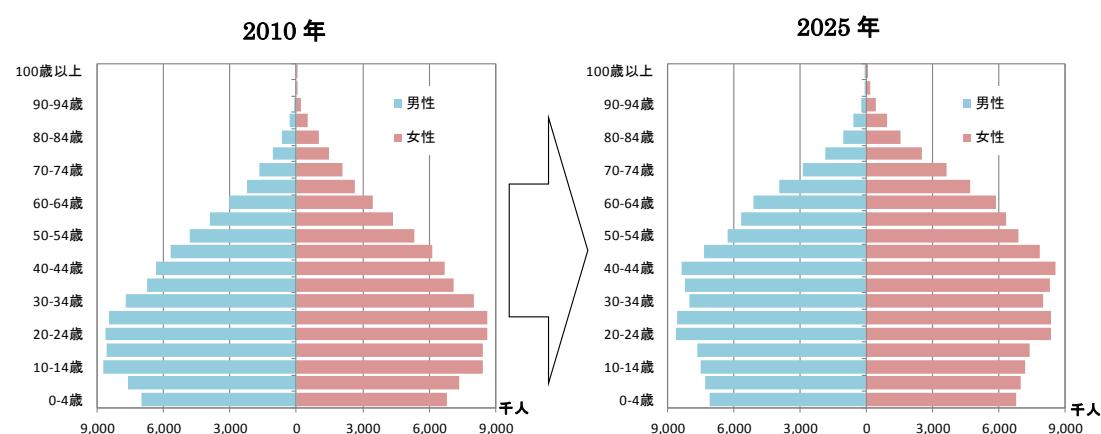
2013年時点での平均寿命は75歳と比較的高水準である。また2010年時点では平均年齢が26歳であり、年齢別的人口構成をみると若年者人口の比率が高く、40歳未満の人口が全人口の71.2%を占める。図表1-2のとおり、若年層中心の同国の人口構成はバランスの良いピラミッド型である。2025年においては40歳未満の人口が全人口の62.2%となる予測であり、将来的にも労働力が豊富とみることができる。都市部に人口が集中しており、都市部の人口が全人口に占める割合は、2000年に74.6%であったが、2005年には76.5%、2010年には76.8%へと上昇している。

一方、図表1-3に示す通り、ブラジルの人口構成は2010年時点においてちょうちん型である。40歳未満の人口は全人口の66.5%を占めており、特に20歳代の人口が多い。2025年においては40歳未満の人口は全人口の57.2%となる予測がなされている。

図表1-2 メキシコの人口構成（2010年・2025年）



図表1-3（参考）ブラジルの人口構成（2010年・2025年）



(出所) 図表1-2、図表1-3ともに国際連合より作成

3. 国土

メキシコの国土面積は約 196 万km²と日本の約 5.2 倍である。ラテンアメリカではブラジル、アルゼンチンに次ぐ第 3 位の規模で、世界では第 14 位である。北米大陸の南部に位置しており、国土の中央部の高原を挟んで西シエラマドレ山脈と東シエラマドレ山脈が南北に走り、太平洋岸沿いには南シエラマドレ山脈がそびえている。メキシコは国全体が標高の高い場所に位置しており、首都のメキシコシティにおいては最も高度の低い地点においても標高 2,240m である。海岸線は 9,330km (5,797 マイル) に及ぶ。北部に隣接する米国との国境線は約 3,100km にわたり、地政学上重要な位置を占めている。南部はグアテマラ、ベリーズと接している。

図表 1-4 メキシコの地図



ひとくちメモ(1): 首都での高山病に注意

首都メキシコシティの標高は最も低い地点でも 2,240m であり、空気中の酸素は平地の 4 分の 3 程度である。日本人にとって慣れない環境であるため体力を消耗しやすく、高地適応までは頭痛や動悸、息切れ、吐き気、不眠などの軽度の高山病の症状を催す場合がある。出張者には睡眠をとろうにも数時間おきに目が覚めてしまい、体調を崩す人も多いようだ。高地に適応できるまではなるべくアルコールの摂取を控え、水分を多めに摂ることが推奨される。

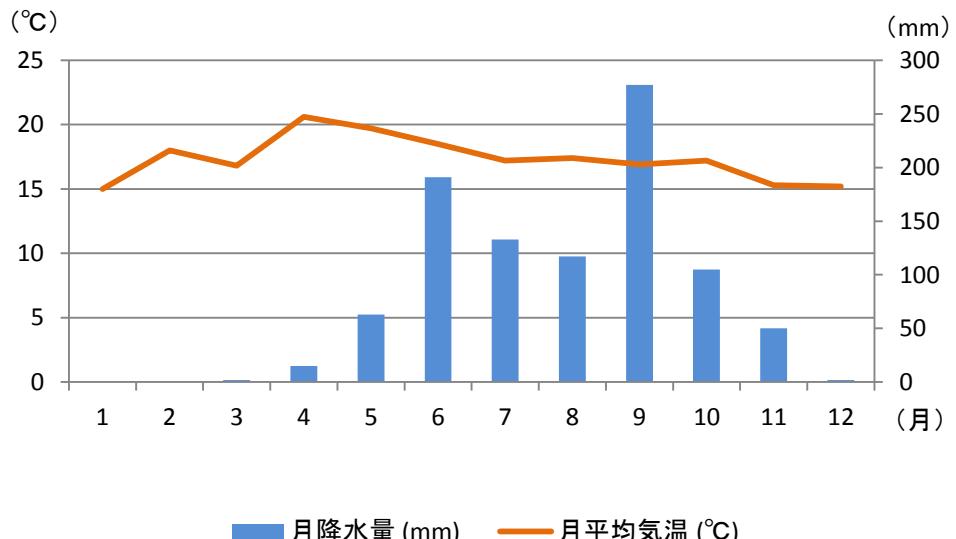
4. 首都

首都メキシコシティ (Mexico City) は、メキシコの政治、経済、文化の中心地である。大都市圏の人口は 2,000 万人であり、中でも行政上の連邦区 (DF: Distrito Federal) は人口 885 万人である (2010 年時点)。日本との時差はメキシコシティやカンクンなど主要部において 15 時間 (サマータイム期間中は 14 時間) である。

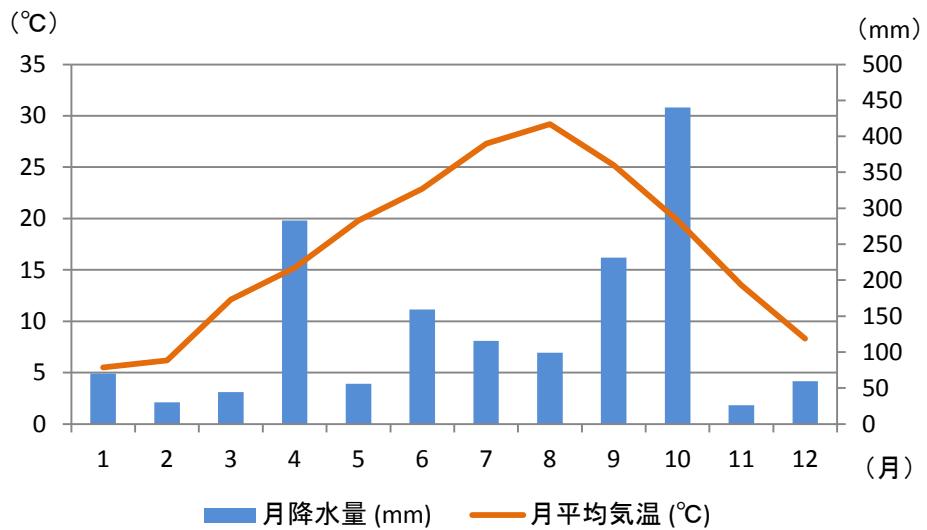
5. 気候

メキシコの気候は緯度や高度、山脈、海流などの要因によって変化に富んでいる。メキシコ北西部は夏と冬の寒暖の差が激しく乾燥した気候であるが、メキシコ湾に面した南部の地域は 1 年中高温多湿である。標高 2,240m の高地に位置する首都メキシコシティは、図表 1-5 及び図表 1-6 に示す通り、最も気温の低い時期である 12 月と 1 月であっても東京の春・秋程度であり、最も気温の高い時期である 4 月から 7 月であっても東京の初夏・秋程度と、気候は年間を通じて温暖で過ごしやすい。メキシコには乾季と雨季があり、11 月～4 月は乾期、5 月～10 月は雨期と大別される。

図表 1-5 メキシコシティの気温及び降水量 (2013 年)



図表 1-6 (参考) 東京の気温及び降水量 (2013 年)



(出所) 図表 1-5、図表 1-6 ともに国際連合より作成

6. 民族

メキシコの民族構成は、メスティーゾ（スペイン系などの欧州系と先住民の混血）が 60%、先住民が 30%、スペイン系などの欧州系が 9%、その他 1%程度である。欧州系人種や欧州系との混血が多く見られるのは、16 世紀のスペイン人による侵略などがある。

7. 言語

スペイン人によって植民地統治がなされた歴史的背景から、公用語はスペイン語である。但し、オアハカ州やチアパス州など主に南部に居住する先住民族が人口の約 3 割を占めており、スペイン語以外に先住民族の言語が 60 以上存在している。

8. 宗教

アメリカ合衆国中央情報局（CIA: Central Intelligence Agency）によれば、2010 年時点において人口の 82.7% がローマカトリック教徒と推測されている。またこの他にもペントコステ派、エホバの証人、福音教会などの信仰が存在する。

ひとくちメモ(2): 死者の日(メキシコ先住民文化とヨーロッパ文化の融合)

スペインの植民地であった歴史を持つメキシコでは、ヨーロッパの文化を随所で見ることができる。ヨーロッパ文化との強い結びつきは、メキシコの宗教的な祝祭日である死者の日(Día de los Muertos)からも見てとれる。カトリック教会の祭日である死者の日は、本来は死者の魂のために祈りを捧げる厳かな行事であるが、スペイン人がカトリックをメキシコに持ち込んだ際に、元々先住民が死者を祭るために行っていた信仰行事と融合され、メキシコ特有の祭日となった。

例えば日本におけるお盆のように、世界中で死者を祭る行事があるが、メキシコの死者の日の様子は独特である。11月1日、2日の死者の日になると、靈を迎えるために先祖の写真を飾り墓地を装飾するだけではなく、各家庭や公共の施設で花や果物などで飾られたオフレンダと呼ばれる祭壇が設けられる。街の中では、骸骨を模した等身大のカラフルな人形がメキシコ中に溢れ、仮装パレードが行われ、屋台にはチョコレートや砂糖で作られたドクロが並び、盛大に祭りが催される。

多くの人にとって、死は恐れ、忌むべきものとなっているが、厳かというよりもむしろ陽気で楽しい行事である死者の日には、メキシコ人の死生観が表れているのかもしれない。

【写真説明】死者の日で飾られる骸骨の人形



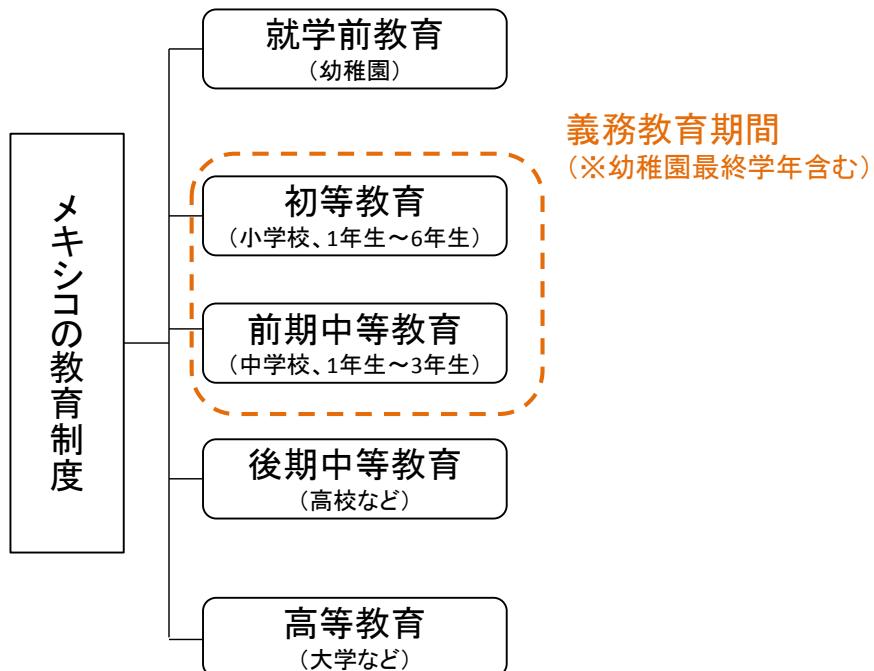
(出所)現地調査にて撮影

9. 教育

同国の基本的な教育制度は、初等教育（小学校）が1年生～6年生、前期中等教育（中学校）が1年生～3年生、後期中等教育（高等学校など）が1年生～3年生、高等教育（大学など）が1年生～4年生と、日本同様である（図表 1-7 参照）。義務教育期間は5歳～15歳（幼稚園最終学年～前期中等教育最終学年である中学3年生）で、当該期間は授業料・教科書の家庭負担はなく、無償での教育が保証されている。義務教育期間以降の教育としては、高等学校、職業訓練校、専門学校、大学がある。とりわけ高等学校は義務教育の延長線上の位置づけというよりも大学進学の準備段階として浸透している。経済協力開発機構（OECD: Organization for Economic Co-operation and Development）の統計によると、メキシコにおける高等学校の卒業率は全国平均で47.4%である。大学進学率は全国平均で約34%と低く、これには家庭の経済的問題などから後期中等教育まで退学する者が多いという背景がある（図表 1-8 参照）。

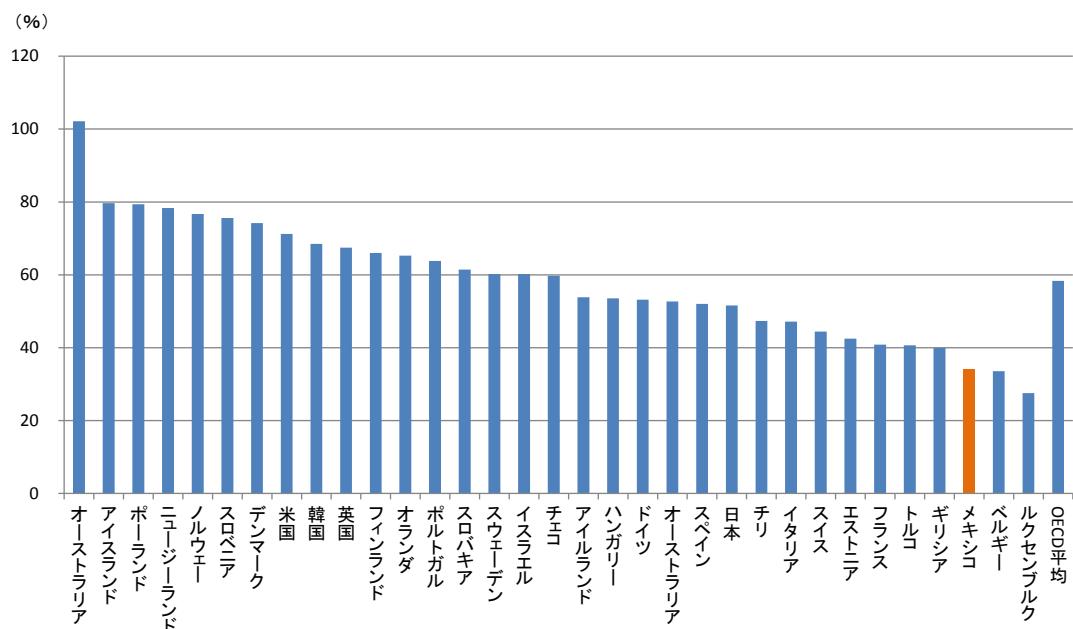
メキシコ公共教育省によれば、メキシコにおいて高等教育機関は5,017校存在する¹。その運営主体別の内訳としては、国立が1割弱、州立大学が2割弱、自治大学が2割弱であり、残り5割強が私立である。国立大学の中でも、メキシコ国立自治大学（UNAM: Universidad Nacional Autónoma de México）は1551年に創立されたメキシコで最も古い大学であり、歴代の大統領7名を含め多くの著名人を輩出してきた。

図表 1-7 メキシコの教育制度



¹ 大学院および専門学校を含む。

図表 1-8 大学進学率各国比較（2012 年）



(出所) OECD より作成

10. 通貨

メキシコの通貨はペソ (Peso)。補助通貨単位はセンターぼで、1 ペソ=100 センターぼである。2014 年 9 月 30 日の対ドル・レートは 1 ドル=13.4225 ペソである。過去 10 年の間では 2008 年 8 月 4 日に 1 ドル 9.8737 ペソの高値を、2009 年 3 月 9 日に 1 ドル 15.4850 ペソの安値を記録している(2014 年 9 月末時点)。

1994 年には国際収支の悪化を背景とした通貨危機が発生し、ブラジル、アルゼンチンにまでその影響が波及した(テキーラ・ショック)。通貨危機以前はメキシコの国際収支は短期資本の流入に依存していたが、通貨危機以降は長期資金の流入を推進している。



20 ペソ紙幣

11. 歴史

(1) 文明の興隆からアステカ帝国滅亡

紀元前 1200 年から 1300 年頃にかけ、メキシコ南部ではメキシコ湾を中心にオルメカ文明が形成された。紀元 2 世紀頃にはマヤ文明が興り、メキシコのみならずグアテマラ、ベリーズ、ホンジュラス、エルサルバドル各地に広がり影響を及ぼした。一方、メキシコ中央部においては紀元 3 世紀頃に、テオティワカン文明が開花したが、9 世紀頃には衰退の一途を辿った。その後、後期マヤ文明やアステカ文明が興隆し、後世に大きな影響を与えた。

15 世紀頃になると、統一国家であるアステカ帝国が形成され、首都であるテノチティランを中心にメキシコ中央部において栄えた。しかしながら、同時期、ヨーロッパ諸国は積極的に新航路、新大陸の発見のために海外進出を図る、いわゆる大航海時代を迎えており、1521 年にアステカ帝国は中米に遠征していたエルナン・コルテス率いるスペイン軍によって滅亡させられ、スペインによる支配の時代へと突入していった。

(2) スペイン支配の時代から独立戦争

スペインの支配下に入ると、スペイン人の持ち込んだ疫病や過酷な統治が原因となって、多くの先住民族たちが命を落とした。スペイン支配下においては、スペイン王室によって植民者に先住民支配が寄託される植民地支配のシステム（エンコミエンダ）が導入されていたこともあり、収奪が繰り広げられた。一方でスペイン系などの欧州系と先住民の混血であるメスティーソの増加や、アフリカからの黒人奴隸の運行なども見られ、多様な民族構成となっていった。植民地時代には、サカステス銀鉱山の発見に伴い銀山開発が推し進められ、大量の銀の生産は統治国スペインの財政を潤わせた。

18 世紀になると、アメリカ独立戦争やフランス革命が起り、メキシコにおいても独立の気運が高まった。1810 年 9 月 16 日にミゲル・イダルゴの蜂起を皮切りに独立戦争が始まり、11 年後の 1821 年に漸くスペインからの独立を勝ち取った。

(3) 建国から混乱の時代

1824 年にはメキシコ合衆国憲法が制定され、連邦共和国が樹立された。初代大統領にはグアダルーペ・ビクトリアが就任した。しかし、この頃は、独立戦争やスペイン植民地体制の崩壊などによって政治は混乱し、経済も大きな打撃を受けていた。一方で 1846 年に米国との間で勃発した米墨戦争によってカリフォルニアなど国土の半分を失うなど、国内外の環境とともに厳しい時代を迎えた。

1876 年になると、ポルフォリオ・ディアス将軍が軍事独裁体制を樹立し、その後 35 年間にわたり大統領の地位を独占した。この間、メキシコ史上初の長期安定政治が実現されたことにより工業化の進展や経済発展が進んだが、一方で貧富の差が拡大した。こうした

ことから民衆は独裁体制に対して不満を抱くようになり、1910年にメキシコ革命が勃発した。このメキシコ革命は1917年に革命憲法が制定されるまで続いた。

プルタルコ・エリアス・カジェスによって設立された国民革命党は1938年にメキシコ革命党、1946年に制度的革命党（PRI: Partido Revolucionario Institucional）と名称を変えていったが、同政党が1929年に政権を握ると、以降2000年までの71年間にわたり政権が維持され、一党支配体制のもとでの長期安定政治が実現された。

(4) PRI一党体制から PAN 政権、更に PRI の再選

PRIによって安定的に政権が維持される中、1950年代から1970年代までの間はインフレを伴うことなく堅調に経済が成長し、「メキシコの奇跡」と呼ばれた。一方で、都市部と農村部の間で貧富の差が拡大し、PRIに対する不満も次第に高まった。1982年には債務返済不能に陥り、外国からの借款と石油輸出に支えられた経済は破綻した。政府は国際通貨基金（IMF: International Monetary Fund）の勧告に従い、緊縮財政やペソの切り下げを実施し、また1986年には、関税及び貿易に関する一般協定（GATT: General Agreement on Tariffs and Trade）に加盟したが、こうした経済路線の変更はPRI内部の分裂や国民生活の困窮を招いた。1988年、PRIのサリナスが大統領として就任すると、1992年には北大西洋条約機構（NAFTA: North American Free Trade Agreement）を締結し、米国及びカナダとの経済関係を深化させていったが、これに端を発して貧しい南部の州であるチアパスで先住民の解放を掲げるゲリラ部隊による武装蜂起が起こった。

2000年の大統領選挙では、国民行動党（PAN: Partido Accion Nacional）のビセンテ・フォックスがPRIに勝利して政権を奪取し、長きにわたったPRI政権が幕を下ろした。続く2006年の大統領選挙においてもPANのフェリペ・カルデロン候補が勝利して政権を維持することに成功した。カルデロンは大統領就任後、公務員年金などの改革、エネルギー政策、治安の維持に取り組んだものの、とりわけ治安については改善の傾向が見られず、多くの議席を失うこととなった。

2012年の大統領選挙では、PRIのエンリケ・ペニャ・ニエトが当選し、PRIは与党に返り咲いた。ペニャ・ニエト政権は、主要3政党（PRI、PAN、民主革命党（PRD: Partido de la Revolución Democrática））の間で、諸改革の推進のための与野党合意である「メキシコのための協約（Pacto por México）」に署名し、労働、教育、通信、エネルギー、財政、政治・選挙制度の改革に取り組んでいる。

図表 1-9 メキシコの歴史

時代	年代	歴史
文明の興隆から アステカ帝国滅亡	BC13世紀	オルメカ文明の形成
	2世紀	マヤ文明の興隆
	3世紀	テオティワカン文明の開花
	15世紀	アステカ帝国の繁栄
	1521年	エルナン・コルテス率いるスペイン軍によりアステカ帝国滅亡
スペイン支配の時代 から独立戦争	1810年	メキシコ独立戦争
	1821年	スペインより独立
建国から混乱の時代	1824年	メキシコ合衆国憲法制定
	1846年	米墨戦争(～1848年、国土の半分近くを米国に割譲)
	1861年	フランス干渉戦争(債権国フランスによる武力介入)
	1910年	メキシコ革命勃発
	1917年	現行憲法公布
	1929年	国民革命党(現「制度的革命党(PRI)」政権掌握
PRI一党体制から PAN政権、更にPRI の再選	1938年	石油産業の国有化
	1968年	メキシコシティオリンピック開催
	1982年	債務返済不能
	1986年	GATT 加盟
	1993年	APEC 参加
	1994年	NAFTA 発効 OECD 加盟 通貨危機発生
	2000年	フォックス大統領就任(71年間のPRI政権が終焉)
	2005年	日墨経済連携協定(EPA)発効
	2006年	カルデロン大統領就任
	2012年	ペニャ・ニエト大統領就任 環太平洋戦略的経済連携協定 TPP の交渉国がメキシコの交渉参加を承認

ひとくちメモ(3): 日本・メキシコの交流の歴史

1609年にフィリピン諸島総督のロドリゴ・デ・ビベロを長とする一団の船は、当時のスペイン領メキシコへの帰途において千葉県沖で遭難したが、村人たちの献身的救助によって乗組員317名が命を拾うこととなった。ビベロ一行は村からの歓待を受け、その後、徳川秀忠、徳川家康に謁見し、翌年徳川家の支援によってメキシコに帰国することができた。このときビベロ一行とともにメキシコに渡った日本人たちがメキシコ最初の日本人訪問者となった。更に、1613年10月には仙台藩主伊達政宗の名を受け、支倉使節団がメキシコに向けて出港し、1614年1月にメキシコのアカプルコ港に入港した。

これらの歴史的経緯から、2009年は1609年からの交流400年を記念した「日本メキシコ交流400周年」とされ、2013年～2014年は「支倉使節団訪墨400周年:日墨交流年」とされた。

ひとくちメモ(4): 女性に人気のペニャ・ニエト大統領

2012年に大統領に就任したPRIのエンリケ・ペニャ・ニエト(Enrique Peña Nieto)は、政治家としての手腕のみならず「イケメン」としても有名である。その容姿はイギリスのBBCニュースにも取り上げられるほどで、映画俳優のような整った顔立ちは多くの人々を惹きつけ、日本でも女性のファンが多い。その容姿を活かし、テレビ番組にも度々出演しているが、こうした活動は彼の政治家活動を支えるひとつの手段となっている。

【写真説明】エンリケ・ペニャ・ニエト大統領



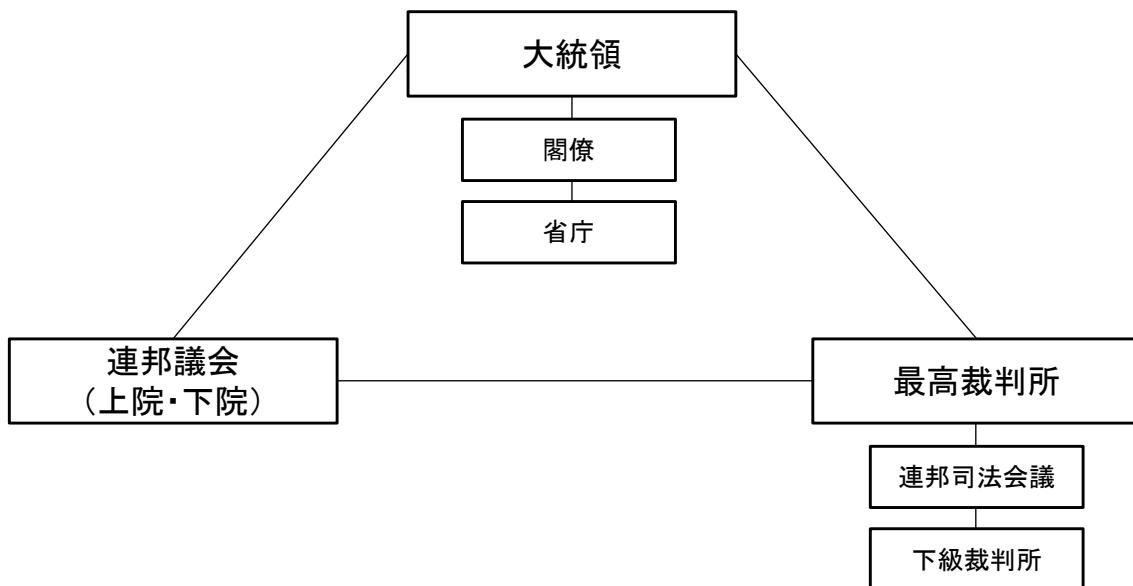
(出所)メキシコ大統領府より作成

第2章 政治・外交・軍事

1. 政体

政治体制は大統領を元首とする連邦共和制である。立憲民主制が採られており、1917年に米国憲法をモデルに制定された現行憲法により、31州と1連邦特別区から成るメキシコの統治機構が定められている。また、憲法第49条において、立法、行政、司法の三権分立が定められている。

図表 2-1 三権分立



（出所） 総務省「メキシコの行政」より作成

2. 元首

大統領が元首であり、行政府の最高責任者である。大統領は直接選挙により選出され、任期は6年である。大統領の再選は禁止されている。2014年8月時点の大統領は、2005年～2011年までメキシコ州知事を務め、州知事としての経験を積んだ、エンリケ・ペニャ・ニエト（2012年12月1日就任）である。

三権分立ながらも、大統領には、法律の公布、閣僚などの任命権、軍の指揮権、条約締結権、連邦最高裁判所判事の人事提案権、恩赦権、法案の拒否権など広範にわたり、かつ強い権限が付与されている。

3. 内閣

大統領が閣僚任命権を持っており、総理大臣制度ではない。連邦行政組織法により、19閣僚と連邦検察庁長官が内閣を構成する。

4. 行政組織

メキシコにおいては、大統領の下、以下の中央官庁が組成されている。

図表 2-2 中央省庁



(出所) メキシコ大統領府より作成

図表 2-3 各省庁の管轄業務

名称	業務
内務省 (SEGOB: Secretaría de Gobernación)	内政における監視・問題対処、行政機関・政党・諸団体間の関係調整、官報等
外務省 (SRE: Secretaría de Relaciones Exteriores)	政府機関の海外活動への協力・支援・保障、外交政策の実行、外務の指揮、海外での国民保護等
公共行政省 (SFP: Secretaría de la Función Pública)	連邦政府の統制及び評価システムの計画・調整、公共支出の検査、連邦政府の統制手段・手続の基準策定及び監視、政府支局・団体の内部統制促進・会計監査の実行等
警察省 (SSP: Secretaría de Seguridad Pública)	犯罪防止、公共安全政策、警察の組織・指揮・管理・監督等
国防省 (SEDENA: Secretaría de Defensa Nacional)	陸軍及び空軍の組織・管理・訓練等
海軍省 (SEMAR: Secretaría de Marina)	海軍の組織・管理・訓練等
財務省 (SHCP: Secretaría de Hacienda y Crédito Público)	連邦・連邦特別区・准政府機関の歳入算出の算定、国債管理、銀行システムの計画・調整・評価・監視、徴税、税関等
社会開発省 (SEDESOL: Secretaría de Desarrollo Social)	貧困対策のための社会開発政策、都市・住宅開発、国土計画、インフラ整備等
エネルギー省 (SENER: Secretaría de Energía)	エネルギー政策の指揮、燃料資源利用に関する国の権利の行使やサービス提供等
経済省 (SE: Secretaría de Economía)	産業・貿易・国内取引・生活必需品・物価に関する政策の推進等
通信運輸省 (SCT: Secretaría de Comunicaciones y Transportes)	交通及び通信の整備のための政策・プログラム、公的通信サービスの規制・検査・監視、空港・鉄道・自動車道・港湾に関する建設許認可・監視等
労働福祉省 (STPS: Secretaría del Trabajo y Previsión Social)	労働関連法の遵守・適用の監視、労働生産性向上の促進、技能開発・職業訓練の促進、社会保障政策の策定、社会保障サービスの調整等
観光省 (SECTUR: Secretaría de Turismo)	国内観光産業発展の政策策定及び実行、観光サービス産業の許認可等
農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省	農村開発、農村への投資プロジェクト、農林水産に関する

(SAGARPA: Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación)	調査研究等
環境資源省 (SEMARNAT: Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales)	生態系・天然資源・環境財及びサービスの保護・回復・保存、環境法令の促進、気象・気候・水理・地質水理に関する調査研究・業務等
農地改革省 (SRA: Secretaría de Reforma Agraria)	農地規則・法令の適用、農村開発の許認可、農業地帯開拓のプログラム企画等
公共教育省 (SEP: Secretaría de Educación Pública)	学校教育の組織・監視・開発、教育計画策定、学術研究機関の設立促進、文化遺産保護、芸術・文化活動の計画等
厚生省 (SALUD: Secretaría de Salud)	社会福祉・医療サービス・公衆衛生に関する国家政策の計画及び実施等
連邦法制局 (CJEF: Consejería Jurídica del Ejecutivo Federal)	大統領、閣僚の発する法的文書等の内容・形式に関する審査
連邦検察庁 (PGR: Procuraduría General de la República)	犯罪の捜査・追跡等

(出所) メキシコ大統領府、総務省「メキシコの行政」より作成

5. 地方行政制度

全国は31州と1連邦特別区に分けられており、州及び連邦特別区毎に、立法、行政、司法の三権分立体制が採られている。また憲法により、市町村制が採用されている。

州知事の任期は6年で、住民の直接選挙により選出される。州議会は一院制で、議員の定員は州毎に異なる。

州は連邦権以外の残余権を有しており、各州で州法が制定されている。州法にて州議会及び州政府の機能が定められているが、実際は大統領及び連邦政府に強い権限が与えられている。

6. 国会

憲法により、立法権は国会に与えられている。大統領は法案に対し、拒否権行使することができる。これに対し国会は、総議席数の3分の2以上の投票により、拒否権を無効にすることができる。

メキシコの議会制度は二院制で、上院は 128 議席、下院は 500 議席である。上院の任期は 6 年であり、議席数のうち、4 分の 3 の 96 議席は 31 州に連邦特別区であるメキシコシティを加えた全 32 の選挙区から選出される。残りの 32 議席は、全国区比例代表制で選出される。一方下院の任期は 3 年で、500 議席の内 300 議席は小選挙区制で選出され、残りの 200 議席は全国 5 選挙区での比例代表制で選出される。

図表 2-4 上院・下院の概要

	上院	下院
専管権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条約の承認 ・ 海外派兵の承認等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の承認 ・ 国債発行・課税・徵兵に関する法案の先議等
議員定数	・ 128 議席	・ 500 議席
選挙制度	・ 混合制(96 議席は 31 州および連邦特別区であるメキシコシティの全 32 の選挙区から選出。残りの 32 議席は、全国区比例代表制で選出)	・ 混合制(300 議席は小選挙区制で選出残りの 200 議席は全国 5 つの選挙区での比例代表制から選出)

(出所) 総務省「メキシコの行政」より作成

7. 政党

主要政党は、制度的革命党 (PRI)、国民行動党 (PAN)、民主革命党 (PRD) である。この他、労働党、新しい同盟、市民運動などの小規模な政党が存在する。

PRI は 1929 年から 2000 年の 71 年間にわたり政権を維持したが²、2000 年 7 月 2 日の大統領選において、PAN のフォックス候補が勝利したこと、PRI 政権に終止符が打たれた。続いて 2006 年の大統領選挙においても PAN が政権維持に成功した。しかしながら PAN 政権下において治安や景気の改善は実現されず、2012 年の大統領選では PAN のバスケス候補をやぶり、PRI のペニヤ・ニエトが当選し、再び政権交代となった（詳細は第 1 章参照）。

8. 司法

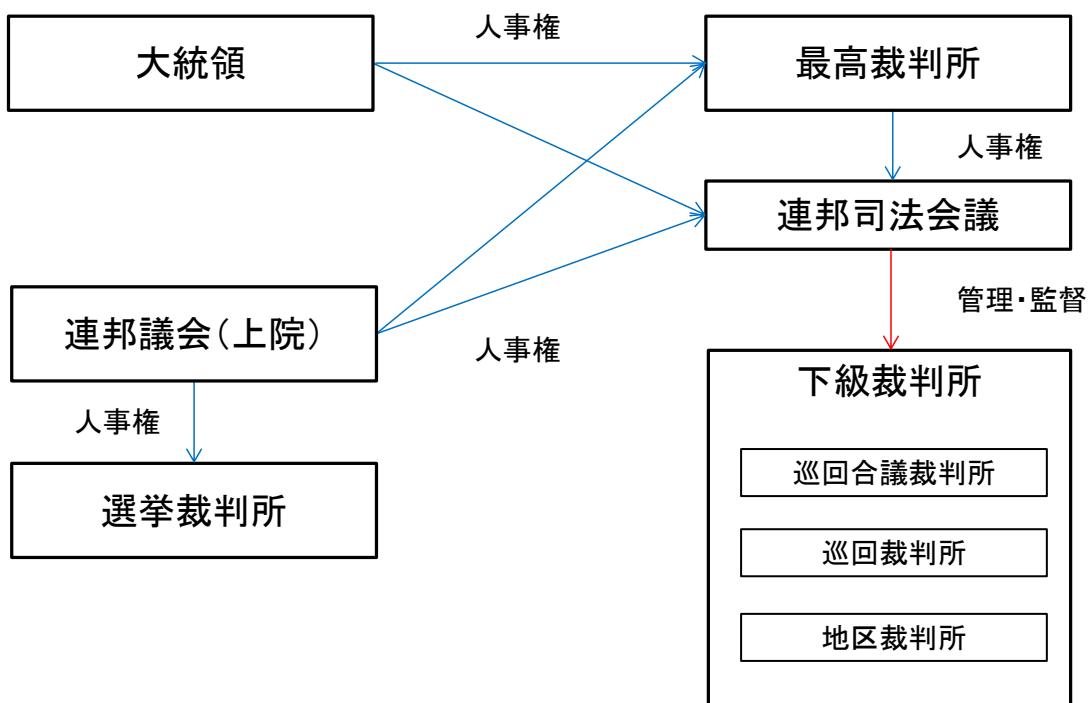
メキシコでは連邦制が採られているため、裁判所は連邦裁判所と州裁判所が存在する。連邦裁判所では、連邦が関係する事案及び複数の州にまたがる事案を取り扱い、州裁判所では、同一の州内に限定された事案を取り扱う。

² PRI の前身である国民革命党政権を含む。

メキシコは原則、二審制である。但し、行政、司法及び立法の行為によって人権を侵害された場合の救済制度であるアンパロ (Amparo) 裁判に訴える場合には 4 回まで審議を受けることができる。アンパロ訴訟の場合、巡回裁判所で審判が行われ、巡回合議裁判所で再審がなされる。

最高裁判所では憲法争議及び違憲の訴訟が行われる。最高裁判所の判事は、大統領が指名し、連邦議会上院が承認する 11 名から成る。連邦レベルでは、下級裁判所を監督し、裁判官人事を管理する連邦司法会議が存在する。当該会議は、最高裁判所の総会により指名される 3 名、連邦議会上院により指名される 2 名、大統領により指名される 2 名、及び当該会議議長である最高裁判所長官の計 8 名から構成される。

図表 2-5 連邦司法制度の概要



(出所) 総務省「メキシコの行政」より作成

9. 外交

(1) 基本方針

植民地時代を経験していることから、主権尊重、内政不干渉、民族自決、紛争の平和的解決等が外交の基本原則である。デラマドリ政権（1982年～1988年）までは、第3世界³のリーダー格として第3世界の国々を牽引する傾向にあったが、サリナス政権（1988年～1994年）以降は、先進国との関係性を重視する方向に転換し、アジア太平洋経済協力（APEC: Asia Pacific Economic Cooperation）加盟、NAFTA 締結や OECD 加盟などを果たした。

(2) 諸外国との関係

① 対米関係

地政学的、及び経済的観点から、米国との関係が重要視されている。サリナス元政権は、米国及びカナダとの間で NAFTA を締結した。これを機に、経済面において米国との一体化が進んでいる。米国との間では、不法移民問題や麻薬問題、麻薬と関連した治安の問題が外交課題となっている。これらを解決するための協議の場が 1981 年より設けられている。

② その他諸外国との関係

カルデロン前政権においては、米国を最重視しつつ中南米との関係の再構築と強化を目指した。ペニャ・ニエト政権においては、米国との関係維持、中南米におけるプレゼンスの拡大に加え、アジア太平洋地域との関係性構築を目指している。

また、多くの国々との間で FTA を締結しており、積極的に通商外交を展開している。日本との間では、EPA が 2005 年に発効した。

10. 国防

メキシコの軍隊は、他の中南米諸国の軍隊に比べて小規模で、内政に対する影響力も小さい。軍隊の任務は、外部からの侵略に対する防衛よりも、国内の治安の維持と災害緊急援助の色合いが強い。近年はメキシコにおける犯罪組織を取り締まる警察の支援を行うため、各地に駐屯している。国軍最高司令官である大統領の下で陸軍及び空軍を統括する国防省と海軍を統括する海軍省がある。

図表 2-6 国防の基本情報（2014 年）

概要	① 国防予算：約 58 億ドル ② 兵役：志願制と短期徴兵制 ③ 兵力：約 27 万人
----	---

（出所）外務省より作成

³ アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの発展途上国の総称。

第3章 経済概況

1. 経済概観

(1) 近年の経済動向

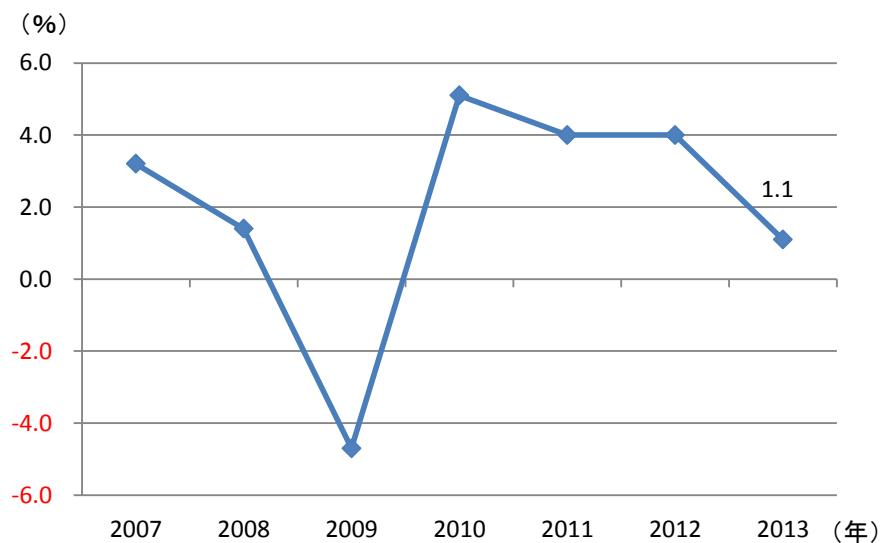
メキシコでは、事実上のドル固定相場制や経常収支の恒常的な赤字などを背景に、1994年12月に通貨危機が発生し、外貨準備が枯渇し、通貨ペソが暴落した。翌1995年には深刻な景気後退となりマイナス成長を記録したものの、その後、通貨安による輸出競争力の回復や、米国の景気拡大、国際石油価格の高騰、新興諸国への資金流入の活発化に支えられて、メキシコ経済は順調に回復軌道をたどってきた。

2000年代に入ってからもメキシコ経済は、米国向け工業製品の輸出拡大や、原油価格高騰による原油輸出額の増加（輸出量は2004年以降減少）、インフレ収束と金利低下による個人消費の活発化、金融、建設、電話サービスの拡大などにより順調に推移してきた。

もっとも、実質GDP成長率は、2006年の前年比5.0%をピークに、米国市場の低迷を受けた自動車輸出の不振などにより、2007年には3.3%へ低下した。さらに、2008年10月以降、米国の金融危機を契機とした世界経済停滞により、工業製品輸出が減少へ転じ、同年の成長率は1.2%まで落ち込んだ。2009年は内外需とも不振が持続し、4~6月期の経済成長率は前年同期比▲9.6%と、四半期統計が始まった1981年以降で最大の下落を記録した。その結果、同年の成長率は▲4.7%まで落ち込んだ。

しかし、2009年秋口以降、自動車産業などの輸出製造業が回復に転じ、他産業の景気も底を打った。2010年以降は、好調な外需を受けて、景気回復が進んでいる。失業率の高止まりや、実質賃金の低迷などによる個人消費の伸び悩みで、内需の回復は遅れたものの、輸出の回復により、2010年の成長率は5.1%と大きく回復した。2011年に入ってからも景気は堅調に推移し、2010年1~3月期以降、8四半期連続でプラス成長を持続し、通年では4.0%を記録した。

図表 3-1 メキシコの実質 GDP 成長率



(出所) INEGI (国立統計地理情報院) より作成

(2) 足元の経済動向⁴

2012 年のメキシコ経済は、1~6 月期は堅調な自動車部門や金融・保険部門などに牽引されて前年同期比 4.6% の成長率であったが、世界経済の停滞や、特に経済関係が深い米国経済の低迷などの影響を受け、年半ば以降減速した。7~12 月期には同 3.2% へと低下し、通年では前年と同水準の 4.0% となった。産業分野別にみると、製造業、商業、建設の減速が顕著であった。

2013 年に入ってからも、米国経済の回復の遅れを受けて、製造業、商業、建設などで景気低迷が続いた。四半期ベースでの経済成長率は、1~3 月期が前年同期比 0.6%、4~6 月期が同 1.6%、7~9 月期が同 1.4%、10~12 月期が同 0.7% と大幅に減速し、通年では世界的な金融危機の影響による 2009 年の▲4.7% に次いで低い成長率となる 1.1% へ減速した。

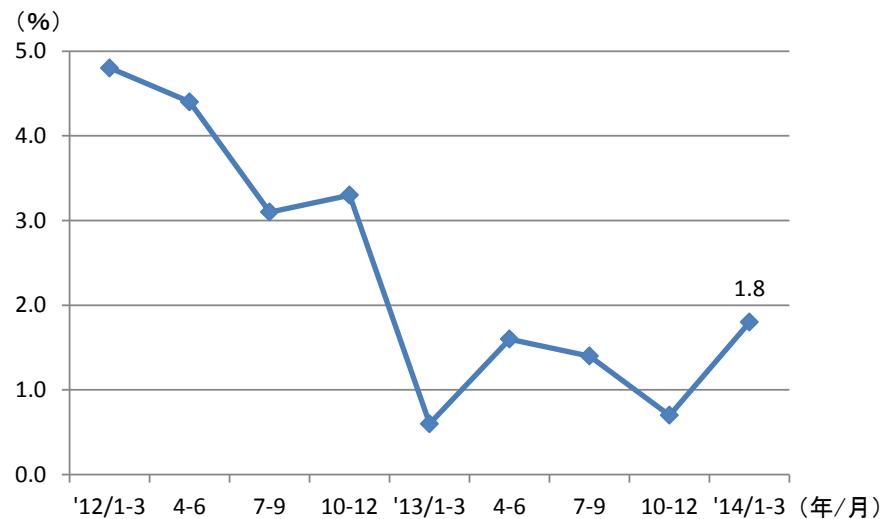
成長率が減速した背景には国外要因と国内要因がある。国外要因としては、世界経済が減速したことや、米製造業が低迷したことなどが挙げられる。特に、経済関係が緊密な米国経済の影響を大きく受けた。一方、国内要因としては、大手住宅建設業者の経営破綻により民間住宅建設部門が低迷したことや、中西部で天然ガスの需給が逼迫したこと、同年 9 月のハリケーン被害によって農業生産が低下したことなどが挙げられる。さらに、ペニヤ・ニエト新政権への政権移行に伴い公共事業などの予算執行が遅れたことも景気を減速させた。産業分野別にみると、2012 年に引き続き、製造業、商業、建設などが減速した。

2014 年に入ってからも低成長が続き、2014 年 1 月に施行された財政改革（増税）の影響で小売売上など民間消費の回復が遅れたために、1~3 月期の成長率は前年同期比 1.8%

⁴ JCIF 「総合評価レポート メキシコ（2014 年度上期）」参照。

にとどまった。1～3月期の成長率を産業部門別にみると、回復基調の自動車産業を背景に製造業が堅調に推移したものの、建設はマイナス成長が続いた。もっとも、年半ば以降は米景気の回復が期待できることや、公共投資の実行などにより公共支出が行われることが予測されることから、経済は回復へ向かい、経済成長率も緩やかに上昇すると見込まれる。

図表 3-2 メキシコの実質 GDP 成長率（四半期ベース、前年同期比）



(出所) INEGI より作成

(3) 開発計画

メキシコでは、憲法によって、大統領は、就任後半年以内に任期中の開発計画を策定し、国民に発表することが規定されている。2006年12月に就任したカルデロン前大統領は、2007年5月に長期開発計画「2030年ビジョン (Vision 2030)」を発表し、この中で、1人当たりGDPを2030年までに29,000ドルまで引き上げることを謳った。また、同年6月には、2030年ビジョンの第1期五カ年計画とも言える「2007～2012年国家開発計画」を発表した。同計画の柱として、①法治国家と公共の安全、②競争力ある経済と雇用の創出、③機会の平等、④環境の持続性、⑤効果ある民主主義と責任ある外交、が盛り込まれた⁵。

2012年12月に就任したペニヤ・ニエト大統領は、2013年5月に「2013～2018年国家開発計画 (PND2013)」を発表し、政策の5本の柱として、①治安回復、②貧困撲滅・格差是正、③教育拡充、④経済的繁栄、⑤国際社会への貢献、を掲げた。2014年4月には、②「貧困撲滅・格差是正」と④「経済的繁栄」に関連して、6つの戦略部門におけるインフラ整備を中心とした、総投資額7兆7,505億ペソ(743プロジェクト)の「2014～2018年国家インフラ計画 (PNI2014)」を発表した（詳細は第20章を参照）⁶。

⁵ JCIF「基礎レポート第2章 国民経済」参照。

⁶ JCIF「基礎レポート第2章 国民経済」参照。

一方、ペニヤ・ニエト政権は、主要3政党（制度的革命党（PRI）、国民行動党（PAN）、民主革命党（PRD））間で、様々な改革推進のための与野党合意「メキシコのための協約（Pacto por Mexico）」に署名し、労働改革、教育改革、通信改革、エネルギー改革、財政改革、政治・選挙制度改革に取り組んでいる。特に注目されているのは、エネルギー改革（炭化水素資源の探査・生産への民間の参入）と財政改革（高所得層の所得税率引き上げ、最低年金制度と失業保険制度の導入、財政責任法の改正、等）である。前者は、2013年8月に憲法修正を含むエネルギー改革案が発表され、2014年8月に関連法が公布された。後者は、2013年9月に財政改革案が発表され、同10月に連邦議会で可決された⁷。

(4) 主要経済指標

図表 3-3 メキシコの主要経済指標

		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
GDP	名目 GDP(億ドル)	10,427	11,007	8,945	10,508	11,692	11,835	12,585
	実質 GDP 成長率(%)	3.3	1.2	▲4.7	5.1	4.0	4.0	1.1
	1人当たり GDP(ドル)	9,565	9,935	7,943	9,194	10,107	10,111	10,630
国際収支指標	経常収支(億ドル)	▲147	▲202	▲81	▲36	▲123	▲148	▲223
	経常収支対 GDP 比(%)	▲1.4	▲1.8	▲0.9	▲0.3	▲1.1	▲1.2	▲1.8
	貿易収支(億ドル)	▲103	▲176	▲49	▲29	▲13	2	▲7
	輸出	2,723	2,919	2,300	2,989	3,499	3,714	3,809
	輸入	2,826	3,095	2,349	3,018	3,512	3,712	3,816
	外貨準備高(億ドル、年末)	871	951	996	1,203	1,440	1,604	1,754
	対外債務残高(億ドル、年末)	1,281	1,294	1,660	1,981	2,109	2,273	2,586
景気指標	失業率(%/年末月)	3.7	4.0	5.5	5.4	5.2	5.0	4.9
	消費者物価上昇率(%)	4.0	5.1	5.3	4.2	3.4	4.1	3.8
財政・金融指標	国債3ヶ月物金利(%、年末)	7.60	8.07	4.86	4.71	4.55	4.49	3.54
為替・株	為替レート(対ドル、平均値)	10.9	11.1	13.5	12.6	12.4	13.2	12.8
	株価指数(IPC、年末)	29,537	22,380	32,120	38,551	37,078	43,706	42,727

(出所) IMF「World Economic Outlook(2014年4月版)」、IMF「International Financial Statistics (2014年版)」、メキシコ中央銀行、INEGI より作成

⁷ JCIF「総合評価レポート メキシコ（2013年度下期）」参照。

2. 産業構造

(1) メキシコの産業構造

メキシコは、豊かな天然資源に恵まれ、産業が多岐にわたり発達している。約 196 万 km² の国土面積に石油、金、銀、銅、亜鉛などの豊富な鉱物資源を有し、特に、石油は 100 年を超える開発の歴史を持つ主要輸出商品の一つとなっている。

製造業については長年にわたって国内産業の保護・育成政策が採られてきたが、1980 年代半ば以降、保護育成策が見直され、輸入の自由化や外資規制の緩和などが進められている。国際競争力も徐々に高まり、1994 年の北米自由貿易協定（NAFTA）発効に伴って、低廉で質が高い労働力を利用した米国への輸出拠点として、先進諸国からの投資が増えた。

依然として多くの中間財や資本財を輸入せざるを得ないものの、自動車産業、電気・電子産業、航空宇宙産業などでは、最終組立業者の進出に伴って裾野産業も徐々に育ち、部品・原材料の国内調達比率が高まっている。NAFTA 域内の米国とカナダに加え、アジアや中南米の新興国への輸出も好調に推移し、メキシコの輸出全体に占める工業製品は 1990 年代後半に 80% に達した。

(2) GDP の産業部門別内訳

2013 年の産業構造を GDP の内訳からみると、第一次産業（農林水産業）が 3.0%、第二次産業（鉱業、電気・ガス・水道、建設、製造業）が 33.6%、第三次産業（商業、不動産・賃貸、運輸・郵便・倉庫、金融・保険、教育、情報通信、その他）が 63.4% と、第三次産業が全体の約 3 分の 2 を占める。

2008 年から 2013 年にかけて、実質 GDP の産業部門別構成比の推移を見ると、2008 年の時点で既に各産業が発達していたため変化は小さい。その中にあって、第三次産業の割合が継続して拡大している。2008 年に 61.2% であったのが 2013 年には 63.4% まで上昇し、サービス産業化が進んでいる。内訳をみると金融・保険分野や情報・通信分野の伸びが顕著である。商業も 2008 年から 2009 年にかけて割合を低下させたが、2009 年以降は拡大基調にある。

一方、第二次産業は、2008 年の 35.6% から年を追って縮小している。なかでも、鉱業は原油生産量の減少に伴い、2008 年の 8.6% から 2013 年には 7.5% へ低下した。製造業はほぼ横ばいで推移し、2013 年は 2008 年をわずかに上回る 16.6% となった。もっとも、製造業全体が伸び悩むなかにあって、自動車産業は順調に発展しており、2013 年の生産台数は世界第 8 位の 305 万台を記録した。第一次産業も GDP 全体に占める割合を低下させ、2013 年には 3.0% となった。

生産面だけでなく雇用面においても第三次産業の重要性が増している。2013 年の就業人口の部門別割合をみると、第一次産業が 13.6%、第二次産業が 23.8%、第三次産業が 61.9%、

不明が 0.7% である。内訳を見ると、商業が最大で全体の 19.6% を占めた。第 2 位以下に、製造業が 15.6%、農林水産業が 13.6%、建設が 7.3% で続く。農林水産業は、GDP の 3.0% を占めるに過ぎないが、雇用面では大きな役割を果たしている。

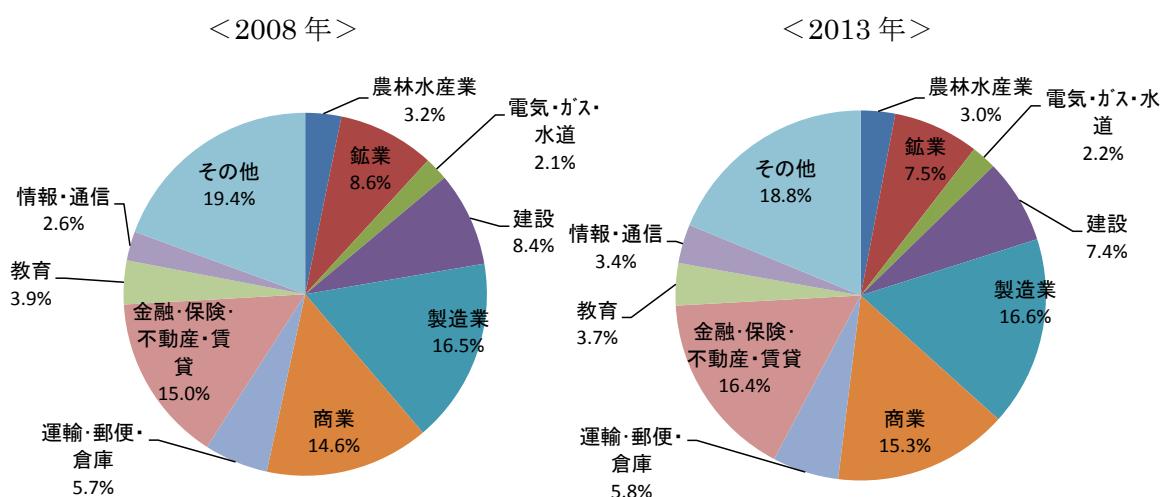
2008 年～2012 年の変化を見ると、建設の割合が緩やかに低下しているが、その他の産業は概ね横ばいで推移している。

図表 3-4 GDP の産業部門別構成比（2008 年価格）

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
第一次産業	3.2	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0
農林水産業	3.2	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0
第二次産業	35.6	35.0	34.9	34.7	34.2	33.6
鉱業	8.6	8.7	8.3	8.0	7.7	7.5
電気・ガス・水道	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
建設	8.4	8.3	7.9	7.9	7.8	7.4
製造業	16.5	15.9	16.4	16.5	16.5	16.6
第三次産業・その他	61.2	61.7	62.0	62.3	62.8	63.4
商業	14.6	13.4	14.2	15.0	15.1	15.3
不動産・賃貸	11.8	12.5	12.3	12.1	12.0	12.0
運輸・郵便・倉庫	5.7	5.6	5.7	5.7	5.7	5.8
金融・保険	3.2	3.5	4.0	4.1	4.3	4.4
教育	3.9	4.0	3.9	3.8	3.7	3.7
情報・通信	2.6	3.0	2.9	2.9	3.2	3.4
その他	19.4	19.7	19.0	18.8	18.7	18.8

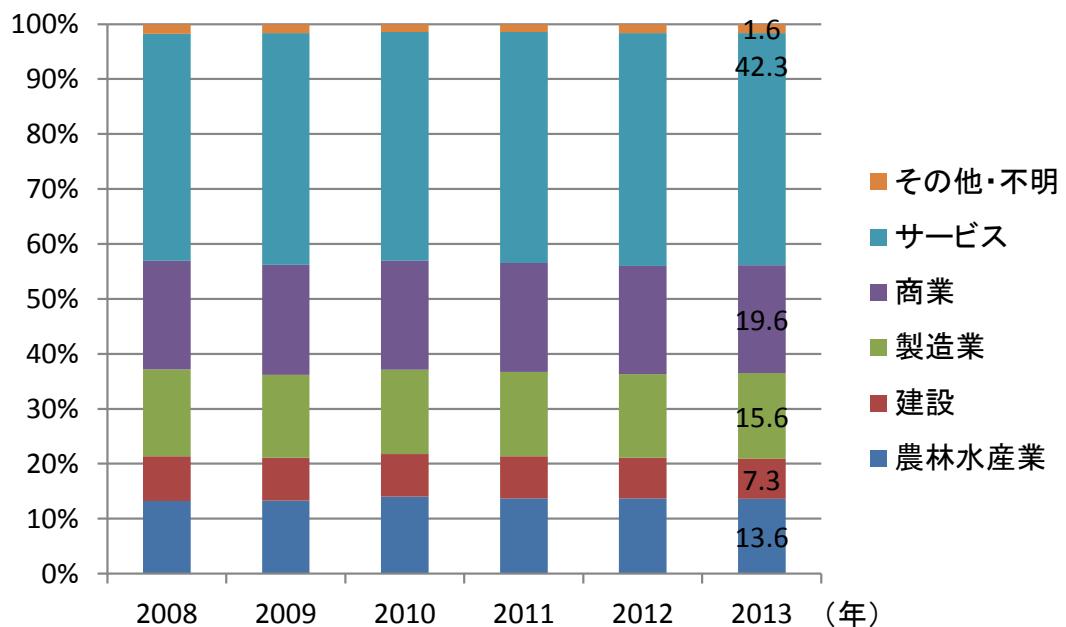
（出所） INEGI より作成

図表 3-5 GDP の産業部門別構成比（2008 年、2013 年）（2008 年価格）



（出所） INEGI より作成

図表 3-6 産業部門別就業人口構成比



(出所) INEGI より作成

3. 貿易概観

(1) 経済連携の動き

メキシコは、2014年9月現在、世界45カ国⁸と13のFTA（自由貿易協定）を締結している。2013年の輸出入全体に占めるこれら45カ国の割合は、輸出が約9割、輸入が約7割である。

なかでも重要なのは、1994年1月に米国及びカナダとの間で締結したNAFTAで、4.7億人の人口と18.7兆ドルのGDP（2014年3月時点）を持つ世界最大規模の自由貿易圏を構成している。メキシコへ進出した企業は、物流インフラが整備されたNAFTAを通じて、世界主要市場へのアクセスが可能となる。NAFTAの成立により、輸出志向の進出企業にとって、北米と中南米を結ぶ戦略拠点に立地するメキシコの重要性が高まっている。

米国とは3,100km超にわたって国境を接し、特に貿易・投資において両国間の関係が深化している。2013年のメキシコの輸出の78.8%が米国向け、2000年～2013年の対内直接投資の累計残高の47.6%が米国からの受け入れである。また、米国へ移住した移民によるメキシコへの送金も年間200億ドル超⁹まで増加している。米国への過度な依存が続く一方で、EU、中南米諸国、アジア諸国との関係構築と強化を図っており、二国間協定や国家・

⁸ EU28カ国を含む。

⁹ 2013年は215.8億ドル（メキシコ中央銀行）。

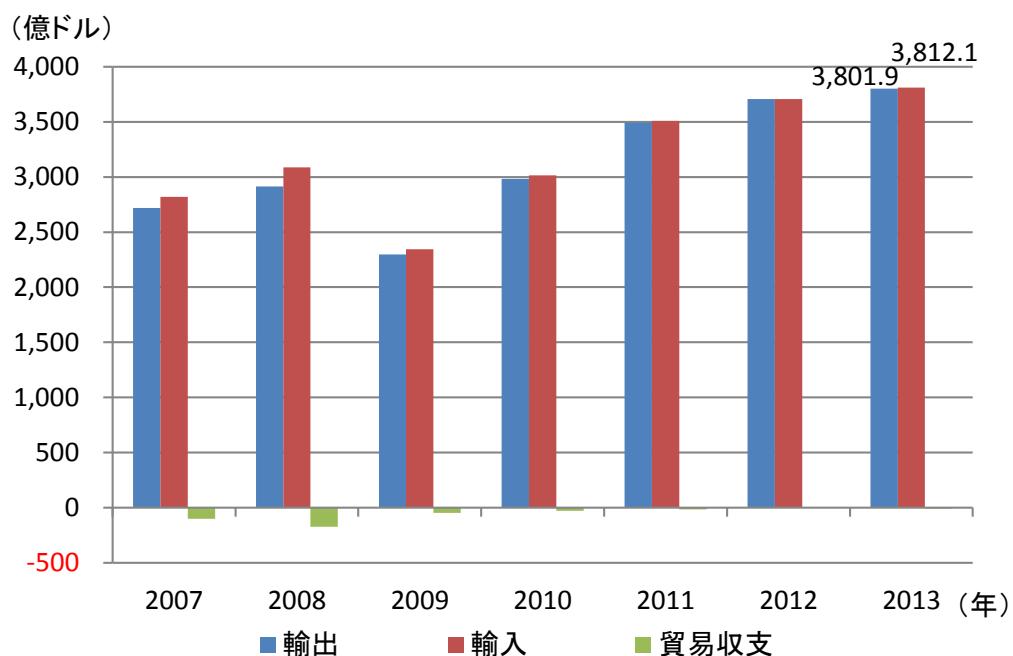
地域間協定などの締結を推進している。直近では 2011 年から TPP 交渉に参加し、2012 年には周辺国と共に太平洋同盟を発足させた（詳細は第 22 章を参照）。

（2）輸出入動向

メキシコは、1980 年代後半以降、石油に過度に依存した従来の輸出構造を転換し、工業製品を中心とした輸出国となった。そして、米国の景気拡大を受けて、メキシコの輸出は高い伸びが持続した。

1994 年 1 月には、米国及びカナダとの間で NAFTA が発効し、メキシコの対米輸出拠点としての重要性が一段と高まった。もっとも、安価な労働力を利用した最終製品の組立型産業が中心であり、多くの原材料や部品などを輸入に依存したことから、輸出の拡大に伴って輸入も拡大し貿易赤字が拡大するという、構造的な問題が生じることになった。

図表 3-7 メキシコ輸出入額の推移



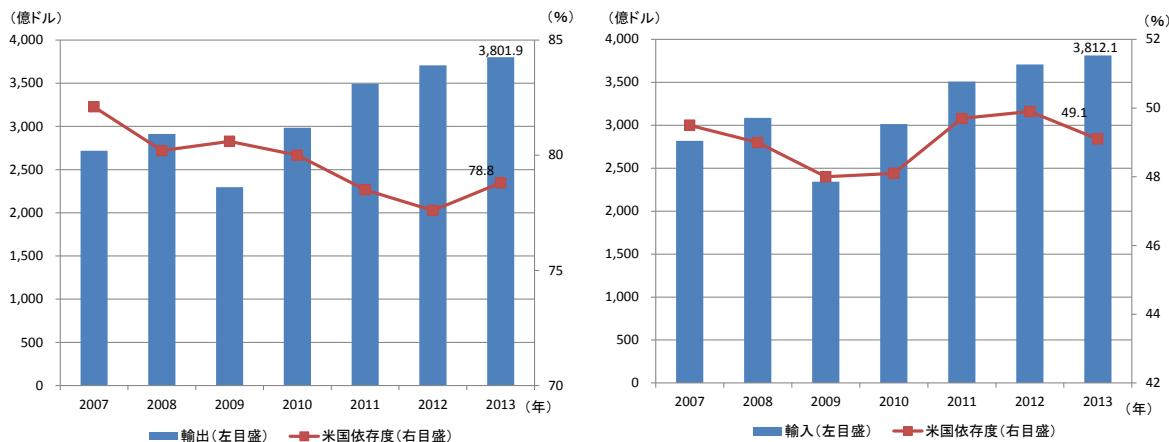
（出所）メキシコ中央銀行より作成

① 国別輸出入動向

メキシコの輸出入の特徴として、米国への依存度が極めて高いことが挙げられる。特に、1994 年の NAFTA 発効以降、両国経済の一体化が進んでおり、現在、輸出の約 8 割、輸入の約 5 割が米国との取引である。もっとも、メキシコと海外諸国との FTA 締結が増えてきたことやメキシコ製品の国際競争力が高まったことなどを背景に、2000 年代に入り、米国への依存度は低下傾向にある。米国に代わって増えているのが南米諸国及びアジア諸国と

の貿易である。なかでも、自動車・同部品や原油を中心に、中国への輸出の伸びが顕著で、輸出全体に占める割合は、2007年の0.7%から2013年に1.7%へ上昇した。輸入については、2005年以降、米国に次ぐ第2位で推移しており、全体に占める割合は、2007年の10.5%から2013年に16.1%へ上昇した。

図表 3-8 メキシコの輸出入の対米依存度



(出所) メキシコ中央銀行より作成

② 品目別動向

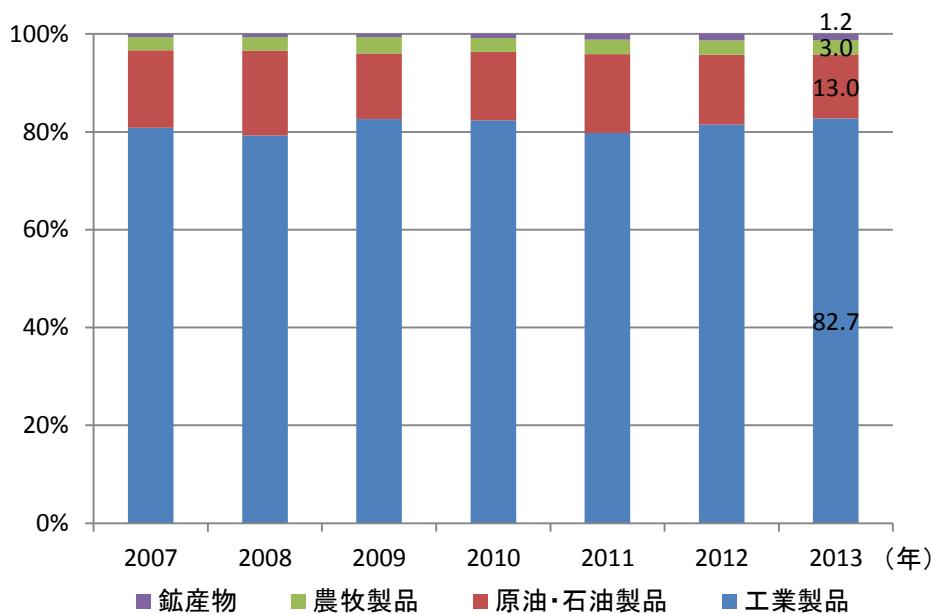
かつてメキシコにおけるモノカルチャーの象徴であった石油（原油・石油製品）輸出は、工業製品輸出の増加と国際石油価格の下落などを受けて、輸出全体に占める割合が1998年には6.2%まで低下した。しかし、2000年代に入り、石油価格の上昇に伴って輸出全体に占める割合も拡大し、2000年代半ば以降は15%前後で推移し、2013年には13.0%となつた。

近年、メキシコの輸出の約8割は工業製品である。1980年代から1990年代前半に輸出多角化が推進され、1980年代前半に20%～30%程度に過ぎなかつた工業製品の割合が上昇を続けた。特に、1990年代は米国との国境沿いに設けられたマキラドーラ（保税加工区）で生産された自動車部品や電気・電子製品などの輸出が急増した結果、1990年代末には、工業製品の輸出額全体に占める割合が80%前後まで上昇した。

2013年のメキシコの工業製品輸出は前年比4.2%増の3,146億ドルと過去最大となった。輸出全体に占める割合は82.7%で、なかでも自動車・同部品が25.7%（工業製品の31.1%）を占めた。特に自動車は前年比23.8%増と大きく拡大し、輸出全体を牽引した。一方、同年の電気・電子機器の輸出は、カラーTVが低迷したことを主因に、2.3%の微増にとどまった。

農産品は、豆類、野菜、果物の一部が米国へ輸出されているが、米国やカナダの農産品に対する競争力は弱く、輸出総額に占める割合も2%～3%に過ぎない。

図表 3-9 メキシコの輸出の商品別内訳



(出所) メキシコ中央銀行より作成

図表 3-10 メキシコの主要輸出品（2012、2013 年）¹⁰

(100 万ドル、%)

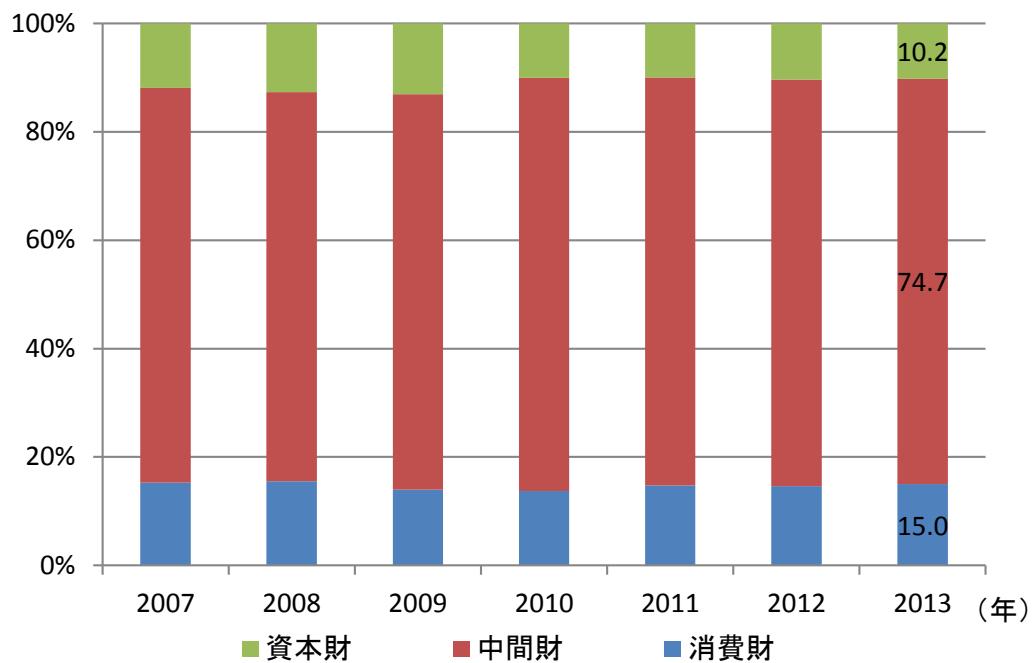
	2012 年		2013 年		
	金額	構成比	金額	構成比	前年比
輸出総額(FOB)	370,706	100.0	380,189	100.0	2.6
農産・林産品	9,226	2.5	9,862	2.6	6.9
畜産・水産品	1,689	0.5	1,465	0.4	▲13.3
鉱産品	57,798	15.6	54,288	14.3	▲6.1
原油	46,788	12.6	42,804	11.3	▲8.5
工業製品・同部品	301,993	81.5	314,574	82.7	4.2
自動車・同部品	88,377	23.8	97,781	25.7	10.6
乗用車	26,169	7.1	32,389	8.5	23.8
電気・電子機器	68,818	18.6	70,415	18.5	2.3
カラーTV	15,035	4.1	13,755	3.6	▲8.5
フラットパネル型	14,612	3.9	13,720	3.6	▲6.1
携帯電話	4,410	1.2	4,994	1.3	13.2
産業用機械機器	43,732	11.8	43,079	11.3	▲1.5

(出所) メキシコ中央銀行、INEGI より作成

¹⁰ 2013 年は暫定値。構成比は全て総額に対する比率。

一方、メキシコの輸入については、中間財が全体の70%～75%で安定して推移している。国内裾野産業の発達が遅れており、原材料、部品などの中間財が大量に輸入されている。また、輸入された中間財の多くは国内輸出企業によって最終製品に組み立てられ、米国などへ再輸出されている。資本財についても、メキシコ国内の生産が限定されているため、基本的に外国からの輸入に頼っている。当面、外国からの直接投資が順調に伸びていくと見込めるところから、設備投資の増大に伴って、資本財の輸入も増加すると考えられる。消費財の輸入は景気の影響を受けるため、2009年のマイナス成長を映じて、2010年に13.7%と低下したが、その後回復し2013年には15.0%となった。中長期的には、経済発展に伴つて、緩やかに上昇していくものと考えられる。地域的には、中間財、資本財ともアジアからの輸入が増えている。

図表 3-11 メキシコの輸入の商品別内訳



(出所) メキシコ中央銀行より作成

図表 3-12 メキシコの主要輸入品（2012、2013年）¹¹

(100万ドル、%)

	2012年		2013年		
	金額	構成比	金額	構成比	前年比
輸入総額(FOB)	370,752	100.0	381,210	100.3	2.8
農産・林産品	12,696	3.4	11,704	3.1	▲7.8
畜産・水產品	536	0.1	648	0.2	20.9
鉱産品	42,752	11.5	42,239	11.1	▲1.2
ガソリン	17,973	4.8	16,338	4.3	▲9.1
工業製品・同部品	314,769	84.9	326,619	85.9	3.8
繊維・アパレル・皮革	11,643	3.1	12,246	3.2	5.2
自動車・同部品	44,144	11.9	45,884	12.1	3.9
産業用機械機器	53,268	14.4	55,325	14.6	3.9
電気・電子機器	76,625	20.7	82,125	21.6	7.2

(出所) メキシコ中央銀行、INEGI より作成

ひとくちメモ(5): 米国依存からの脱却が課題

メキシコの米国経済への依存度の高さは同国経済の脆弱性に繋がっている。実際、メキシコ経済は、2007年以降の米国市場の低迷を受け、製造業が減産へ転じた。このような中にあって、政府は世界各国とのFTAの締結を推進し、多角的な経済連携の下での貿易立国を目指している。これにより、すでに一部品目においては、対米依存度(対米輸出比率)は低下傾向にあり、一定の成果がみられる。

メキシコ進出企業にとってみれば、このFTAの締結推進は販売機会の増大を意味しており、メキシコの魅力の一つといえる。

¹¹ 2013年は暫定値。構成比は全て総額に対する比率。

第4章 直接投資受入動向

1. 対内直接投資の動向

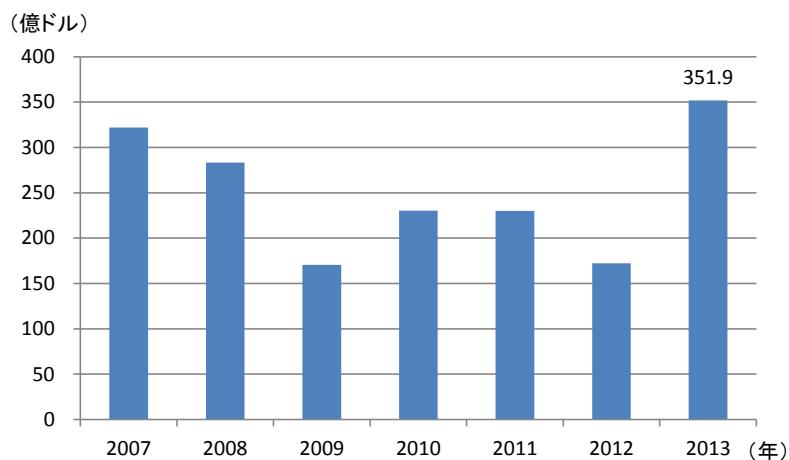
メキシコは、世界最大の米国市場に隣接する地理的優位性から、1994年の北米自由貿易協定（NAFTA）の発効以降、米国向けの輸出拠点として先進諸国から高水準の対内直接投資を受け入れてきた。

対内直接投資（ネット、実行ベース）の推移を見ると、NAFTA発効以降、高水準の投資が続き、2007年に321.8億ドルに達した。しかし、これをピークに、米国の住宅ローン危機に端を発した世界的な景気後退により、メキシコへの投資は減少に転じた。2008年に前年比12.0%減の283.4億ドル、2009年に同39.8%減の170.6億ドルと減少が続いたのち、世界経済が回復へ向かったことなどを背景に、メキシコへの投資額も回復の兆しを見せた。

2013年の対内直接投資額は、2012年の2倍超、現在の統計制度になった1999年以降で最大の351.9億ドルへ急増した。投資形態別に内訳を見ると、新規投資が175.9億ドルで全体の50.0%、再投資が103.4億ドルで同29.4%、企業間勘定が72.7億ドルで同20.6%であった。

2013年の対内直接投資が急増した主因は、ベルギーのビール製造会社アンハイザー・ブッシュ・インベブ社により、メキシコ最大手ビール製造会社であるモデロ・グループ（Grupo Modelo）社の買収（総額132.5億ドル）が行われたことによる。これを除くと同年の投資受入額は約220億ドルとなるが、それでも、自動車産業などを中心に製造業への投資が順調に推移し、前年より大幅増を記録した。¹²

図表 4-1 メキシコの対内直接投資（ネット、実行ベース）



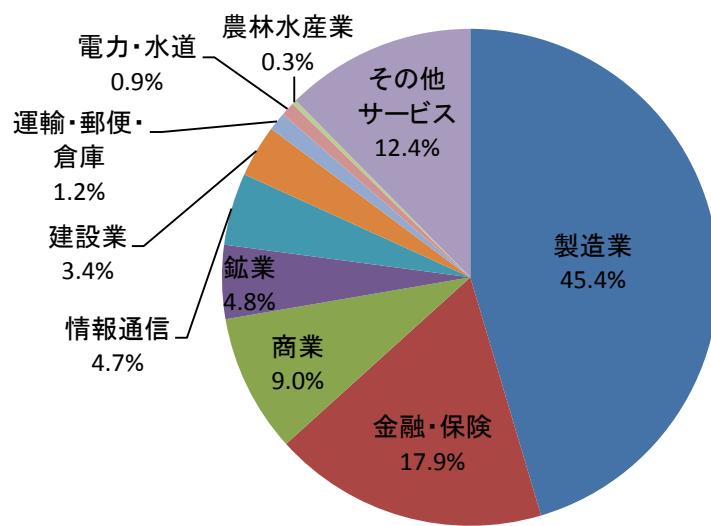
(出所) メキシコ経済省より作成

¹² JCIF「総合評価レポート メキシコ（2014年度上期）」参照。

2. 業種別受入動向

メキシコの2000年～2013年累計の対内直接投資は総額で3,376.0億ドルである。産業別に見ると、最も投資額が大きかったのは製造業の1,532.9億ドルで、投資全体の45.4%と約半分を占めた。第2位以下に金融・保険(603.4億ドル、全体の17.9%)、商業(302.5億ドル、同9.0%)が続いた。

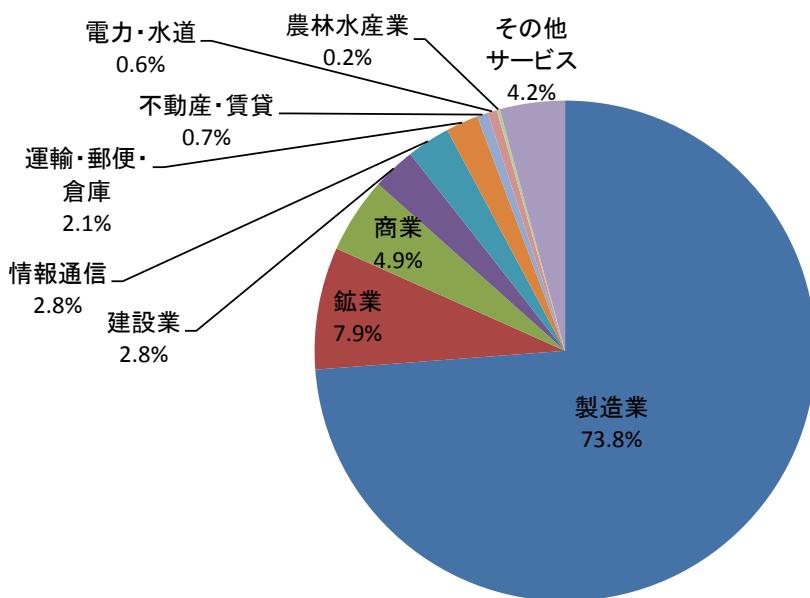
図表 4-2 メキシコの対内直接投資の産業別割合（2000年～2013年累計）



(出所) メキシコ経済省より作成

次に、2013年の対内直接投資を産業別に見ると、製造業が259.6億ドルで最大となり、全体の73.8%を占めた。第2位に鉱業(27.7億ドル、7.9%)、第3位に商業(17.1億ドル、4.9%)が続く。さらに、製造業の内訳を見ると、先述したベルギービール製造会社によるメキシコビール製造会社の買収があった「飲料・たばこ」が154.0億ドルで製造業の59.3%(全体の43.8%)を占め、「輸送機器」の32.0億ドル、同12.3%(9.1%)、「電気機械・機器」の18.2億ドル、同7.0%(5.2%)が続いた。

図表 4-3 メキシコの対内直接投資の産業別割合（2013年）



(出所) メキシコ経済省より作成

3. 国別受入動向

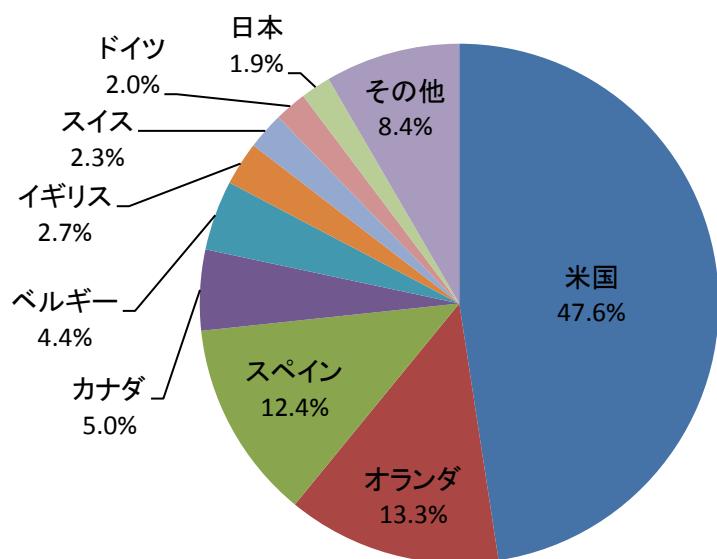
2000年～2013年累計の対内直接投資を地域別に見ると、北米が1,775.8億ドルで全体の52.6%と過半数を占めた。国別には、米国が第1位で、47.6%とメキシコの対内投資のほぼ半分を占めた。米国市場向け輸出拠点として、大量の直接投資を受け入れてきたことが背景にある（図表4-4参照）。

米国に次ぐ第2位はオランダで、累計で450.4億ドルとなり、全体の13.3%を占めた。同国からの投資が多いのは、多国籍企業が同国の資本参加免税制度¹³を活用していることによるものと見られる。第3位はスペインで418.7億ドルとなり、12.4%を占めた。日本は第9位の63.1億ドルで、全体の1.9%を占めた。

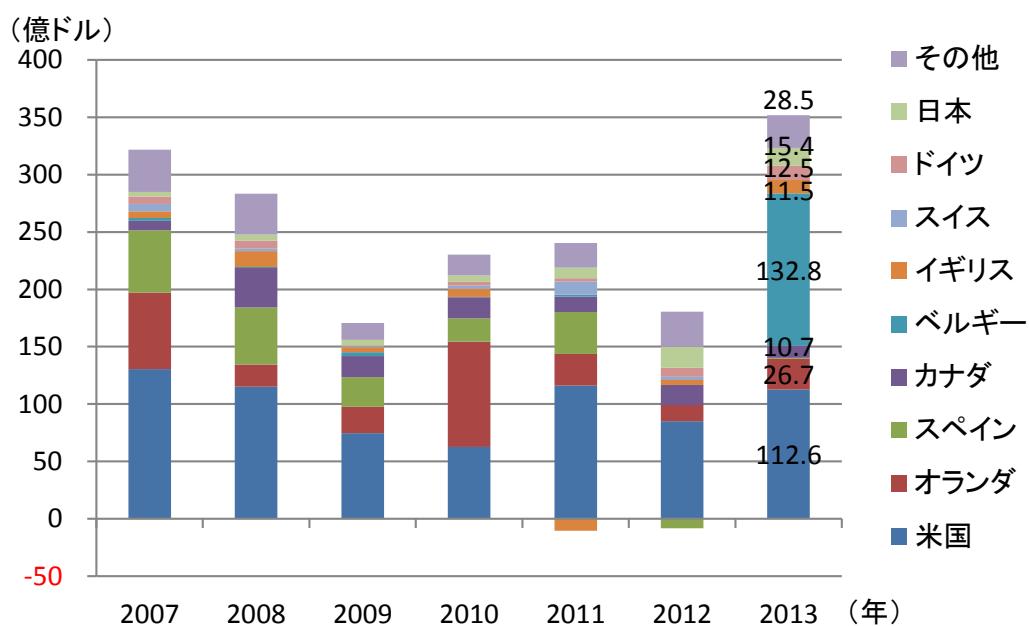
2007年～2013年の推移を見ると、米国、オランダ、スペインの投資が大きいが、2012年はスペインからの投資がマイナスとなった。これは、スペインの大手銀行がメキシコ現地法人を新規上場し株式を公開したことによる（図表4-5参照）。

¹³ オランダ国内外への投資で、一定条件を充足する場合、投下資本の配当金やキャピタルゲインを免税扱いとする制度。

図表 4-4 メキシコの対内直接投資の国別割合（2000 年～2013 年累計）



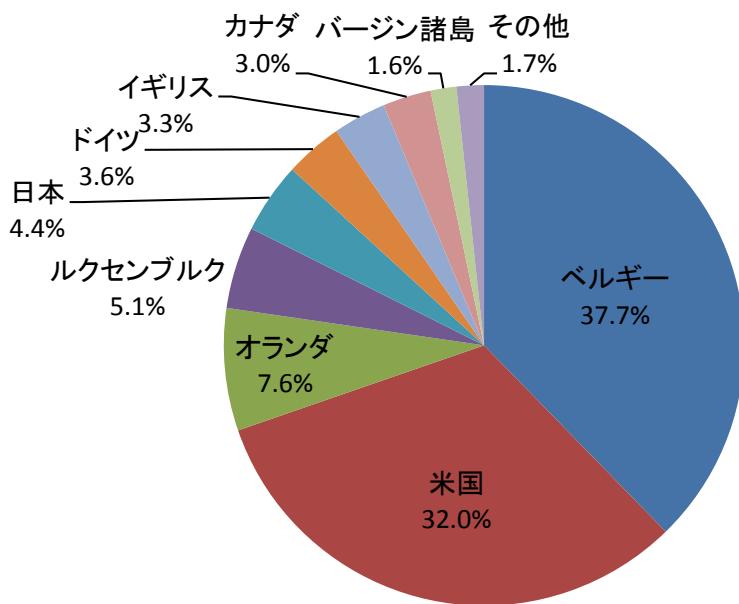
図表 4-5 メキシコの対内直接投資の国別内訳（ネット、実行ベース）



(出所) 図表 4-4、図表 4-5 とともにメキシコ経済省より作成

次に、2013年のメキシコの対内直接投資を国別に見ると、ビール製造会社による大型買収が行われたベルギーが132.9億ドルで第1位となり、全体の37.7%を占めた。第2位は米国（112.6億ドル）で、これら2カ国で対内直接投資全体の約7割を占めた。第3位のオランダ（26.7億ドル）に次いで、第4位にルクセンブルク（18.0億ドル）が入ったが、これは多国籍企業のルクセンブルク法人を迂回した投資だと見られる。日本からの投資は2012年に比べて15.1%減の15.4億ドルで、第5位であった。ただし、米国現地法人などを経由した投資も多く、実態ははるかに大量の投資が行われていると推測される¹⁴（図表4-6参照）。

図表 4-6 メキシコの対内直接投資の国別割合（2013年）



（出所）メキシコ経済省より作成

ひとくちメモ(6): 統計で捕捉できない迂回投資

日本の2013年のメキシコへの直接投資は前年比15.1%減の15.4億ドルと低迷した。ただし、日本企業の直接投資は在欧米子会社を経由することが多く、その場合、統計上は欧米諸国からの投資として計上されていることに注意が必要である。これら迂回投資を加えた実際の同国への直接投資は2倍を超えると推測される¹⁵。

また、租税回避地（タックスヘイブン）を通した迂回投資についても捕捉されないので、統計を参照する際に注意することが必要である。

¹⁴ メキシコ経済省

¹⁵ ARC 国別情勢研究会「ARC レポート メキシコ」2014/5年版参照。

第5章 日本とメキシコの経済関係

1. 日本・メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）

2002年10月、日墨首脳会談で「日墨経済連携強化のための協定（日墨EPA）」の締結交渉の開始が合意され、2005年4月に発効した。その後、両国の貿易・投資面での関係は、日墨EPAによって、さらに深化している。

日墨EPAは、物品貿易の自由化を柱にしながら、サービス貿易、投資、政府調達、競争政策、ビジネス環境整備、二国間協力、紛争処理などに関する規定を盛り込み、両国間の幅広い経済関係の強化を目指している。物品貿易の関税については、原則として10年以内に完全撤廃することとなった。また、ビジネス環境整備委員会が設置され、2005年4月から2013年8月までに計7回の会合が開かれて、日墨間のビジネス環境の改善が進められた。

一方、2008年9月から日墨EPAの再協議が行われ、両国間の物品貿易に関する市場アクセスを拡大することなどについて2011年2月に大筋合意に達し、2012年4月に改正議定書が発効した。

改正議定書の主な内容は以下の通りで、両国で農産品に対する特恵措置の拡大や、自動車部品などの日本製工業製品の関税削減スケジュールの前倒し、認定輸出者制度の導入による原産地証明の簡素化などが盛り込まれている。

【日墨EPA 改正議定書の主な内容】

- (1) 最惠国待遇税率（MFN税率）の方がEPA税率よりも低い品目については、MFN税率を適用するという条文の追加
- (2) 認定輸出者制度の導入による原産地証明制度の簡素化
- (3) 輸入国税関当局による原産性の検認に対する回答期限の延長
- (4) メキシコ産農産品に対する日本側特恵措置の拡大
- (5) 日本産農産品・工業製品に対するメキシコ側特恵措置の拡大

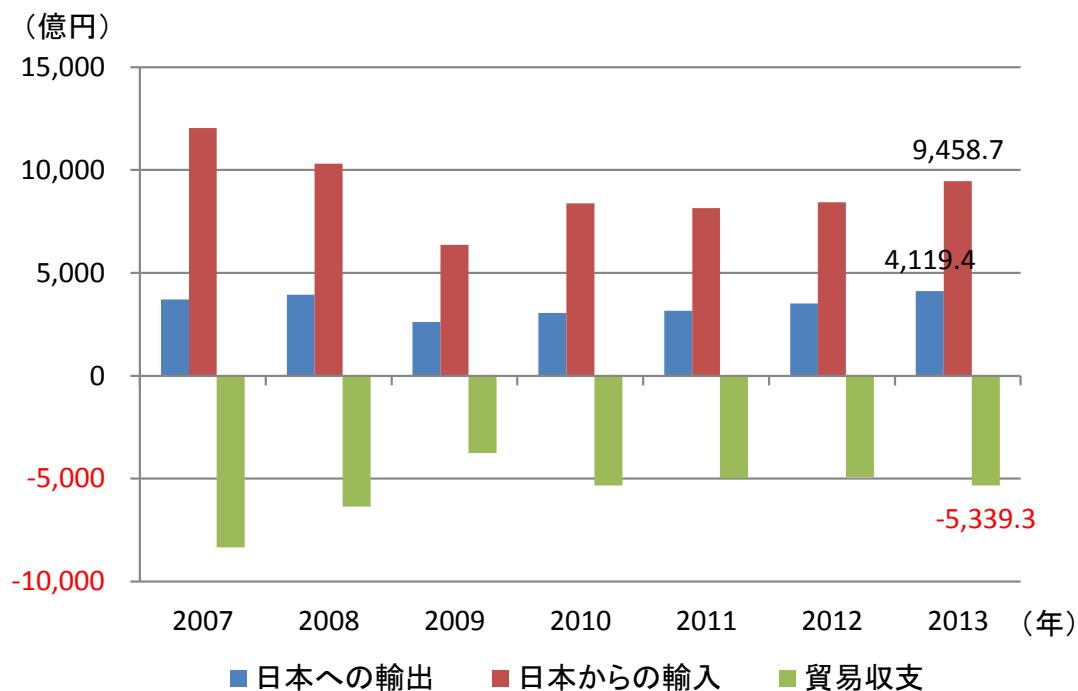
(出所) 外務省、経済産業省より作成

2. 貿易

日墨間の貿易は、日本への原油輸出の減少や日本からの工業製品輸入の増加などに伴い、1980年代後半以降、メキシコ側の赤字（輸入超過）が続いている。2005年の日墨EPA締結以降、双方向で貿易が飛躍的に増加したが、2013年のメキシコの貿易額全体に占める日本の割合は、輸出が0.6%で輸入が4.5%にすぎない¹⁶。

2007年以降の両国間の貿易を日本側の統計（財務省貿易統計）で見ると、メキシコから日本への輸出は、世界経済低迷などを背景に、2009年に2,611億円まで減少したが、これを底に回復へと向かい、2013年には4,119億円となった。一方、日本からの輸入は、2007年の1兆2,045億円から2009年に6,366億円まで減少し、その後、回復基調にあるが、2013年は9,458.7億円と2007年～2008年の水準までは戻っていない。

図表 5-1 日本・メキシコ間の輸出入



(出所) 日本財務省「貿易統計」より作成

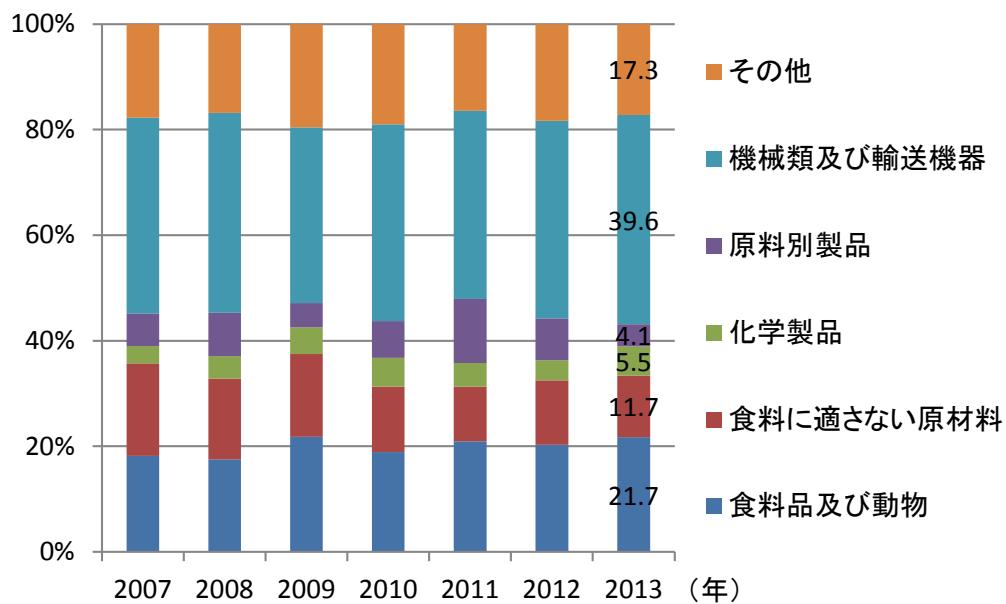
(注) 輸出統計が仕向地主義、輸入統計が原産地主義を探るため、メキシコ側の貿易統計と比べて、上記の日本側貿易統計では、「日本からの輸入（日本のメキシコへの輸出）」が、米国経由でのメキシコへの輸出が計上されないため、過小評価となっている。

¹⁶ メキシコ中央銀行。

メキシコから日本への輸出品目の内訳を見ると、かつては、原油、工業用岩塩、銀、綿花等、燃料・原材料などの一次産品が中心であった。近年は、銀、非鉄金属鉱、豚肉、果実などの一次産品に加えて、電気機器、科学光学機器、一般機械、自動車、コンピュータ一部品などの工業製品が増えている。

2013年のメキシコから日本への最大輸出品目は「機械類及び輸送機器」である。内訳としては、TVなどの電気・電子機器（全体の24.8%）、自動車や自動車部品などの輸送機器（同7.6%）、コンピューターやガスタービンなどの一般・産業機器（同7.3%）である。また、「食料品及び動物」では、豚肉などの食肉（同10.2%）、アボカドなどの果実・ナッツ（同4.9%）の割合が大きい。

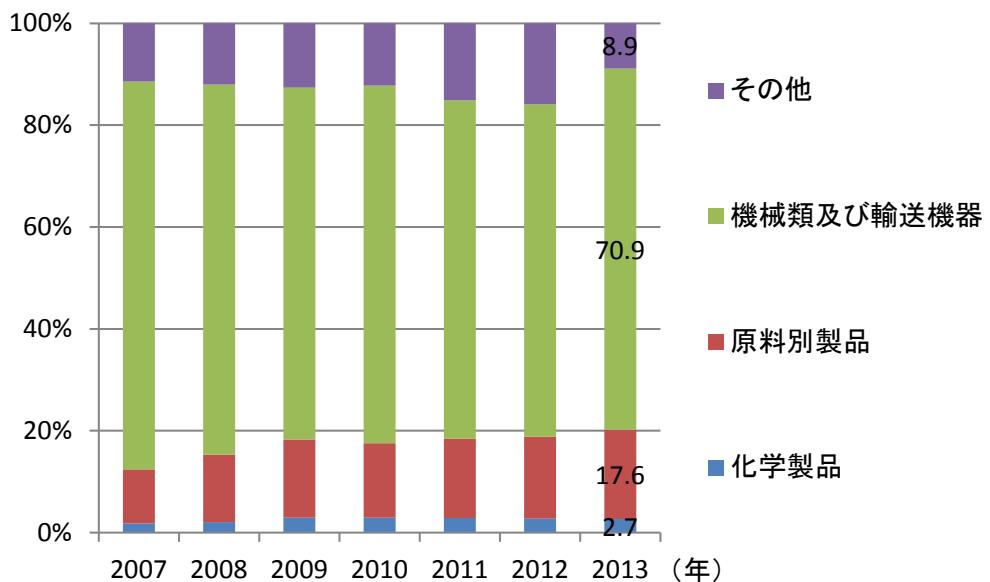
図表 5-2 日本への輸出の品目別内訳



(出所) 日本財務省「貿易統計」より作成

一方、日本からメキシコへの輸出は、全体の約7割が「機械類及び輸送機器」である。内訳としては、TV・ラジオ部品などの電気・電子機器（全体の29.3%）、機械類などの一般・産業機械（同21.4%）、乗用車や自動車部品などの輸送機器（同19.7%）である。これらは主に中間財や原材料で、メキシコへ進出している日系企業によって最終製品に組み立てられ、米国などへ再輸出されている。ただし、日系自動車部品企業などによるメキシコ国内での生産が増加しているため、日本からメキシコへの中間財・原材料の輸出は減少傾向にある。

図表 5-3 日本からの輸入の品目別内訳



(出所) 日本財務省「貿易統計」より作成

3. 投資

日本からメキシコへの直接投資は、2005年の日墨EPAの発効が追い風となり、メキシコ国内や北米市場向けの輸送機器分野や電気・電子機器分野を中心に活発化している。近年は、物流分野などへの投資も始まっている。

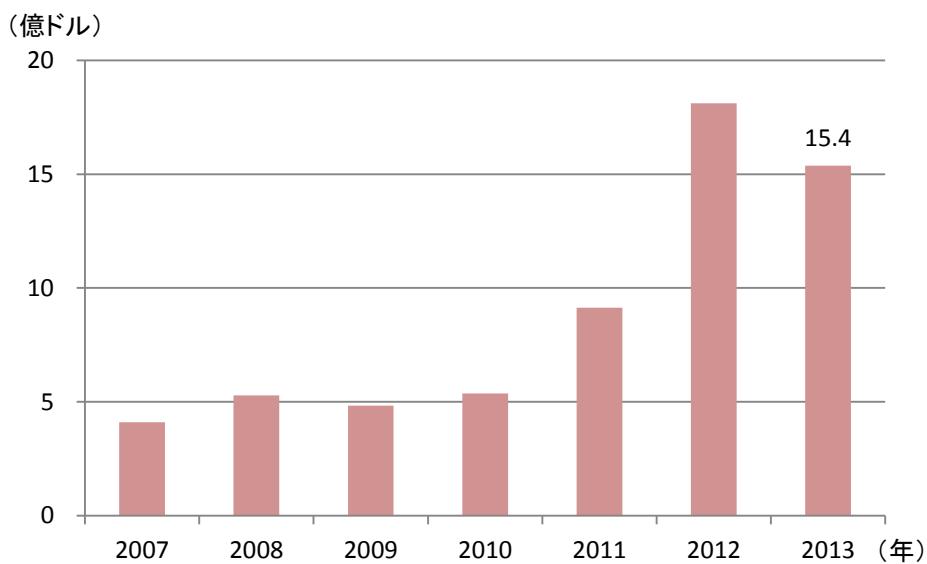
メキシコ財務省の統計で見た日本からの投資は累計（2000年～2013年）で63.1億ドルであり、メキシコの対内直接投資全体（3,376.0億ドル）の1.9%にすぎない。これは、日系企業のメキシコへの投資の多くが他国を迂回して行われ、メキシコの統計に計上されないためである。従って、日本企業による実際の投資額は統計数値を大きく上回ると考えられる。

日本からの投資累計を分野別に見ると、自動車産業を中心に製造業が87.0%を占め、商業が7.9%で続く。これら2分野で日本の対メキシコ投資の94.9%を占める¹⁷。

2012年の日本からの直接投資は、マツダ、本田技研工業、日産自動車などの自動車メーカーの大型投資が実行されたことなどを反映して、現行統計で過去最大となる18.1億ドルを記録した。2013年は前年比15.1%減の15.4億ドルであったが、自動車メーカーや自動車部品メーカーの新規・追加投資が相次いでいることから、当面、高水準の投資が持続するものとみられる。2013年10月時点での進出日系企業数は、679社（外務省「海外在留邦人数調査統計（平成26年要約版）」）で、そのうち6割前後は製造業と推測される。

¹⁷ JCIF「基礎レポート第8章 日本との関係」2013年8月2日参照。

図表 5-4 日本からの対内直接投資



(出所) メキシコ中央銀行より作成

ひとくちメモ(7): メキシコの日本食

メキシコ人は食べ物の嗜好に関して保守的で、あまり他国の料理を好みないとも言われている。実際メキシコシティを歩いてみると、中華料理、イタリア料理など、東京をはじめ多くの国の大都市にある外国料理のレストランは比較的少なく、メキシカンとタコス等の屋台が目立つ。

JETRO の資料によれば、日本食レストランはメキシコシティだけで 150 件以上存在しているそうだ。しかしシェフが日本人である場合とそうでない場合、日本と同じ味付けである場合とそうでない場合があり、また、想像以上に 1 品あたりの量が多いなど、私たちの知っている「日本食」とは異なるものを提供されることもしばしばある。メキシコ滞在中に「日本で食べているものと同じもの、かつ同程度の値段のもの」を求めるることは容易ではないが、日本人シェフが日本と同様の料理を提供する有名店がある一方で、現地人向けにアレンジされているが、それがかえっておいしい店もある。自分のお気に入りの店を開拓することもメキシコ滞在の楽しみの一つかもしれない。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

1980 年代まで、メキシコにおいては原則、外資企業の出資比率が 49%を超える投資は禁止されており、国内産業を保護する路線が維持されてきた。しかしながら、NAFTA の発効や OECD への加盟などに代表される、経済政策の自由化の流れに連動し、国内産業についても保護路線から開放路線へと切り替えられていった。

1994 年には現行法である新外国投資法（Ley de Inversión Extranjera）が施行された。新外国投資法下では従来の外資企業の出資比率に関する規制が緩和され、一部の特殊な分野を除き、外資企業 100%出資による現地法人の設立や、既存法人への出資が認められるところとなった。また、外資規制対象業種の削減や規制の撤廃などにより、外資企業の投資環境は飛躍的に整った（外資企業の出資が規制される業種については第 10 章を参照）。

上記の通り、現在では外資企業に対しても規制が大幅に緩和されている。内外資問わず利用できるインセンティブとしては、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム（IMMEX: Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación）」、「産業分野別生産促進プログラム（PROSEC: Programas de Promoción Sectorial）」、「レグラ・オクターバ」などが主である。これらの投資インセンティブの概要は図表 6-1 の通りである（詳細は第 9 章を参照）。

図表 6-1 投資インセンティブの概要

インセンティブ	概要・導入目的	輸出義務
IMMEX	<ul style="list-style-type: none">一時輸入、輸出を条件とした輸入に係る租税の免除・繰延べ、事務手続きの簡素化を認める製品を輸出する企業に対する保税加工措置を目的に導入	年間 50 万ドル以上若しくは年間総売上の 10%以上
PROSEC	<ul style="list-style-type: none">在メキシコ生産者向けの原材料、部品、機械などの輸入関税優遇措置旧マキラドーラ、PITEX の無関税輸入の恩典一部消滅の救済、及び国内産業育成を目的に導入	なし
レグラ・オクターバ	<ul style="list-style-type: none">PROSEC の補完制度メキシコ経済省に対して申請し、認可されれば PROSEC で対象となっていない品目を優遇関税で輸入することが可能	なし

(出所) JETRO 「メキシコの経済基礎知識第 2 版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報、各政令より作成

2. 外資政策管轄省庁

メキシコにおいて、投資の促進に特化した政府機関は、メキシコ貿易投資促進機関(ProMéxico)である。また、日本においてはメキシコ経済省駐日代表部が存在する。

メキシコではこれらの連邦政府の投資促進機関の他に、州別に州への投資を所管する部局があり、連邦政府が定めた一定の投資インセンティブに加え、各州独自のインセンティブも存在する。現地既出の日系企業へのヒアリングによれば、各社は各州の投資所管部局に対して「投資額」と「投資内容」を伝え、個別に付与されるインセンティブを交渉している。個別交渉により、追加インセンティブを付与された企業も少なくないため、少しでも良い条件で投資するためにも、投資初期段階で各州の投資所管部局に相談することが有効である。

図表 6-2 メキシコの投資促進機関

投資促進機関名・場所		概要	
政府機関	メキシコ貿易投資促進機関 (ProMéxico) ¹⁸	メキシコ経済の強化のために設立された政府機関。国内に立地する企業の海外展開支援及び海外からの直接投資のコーディネート業務を行う。	
	住所	Camino a Santa Teresa No. 1679, Col. Jardines del Pedregal, Del. Álvaro Obregón, 01900, México D.F.	
	Tel	+52-55-5447-7070	
	Website	http://www.promexico.gob.mx/	
	メキシコ経済省駐日代表部	在日メキシコ大使館の一部として2005年に開設されて以来、日本における日墨EPAの浸透を図り、貿易・投資の拡大を促進する役割を担う。	
局主要州政府の投資所管部	住所	東京都千代田区永田町2-15-2 在日メキシコ大使館別館3階	
	Tel	03-3506-6681	
	Website	http://www.mexicotradeandinvestment.com/index_ja.html	
	アグアスカリエンテス州	名称	Secretaría de Desarrollo Económico
		住所	Av. Universidad No. 1001 Edificio Torre Plaza Bosques Piso8 Bosques Del Prado CP 20127 Aguascalientes, Ags
	Tel	+52-449-910-2611	
	Website	http://www.aguascalientes.gob.mx/secretariadesarrolloeconomico/	

¹⁸ ProMéxicoは、各州政府の投資所管部局とは別に、主要州・地域に事務所を設置している。詳細情報については投資を検討する州に立地するProMéxico現地事務所への確認が推奨される。

バハ・カリ福ルニア州	名称	Secretaría de Desarrollo Económico de Baja California
	住所	Edificio del Poder Ejecutivo 4to. Piso Calzada Independencia 994, Centro Cívico. Mexicali, B.C. CP 21000
	Tel	+52 -686- 558-1048
	Website	http://www.bajacalifornia.gob.mx/sedeco/
	グアナフアト州	Secretaría de Desarrollo Económico Sustentable
	住所	Blvd. Solidaridad No. 11189 Fraccionamiento C.F.E. Irapuato, Gto. C.P 36631
	Tel	+52 -462- 626-9226
ハリスコ州	Website	http://sde.guanajuato.gob.mx/
	名称	Secretaría de Desarrollo Económico
	住所	Lopez Cotilla No. 1505, Piso 9 Colonia: Americana Guadalajara, Jalisco
	Tel	+52 -33-3030-2000
ヌエボ・レオン州	Website	http://sedeco.jalisco.gob.mx/
	名称	Secretaría de Desarrollo Económico
	住所	Washington N° 2000, Torre Administrativa, Piso 14 Mty. N.L. CP 64012
	Tel	+52 -81-2033-3274
ケレタロ州	Website	http://www.nl.gob.mx/negocios
	名称	Secretaría de Desarrollo Sustentable (SEDESU)
	住所	Blvd. Bernardo Quintana 204 Carretas. Querétaro 76050
	Tel	+52 -442- 2116-800
サン・ルイス・ポトシ州	Website	http://www.queretaro.gob.mx/sedesu
	名称	Secretaría de Desarrollo Económico de San Luis Potosí
	住所	Torre Corporativa del Centro de Convenciones Blvd. Antonio Rocha Cordero #125 Col. Desarrollo Del Pedregal
	Tel	+52 -444- 834-3600
	Website	http://www.sdeslp.gob.mx/

(出所) 各州ウェブサイト、JETRO ウェブサイト 国・地域別情報より作成

第7章 主要関連法規

1. 会社設立に関する法律

(1) 会社法

会社法は、1934年に制定され、会社の設立要件・運営ルールなどの全般的な事項が記されており以下のような特徴をもつ。

- 一般的に会社の所有と経営が未分離であるため、少数株主保護が問題となる。
- 可変資本制、資本金の増減（増減資）に会社定款の変更や変更登記の必要がない。
(全ての会社で可変資本制を採用するように定めているわけではないが、実際多くの会社で採用されている)

(2) 外国投資法

外国投資法においては、外資参入禁止業種や出資比率規制業種が定められている。また、外国資本比率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要とされる規制業種も存在する。規制業種を除く一般業種では、100%まで出資可能である（詳細は、第6章及び第10章参照）。

2. 税制に関する法律

メキシコの租税体系は、基本的には連邦政府の課す「連邦税」と地方自治体（州及び自治体）が課す「地方税」からなる（詳細は、第12章参照）。

(1) 連邦税法

連邦政府が課す連邦税について記載した法律である。主な連邦税としては、法人所得税、個人所得税、付加価値税、生産サービス特別税等がある。

① 所得税法

所得税法には、法人所得税と個人所得税が併せて規定されており、所得税の算定方法等が記載されている。2014年度の税制改正が行われたが、その中には2013年までに施行された時限立法も含まれている。

② 付加価値税法

付加価値税は、商品・サービスの購入と販売の際に課される間接税である。商品及びサービスの生産・流通の各段階における付加価値に対して課税される。

(2) 地方税法

地方自治体が課す地方税について記載した法律である。主な地方税としては、従業員給与税、地租又は固定資産税、不動産取得税等がある。

3. 労働に関する法律

(1) 労働法

1931年に連邦法として整備された。個人の労働関係について法解釈上疑問が生じた場合、労働者に有利な解釈を適用する「労働者保護の法律」である点が特徴である。

長年改正されていなかったが、2012年11月に改正された労働法が公布された。大きな改正点として、①「試用期間・時間給の設定」や②「人材派遣制度の定義の明確化」が挙げられる。

① 試用期間・時間給の設定

改正前の労働法体系では原則、雇用期間は無期限で、試用期間の設定は認められなかつた。そのため、雇用契約の解除は大半のケースが会社都合によるものとみなされていた。改正法では、雇用関係について次の通り規定している。

- ・特定作業、特定期間、無期限、一時的期限の中で選択することができる。
- ・試用期間または初期研修期間を設けることができる。
- ・明確な取り決めがない場合、無期限の雇用関係とする試用・研修期間中の待遇は、その職務に応じた給与、社会保障、福利厚生を享受できる。

② 人材派遣制度の定義の明確化

改正法では、「人材派遣スキームにおける労働」を「人材派遣会社が契約先企業の定めた作業標準と監督の下で自らの管理下にある労働者を活用し、契約先企業に対するサービスを提供する形態」と定義している。満たすべき要件として次の3つがある。

- ・契約先企業で行われる業務の全部あるいは大半を請け負うことはできない
- ・職務の専門性により正当化されなければならない
- ・契約先企業の労働者と同一あるいは類似した職務であってはいけない

これらの条件が満たさない場合は、契約先企業が雇用主とみなされ、社会保障義務を含め、改正法に規定された全ての義務を負わなければならないとされている。

ひとくちメモ(8): 労働者利益分配金(PTU)について

メキシコでは、企業活動によって利益が出た場合 PTU 用の課税所得(繰越欠損金は利用不可)の 10%を労働者に分配することが労働法で定められており、企業にとっては負担となっている。分配方法は、全分配金の 50%を年間労働日数に応じて全ての労働者に分配し、残りの 50%を各労働者が受け取った賃金水準に応じて分配するというものである。

4. 技術・工業及び知的財産に関する法律

(1) 産業財産権法¹⁹

産業財産権とは、工業及び商業に使用される創作に対し、国が一定期間付与する独占排他的使用権・実施権のことである。例えば、技術的新製品や機械や装置の改良、ある製品を更に便利若しくは魅力的にする独創的なデザイン、新規の製造工程、商標若しくは商業標語、ある事業所を識別するための名称、ある製品を識別するかあるいは特徴付ける地理上の原産地に関する表示などが対象となる。なお、産業財産制度を所管しているのは、メキシコ産業財産庁（IMPI）である。

(2) 連邦著作権法

連邦著作権法では、知的財産権の一つである著作権の範囲と内容について定めている。所管は連邦著作権庁だが、経済的権利に関わる商業的な権利侵害については、著作権に関しても IMPI が査察等を行っている。

(3) 連邦経済競争法²⁰

連邦経済競争法は、経済効率を促進し、競争の自由と競争的過程を保護することを目的としている。連邦競争法の執行機関は、1993 年に設立された連邦競争委員会である。連邦競争委員会は、貿易・産業省に所属している。

¹⁹ JETRO 「メキシコ産業財産庁での行政審判手続」を参照、一部引用した。

²⁰ 公正取引委員会 HP を参照、一部引用した。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

外国企業がメキシコに進出する場合、現地法人の設立、支店の設立、駐在員事務所の開設の3形態が考えられる。以下、上記に示した3つの形態の概要について示す。

2. 進出形態の概要

(1) 現地法人

会社法の定める会社形態としては、次の6つが存在する。

- ・株式会社 (Sociedad Anónima : S.A.)
- ・合同会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada : S.de R.L.)
- ・合名会社 (Sociedad en Nombre Colectivo)
- ・合資会社 (Sociedad en Comandita Simple)
- ・株式合資会社 (Sociedad en Comandita por Acciones)
- ・協同組合 (Sociedad Cooperativa)

現地法人としては、日本の株式会社や合同会社に類似していることもあり、株式会社(S.A.)と合同会社(S.de R.L.)の2形態のどちらかを選択することが一般的である。合同会社は、いわゆる日本の「合同会社」や米国の「LLC (Limited Liability Company)」に相当するものである。株式会社・合同会社のどちらの場合においても、会社定款を変更せずに資本金を増減できる可変資本制度 (Capital Variable : C.V.) を活用する事例が多い（図表8-1参照）。

図表 8-1 可変資本制度の活用実態

活用実態	<ul style="list-style-type: none">・株式会社(S.A.)の場合、可変資本制度を活用し、可変資本株式会社(S.A. de C.V.)を採用することが多い。・S.A. de C.V.設立にあたり、最低資本金の定めは存在しないが、定款には固定資本を定める必要がある。 (最低資本金の制度は会社法改正に伴い撤廃されたが、旧法からの名残で、株式会社設立時には50,000ペソを固定資本金とする例が多い)。・資本金の上限は、「無制限」とすることも可能。・増資に関しては、登記の必要はなく、経済省外国投資局への登録のみ。
------	---

(2) 支店

本国本社を代理して貿易、又は各種サービス（コンサルティング・サービス、技術支援等）の提供等の商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。例えばメキシコで赤字が発生した支店の場合、日本と同一法人であるため、メキシコで発生した赤字により、日本の本社の課税所得を圧縮することが可能である。

ただし、日本の本社とメキシコ支店は同一法人であるため、メキシコで展開する活動一切に関して日本の本社が責任を負う。また、現地法人がメキシコ法に基づき設立された企業であり、メキシコ企業として扱われるのに対し、支店はあくまで外国法人とみなされるため、相対的に不利な待遇を受ける可能性がある。

(3) 駐在員事務所

支店と駐在員事務所は、法制上明確な定義が確立されているわけではないが、駐在員事務所は、メキシコにおいて営業活動を行わず利益が発生しない拠点とみなされる。

そのため駐在員事務所は情報収集・提供や商流・物流管理等のみを行い、直接的な財・サービスの売買主体にはならない。メキシコにおける法人所得税の納税義務はないが、営業活動を行うことはできない。

第9章 主要投資インセンティブ

メキシコでは、1994年に現行外国投資法が施行されて以降、外資企業に対しても内国民待遇が適用されることとなったため、外資企業のみに適用される投資インセンティブは存在しない²¹。内外資問わずに適用される奨励措置としては、「IMMEX」、「PROSEC」、「レグラ・オクターバ」、「戦略的保税区域」、「認定企業登録制度」、そして地域別の投資奨励策が挙げられる。

1. IMMEX

(1) 概要

IMMEXは、輸出向けの製造・マキラドーラ・サービス産業振興プログラムのことで、一時輸入が認められる制度である。主要根拠法はIMMEX政令である。旧来のマキラドーラ制度とPITEX（輸出品製造のための一時輸入プログラム）を統合し、手続きの簡素化と、輸出義務に関する条件の緩和がなされたものとなっている。

(2) 優遇内容

IMMEXの適用の利点としては、一時輸入を行うことができること、輸出を条件に輸入に係る租税が免除・繰り延べされること²²、事務手続きが簡素化されることなどが挙げられる。

対象となる品目、一時輸入状態で国内滞留が認められる期間、及び輸入に係る租税免除の可否について図表9-1に示した。なお、一部の品目については特別要件の履行が必要となり、認可される国内滞留の期間も短い為、注意が必要である。

図表 9-1 IMMEX の対象となる品目と国内滞留期間

政令	品目名	国内滞留期間	租税免除の可否
政令4条 のI	燃料、潤滑油等生産工程で消費される財、輸出商品を構成する原材料・部品、容器・梱包財、ラベル・パンフレット等	18カ月	・輸入付加価値税(輸入IVA)、相殺関税の一律免除 ・輸入関税: 原産地・仕向地、輸入者の活動により免除の可否が決まる
政令4条 のII	コンテナ、トレーラーケース	2年間	・輸入IVA、相殺関税、輸入関税いずれも

²¹ 詳細は第6章を参照のこと。

²² 但し、品目による。

			免除
政令 4 条のⅢ	生産工程で使用する機械設備、機器、工具、計器類、型、交換部品、汚染防止、調査・職業訓練、安全、演算・通信、試験、測定・測量、製品検査・品質管理、輸出製品に直接係る資材の取扱用設備・機器、管理用機器等	プログラムの有効期間中	・輸入 IVA: 免除 ・相殺関税、輸入関税: 免除されない
政令の添付によつて特別要件履行が求められる品目 ²³	一部の糖類	6 力月	・いづれも免除されない
	関税分類(HS コード ²⁴) 72 類の鋼材	9 力月	
	一部の食用の家禽の肉及びくず肉、一部の粉状ミルク、カフェインを除いていないコーヒー、中古の空気タイヤ類	12 力月	
	HS コード 50 類から 63 類に分類される繊維製品	12 力月	

(出所) メキシコ経済省、JETRO 「メキシコの経済基礎知識第 2 版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

また IMMEX 制度下では、従来のマキラドーラ制度及び PITEX よりも IVA の還付申請手続きが迅速化されている。通常はメキシコ国内で購入した財に賦課される IVA の還付は申請受理より 45 営業日以内でなされるが、IMMEX 企業の場合は申請受理より 20 営業日以内に、「認定企業」(本章 5. 認定企業登録制度を参照) の登録を併せ持つ IMMEX 企業の場合には申請受理より 5 営業日以内に還付される。

(3) IMMEX 制度の登録・維持のための要件

IMMEX 登録及び維持にあたっては、図表 9-2 に示す八つの要件を満たす必要がある。

なお、自社では生産設備を保有せず生産行為を委託先に委ねる企業であっても、IMMEX 登録を行った上で予め委託先をメキシコ経済省に登録した場合は、一時輸入などの恩恵を受けることができる。

図表 9-2 登録及び維持の要件

要件	① 所得税法に則り、所得税を納税するメキシコ居住の法人であること ② 年間 50 万ドル相当以上、若しくは年間総売り上げの 10% 以上を輸出すること ③ メキシコ国税庁(SAT: Servicio de Administración Tributaria) の高度電子
----	---

²³ 国内滞留期間が短いため注意が必要。なお、「認定企業」については国内滞留期間の短縮は適用されない。

²⁴ HS コードとは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (HS 条約)」に基づいて定められたコード番号のこと。

	<p>署名(FIEL)証明書を有すること</p> <p>④ 現行の連邦納税者登録(RFC)を有すること</p> <p>⑤ 税務上の住所、並びに IMMEX 操業を行う他の住所が RFC に登録してあり、且つ同登録が現行のものであること</p> <p>⑥ 貿易オペレーションに関する年次報告を提出すること</p> <p>⑦ 国立統計地理情報院(INEGI:Instituto Nacional de Estadística y Geografía)に対し月次報告を行うこと</p> <p>⑧ IMMEX 政令添付IVに基づく輸入品の在庫管理を行うこと</p>
--	--

(出所) メキシコ経済省、JETRO「メキシコの経済基礎知識第2版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

(4) 留意事項

IMMEX は、申請企業が実行しようとしている輸出プログラムに対して認可がなされる仕組みで、1 企業に対しては 1 プログラムまで認可される。プログラムは、統括企業 IMMEX、工業 IMMEX、サービス IMMEX、シェルターIMMEX、アウトソーシング IMMEX の 5 つに分類されている。

また、2013 年 10 月に国会を通過した税制・社会保障制度改革の結果、IMMEX などの一時輸入において輸入IVA が課税されることとなった。2014 年中に制度の詳細が公布され、2015 年より発効するとされている。ただし、一定以上の要件を満たす企業については、IVA の保税の継続が認められるという救済措置が採られた。要件については操業経験、企業規模、サプライヤーの租税義務履行証明の有無等によって A～AAA の 3 つのレベルに分けられており、認定のレベルによって企業に対して与えられる恩典が異なる。

ひとくちメモ(9): 日系企業の多くは「A」を取得

先に示したように、2014 年の税制改正において 2015 年からは一時輸入の際にも輸入IVA を支払わなければならないという制度に変更されたが、一定以上の要件を満たす企業については、IVA の保税の継続が認められるという救済措置が採られている。

現地ヒアリング調査によれば、日系企業各社は IVA の保税を継続するため、認定制度への申請を行っているそうだ。認定要件及びそのレベルは先に示したとおりである。「A」の取得は従前と同程度の労力で取得が可能であるが、「AA」もしくは「AAA」の取得には取引先の情報が大量に必要になり、その労力は大きい。そのため、「AA」もしくは「AAA」を目指す日系企業はそれほど多くないようである。「AA」以上の取得にどこまでメリットがあるかも不明な状況の中、とりあえず「A」を取っておく日系企業が多いというのが実態である。

2. PROSEC

(1) 概要

PROSEC は、在メキシコ製造業者向けの優遇措置として 2001 年より適用されている、産業分野別生産促進プログラムのことである。PROSEC で指定された各業種については、特定の完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備の輸入に対して優遇関税が適用される。

(2) 優遇内容

PROSEC で優遇される業種は、以下の図表 9-3 に挙げる 24 業種である。当該業種に関するリストに掲載されている完成品を製造する際に必要とされる部品・原材料、機械・設備を、0%、3%、5% の優遇関税で輸入することができる。

図表 9-3 PROSEC で優遇される業種

業種	①電機、②電子、③家具、④玩具・娯楽・スポーツ、⑤履物、⑥冶金工業、⑦資本財、⑧写真、⑨農業機械、⑩雑工業、⑪化学、⑫ゴム・プラスチック、⑬鉄鋼、⑭化粧品・薬品、医療機器、⑮輸送機器（但し、自動車を除く）、⑯製紙、⑰木材、⑱皮革、⑲自動車及び自動車部品、⑳繊維・アパレル、㉑チョコレート・菓子、㉒コーヒー、㉓加工食品、㉔肥料
----	--

（出所）メキシコ経財省、JETRO「メキシコの経済基礎知識第 2 版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

なお、同制度導入の目的は輸出振興ではなく、国内産業育成であるため、輸出の義務は課されていない。

(3) 留意事項

対象となる業種、製品、品目については度々改正されているため、確認が必要となる。

3. レグラ・オクターバ

(1) 概要

PROSEC の補完制度で、PROSEC 対象外となる部品・原材料についても暫定的に優遇関税率で輸入することが認められている。元々は輸入一般関税法の補則第 8 条で、特定の製品について、製造業者登録を得ている企業が当該特定製品を製造するにあたり必要となる部品や原材料を優遇関税で輸入できる制度であったが、PROSEC の発足に伴い同制度を補完するものとなった。

PROSEC では HS コードによって優遇関税の適用の可否が判断される。そのため、同一の HS コードに複数の異なる品目が含まれ、かつその一部の品目のみに優遇関税の適用に合理性が認められる場合に、当該 HS コードの品目が PROSEC の対象外とされることがある。このような場合において、優遇関税を適用することに合理性が認められる品目については、レグラ・オクターバに基づき優遇関税の適用が認められる。

(2) 優遇内容

メキシコ経済省に対してレグラ・オクターバを申請し、認められれば、PROSEC に含まれない品目を関税率 0%～5% で輸入することができる。

(3) 留意事項

優遇関税率による輸入許可の有効期限は原則として 1 回につき 1 年間である。申請者の要望に基づき輸入数量が割り当てられる。輸入許可の有効期限内であっても、割り当てられた輸入数量を消化した場合には改めて許可申請を行う必要がある。

製鉄、チョコレート・菓子、コーヒー関連の申請においては、一部、特殊要件が存在する。

なお、メキシコ経済省は優遇関税の申請に対する許可に際して、図表 9-4 に示す四つの判断基準を考慮するとしている。

図表 9-4 レグラ・オクターバ許可の判断基準

基準	<ul style="list-style-type: none">① 柔軟に資金調達を行うため供給元の多角化を図る場合② 国内で生産されていない、もしくは十分な生産量がないものを輸入する場合③ 新製品生産・新規プロジェクト開始に向けた立ち上げ段階で必要な場合④ 貿易取引上の契約を順守した製品を生産するために必要な場合
----	---

(出所) メキシコ経済省、JETRO 「メキシコの経済基礎知識第 2 版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

4. 戰略的保税区域

(1) 概要

戦略的保税地域 (RFE: Recinto Fiscalizado Estratégico) は輸出入にかかる規則及び手続きを大幅に緩和したフリーゾーンである。2014 年 1 月現在でメキシコ国内に 13 力所の RFE が存在する。

(2) 優遇内容

RFE の開設にあたってはメキシコ財務省の認可が必要となる。認可は 2 種類に分かれており、①税関の保税倉庫、指定保税地域、または港湾地域内、もしくはこれらに隣接する土地の使用権を有する者に RFE 全体の管理運営権が認可される「運営認可」、②認可済みの RFE において、貨物の蔵置、点検、改装、仕分け、加工、製造、展示等を行う利用者としての登録が認可される「利用認可」である。「運営認可」を取得した者に対しては「利用認可」は認められない。いずれの認可も 1 回の有効期限は 20 年間と定められているが、更新が可能である。

RFE への貨物の搬入に際しては、輸出入関税・相殺関税の支払い、動植物検疫、厚生、環境、公安関係以外の分野での非関税規制の履行が免除される。搬入貨物の RFE 内滞留期間は原則 2 年間となっている。

(3) 留意事項

RFE を利用した場合でも、北米自由貿易協定（NAFTA: North American Free Trade Agreement）303 条など、加盟国への輸出を条件とした部品・部材の輸入税の繰り延べを禁じた規則の適用を免れることはできない。

5. 認定企業登録制度

(1) 概要

認定企業登録制度とは、貿易取引額が比較的大きく、且つ租税債務履行状況の優良な企業に対して、通関諸手続きの簡素化及び迅速化の便宜を与えるものである。

(2) 登録のための要件

SAT 貿易監査総局によると、認定企業の登録のための基本的な要件は図表 2-6 の通りとなっている。以下に加え、登録申込企業の規模や業種によって満たすべき個別要件も存在する。

図表 9-5 認定企業登録で満たすべき基本要件

要件	<ul style="list-style-type: none">① メキシコ法に則って設立された法人であること② 納税義務を履行していること③ 直近 5 会計年度の財務諸表について税務監査を受けているか、若しくは会社設立より 5 年が経過していない会社の場合には、設立以来毎年の財務諸表について税務監査を受けていること④ SAT 貿易細則の定める基準に従い通関関連法規の履行実績があることを証明すること⑤ 通関士または通関代理人を指名すること⑥ 輸送業者を指名すること
----	---

（出所）税関法、JETRO 「メキシコの経済基礎知識第 2 版」、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

(3) 留意事項

認定企業登録の有効期限は1年間で、更新が可能となっている。

なお、2012年には新認定企業スキーム（NEEC: Nuevo Esquema de Empresa Certificada）²⁵が導入され、従来の認定企業登録の恩典の一部がNEECに移行されている。より多くの恩典を享受するためにはNEECによる認定企業登録を得る必要がある。

6. 州別の投資インセンティブ

(1) 概要

メキシコの1連邦区及び31州においては、それぞれ独自の投資インセンティブが存在する。こうした投資インセンティブに加え、州政府と個別に交渉することで追加的にインセンティブを得られる可能性もある（州別のインセンティブについては地域編を参照）。

ひとくちメモ(10): 旧マキラドーラ、PITEX制度について

メキシコではこれまでマキラドーラ、輸出品を製造するための一時輸入プログラム(PITEX: Programa de Importación Temporal para producir artículos de Exportación)の両制度が活用されていた。しかしながら1994年にメキシコがNAFTAに加盟したこと、両制度の恩典であった部品や機械類の無関税輸入が対米国・カナダ向け輸出の場合に適用されなくなった。また同様に、2000年発効のEUとのFTA、2001年発効の欧州自由貿易連合(EFTA: European Free Trade Association)とのFTAによって、欧州に対しても適用が認められなくなった。無関税輸入から通常の関税輸入になると、これまで両制度の恩恵を受けてきた企業の競争力が失われるおそれがあつたため、政府はPROSECという新制度を導入した。一方でマキラドーラ、PITEX両制度の差がほとんどなくなつたためIMMEXという1つの制度に統合した。なお、マキラドーラ制度は、NAFTA、EU、EFTA以外の地域、国に対しては現在も有効となっており、NAFTA、EU、EFTA地域についても関税免除以外の部分については有効である。

²⁵ NEECとは、税務、通関、安全性の3分野におけるコンプライアンスを満たしている企業に対し、通関の円滑化の恩典が与えられる制度のことである。恩典としては、専用通関レーンの利用、通関手続きの円滑化、行政手続きの簡素化及び円滑化などが挙げられる。

第10章 外資規制業種

外国投資法には、外資参入禁止業種や出資比率規制業種等が定められている。以下に規制対象となる主な業種分類や該当業種を紹介する。

また規制業種以外でも、既存企業の資本金に49%を超えて外資が参加し、その会社の資産総額が34億9,360万3,960.10ペソを上回る場合（2013年5月29日官報公布、金額は毎年変更される可能性がある）、外資委員会の承認が必要となる点には留意が必要である。

1. 外国投資が禁止されている業種

外国投資が禁止されている業種は、図表10-1のとおりである。禁止業種の分類としては、「国家に留保される業種」及び「メキシコ人または会社定款に『外国人排除条項』を定めるメキシコの法人に留保される業種」が存在する。

図表 10-1 外国投資が禁止されている業種

規制業種分類	該当業種
国家に留保される規制業種 ²⁶	<ul style="list-style-type: none">・憲法第27条と第28条に定められている石油及び炭化水素の探索と採掘・電力計画とその管理と配電・原子力エネルギー・放射能物質・電信、電報・郵便・紙幣と硬貨の発行と鑄造・港湾、空港、ヘリポートの管制、管理、監督・その他該当法規が定めるもの
メキシコ人または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコの法人に留保される規制業種	<ul style="list-style-type: none">・旅客、観光及び貨物の国内陸上運送（宅配便サービスを除く）・開発銀行・該当法規が定める専門技術サービス

（出所）新外国投資法（2014年8月11日）より作成

2. 出資規制がある業種

外国資本比率の段階（10%まで、25%まで、49%まで）に応じて規制される業種が決められており、概要は図表 10-2 のとおりである。

図表 10-2 外国資本比率に規制のある業種

外国資本比率	該当業種
10%まで	・協同組合
25%まで	・国内航空輸送 ・エアタクシー輸送（小型機による簡便な短距離航空輸送） ・特別航空輸送
49%まで	・爆発物・花火・銃火器などの製造と販売等（鉱・工業活動のための爆発物購入または使用する混合物の製造を除く） ・国内のみ流通の新聞の印刷と発行 ・森林・牧畜・農業用の土地を所有する会社の T シリーズ株式 ²⁷ ・排他的経済水域漁業、沿岸漁業、淡水漁業（養殖業を除く） ・港湾統合管理業 ・海運法に基づく国内航路の水先案内港湾サービス ・観光用クルーザーを除く内国海運会社 ・船舶・飛行機・鉄道機器の燃料・潤滑油供給、連邦電話通信法第 11 条、第 12 条に規定されるコンセッション会社

（出所）新外国投資法（2014 年 8 月 11 日）より作成

3. 外資委員会の承認を要する規制業種（外国資本比率 49%超の場合）

外国資本比率が 49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種が存在する。その概要は図表 10-3 のとおりである。

図表 10-3 外国資本比率が 49%を超える場合、外資委員会の承認が必要となる規制業種

該当業種
・曳航、係留、用船などの港湾サービス
・遠洋運輸の船舶操業に従事する海運会社
・公共飛行場の認可またはコンセッション会社
・幼稚園、小学校、中学校、高校、上級学校の私立学校サービス

²⁷ T シリーズ株式とは土地所有会社の株式を意味する。

・法務サービス

・公共鉄道サービスの提供とその建設・操業・管理

(出所) 新外国投資法(2014年8月11日)より作成

ひとくちメモ(11): 金融機関への外資参入

商業銀行への外資出資比率制限は、外国投資法第7条改正(1999年1月19日)により撤廃された。ただし、新規に子会社方式で設立する場合は、金融機関法により、自由貿易協定または類似の取り決めがなされている国に居住する銀行のみに限られる。保険会社、保証会社、両替商、年金運用会社の出資比率は2013年までは49%となっていたが、2014年1月10日付官報で公示された外国投資法の改正により、外資規制は撤廃された。

第11章 許認可・進出手続き²⁸

1. 会社設立

(1) 現地法人

現地法人の設立にあたって多くの企業が選択する株式会社設立の流れは、図表 11-1 のとおりである。なお、メキシコにおいて会社設立は一種の契約行為だが、方式としては公正証書にする必要がある。「①会社設立許可証取得（社名使用許可）」「②委任状の作成」「③定款と創立総会決議事項の準備」の手続きについては、同時並行で実施することが可能である。

図表 11-1 株式会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
① 会社設立許可証 取得(社名使用 許可)	<ul style="list-style-type: none">④の会社設立公正証書の作成を行うための要件である。メキシコ法人の社名候補(優先順位を付けたもの)・資本金・所在地等を記載した申請書を経済省へ提出する。使用前例が皆無であり、かつ商標権侵害の疑いもない場合、申請提出より数日で許可を取得することが出来る。
② 委任状の作成	<ul style="list-style-type: none">委任状とは、④の「会社設立公正証書署名」をメキシコ居住者に委任するための書類であり、「代表権授権公正証書(P/A:Power of Attorney)」ともいう。会社設立当事者が外国法人の場合や、非メキシコ国籍の自然人で就労許可付き在留許可証を有しない場合には、自らが④の署名を行うことができないため、この委任状が必要となる。法人の場合は、在外公館に作成を依頼するのが一般的である。
③ 定款と創立総会 決議事項の準備	<ul style="list-style-type: none">定款では、以下の事項を扱う必要がある。「社名と会社形態」「事業目的」「存続期間」「本店所在地(市単位)」「国籍及びカルボ条項²⁹」「資本金額、出資方法、増減資の方法、株式・株券の取り扱い及びその登録ルール等」「株主総会関連事項(成立要件、議決要件等)」「会社の経営形態、経営機関(役員構成、選任方法、任期、権限等)」「監督機関」「会計年度、決算報告、損益処分、法定準備金」「解散・清算に関する事項」。

²⁸ EY Mexico「メキシコ進出支援サービス」、JETRO「メキシコにおける会社設立と清算の基本」を参照、一部引用した。

²⁹ カルボ条項とは、新会社の設立や既存会社への資本算入との関係において、外国人排除条項を設けない会社、すなわち外資参入を認める会社について、定款に盛り込むことが一律義務付けられている条項を指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・創立総会決議事項は、主に以下のとおりである。 ・「設立当事者(発起人)の名称又は氏名、その代表者又は代理人の氏名」「設立当初の資本金額、構成、各株主の引受、払い込み状況」「第1会計年度」「経営機関(取締役)の任命」「監督機関(監査役)の任命」「執行機関(社長以下のオフィサー)の任命、並びに代表権授権」。
④ 会社設立公正証書の署名	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③の書類を公証人に提出する。 ・公証人は、会社設立の合法性や当事者の資格等の必要事項を審査して問題ないと判断した場合、会社設立公正証書(Escritura Constitutiva)原本を作成し、当事者に署名させる。公証人本人も署名することで会社設立となる。 ・公正証書原本は、公証人が保管する制度となっており、行為当事者(株主)には、謄本(Testimonio)が証拠として発給される。
⑤ 連邦納税者登録(RFC)の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・RFCは本来税籍登録に過ぎないが、現行制度では、同登録によってメキシコ国税庁(SAT)から付与される番号(RFC番号)がなければ、各種行政手続き、銀行口座の開設、正規のインボイスの発行等ができない。 ・RFC取得時に指定する住所(Domicilio Fiscal)は、SAT、あらゆるメキシコ政府当局、第三者との関係において、会社の正規の住所となるので正しく記載することが必要である。
⑥ 商業登記	<ul style="list-style-type: none"> ・契約としての会社設立は、④の署名によって成立しているが、第三者に対しても会社設立の効力を生じさせるため登記が必要となる。 ・商業登記は、会社の本店所在地を管轄する登記所で会社設立公正証書の謄本を使用して行う。 ・手続き完了後、申請者には会社設立公正証書謄本に登記証明の公文書を付したもののが返却される³⁰。
⑦ 外資登録	<ul style="list-style-type: none"> ・外国資本の参入する会社は、一律で外国投資法並びに同施行規則の定めるところに従い外資登録が求められる。 ・経済省外資局が所轄官庁であり、外資登録をしない外資系企業は、原則として各種法律行為を有効に行えない。
⑧ 各種帳簿の手配、株券発行	<ul style="list-style-type: none"> ・会社組織に係る帳簿として、以下の帳簿を備えておく必要がある。 ・「株主総会議事録」「取締役会議事録」「株式登録簿」「資本金増減登録簿(可変資本会社の場合)」。
⑨ その他の主要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係る優遇措置等に関する手続きが存在する。

³⁰ 手続き地によっては、完了に長期間(数カ月)を要することもあるため、商業登記証明の提出、または提示を要件とする各種手続きにおいては多くの場合、登記申請の確証の提出、または提示をもって充分とする実務習慣がある。

(2) 支店又は駐在員事務所

日本の会社のメキシコ支店または駐在員事務所の開設に係る一連の流れは、図表 11-2 のとおりである。

図表 11-2 支店又は駐在員事務所の開設の流れ

項目	概要・特記事項
① 支店長又は駐在員事務所長及び弁護士等宛代表権授権公正証書作成、登記用定款の準備	<ul style="list-style-type: none"> 開設手続き及び開設後の経営・管理を誰に委ねるかを本国のルールに則つて決定した上で、その者に対して総括的代表権を授権するための公正証書を作成する。 当該外国会社の所在地を管轄するメキシコの在外公館に作成を依頼する。 支店長等のメキシコでの代表者に授権する総括的代表権は、その行使の目的を「支店(又は駐在員事務所)の開設及び運営」に限定するのが一般的である。
② 経済省外資局への支店・駐在員事務所開設通知	<ul style="list-style-type: none"> 外国の会社がメキシコで活動するには、商業登記手続きに先立って、経済省より支店又は駐在員事務所開設許可を得るのが原則である³¹。 ①で作成した書類に基づき開設通知書簡を作成して代表者が署名の上、経済省に提出し、その写しに受領印を得ることで完了となる。
③ ①及び②の編纂	<ul style="list-style-type: none"> 当地公証人に依頼し、①で作成した公正証書と、②で得た開設通知の確証を一つの公正証書に編纂してもらう。
④ 商業登記	<ul style="list-style-type: none"> メキシコにおいて常態で商行為を営む活動拠点である支店は、商業登記がなければ合法的に商行為を行うことが出来ない。 一方、駐在員事務所の場合、法律上、登記の要否は議論が分かれるが、実務上は支店同様に必須である。
⑤ RFC の取得	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人の場合と異なり、商業登記の手続きの後、任意の税務署に予約を入れた上で、代表者自らが出頭して取得手続きをする必要がある。
⑥ 外資登録	<ul style="list-style-type: none"> 支店の場合に限り外資登録を行う。
⑦ 他の主な手続き	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人の場合と同様、社屋関係や労務・社会保障関係、通関関係、輸入税に係る優遇措置等に関する手続きが存在する。 支店・駐在員事務所のステータスでは取得できない許認可類が存在することに注意を要する。

³¹ 2012年8月に官報公示された経済省決定により、米国、カナダ、チリ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ウルグアイ、日本、ペルーのいずれかの法律に則って設立された会社は、開設許可取得義務を免除され、経済省決定に基づく通知手続きさえ踏めば良いこととなっている。

2. 撤退手続き

メキシコからの撤退や進出形態の変更を決定した場合、会社の清算手続きを行わなければならない。以下に、現地法人の解散・清算手続きの流れの概要を示す。

図表 11-3 現地法人の解散・清算手続きの流れ

項目	概要・特記事項
① 解散決議の採択～登記・通知	<ul style="list-style-type: none">解散特別株主総会を開催し、会社の解散及び清算人の任命に加え、各社の事情に応じたその他の必要事項を議決する。解散特別株主総会の決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記しなければならない。
② 清算事務開始～結了	<ul style="list-style-type: none">清算人は、会社の帳簿類・資産を受け取り、定款若しくは会社法に従つて、清算事務に着手する。SAT に対しては、直ちに清算開始を通知する。清算事務の主な項目は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">「事業活動の終結」「債権回収」「債務弁済」「資産の売却による換価」「各種登録の抹消」「清算に関する会計税務手続き」。
③ 清算最終貸借対照表の公告	<ul style="list-style-type: none">清算事務を結了させた後、清算最終貸借対照表を作成の上、公告手続きを行う。同対照表には、残余財産分配案を含めなければならない。公告は、10 日の間隔を置き 3 度にわたって官報掲載により実施する。
④ 清算事務と清算最終貸借対照表の承認	<ul style="list-style-type: none">清算特別株主総会を開催し、清算事務、清算最終貸借対照表(残余財産分配案含む)の承認、並びに会社消滅の確認その他の必要事項を議決する。決議事項は、公正証書化の上、商業登記所に登記する。SAT に対して清算結了を通知し、RFC を抹消する。
⑤ 残余財産の分配	<ul style="list-style-type: none">清算特別株主総会での承認に基づき、株主への残余財産配分を行う。各株主の保有する株券返還と引き換えに行われ、返還された株券は廃却する。
⑥ 会社の消滅	<ul style="list-style-type: none">清算特別株主総会決議事項の登記手続きの効果として、会社の商業登記は抹消され、これにより会社が消滅する。
⑦ 清算人による書類保管義務履行	<ul style="list-style-type: none">清算人は、清算結了後 10 年間、会社の帳簿・資料を保管しなければならない。

第12章 税制

メキシコでは頻繁に税制が改正され、その変更が企業に大きな影響を及ぼすこともあるため留意が必要である。直近では、2013年10月31日に2014年度の税制改正案が可決され、2014年1月から施行されている。

租税体系は、基本的には連邦政府の課す「連邦税」と地方自治体（州及び自治体）が課す「地方税」からなる。税金の大半は連邦法により定められた連邦税であり、企業活動に影響する税金も大半が連邦税である。税制の全体像として、主要な税金を図表12-1に示す。

図表 12-1 メキシコ税制の全体像：主要な税金

分類	税目	課税対象	税率
連邦税	法人所得税	メキシコ居住法人は、メキシコ国内外の事業から発生する所得 メキシコ国内に法人を持たない外国法人は、恒久的施設(PE)を有する場合、PEから発生する所得、PEを有しない場合、メキシコ源泉の所得	30%
	個人所得税	居住者：全世界所得 非居住者：メキシコ源泉の所得	最高35%（累進）
	付加価値税	財及びサービスの生産、流通の各段階でその製品に加えられた付加価値	16%
	生産サービス特別税	酒類、タバコ、清涼飲料水などの取引価格	品目により異なる
	輸入関税	輸入される財のCIF価格がベース（調整が加わることがある）	品目により異なる
地方税	従業員給与税	従業員の給与総額	2%程度 (州により異なる)
	不動産取得税	取得した不動産の取引価格、地籍上の価格、査定市価等のうち一番高いもの	2~4.5%程度 (州により異なる)
	地租または固定資産税	土地や建物の評価額	州により異なる
	宿泊税	ホテルなどの宿泊料金	2%程度 (州により異なる)

ひとくちメモ(12): 企業単一税(IETU)の廃止

2014年度税制改正により、企業単一税が廃止された。企業単一税は、法人所得税のミニマムタックスとして2008年に導入され、廃止される前は法人所得税と企業単一税の2種類の法人税が存在した。企業は毎年、双方を計算し、いずれか高い方を支払う必要があり、実務上の負担となっていた。本改正により法人所得税のみに一本化されたため、作業負担の軽減が見込まれる。

1. 連邦税

代表的な連邦税である法人所得税、個人所得税、付加価値税、生産サービス特別税、輸入関税の概要は以下のとおりである。

(1) 法人所得税

メキシコ居住法人は、メキシコ国内外の事業から発生する所得に対して課税され、外国法人は、恒久的施設（PE: Permanent Establishment）を有する場合にはPEから発生する所得、PEを有しない場合はメキシコ源泉の所得に対して課税される。課税所得は、インフレ損益を調整した数値となるが、日本や米国の税法にこの概念は存在せず、メキシコ特有のものとなっている。

2014年に29%、2015年以降は28%に軽減が予定されていた法人税率は、2014年度税制改正により、30%が維持されることとなった。

2014年度税制改正による従来からの主な変更点は、図表 12-2 のとおりである。

図表 12-2 2014 年度税制改正による従来からの主な変更点

分類	概要
新配当税制	<ul style="list-style-type: none">メキシコ居住者(個人)が受け取る全ての配当、並びに非居住者である法人及び個人がメキシコの分配会社から受け取る配当の10%が源泉徴収される。メキシコの法人株主に分配される配当は免税となる。非居住者である法人及び個人は、メキシコで効力を有している租税条約によって軽減される場合がある。2014年度以降に発生した税務上の利益に対して課される。
各種損金算入の削除及び修正	<ul style="list-style-type: none">従業員に対して支払った、全部または一部が非課税となる報酬等(アギナルド³²、法定外超過勤務の時間外手当、解雇手当、医療費、葬儀費用など)について、その非課税額の47%まで(変更前は100%まで)の損金算入が可能(ただし、当年度の従業員に対する非課税報酬等の額が前年度と比して減少していなければ、その非課税額の53%が損金に算入される)。乗用車購入に関する損金算入限度額が、1台あたり175,000ペソから130,000ペソに減額された(乗用車のリースについては、日額1台あたり250ペソから200ペソに減額)。レストラン食事代の一部損金算入額は、支出額の12.5%から8.5%に縮小された。従業員が支払うべき社会保険費用を雇用者が負担した場合には、その負担額を全額損金不算入とする。

³² アギナルドとは、12月に支払われる賞与のことで、その都市や州の最低日額賃金の30日分相当までは個人所得税が非課税となる。

(2) 個人所得税

累進税率が採用されている。最高税率は、2014年度の税制改正により、従来の30%から35%へ引き上げられた。これは大統領府が提案した、より穏当な32%という引き上げ率を上回った。給与所得者の場合、雇用主が源泉徴収してメキシコ国税庁（SAT）に支払う。

図表 12-3 個人所得税の税率

段階	所得の下限(ペソ)	所得の上限(ペソ)	累進税率
1	0.01	5,952.84	1.92%
2	5,952.85	50,524.92	6.40%
3	50,524.93	88,793.04	10.88%
4	88,793.05	103,218.00	16.00%
5	103,218.01	123,580.20	17.92%
6	123,580.21	249,243.48	21.36%
7	249,243.49	392,841.96	23.52%
8	392,841.97	750,000.00	30.00%
9	750,000.01	1,000,000.00	32.00%
10	1,000,000.01	3,000,000.00	34.00%
11	3,000,000.01	無制限	35.00%

(3) 付加価値税

商品・サービスの購入と販売の際に課税される間接税である。商品・サービスの仕入れ時に支払った付加価値税を商品販売時に消費者から徴収した付加価値税から控除した上で国庫に納めるため、各流通段階における付加価値に対して課税されることになる。

国境から20km以内の「国境地帯」や、バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、キンタナ・ロー州全域など「国境地域」に指定された地域に適用されていた11%の優遇税率は撤廃され、全国共通で16%の税率となった。ただし、食料品・医療費・教育費など一部の品目は非課税、又は税率0%である。

(4) 生産サービス特別税

酒類、タバコ、清涼飲料水など特定の財の販売や関連するサービスを行う法人・自然人に対して課される間接税（特別消費税）である。2010年以降、電話・通信サービスが、2011年以降は、栄養ドリンク等が課税対象に加えられた。2014年以降は、砂糖が混入された飲料、化石燃料、殺虫剤、高カロリー食品も課税対象に加えられた。

砂糖が混入された飲料に対しては、1リットル当たり1ペソが課税される。ただし、砂糖が混入した医薬品やレストランやバーで提供される飲料については非課税になる。

(5) 輸入関税

CIF 價格をベースに関税分類ごとに定められた税率が課税される。組立加工業を促進するため、中間財と資本財の関税率が消費財に比較して低い。

ひとくちメモ(13): 納税者メールボックスの設置

メキシコ国税庁(SAT)と納税者のコミュニケーションを円滑化・迅速化し、電子的な審査及び税務調査を可能にするため、法人の場合 2014 年 6 月 30 日から、個人の場合 2015 年 1 月 1 日から、納税者番号に応じたメールボックスが設置される。

SAT から税務通達、資料の要求などのメールが届き、納税者の税務上の状況を把握することができる。他の手段で二重通知の場合にも該当ボックス上の通知が優先されるため、重要なメールを見逃すことなく税務上の偶発債務を負うことにならないよう頻繁にメールの確認をする必要がある。

また、下記の会計情報は、納税者メールボックスより SAT に提出する必要がある。

- ① 適用している勘定科目一覧表(各勘定科目を、SAT が公表している勘定科目番号表に合う様にナンバリング・グループ化したリストも要登録)
- ② 全ての勘定科目の期首残高・期中取引高・期末残高が記載された試算表及び注記事項、更に、全ての税金の納付状況等明細書
- ③ 各取引の明細・勘定科目・補助科目・仕訳を含む元帳、更に、取引の証拠となる SAT の規定に従った補助資料や税金受領証を含む資料の詳細

提出する電子会計情報にエラーがあった場合、SAT は納税者メールボックスを通じて通知する。納税者は 3 営業日以内に正しい情報を再提出する必要があり、3 営業日以内にエラーを修正しない場合、SAT は当該情報が提出されなかつたと見なすため、留意が必要である。

2. 地方税

代表的な地方税である従業員給与税、不動産取得税、地租または固定資産税、宿泊税の概要は以下のとおりである。

(1) 従業員給与税

従業員に支払う給与等の総額（ペイロール）に一定の税率を掛けて算出される税で雇用主が負担する。税率は州によって異なるが、平均的な税率は 2% である（ただし連邦区の場合は 3%）。また州によっては、投資インセンティブとして会社設立から一定期間免除をする場合がある。

(2) 不動産取得税

売買、贈与、相続等取得形態に係わらず不動産を取得した者に課せられる税金である。課税標準の詳細や税率は州により若干の違いがあるが、取引価額、地籍上の価額、査定市価等のうち一番高いものの2%～4.5%程度である。また、州によっては投資インセンティブとして全額または一部を免税する場合がある。

(3) 地租または固定資産税

土地及び建物の評価額に対して課税される。州・地方自治体によって評価額の基準や税率が異なる。

(4) 宿泊税

ホテルなどの宿泊にかかる州税であり、多くの州が宿泊料金に2%を課税している。一部の州では、3%前後となっている。

3. 国際課税

(1) 移転価格税制

移転価格算定方式はOECDガイドラインに準拠と言われているが、2006年から納税者は先に独立価格比較法が適用される。外国所在の関係当事者との取引において、関係当事者の特定と関係当事者との取引の内容を開示し、独立当事者間価格の裏づけとなる書類の作成・保管が求められる。

(2) 過少資本税制

企業の負債が資本の3倍を超える場合、その超過額に相応する国外関連会社負債に対する支払利息の損金算入は、不可となる。

第13章 用地取得

1. 規制地帯

土地所有に一部制限のあるメキシコにおいて、外資企業又は外国人が不動産取得の際に留意するべき事項は、規制地帯である。規制地帯とは、憲法第27条第1項で規定されている国境沿いの幅100km及び沿岸50km以内の地帯のことである。国家安全保障の観点から外資企業及び外国人による不動産の取得が禁じられている。

2. 外資企業による不動産の取得

外資企業による不動産の取得は、規制地帯外であれば原則として認められている。不動産の取得にあたっては、外務省からの事前許可に加えて取得する不動産に関するカルボ条項³³の承認が必要である。外務省の許可については、申請が受理された日より5営業日以内に同省から申請棄却の公告がなされない場合に、許可されたものと見なされる。

規制地帯においては不動産の取得は認められていないが、信託方式で不動産を使用することは可能である。これにより、外資企業もしくは外国人は、金融機関に不動産購入を委託し、その不動産を利用することができる。信託期間は最長で50年間まで更新することができる。受託者である金融機関には事前に外務省の許可が求められる。

3. メキシコ企業による不動産の取得

会社定款に「外国人排除条項³⁴」が含まれるメキシコ企業については、規制地帯の内外を問わず、メキシコ国内の不動産の取得が可能である。

一方で定款に「外国人排除条項」が含まれていないが憲法第27条第1項の規定³⁵に言及される協約を取り決めたメキシコ企業については、規制地帯外においては不動産の取得が認められている。規制地帯内であっても、居住以外の目的の場合は不動産の購入が認められており、購入後60営業日以内に外務省に報告する必要がある。規制地帯内で居住が目的である場合は、不動産の取得は認められていないが、信託方式による不動産の使用が認められている。

³³ カルボ条項については第11章を参照のこと。

³⁴ 外資参入を認めない旨を規定する条項のこと。

³⁵ 憲法第27条第1項では「自国政府の保護を求める」という趣旨のカルボ条項が規定されている。

4. 不動産取得の流れ

不動産取得の流れは図表 13-1 に示す通りである。

図表 13-1 不動産取得の流れ

	手続き	詳細
Step1	物件の選定	<ul style="list-style-type: none">規制地帯の規制の有無を考慮した上で物件を選定する。
Step2	所有者との交渉、予約の締結	<ul style="list-style-type: none">選定した物件について、所有者と売買条件を交渉する。交渉後、売買本契約に先立ち予約を締結する。予約においては、対象物件について一定期間内に売買契約を締結することが約定されるので、罰則条項も含め、本契約に係る情報をすべて盛り込む必要がある。予約締結に先立ち、土地の地目証明書(Uso de Suelo)の確認も不可欠である。工業団地内の工場・倉庫用地買収や住居用不動産の購入においては予約の代わりとしてレター・オブ・インテント(LOI)で済ませる場合もある。
Step3	公証人の選定	<ul style="list-style-type: none">売買本契約(売買契約公正証書)の作成を依頼する公証人を選定する。
Step4	公証人による調査、公正証書の準備	<ul style="list-style-type: none">上記の公証人は、目的物に関する調査を実施する。また、公証人は契約当事者の資格、契約書条件の有効性を審査した上で公正証書作成の準備に入る。
Step5	当事者による売買契約公正証書の署名	<ul style="list-style-type: none">契約当事者は、公証人から指定を受けた期日に売買契約公正証書に署名する。買主は協約内容に従い代金を支払うとともに、手続き費用(物件代金の3%~8%が目安)を公証人に支払う。
Step6	登記	<ul style="list-style-type: none">通常は、売買公正証書署名の後に同じ公証人が当該公正証書の謄本を用いて不動産登記を執り行う。登記完了後、確証の付された売買契約公正証書謄本が買主に渡される。

(出所) JETRO 「メキシコにおける会社設立と清算の基本」 より作成

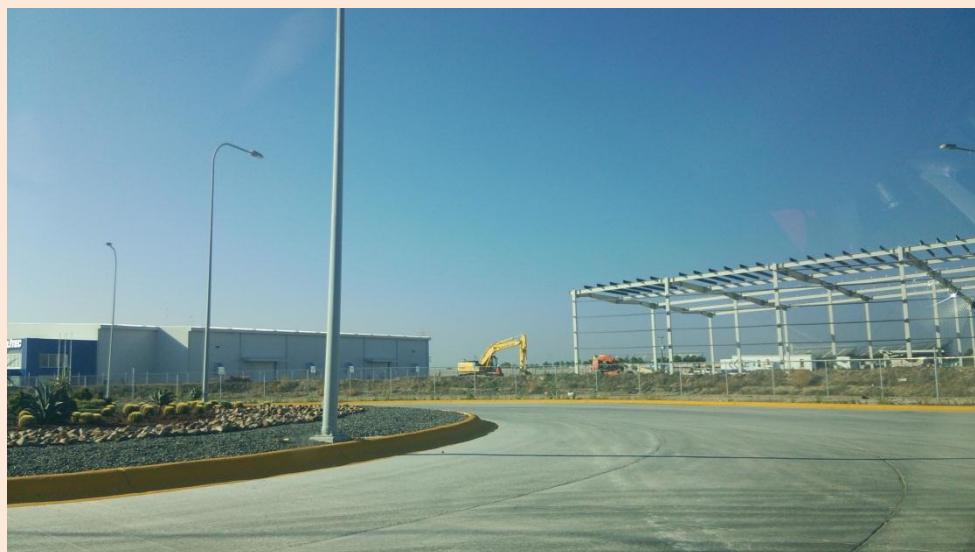
ひとくちメモ(14): 工場設立時の留意点(用地取得よりもインフラ整備に注意)

メキシコに工場を設立する場合、工業団地に入居する方法と、工業団地外に自ら用地を取得する方法がある。一般的に、新興国へ進出する場合に価格が高い工業団地へ入居するケースが多いのは、土地の取得が困難なことが多いためである。しかし、メキシコでは不動産の取得に関する規制は少ないといため、現地ヒアリングでも用地取得に苦労したという声はあまり聞かれなかった。むしろ多くの企業が指摘した工場設立に関する留意点は、工場の設立時は水、電気、ガスなどのインフラの整備に非常に手間と時間がかかることがある。

工業団地以外への立地については当然ながら多くの場合、自ら各種インフラを整備することが前提となるが、工業団地に入居する場合でも、どの程度工業団地の運営者がインフラを用意するかはケースバイケースである点に注意が必要である。新たに設立する工場までのインフラを運営者側がすでに整備してある場合もあれば、全面的に自社でインフラを整えなければならない場合もある。あるいは、その2つの中間で、工業団地の入り口までは水・電気・ガスが引かれており、入り口から自社工場までパイプや電線を通せばよい場合などがある。どのような条件の工業団地に入居するかによって設立に係る費用や期間が大きく変動するため、工場の立地選定時には、インフラの整備に関する条件をきちんと把握し、比較検討することが必要である。

また、メキシコにおける公的機関への申請業務は一般的に提出書類が多く、申請窓口の担当者によって指示が異なり、回答待ちで時間がかかるなど、非常に煩雑であり、インフラ関連の申請も例外ではないことも認識しておかなければならない。インフラ整備は、日系もしくは地場系ゼネコンに発注する、ゼネコンの紹介で地場の専門企業に発注する、コンサルティング会社の助言を受けながら自社スタッフで乗り切る、などの手段が考えられるが、いずれの手段においても連邦政府や地方政府と交渉し、確実に、なるべく早く関連する申請を通してもらうことがカギになる。よって、自社の場合、どの手段が適しているか(自力で申請業務を行って政府と交渉できるか、または地元企業に任せなければ難しいか、交渉に適した企業を見つけられるか)を見極めることも、スムーズな操業開始に欠かせないことを認識しておくべきだろう。

【写真説明】 工業団地における工場建設の様子(アグアスカリエンテス州)



(出所)現地調査にて撮影

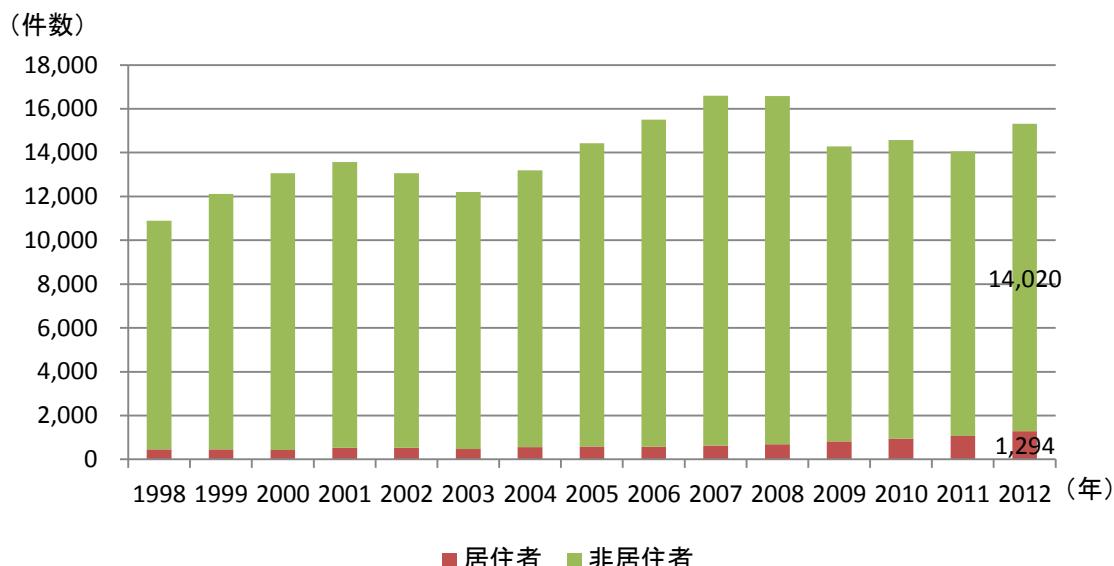
第14章 知的財産権

1. メキシコにおける知的財産権制度

メキシコにおける知的財産権制度は、1832年の「特定産業分野における発明者または完成者の所有権に関する法律」に始まった。その後、いくつかの法律の制定や廃止を経て現行法に至るが、メキシコの知的財産権に係る転換点の一つはNAFTAでの交渉であった。NAFTAでは知的財産権に関する独自のルールが規定されているため、メキシコはNAFTAへの加盟交渉を契機として知的財産権保護を重視する政策をとっている。

図表14-1は、メキシコにおける特許申請件数と申請者の属性を示したものである。過去15年間では、特許の出願は毎年1万件を超えており、非居住者による申請件数が居住者による申請件数を遥かに超えることが特徴で、申請の大部分が特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）³⁶を利用したものである。また、メキシコにおいて申請される特許の分野別の内訳では、社会基盤、医療技術、医薬品分野における特許出願が特に多い（図表14-2参照）。

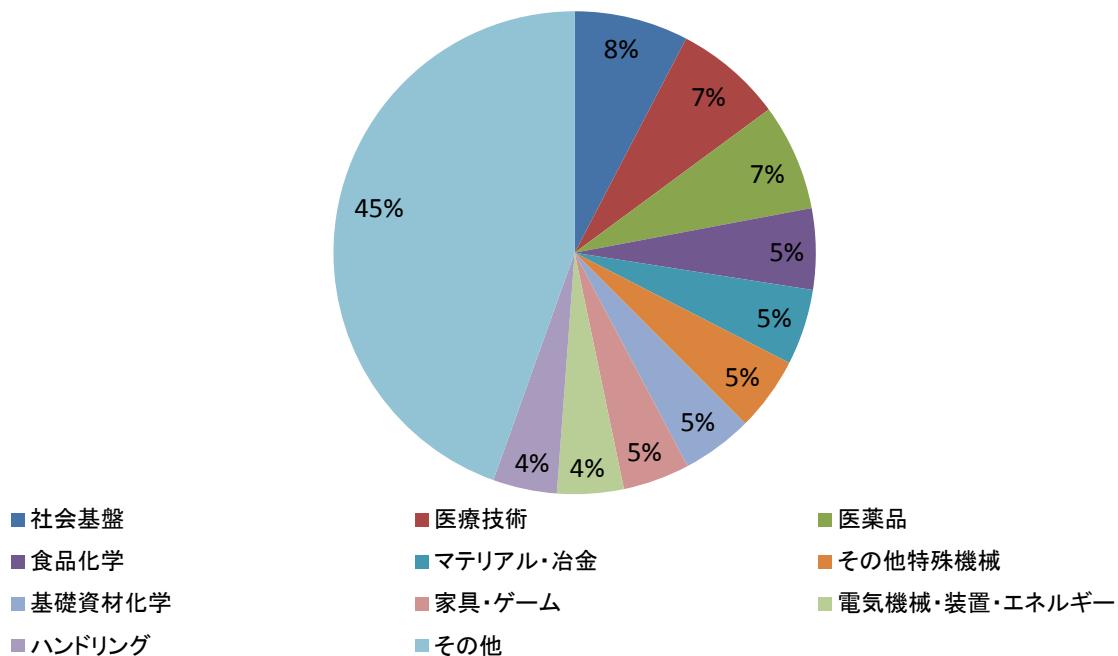
図表14-1 メキシコにおける特許申請件数と申請者の属性



（出所）世界知的所有権機関データより作成

³⁶ PCTとは国際的な特許出願制度のことである。PCT加盟国の出願者は、自国の特許庁に対して申請をすればその時点で有効なすべてのPCT加盟国においても特許を出願したと見なされる。

図表 14・2 メキシコにおける特許申請の分野別の内訳（1998-2012 年）



(出所) 世界知的所有権機関データより作成

2. 関連法規

メキシコの知的財産権制度は、産業財産権法、連邦著作権法、連邦植物品種法の 3 つの法律から規定されている。

(1) 産業財産権法

産業財産権とは、工業及び商業に使用される新たな技術やデザイン、ネーミング等に対し、国が一定期間付与する独占権のことである。メキシコにおいて産業財産権を規定する主要法規は、1991 年に公布され、1994 年に大幅に改正された産業財産権法である。その後も 1997 年、1999 年、2003 年、2005 年、2006 年、及び 2012 年の法改正を経ている。

産業財産権は大きく 2 つに分類される。一つ目は、創作物に関するもので、特許、実用新案、意匠、営業秘密、集積回路配置図などが該当する。二つ目は標識に関わるもので、商標、商号、原産地呼称、商業標語などが該当する。

図表 14・3 産業財産権

分類	名称	内容
創作物に関するもの	特許	<p>【有効期限】20 年間(更新・延長は不可)</p> <p>【登録要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.当該発明に新規性があること 2.当該発明が発明行為の結果であること 3.当該発明が産業上利用可能であること <p>【留意点】</p> <p>所定のルールに基づきメキシコ産業財産庁(IMPI: Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial)に願書と発明の明細書を提出し、審査された上で、特許証が公布される。</p> <p>複数の者が個々に同一の発明について特許申請をした場合には、最も早く申請した者が特許を取得することになる。</p>
	実用新案	<p>【保護対象】</p> <p>物品の形状、構造又は組合せの変更により、各構成部分とは異なる機能を持つようになる、又は使用に関して顕著な利点をもたらす場合、それに係る考案が保護の対象となる。</p> <p>【有効期限】10 年間(更新・延長は不可)</p> <p>【登録要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.新規性があること 2.産業上の利用が可能であること
	意匠	<p>【保護対象】</p> <p>物品の模様若しくは色彩又はこれらの結合により工業製品に特徴的な外観を与える創作を意匠とし、図案意匠と型式意匠の二種類を保護対象とする。</p> <p>【有効期限】15 年間(更新・延長は不可)</p> <p>【登録要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.新規性があること 2.産業上の利用が可能であること
	営業秘密	<p>【留意点】</p> <p>登録制度はないが、産業財産権によって保護されている。同法により、当該営業秘密を不正取得、領得、不正使用、不正開示する場合に、その主体に対して賠償責任が生じる。</p>
	集積回路配置図	<p>【有効期限】10 年間(更新・延長は不可)</p> <p>【登録要件】</p> <p>独創的で、世界でまだ商品化されていないものであること</p>

標識に 関わるもの	商標	<p>【保護対象】 ある製品やサービスを同類同種の他の製品やサービスと区別する標章を商標として定義した上で、名称商標、非名称商標、立体商標、複合商標の四つを保護対象とする。</p> <p>【有効期限】10年間(更新可)</p> <p>【留意点】 有効期限満了後6ヶ月以内であれば更新の申請が可能であるが、それを過ぎると登録は失効する。</p>
	原产地呼 称	<p>【有効期限】10年間(更新可)</p> <p>【登録要件】国による保護宣言によって成立する。</p> <p>【留意点】 メキシコ産業財産庁による使用許可を受ける必要がある。</p>
	商業標語	<p>【保護対象】 事業、製品、サービスを公に宣伝することを目的とする文句又は文書</p> <p>【有効期限】10年間(更新可)</p>

(出所) メキシコ産業財産庁、JETRO「メキシコの経済基礎知識第2版」より作成

(2) 連邦著作権法

連邦著作権法とは、知的財産権の一つである著作権の範囲や内容を規定する法律で、1996年に制定され、1997年、2005年、2013年の改正を経て現在に至っている。

(3) 連邦植物品種法

連邦植物品種法とは、バイオテクノロジーに係る植物新品種に関する事項を規定する法律で、1996年10月に公布された。

3. メキシコ産業財産庁

産業財産制度の所管庁は、メキシコ産業財産庁である。メキシコ産業財産庁は、1993年に政府外郭団体として創設されて以来、産業財産権の保護、創作活動の促進、権利侵害や不正競争の防止、国際協力の促進などといった役割を担っている。

特許や商標を得るために、日本と同様、所定のルールに基づき出願し、審査を受けて認可される必要がある。メキシコ産業財産庁はこうした手続きを管轄している。

また、メキシコの連邦著作権法を所管しているのは連邦著作権庁であるが、経済的権利に関わる商業的な権利侵害については、著作権に関してもメキシコ産業財産庁が査察等を行っている。

第15章 環境規制

1. 生態均衡及び環境保護に関する一般法

メキシコにおける環境政策は、1982年の憲法改正に伴う都市開発・環境省（SEDUE: Secretaría de Desarrollo Urbano y Ecología）の設置と環境保護連邦法の制定から始まった。1987年には、環境改革に伴う憲法第27条の改正により、国家が領土領海内の環境保護のための主導権を有することが定められた。また同改革により環境保護連邦法が撤廃され、代わりに、生態均衡及び環境保護に関する一般法（LGEEPA: Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente）が制定された。同法は現在まで環境関連の基本法とされている。

環境政策の所管は、1992年の社会開発省（SEDESOL: Secretaría de Desarrollo Social）への組織移行ののち、1994年の環境・資源・漁業省設置、2000年の組織改変を経て現在は環境資源省（SEMARNAT: Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales）へと移行している。同省は、持続可能な利用と開発のため、生態系や自然のみならず、環境財や環境サービスに至るまで、保護、回復、保全を推進している。

生態均衡及び環境保護に関する一般法は、国土及び国が統治し管轄する地区における生態系均衡の保護や再生、環境保護について規定するもので、環境問題全般に取り組む包括的な環境法令である。具体的には環境汚染、天然資源の保全、環境影響及びリスクの評価、エコロジカル・ゾーニング、制裁措置などを規定している。

2. 国家計画における環境に関する施策の位置づけ

2006年12月に就任したカルデロン大統領は、国家目標とそのロードマップ、及び戦略を描く「国家開発計画 2007-2012」を定めた。同計画の中で、持続可能な環境の実現を重点課題として掲げており、気候変動への適応策の推進や温室効果ガスの削減など、環境問題に対して前向きな検討がなされている。

同計画の発表後、2007年には政府によって「国家気候変動戦略」が発表され、中長期的な環境政策が示された。2009年には、「気候変動特別計画 2009-2012」が策定されており、地球温暖化の原因である温室効果ガスの具体的な削減目標が定められた。

2013年には、新たに「国家開発計画 2003-2018」が策定されており、メキシコ政府の施策の方向性として気候変動政策及び環境配慮型政策の強化が示されている。

ひとくちメモ(15): グローバル企業として環境対応するマツダ

現地ヒアリング調査によれば、日本を含め、世界を代表する完成車メーカー各社は、グローバル企業である自覚から率先して環境に配慮した工場を設立している。メキシコシティから北西に約250kmに位置するグアナファト州サラマンカ市に2014年1月に工場を新設したマツダもその1社である。

当工場は敷地面積約256ヘクタール(東京ドーム約54個分)の広さを持つ。エンジンの機械加工工程を取り扱う工場は2014年秋から稼働予定であり、敷地内にはサプライヤーパークも整備されている。環境への配慮として当工場は、作業場の天井を半透明にすることで自然光でも作業ができる工夫が施されているため、電力使用を通常より抑えることができる。また、工場敷地内には太陽光パネルがいたるところに設置されており、それらで得た電力で夜間照明を行う工夫もされている。

これら環境への配慮は州政府から依頼されたものではないが、そのような取り組みは州政府との良好な関係を築く礎となっているようだ。

【写真説明】グアナファト州サラマンカ市にあるマツダの工場



(出所)マツダ提供資料

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

(1) 輸出入関連法・規制

輸出入関連法は、憲法、連邦行政組織法、税関法、貿易法、輸出入一般関税法、経済省貿易細則・判断基準省令、経済省以外の省庁の輸出入規制省令である。

貿易政策及び貿易管理制度の主管は、経済省である。

(2) 輸入規制

経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1において、経済省管轄の輸入規制品目については以下のように定められている。

図表 16-1 輸入時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
I/L ³⁷ 規制対象品目	【確定輸入の場合】以下の全 21 品目の HS コードが該当 2709.00.01、2709.00.99、2710.11.03、2710.11.04、 2710.19.04、2710.19.05、2710.19.08、2711.12.01、 2711.13.01、2711.19.01、2711.19.03、2711.19.99、 2711.29.99、4012.20.01、4012.20.99、6309.00.01、 7102.10.01、7102.21.01、7102.31.01、9806.00.02、 9806.00.03 【一時輸入、保税倉庫への搬入、指定保税地域への搬入、戦略的保税地域への搬入の場合】以下の 3 品目の HS コードが該当 7102.10.01、7102.21.01、7102.31.01
PROSEC 登録企業に対するレグラ・オクターバによる特別輸入許可対象品目	以下の全 25 品目の HS コードが該当 HS コード 9802.00.01～9802.00.25
1980 年モンテビオ条約部分協定に基づき、確定輸入されるアルゼンチンまたはブラジル、キューバ、エクアドル、ペルー、パナマ、ウルグアイ原産品で、事前許可の対象となっている品目	全 34 品目が該当
FTA に基づき、確定輸入される FTA	【チリ】

³⁷ Import License のこと。

締結国原産品で事前許可が必要な品目	全 8 品目が該当 【ウルグアイ】 全 28 品目が該当
確定輸入をする上で事前許可が必要な中古自動車類	全 19 品目が該当

(出所) メキシコ経財省、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

また、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4 及び同添付 2.4.1においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

経済省以外の省庁による輸入規制品目は、図表 16-2 の通りである。

図表 16-2 その他の省庁の主たる輸入規制品目

その他省庁の輸入品目規制	<ul style="list-style-type: none"> ① 2011 年度メキシコ国税庁(SAT)貿易細則添付 10(Anexo10)に掲げられる商品 ② 農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目 ③ 農薬・肥料等コントロール省間委員会の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目 ④ 国防省の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目 ⑤ 厚生省の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目 ⑥ 厚生省管轄の化学品に関する I/L、E/L³⁸対象品目の関税コードリストの品目 ⑦ エネルギー省の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目 ⑧ 環境資源省の規制を受ける輸入商品の関税コードリストの品目
--------------	--

(出所) メキシコ経済省、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

上記の規制品目にかかわらず、北朝鮮、イラン、エリトリア、リビアから物品を輸入する場合は経済省に事前に確認する必要がある。

(3) 輸出規制

メキシコにおいては、石油派生品を輸出する際に輸出事前許可が必要である。

経済省貿易細則・判断基準の細則 2.2.1、及びその添付において、経済省管轄の輸出規制品目について図表 16-3 のように定められている。

³⁸ Export License のこと。

図表 16-3 輸出時にメキシコ経済省からの事前許可が必要な品目

分類	品目名
E/L 規制対象品目	<p>【確定輸出の場合】以下の全 21 品目の HS コードが該当 2601.11.01、2601.12.01、2709.00.99、2710.12.04、 2710.19.04、2710.19.05、2710.19.07、2710.19.08、 2710.19.99、2711.12.01、2711.13.01、2711.19.01、 2711.19.99、2711.29.99、2712.20.01、2712.90.02、 2712.90.04、2712.90.99、7101.10.01、7102.21.01、 7102.31.01</p> <p>【一時輸出の場合】以下の 5 品目の HS コードが該当 7101.10.01、7102.21.01、7102.31.01、2601.11.01、 2601.12.01</p> <p>【輸出数量を監視している品目】以下の 2 品目の HS コードが該当 0702.00.01、0702.00.99</p>

(出所) メキシコ経済省、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

また、経済省貿易細則・判断基準省令の細則 2.4、及び同添付 2.4.1においては、「メキシコ公式規格（NOM）履行義務のある輸出入商品の関税コード省令」として規制品目が挙げられている。

経済省以外の省庁による輸出規制品目は、図表 16-4 の通りである。

図表 16-4 その他の省庁の主たる輸出規制品目

その他省庁の輸出品目規制	① コーヒー輸出に關し原産地証明を必要とする関税コードリストの品目 ② 国立人類学・歴史協会及び国立芸術院の規制を受ける輸出商品の関税コードリストの品目 ③ 厚生省の規制を受ける輸出商品の関税コードリストの品目 ④ 厚生省管轄の化学品に関する I/L、E/L 対象品目の関税コードリストの品目 ⑤ エネルギー省の規制を受ける輸出商品の関税コードリストの品目 ⑥ 環境資源省の規制を受ける輸出商品の関税コードリストの品目 ⑦ 国防省の規制を受ける輸出商品の関税コードリストの品目
--------------	--

(出所) メキシコ経済省、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

上記の規制品目にかかわらず、イラク、ソマリア、アフガニスタン、リベリア、コンゴ共和国、コートジボワール、スーダン、北朝鮮、イラン、エリトリア、リビアへ輸出する場合は経済省に事前に確認する必要がある。

(4) 認定企業登録制度

認定企業登録者制度により、信頼に値する企業 (Empresas Certificadas) として認められた場合に限り、通関諸手続の簡素化、迅速化などの恩恵を受けることができる（詳細は第9章を参照）。

2. 関税制度

(1) 関連法、管轄官庁

メキシコにおいては、関税率、関税体系などは経済省が管轄しており、税関、徴税などは財務省が管轄している。

関税についての関連法は、憲法、連邦行政組織法、税関法、貿易法、輸出入一般関税法などである。

(2) 関税制度

メキシコの関税制度は、一般関税、PROSEC 優遇関税（第9章を参照）、各FTA（EPA）締約国向け関税、ラテンアメリカ連合議定書関税率などが存在し、複数制が採られている。

関税分類は1988年1月より、HS分類に準拠している。2012年7月には、HSコードが2012年版の基準に変更された。関税は、原則としてCIF価格に対して課される従量税であるが、一部の品目については従量税が適用される。

FTA締約国からの輸入に課される関税は、発効時に即時撤廃もしくは段階的撤廃が実施されている。

なお、関税以外に別途、付加価値税、通関手数料、倉庫税、アンチダンピング税などが課される。

図表 16-5 関税制度の概要

関税名	概要
PROSEC 優遇関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9章を参照
各 FTA(EPA)締約国向け関税	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関税削減移行期間の FTA 締結国についての関税率は、毎年官報にて発表される。 ・ NAFTA 域内関税率は 2008 年に完全撤廃された。 <p>【対日本向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本メキシコ経済連携協定(日墨 EPA)の原産地規則を満たすものについては特恵関税率が適用される。
ラテンアメリカ連合譲許関税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラテンアメリカ統合連合(ALADI)の枠組で 8 本の特恵貿易協定があり、各協定の締約国産品の当該協定対象品目には特恵関税率が適用される。

(出所) メキシコ経済省、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

3. 通関手続

(1) 概要

輸出入業者は、事前に国税庁が管理する「メキシコ貿易デジタル窓口」(VU: Ventanilla Única) の利用者登録を済ませておく必要がある。

輸入に際しては、必要に応じて、一般輸入業者登録、通関士登録、その他特殊登録などを済ませておく必要がある。また、特定業種に対し、部門別輸出業者登録への対応が求められる。

これらを前提として、輸出入許可を管轄する官庁³⁹に申請するが、2012 年より貿易手続きの電子化(ペーパーレス通関)が導入されているため、通関時に輸出入申告書に添付する書類は PDF 化し、税関の電子システムに事前に送付しなくてはならない。必要書類は、以下に示す通りである。

³⁹ 経済省、SAT 税関総局、国防省、環境天然資源省、農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省、厚生省、エネルギー省、公共教育省など。

図表 16-6 輸出入手続きにおける必要書類

区分	品目名
輸入	① インボイス ② 船荷証券(B/L)あるいは航空貨物運送状(AWB) ③ 非関税輸入規制を遵守していることを証明する書類(必要に応じて) ④ 原産地証明書(必要に応じて) ⑤ 保証金の入金証明書(中古車を推定価格以下で輸入する場合) ⑥ 重量や体積を証明する書類(バルク貨物を港の税関で輸入する場合) ⑦ 識別・分析・管理を行うための情報(必要に応じて)
輸出	① インボイス、もしくは商品価格を証明する書類 ② 非関税輸出規制を遵守していることを証明する書類

(出所) 税関法、JETRO ウェブサイト国・地域別情報より作成

4. 為替管理制度

(1) 管轄

メキシコ中央銀行によって為替管理がなされている。

(2) 取引

為替相場の管理は変動相場制が採られている。

貿易取引については、基本的に規制がなく、自由化している。一方で貿易外取引については、犯罪組織などの資金洗浄取締りを目的として、銀行でのドル現金両替に一定の規制が設けられている。外国人旅行者が銀行で両替する際には、パスポートと滞在許可書の提示が求められ、且つ1カ月に累計で1,500 ドルを超える両替は認められていない。

なお、資本取引については、外国投資法により制限が課されている（第10章を参照）。

第17章 金融制度

1. 金融機関の種類

メキシコの金融システムは、監督・規制当局と金融機関に大きく分類される。監督・規制当局は財務省、中央銀行であるメキシコ銀行 (Banco de México) 等から構成され、金融機関は信用機関（商業銀行、政府系開発銀行等）、証券機関（証券取引所、証券会社、投資信託等）及びその他の金融機関（限定目的金融会社 (SOFOLES)、多目的金融会社 (SOFOMES) 等）から構成されている（図表 17-1 参照）。以下、各分類のうち、主要な機関について言及する。

図表 17-1 金融機関の分類⁴⁰

分類	機関名	
監督・規制当局	財務省(SHCP)、中央銀行(メキシコ銀行: Banco de México)、国家銀行証券委員会(CNBV)、国家保険保証委員会(CNSF)、国家金融サービス利用者保護委員会(CONDUSEF)、国家年金基金委員会(CONSAR)	
金融機関	信用機関	商業銀行(43)、政府系開発銀行(6)、開発基金(3)
	証券機関	証券取引所(1)、証券会社(34)、投資信託(584)、年金基金(69)、金融派生商品取引所(1)
	その他	限定目的金融会社(17)(SOFOLES)、多目的金融会社(26)(SOFOMES)、貯蓄貸付会社・大衆貯蓄信用金融会社(105)、保険会社(99)、金融リース(2)、信用組合(105)など

(出所) メキシコ中央銀行「Annual Report 2012」より作成

(1) 中央銀行（メキシコ銀行: Banco de México）

中央銀行は、1925 年に設立され、メキシコ憲法の下、その行動と管理において独立性を保障されている。中央銀行の主な機能は、通貨の安定供給、金融システムの発展・促進、決裁システムの助成・促進である。その他、連邦政府や内外金融機関からの預金受入、信用供与、債券売買、外貨準備金の保管・管理、外国為替の管理を行う。また、国内における金融機関の業務監査権を有しており、金融システム上、重要な役割を担う。

(2) 商業銀行

民間金融機関は、各金融機関が持株会社を組成して金融グループを形成し、各種業務を行っている形態が多く、金融グループの中核は商業銀行である。

⁴⁰ 括弧内は数（2012 年末時点）。

メキシコは1994年の通貨・金融危機以降、金融部門の外資規制を緩和しており、1999年1月に公布された外国投資法改正によって商業銀行への外国企業の出資比率規制は撤廃された。これにより外国金融機関によるメキシコ国内銀行の買収が相次ぎ⁴¹、2000年以降、同国銀行部門の再編が進行している。

外国金融機関による同国銀行の買収が進んだ結果、同国銀行の総資産に占めるメキシコ資本の銀行の割合は小さい。2014年3月時点の主要銀行の総資産では、全商業銀行合計の70%以上を占める上位5行のうち、メキシコ資本の銀行はBanorte（バノルテ）1行のみである（図表17-2参照）。他の4行（BBVA Bancomer、Banamex、Santander、HSBC）は外資系銀行であり、これら4行で同国商業銀行の総資産及び、貸付・預金総額の6割以上を占めている。

図表 17-2 主要銀行グループの概況（2014年3月時点）

（単位：百万ペソ、%）

銀行グループ名	総資産		貸付		預金	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
BBVA Bancomer	1,562,793	23.3	721,808	25.5	748,054	23.5
Banamex(Citi group)	1,237,404	18.5	472,732	16.7	579,869	18.2
Banorte	1,042,534	15.5	440,704	15.6	481,665	15.1
Santander(BSCH)	867,273	12.9	409,349	14.5	466,230	14.7
HSBC	534,013	8.0	206,151	7.3	295,758	9.3
Inbursa	357,354	5.3	191,654	6.8	159,532	5.0
ScotiaBank Inverlat	259,495	3.9	160,666	5.7	166,202	5.2
Interacciones	171,219	2.6	62,001	2.2	75,575	2.4
Afirme	117,012	1.7	17,326	0.6	26,515	0.8
Banregio	100,010	1.5	46,018	1.6	44,512	1.4
Invex	76,201	1.1	12,589	0.4	15,605	0.5
Multivalores	59,949	0.9	37,495	1.3	47,464	1.5
Intercam	57,041	0.9	2,329	0.1	3,186	0.1
Monex	44,444	0.7	4,767	0.2	13,973	0.4
J.P. Morgan	43,347	0.6	2,112	0.1	4,759	0.1
Actinver	38,328	0.6	5,297	0.2	6,695	0.2
Mifel	34,480	0.5	20,709	0.7	22,918	0.7
Barclays México	32,548	0.5	0	0.0	0	0.0
Credit Suisse	32,275	0.5	368	0.0	6,488	0.2
Ve por Más	32,023	0.5	14,604	0.5	15,150	0.5
Value	4,222	0.1	1,611	0.1	1,480	0.0
UBS	2,748	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	6,706,713	100	2,830,290	100	3,181,630	100

（出所）国家銀行証券委員会（CNBV）より作成

⁴¹ 2000年3月に行われたスペインのバンコ・サンタンデール・セントラル・イスパーノ（BSCH）によるセルフィン銀行の買収、同年6月に行われたスペインのバンコ・ビルバオ・ビスカーヤ・アルヘンタリア（BBVA）によるメキシコ最大の商業銀行バンコメールの買収等。

(3) 政府系開発銀行

政府系開発銀行は、信用機関法及び各機関の規定に準拠し、国家銀行証券委員会(CNBV)の監督下で、メキシコ政府が発表する国家発展計画に即した国内産業の発展・促進の役割を担っている。政府系金融機関に属する金融機関別の主たる業務は以下のとおり（図表17-3 参照）。

図表 17-3 政府系開発銀行に属する金融機関別の業務

機関名	主たる業務
メキシコ産業金融公社(NAFIN)	産業・地域振興
国立公共事業銀行(BANOBRAS)	公共事業
国立貿易銀行(BANCOMEXT)	貿易金融
国立軍人銀行(BANEJÉRCITO)	軍人向け融資
貯蓄金融サービス銀行(BANSEFI)	貯蓄サービス
連邦住宅公社(SHF)	住宅金融

(4) その他

① 限定目的金融会社 (SOFOLES)・多目的金融会社 (SOFOMES)

限定目的金融会社 (SOFOLES) とは、貸付を主業務とするノンバンク金融機関である。預金を受け入れない点が銀行とは異なる。1998年からメキシコで認められており、特定部門（不動産、自動車、農業、中小零細企業等）に対する貸付を専門としている。

2006年から認められている多目的金融会社 (SOFOMES) は SOFOLES と同様、貸付専門のノンバンク金融機関である。SOFOMES も一般から預金を受け入れることができないため、市場での機関投資家向け債券発行や銀行からの借入によって資金を調達している。SOFOLES とは異なり、特定の部門に限らず様々な部門に貸付を行い、金融リース業務や金融ファクタリング（債権買取）等の複数業務を行う。

② 貯蓄貸付会社・大衆貯蓄信用金融会社

2001年、貯蓄信用金融法の制定により、貯蓄貸付会社及び大衆貯蓄信用金融会社が発足した。両社とも会員向けの融資や中小零細企業向けの融資業務等を主とし、商業銀行や限定目的金融会社・多目的金融会社等の業務を補っている。

ひとくちメモ(16): サービスレベルの低い地場の民間銀行

メキシコに進出している日系企業の多くは、従業員の給与支払いなどに地場の民間銀行を使用している。しかし、現地ヒアリング調査によれば、そのサービスレベルはとても低いようだ。

例えば、個人の預金口座を開設した場合、「自動引き落とし」の設定にすると、銀行側が違う口座と間違って引き落としをしてしまうケースもあるようだ。また、ある企業では、勝手に口座を解約されたほか、口座を開設したことのないのになぜかブラックリストに名前が載ってしまい、その取り下げに半年以上かかったという。さらに、銀行窓口の従業員の多くは英語が話せず、日本の銀行とは違って従業員の質や態度も良くないそうである。現地進出の際、地場の民間銀行との取引を行う際にはこの点を理解しておく必要がある。

ひとくちメモ(17): メキシコの金融改革

2013年11月26日、金融に関する34の法律を修正・追加・廃止する改革法案である、いわゆる「金融改革法案」が可決された。「金融改革法案」のポイントは以下のとおりである。

- (1) 開発銀行の強化:インフラ等への融資拡大、技術革新を担う人材確保のための融資促進
- (2) 信用情報機関の設立:民間企業への融資拡大、金融セクター内の競争の促進
- (3) 破産手続きの簡易化:金融セクター内の健全性維持、司法への信頼改善
- (4) 金融システム規制・監督機関の権限強化:金融セクターの透明性維持

ペニヤ・ニエト大統領は本改革により、メキシコの銀行の融資額の拡大を狙っており、開発銀行や民間金融機関による融資額が15%増加することを期待している。これにより、メキシコ国内のインフラ強化や民間企業設備投資額の増加も期待されるため、メキシコ経済の活性化につながる改革といえる。

2. 金融市场

メキシコは1982年に発生した債務危機後の1986年～1987年と、1994年末のテキーラ・ショック後にペソが暴落した1995年の2回にわたりインフレに見舞われている⁴²。しかし、中央銀行が適切な金融政策を行ってきたことにより、2000年以降は1桁台のインフレ率を維持するようになった（図表17-4参照）。

金融政策の基軸は中心3.0%、変動幅±1.0%のインフレ・ターゲット制にある。米国向け輸出の減少や産油量の減少等により、通貨下落の圧力がかかりやすいこともあって、中央銀行はインフレを注視しながら慎重に政策金利を下げるようなスタンスを維持している。

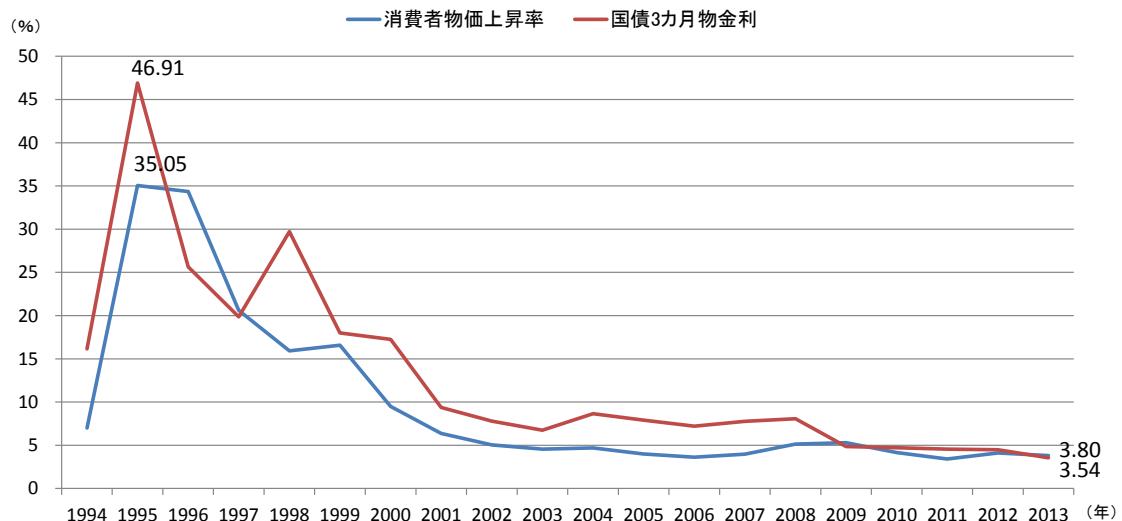
中央銀行は、2013年10月に引き続き、2014年1月の金融政策決定会合にて、2会合連続で政策金利を3.5%に据え置いていたが、2014年6月6日の会合にて過去最低の3.0%に決定し、同年7月11日の会合では据え置いた。

7月11日の政策金利据え置きについて中央銀行は、内需の回復は見られなかったものの、米国経済の回復を背景とした外需の増加により、7～9月期の実質GDP成長率は4～6月期

⁴² 1987年に過去最高の年率159%、1995年には年率52%のインフレに見舞われた。

よりも高くなると予想している。また、インフレ率についても政策目標の範囲内で安定する見通しであり、当面、中央銀行は現行の政策金利を維持するとみられる。

図表 17-4 消費者物価上昇率（インフレ率）及び短期国債 3 カ月金利の推移⁴³



(出所) IMF 「International Financial Statistics (2014 年版)」、メキシコ中央銀行より作成

3. 資本市場

(1) 株式市場⁴⁴

メキシコ証券取引所 (Bolsa Mexicana de Valores: BMV) は 1933 年に設立され、株式、債券、ワラント等の取引を行う同国唯一の証券取引所である。メキシコシティに所在し、BMV 自体も同市場に上場している。メキシコの平均株価指数は IPC (Indice de Precios y Contizaciones) 指数と呼ばれ、メキシコ証券取引所に上場する主要企業の時価総額加重平均で算出されている。

IPC 株価指数の推移は図表 17-5 のとおりであり、同国株式市場の株価は 2008 年のリーマンショックの影響によって一時的に大きく下落したものの、その後概ね上昇基調である。なお、BMV を含めた国内取引所の監督は国家銀行証券委員会 (CNBV) が行っている。

⁴³ 消費者物価指数は年平均の値、国債 3 カ月物金利は年末値を使用。

⁴⁴ 株式時価総額や上場企業数などについては第 18 章を参照。

図表 17-5 IPC 株価指数の長期推移（2004年5月末～2014年5月末）



(出所) メキシコ証券取引所より作成

(2) 債券市場

メキシコ債券市場は大きく拡大しており、国際決済銀行（BIS）の統計によれば、2013年12月時点におけるメキシコ債券残高は約7,000億ドル規模である（図表 17-6 参照）。

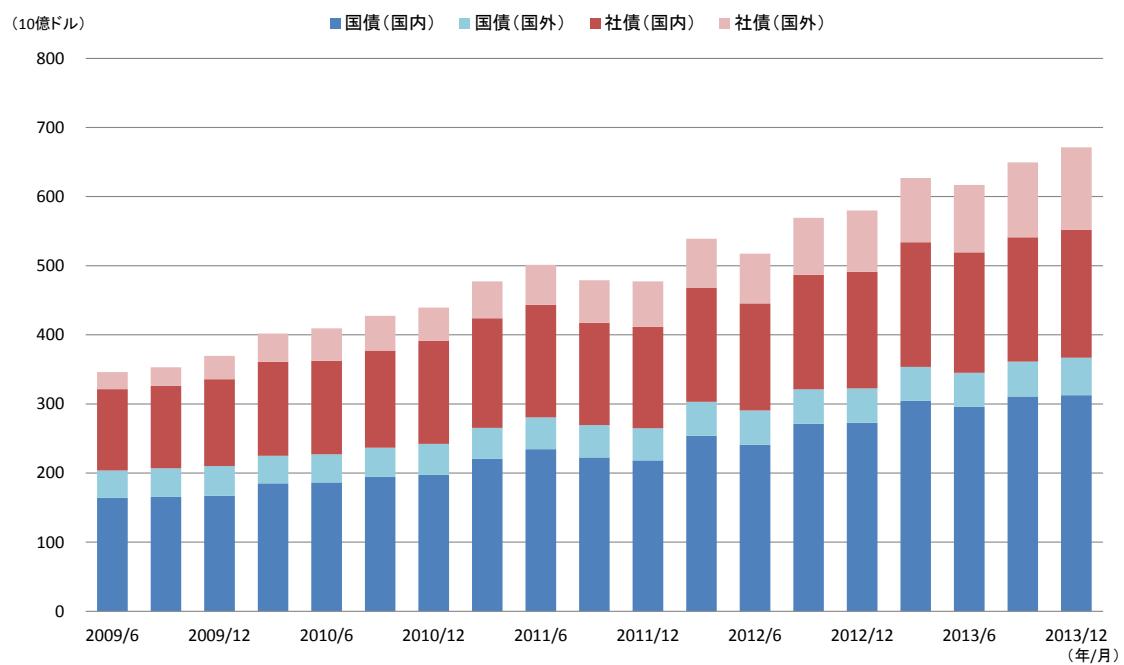
国債には、28日～364日物の短期割引債（CETES）、3～30年物のインフレ連動債（Udibonos）、1～5年物の開発国債（Bondes）、3～30年物の固定利付開発債（BONOS）がある。また、準国債として銀行預金保護庁が発行するBPASがある。近年、国債への外国人投資が急増しており、国債の外国人保有比率は2009年末から2012年末にかけて36.5%上昇している⁴⁵。この背景には、先進国の継続的な量的緩和に伴う国際金融市場での流動性の増大や、2010年10月にメキシコ国債が世界国債インデックス（WGBI）⁴⁶に組み入れられたことなどがある。

また、民間債券市場では、短期債としてコマーシャル・ペーパー、バンク・アクセプタンス、手形、短期株式証書、中期債として中期手形、長期債として社債、長期株式証書、長期手形、投資証書（CPO）、不動産投資証書（CPI）等が発行されている。

⁴⁵ 中央銀行による統計。

⁴⁶ 世界の投資家の国債投資のベンチマークであり、Citigroup Index LCC が算出・公表する債権インデックス。世界主要国の国債価格と利息、収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標。

図表 17-6 債券市場残高の推移



(出所) 国際決済銀行 (BIS) より作成

第18章 資金調達

1. 資金調達に係る規制

海外における資金調達の方法として、「親会社等からの調達（親会社からの出資及び借入等）」、「金融機関等からの調達（邦銀現地拠点及び地場銀行からの借入等）」、「資本市場からの調達（現地法人自身の増資及び社債の発行等）」等があるが、メキシコにおいては、資金調達に係る外資系企業に対する規制はなく、いずれの方法においても資金調達が可能である。

2. 日系企業の資金調達の現状（2014年6月）

日系企業の資金調達の手段としては、親会社からの出資や親会社からの借入（親子ローン）が多い。通常、親会社からの出資による資金調達は、現地法人の資本金が変更されるため、国によっては会社設立時と同様の手続きを取らなければならないこともあるが、メキシコにおいては「可変資本制度（Capital Variable: C.V.）」により、会社定款を変更せずに資本金を増減することが可能である⁴⁷。

邦銀現地拠点へのヒアリングによれば、邦銀現地拠点を通した借入をする日系企業も多く、その多くは米国との取引を主とした自動車関連企業であることから、米国ドル建ての資金調達が多い。マツダやホンダをはじめとした、自動車関連企業の同国への進出ラッシュから、近年の同産業の資金需要が大きく、初期投資、日々の運転資金、設備投資等に需要がある。一方、同国で事業を行っている日系企業のうち、ペソ建ての資金調達を行う日系企業は少ないようだ。プロジェクトファイナンスもドル建てがメインであり、一部の販売金融事業やインフラプロジェクトにおいてペソ建てでの資金調達をしている程度に留まっている。

3. 金融機関等からの調達

金融機関等からの資金調達には、主に邦銀現地拠点からの借入及び地場銀行からの借入があるが、先に示したように現地に進出している日系企業は邦銀による借入が多い。邦銀では、2014年7月時点で三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が進出している⁴⁸。

⁴⁷ 但し、資本の増減には株主総会特別決議が必要。

⁴⁸ 三菱東京UFJ銀行は現地法人。三井住友銀行、みずほ銀行は出張所の形態のため、米国拠点からの貸出となる（米国を含む国外からの借入に規制はない）。

国際決済銀行（BIS）へ報告を行っている銀行⁴⁹のメキシコに対する与信残高は2013年末時点では3,681億ドルである。うち、邦銀の与信残高は約134億ドルで全体の3.7%を占めしており（図表18-1参照）、邦銀の対メキシコ与信残高は増えている。

また、国際与信残高のうち、79.8%が現地向け与信であり、クロスボーダー与信は20.2%程度と少ない（図表18-2参照）。これは、メキシコにおける外資系銀行のプレゼンスが大きいことによるものである⁵⁰。与信残高を銀行の国籍別にみると、メキシコの3大銀行⁵¹がスペイン及び米国資本下にあることから、スペインが全体の42.9%、米国が31.5%となっている（2013年末時点）。

図表 18-1 国際与信残高（最終リスクベース）の推移（2009年末～2013年末）⁵²

（単位：百万ドル、%）

国名	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末	2013年末	
					金額	構成比
欧州	186,052	208,228	205,898	220,994	214,318	58.2
スペイン	126,568	136,002	131,275	148,425	157,941	42.9
英国	26,517	37,563	43,149	49,990	43,022	11.7
米国	97,356	104,684	101,103	114,092	116,117	31.5
日本	5,301	8,043	8,446	11,953	13,439	3.7
合計	306,022	340,458	334,927	369,432	368,134	100

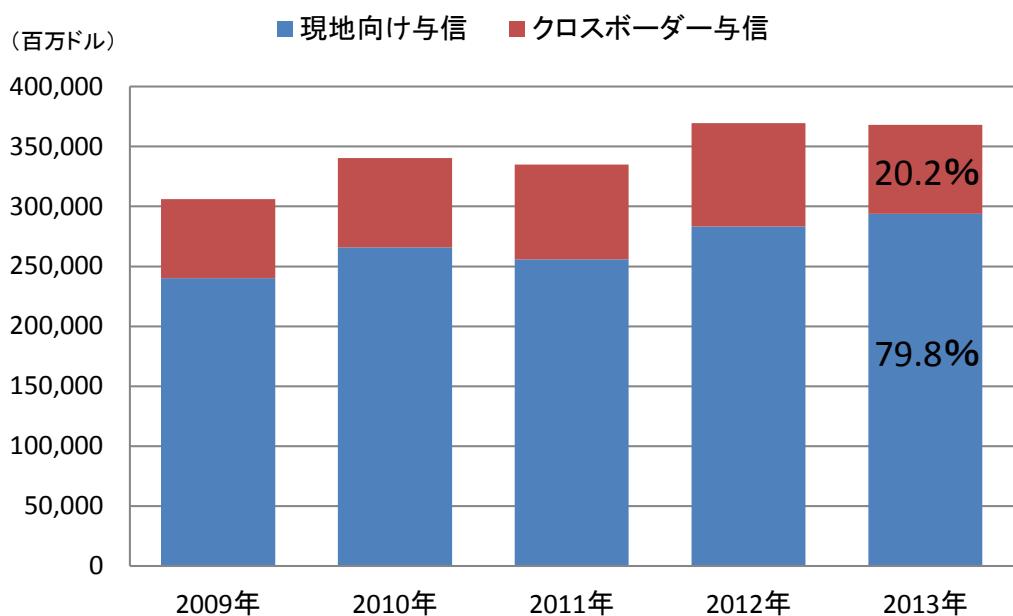
⁴⁹ 国際決済銀行（BIS）への報告銀行は24カ国。

⁵⁰ 外資系銀行合計で商業銀行の総資産の6割以上を占める。詳細は第17章を参照。

⁵¹ BBVA Bancomer（バンコメール）、Santander Serfin（サンタンドール）の2行がスペイン資本。BANAMEX（バナメックス）が米国資本（シティグループ）。

⁵² 国際与信は貸出、債券、株式を含む。

図表 18-2 現地向け・クロスボーダー与信の割合（2009年末～2013年末）



(出所) 図表 18-1、図表 18-2 ともに国際決済銀行 (BIS) より作成

4. 資本市場からの調達

(1) 株式市場での資金調達

メキシコ証券取引所には 2013 年時点では 143 社が上場しており、株式時価総額は約 5,000 億ドルである。メキシコ株式市場は中南米ではブラジルの BM&F BOVESPA (約 9,000 億ドル) に次ぐ規模である。また、上場企業 143 社のうち、138 社が国内企業、5 社が外資系企業である。

IPC (Indice de Precios y Contizaciones) 株価指数⁵³は主要 35 銘柄で構成されており、その多くは国際的にも事業展開しているため、米国のニューヨーク証券取引所に ADR (米国預託証券) を上場している。主要銘柄は図表 18-3 の通りであるが、メキシコ株式市場は特定銘柄への集中度が高く、取引高は小さいため、株式市場における資金調達は限定的といえる⁵⁴。

⁵³ IPC 株価指数の推移は第 17 章を参照。

⁵⁴ WFE (World Federation of Exchanges) によれば、2012 年の取引高上位 10 銘柄が総取引高に占めるシェアは 58.6% であった。また、総取引高 (国内外) は 1,277 億ドルと東京証券取引所の約 25 分の 1 程度。

図表 18-3 IPC 株価指数を構成する代表的な銘柄

(単位: 百万ペソ)

銘柄名	業種	概要	時価総額 ⁵⁵
America Movil	電気通信	固定・携帯電話、データ通信、有料テレビ等をメキシコ・北米・中南米で展開。固定電話のメキシコ国内シェア 80%、携帯電話の国内シェア 70% の業界トップ企業。	1,234,017
FEMSA	食品・飲料	ラテンアメリカ最大のコンビニエンスストアチェーン。子会社にコカ・コーラ・ボトラーを保有。	460,876
Alfa	資本財	石油化学、アルミ製自動車部品、冷凍食品、通信の 4 事業部門を持つコングロマリット企業。	239,576
CEMEX	素材	各種セメントを製造・販売。米・欧州含む 50 カ国以上で事業を展開。	208,859
Elektra	家電	家電販売チェーンや金融業を展開。2012 年 4 月米ノンバンク系金融のアドバンス・アメリカを買収し、中低所得者層向け金融を米国でも展開。	88,292
Gruma	食品・飲料	国内製粉最大手企業。とうもろこし粉・小麦粉の他、メキシコではトルティージャを製造販売。	60,814

(出所) 各社ホームページ、BMV より作成

(2) 債券市場での資金調達

第 17 章で述べたように、メキシコの債券市場は拡大している。2013 年末時点の社債（国内・国外）の発行残高は約 3,000 億ドルと、国債を含めたメキシコ債券市場全体の約 45% の規模であり、増加傾向にある。

メキシコ企業は世界的な金融危機の影響を懸念して、一時、国際資本市場での資金調達を停止していたが、調達環境の改善に伴って、債券発行を再開した。2008 年 12 月には、素材大手 CEMEX（セメックス）が既存債務の借換資金として 12.5 億ドルの 7 年物ドル建て債券、3.5 億ユーロの 8 年物ユーロ建て債券を発行している。また、住宅メーカーの Homex（デサロジヤドーラ・オメクス）は 2.5 億ドルの 10 年物ドル建て債券を発行した。2010 年には、通信大手の America Movil（アメリカモビル）が 3 月に総額 40 億ドルのグローバル債（5 年、10 年、30 年）を発行し、食品大手の Bimbo（ビンボ）や飲料大手の FEMSA（フェムサ）等、主要企業による社債発行が相次いだ。

2011 年以降も、海外借入コストの低下を背景に、America Movil（アメリカモビル）⁵⁶、CEMEX（セメックス）、Santander（サンタンドール・メヒコ）、BBVA Bancomer（バン

⁵⁵ 2014 年 9 月 22 日時点の時価総額。

コメール)、日産等、主要な民間企業・金融機関は活発に起債を行ってきた。2013年5月にバーナンキ米連邦準備制度委員会(FRB)議長が量的緩和早期縮小の可能性を示唆したことから調達コストが上昇したものの、メキシコ民間企業の社債発行額は増加傾向にある。

現地ヒアリング調査によれば、日産やトヨタなどの完成車メーカーによる販売金融事業においては社債発行により資金を調達しているとのことであった。日系完成車メーカーは調達額が大きいことから社債発行により資金調達をしているが、このように社債発行の場合はある程度の規模の金額が必要となる。なお、社債の発行にはメキシコの格付け機関からの格付けを取得する必要がある。メキシコにおける自動車産業の成長が見込まれているため、完成車メーカーをはじめとする日系企業の社債発行による資金調達は増えていくと考えられる。

⁵⁶ America Movil(アメリカモビル)は2011年10月に、日本で総額120億円の2本立てサムライ債を発行。

第19章 労働事情

1. 労働法の概要

メキシコの労働法は、1917年の憲法に基づき、1931年に連邦法として制定されたが、労働者保護的な色合いが強く、雇用関係の流動性を阻むものとして、その後は改正が繰り返されてきた。2012年に当時のカルデロン政権によって制定された改正法は、従来と大きく内容を変えるものとして注目された。主な改正点は、①「試用期間・時間給の設定」、②「人材派遣制度の定義の明確化」である。従前より雇用形態として認められたものは無期限雇用のみであり、雇用の解除にあたっては雇用主都合の解雇として相応の補償を支払う必要があった。しかしながら今回の改正で決定された試用期間の導入により、適性を見極めた上で雇用主は雇用関係を検討することができるようになった。また時間給の概念も導入され、就業時間に応じた給与の設定が可能となった。一方、人材派遣の定義が厳格化されるなどの制限も課された。雇用の際に、①契約先企業で行われる業務の全部あるいは大半を請け負うことはできない、②職務の専門性により正当化されなければならない、③契約先企業の労働者と同一あるいは類似した職務であってはいけない、の人材派遣の3つの要件を満たさない場合、契約先企業は雇用主とみなされ、社会保障などの負担義務が発生する。定年制度については未だ導入されていない。

また、メキシコの労働法については、労働関係についての法解釈上の疑問が生じた場合には被雇用者に有利な解釈が適用される点に注意する必要がある。

2. 労働市場と雇用情勢

図表9-1に示す通り、メキシコにおける就業人口は、2013年第2四半期で4,955万人であり、総人口に占める割合は42%である。就業人口に占めるインフォーマルセクター⁵⁷の割合が大きいことが、同国における所得税収の少なさの主な要因である。

また、企業、政府、団体の被雇用者の内、2割以上は社会保険に加入しておらず、社会保険が適用されない非正規労働者⁵⁸に区分される。

⁵⁷ 国立統計地理情報院によるインフォーマルセクターの定義は、「法人格を持たない家内企業的な性格を持つすべての活動主体」である。露天商、靴磨きなどが含まれる。

⁵⁸ 非正規労働者とは、社会保険登録がされておらず、当該雇用が法的枠組みによる保護を受けていない労働者を意味する。

図表 19-1 メキシコの就業人口の内訳（2013年第2四半期）

就労の場・事業所	就業形態と正規・非正規の区分												合 計	
	従属・報酬労働者				雇用主		自営業・専門職		無報酬労働者		小 計			
	給与労働者		非給与労働者		非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規		
	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規		
インフォーマル部門	3,844	-	792	-	904	-	7,444	-	1,192	-	14,177	-	14,177	
(就業人口に占める比率)	7.8	-	1.6	-	1.8	-	15.0	-	2.4	-	28.6	-	28.6	
家内労働(報酬有り)	2,128	59	20	0	-	-	-	-	-	-	2,148	59	2,207	
(就業人口に占める比率)	4.3	0.1	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	4.3	0.1	4.5	
企業、政府、団体	5,373	17,122	913	211	-	988	-	1,272	598	-	6,884	19,593	26,477	
(就業人口に占める比率)	10.8	34.6	1.8	0.4	-	2.0	-	2.6	1.2	-	13.9	39.5	53.4	
農牧業	2,169	289	219	17	-	313	2,553	-	1,129	-	6,070	618	6,688	
(就業人口に占める比率)	4.4	0.6	0.4	0.0	-	0.6	5.2	-	2.3	-	12.3	1.2	13.5	
小 計	13,514	17,470	1,944	228	904	1,301	9,997	1,272	2,919	0	29,279	20,270	49,549	
(就業人口に占める比率)	27.3	35.3	3.9	0.5	1.8	2.6	20.2	2.6	5.9	-	59.1	40.9	100.0	
合 計	30,984		2,172		2,205		11,269		2,920		49,549		-	
(就業人口に占める比率)	62.5		4.4		4.5		22.7		5.9		100.0		-	

(出所) INEGI (国立統計地理情報院) より作成

企業、政府、団体の被雇用者の内、非正規労働者の占める割合が大きい理由の一つに、流動性の乏しい労働法がある。上述の通り、メキシコにおける正規雇用については定年がない無期限雇用が原則であるため、正規で人材を雇用する場合は相応のコストを覚悟しなくてはならない。その結果、非正規労働者が減少しない状態が続いている。

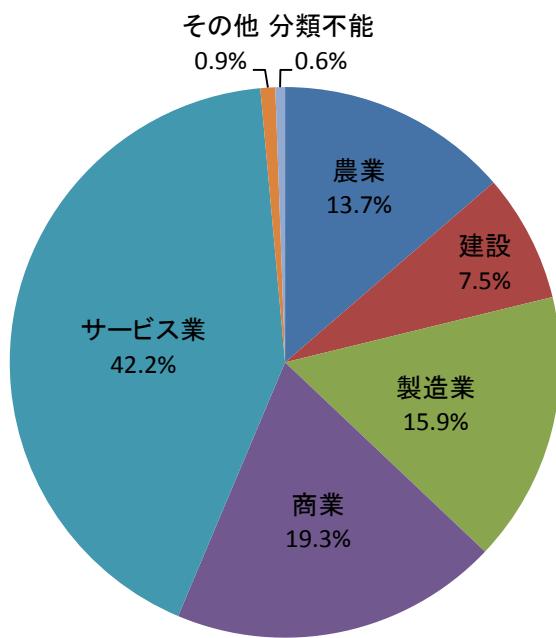
図表 19-2 に示す通り、就労者のうち、第1次産業に従事する労働者は 677 万人、第2次産業に従事する者が 1,202 万人、第3次産業に従事する者が 3,047 万人である。サービス業に就く労働者が半数以上を占めている。

図表 19-2 メキシコの産業分類別労働人口（2014年第2四半期）

	合計	男性	女性
総人口	119,550,176	57,916,256	61,633,920
14 歳以上	88,947,553	42,343,949	46,603,604
経済活動人口	52,084,225	32,366,710	19,717,515
就労者	49,545,156	30,777,821	18,767,335
第 1 次産業	6,772,905	6,074,812	698,093
第 2 次産業	12,021,598	8,973,719	3,047,879
第 3 次産業	30,472,417	15,539,612	14,932,805
その他	278,236	189,678	88,558
未就労者	2,539,069	1,588,889	950,180

(出所) INEGI より作成

図表 19-3 メキシコの産業別労働人口（2014年第2四半期）



(出所) INEGI より作成

3. 賃金

(1) 賃金水準

賃金は労働法第82条～116条によって規定されている。一般的に給与は、現場の労働者であるブルーカラーに対しては1週間毎に支給され、それ以外に対しては15日毎に支給される。また、一般的に同一の労働内容に対しては同一の賃金が支払われ、社内の貢献度などといった概念は存在しない。

メキシコの法定最低賃金は、国家最低賃金委員会により年1回見直される。法定最低賃金は地域により二つに分類されている。

賃金水準を見てみると、中間管理職レベルになると1カ月あたり4,000ドルを超える所得を得ている場合もある。

図表 19-4 メキシコ主要都市における賃金水準（2014年1月調査）

	アグアス カリエンテス	サン・ルイス・ポトシ	メキシコシティ	モンテレイ
ワーカー月給 (一般工職)	3,856～5,213ペソ (288～390ドル)	3,909～5,983ペソ (292～447ドル)	4,134～6,189ペソ (309～463ドル)	4,445～6,479ペソ (332～485ドル)
エンジニア 月給 (中堅技術 者)	11,580～29,250 ペソ (866～2,188ドル)	13,040～30,465 ペソ (975～2,279ドル)	13,254～32,074 ペソ (991～2,399ドル)	14,468～34,207 ペソ (1,082～2,558ドル)
中間管理職 月給 (課長クラス)	33,114～50,443 ペソ (2,477～3,773ドル)	35,136～53,792 ペソ (2,628～4,023ドル)	37,712～55,339 ペソ (2,821～4,139ドル)	38,271～58,558 ペソ (2,862～4,380ドル)
1日当たり法 定最低賃金	63.77ペソ (4.77ドル)	63.77ペソ (4.77ドル)	67.29ペソ (5.03ドル)	67.29ペソ (5.03ドル)
年間法定 賞与	給与の15日分以上			
名目賃金 上昇率	2011年: 3.97% 2012年: 1.53% 2013年: 1.68%	2011年: 5.67% 2012年: 5.32% 2013年: 5.35%	2011年: 4.82% 2012年: 3.91% 2013年: 4.09%	2011年: 4.00% 2012年: 2.86% 2013年: 3.25%

（出所）JETRO ウェブサイト国・地域別情報（J-FILE）」より作成

なお、2012年11月の労働法改正により、時間給の概念が導入された。時間給を採用する場合には、1日の就業時間を超える労働を労働契約に含めることができず、その給与は、1日の最低賃金を下回るものになってはならない⁵⁹。

給与のほかに、有給休暇取得に伴う休暇手当や、年末手当などが支給される。

（2）労働者利益分配金

メキシコには、労働者利益分配金（PTU: Participación de los trabajadores en las utilidades de las empresas）という独特の制度がある。これは、労働法第117条～131条によって規定されているもので、会社が企業活動で得た利益のうち、課税所得の10%を、株主でない被雇用者に分配する制度のことである。この時、繰越欠損金は勘案されないので注意が必要である。具体的なPTUの分配方法は、課税所得の10%のうち、半分を年間

⁵⁹ 例えば1日3時間の契約の場合、3時間分の給与は日給で定められる1日の最低賃金を下回ってはいけない。

労働日数に応じて全ての被雇用者に分配し、残りを各被雇用者の労働賃金水準に応じて分配するというものである。なお、取締役及び最高責任者は PTU の分配対象外である。

この制度により企業収益が圧迫されるため、本業の事業会社とは別に収益の出ない人材派遣会社を設立し、社員の所属を人材派遣会社に移すことで、事業会社の PTU 分配を逃れている企業もあった。しかし 2012 年の改正法により、①契約先企業で行われる業務の全部あるいは大半を請け負うことはできない、②職務の専門性により正当化されなければならない、③契約先企業の労働者と同一あるいは類似した職務であってはいけない、という 3 つの要件を満たさない場合は事業会社を雇用主とみなす旨が定められたため、人材派遣会社を利用した PTU 回避は難しくなった。PTU は収益を圧迫するだけでなく、企業収益の変動に連動した PTU の水準の変動に伴う労使トラブルにもつながり得るため、多くの雇用主を悩ませている。

4. 雇用関係

(1) 現地人雇用義務

労働法第 7 条において、メキシコ人の雇用義務が規定されている。当該条項により、すべての企業、事業所において、メキシコ人の雇用比率を 9 割以上にしなくてはならない。比率を計算する際に、役員、支配人などはその母数から外される。

(2) 雇用契約の締結

メキシコでは、労働法第 24 条により、採用時に会社と被雇用者との間で書面にて雇用契約を締結することが定められている。

かつては正規雇用の場合の雇用期間は原則無期限とされていた。しかしながら 2012 年の法改正により、期間雇用に類似した雇用形態も認められることとなり、「特定作業・定期期間（特定の案件や特定の期間のみの労働契約⁶⁰）」、「一時的期限（所謂季節工、期間工）」、「無期限」から選択することができるようになった。また、業務内容の特殊性によって 1 年の内の特定の時期のみの就労などといった断続的就労になる場合においても、無期限雇用として見なすことが認められることとなった。

法改正により、試用期間の設定も可能となった。試用期間については、無期限雇用もしくは 180 日を超える雇用の場合には 30 日間の試用期間が認められるが、試用期間を設定する場合には、雇用契約書に明記しない限り無期限雇用もしくは 180 日を超える期間満了までの雇用と見なされる。また、管理職や専門職については、180 日間の試用期間が認められる。

⁶⁰ 例えば出産休暇を取得している社員の代わりのための労働契約など。

ひとくちメモ(18): 労働者保護の法律に十分な留意が必要

「1. 労働法の概要」で示した通り、メキシコにおいて労使間で問題が生じた際には、被雇用者にとって有利に働く法解釈が採用される。このため、雇用契約を締結する際には、トラブルを未然に防ぐべく、給与や職務内容などの雇用条件を書面上で細かく設定しておく必要がある。

(3) 被雇用者の解雇

労働法第46～52条に個人契約労働者の解雇の規定を定めている。補償金の算定基準となる給与は、基本給に交通費やボーナス等の福利厚生分を加えたものを意味する。懲戒解雇については、下記のとおり概念はあるものの、労働者が法律又は就業規則に違反したことを見証することが困難なために、雇用主による不当解雇と見なされることが多い。不当解雇か否かにより、補償金の支給額が大きく変わるので、勤務時間を記録するなど、事前の対策が求められる。

図表 19-5 解雇の種類と内容

解雇の種類	関連法規	内容
懲戒解雇 (労働者の責任による解雇)	労働法 第47条 第162条	<ul style="list-style-type: none">第47条の理由が証明された場合に限り、解雇補償金(給与の3カ月分に加え勤続1年につき20日分の給与)を支払う必要はない。第47条の理由が証明された場合には、年末ボーナスと取り残した休暇・休暇手当に加え、第162条に規定される勤務手当(最低賃金の2倍×12日分×勤続年数)のみを支給する。
不当解雇 (会社都合による解雇)	労働法 第50条	<ul style="list-style-type: none">理由の如何を問わず、解雇補償金(給与の3カ月分に加え勤続1年につき20日分の給与)、年末ボーナスと取り残した休暇・休暇手当及び勤務手当を支給する。
会社倒産、工場閉鎖・生産縮小による解雇	労働法 第436条、 第439条	<ul style="list-style-type: none">会社倒産、工場閉鎖・生産縮小に伴う人員の整理を行う場合は、法律により必ず最初に調停仲裁委員会⁶¹に理由を説明し、解決を求めなければならない。倒産、閉鎖の場合は、解雇補償金(給与の3カ月分に加え勤続1年につき20日分の給与)を支払う必要がある。新規の機械設備や新生産工程の導入による人員削減の場合は、第439条に基づき、第162条に規定される勤務手当(最低賃金の2倍×12日分×勤続年数)に加え、4カ月分の給与と勤続1年につき20日分の給与に相当する解雇補償金を支払う必要がある。

(出所) 労働法、JETRO「メキシコの経済基礎知識第2版」より作成

⁶¹ 憲法は、労働争議解決のための連邦及び州の調停仲裁委員会制度を設置している。当制度は、「Juntas de Conciliación y Arbitraje and Juntas de Conciliación: 労働調停・仲裁委員会」と呼ばれ、政府の行政機構に置かれている。当委員会は労働者と雇用者の雇用関係から発生する労働紛争を解決するため、労働法の解釈及び執行を行い、連邦レベルでは「Juntas Federales: 連邦委員会」、州レベルでは「Juntas Locales: 地方委員会」と呼ばれている。

5. 労働条件

労働時間や休日、残業に関する事項は労働法第 58 条～75 条において規定されている。また休暇については同法第 76 条～81 条において規定されている。

これらの労働条件について、図表 19-6 にて示している。

図表 19-6 労働条件の概要

項目	概要		
勤務時間	昼間勤務(午前 6 時～午後 8 時)は、1 日 8 時間以内、週 48 時間以内と規定されている。 夜間勤務(午後 8 時～翌朝 6 時)は 1 日 7 時間以内、週 42 時間以内と規定されている。 昼夜混合勤務(夜間勤務時間が 3.5 時間以内)の場合は、1 日 7.5 時間以内、週 45 時間以内と規定されている。 連続労働の場合は 30 分以上の休憩時間を勤務時間内に取らなくてはならない。		
時間外労働	平常時	1 日 3 時間以内、週 3 日以内とされる。 1 週間に 9 時間までの残業は時間給の 2 倍の残業手当が支払われる。 1 週間に 9 時間以上の残業は、時間給の 3 倍の残業手当の支払い義務が生じ、尚且つ罰則が課される恐れがある。	
	災害時	通常賃金と同額で支払われる。	
	休日勤務	日曜日に労働する場合は、通常日の 25% 増しの給与が支払われる。	
休日	週に 1 日は休日を設ける必要がある。 2014 年の国民の祝日は 11 日間である。大統領が交代する年には 12 月 1 日が祝日となる。		
有給休暇	勤続 6 カ月以上で有給休暇を取得することができる。 初年度は最低 6 日の権利が発生し、2 年目以降は 2 日ずつ追加される。 5 年目以降は 5 年毎に 2 日ずつ追加される。 休暇を取得すると、1 日あたり給与の 25% 以上に相当する休暇手当が支給される。		

(出所) 労働法より作成

6. 年金・社会保険

社会保障制度として、社会保険、年金、労働者住宅基金が存在する。雇用者の場合は、社会保険は給与に上乗せされて負担することとなる。雇用主と被雇用者の負担率と、その内訳は以下のとおりである。

図表 19-7 メキシコ主要都市における社会保障負担率（2014年1月時点）

	雇用主	被雇用者(本人)
社会保障負担率	23.94%	2.375%
内訳	医療保険: 6.38% 労災保険: 4.65% 年金: 5.15% 労働者住宅基金: 5.00% その他: 2.76%	医療保険: 0.625% 年金: 1.125% その他: 0.625%

(出所) JETRO ウェブサイト国・地域別情報（J·FILE）」より作成

日本とメキシコの間では、2014年9月時点で社会保障協定が締結されていないため、駐在員は、日本、メキシコの両方の年金に加入しなくてはならない。

7. 労使関係

メキシコでは労働法第362条及び第364条に基づき、14歳以上の労働者20名以上により労働組合を組成することが可能である。労働組合には様々な種類があり、企業別、職種別、産業別などが挙げられる。労働法第923条により、既に労働組合を結成している企業に対しては他の労働組合が干渉することを認められていないことから、企業側は自社の労働者から成る労働組合を結成する、もしくは健全な労働組合に労働者たちを加盟させるようしている。この狙いは、外部の過激な労働組合の干渉を防ぐことである。

労働組合の結成に伴い、組合との間で労働協約、就業規則を締結する。協約自体は2年毎、賃金は毎年見直される。

労働法第440条～469条及び第920条～938条においてはストライキについて規定している。条文では、会社または事業者全体の労働者のうち、過半数の賛成によって労働を一時的に停止し抗議を行うことをストライキと定義している。労働法第469条はストライキの終結について言及しており、雇用主が被雇用者の要求を受け入れる、仲裁によって労使が合意される、仲裁調停委員会の最終的な判断に従う、のいずれかの方法により終結している。

8. 外国人就労規制と労働許可の取得

特殊業種においては、外国人の就業は禁止されている。労働法第189条及び第216条により、メキシコ国籍の船舶、民間航空機の乗組員は、他の国籍を持たないメキシコ人⁶²に限定される。また、労働法第246条により、鉄道員はメキシコ人に限定されている。

移住法施行規則により、外国人の滞在に際しては以下のように定められた。

図表 19-8 各滞在方法の概要

訪問者	① メキシコ国内で報酬を得ない訪問者(報酬を伴う活動許可なし、連続滞在最長180日) ② メキシコで報酬を得る訪問者(報酬を伴う活動許可が必要、連続滞在最長180日) ③ 地域訪問者(指定国境地帯の居住者、報酬を伴う活動許可なし、連続滞在3日間まで) ④ 国境地帯労働者(隣国の国民に限られる、連続滞在1年間) ⑤ 人道的理由による訪問者養子縁組のための訪問者
一時的居住者	⑥ 一時的居住者(報酬を伴う活動許可が必要、連続滞在最長4年、更新可能) ⑦ 一時的居住者の学生(在学中)
永住者	⑧ 永住者(報酬を伴う活動許可が必要、無期限)

(出所) 移住法、JETRO ウェブサイト「国・地域別情報 (J-FILE)」より作成

駐在者は入国前に一時的居住者としての滞在許可を得る必要がある。これは、移住法第53条により、駐在予定者が訪問者として入国する場合は一時的居住者のステータスに変更することができないように制限されているためである。

一時的居住者として滞在許可を得るまでには、以下のような手続きを経る必要がある。

⁶² 帰化メキシコ人を除く。

図表 19-9 一時的居住者としての滞在手続きの流れ

	手続き	詳細
Step1	就労ビザ承認手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・国家移住庁に必要書類を提出 ・承認までに3週間～1ヶ月程度要する
Step2	在外領事館での面接	<ul style="list-style-type: none"> ・就労ビザ承認後、在日メキシコ大使館領事部などの在外公館で面接を受ける(要予約) ・パスポートの入国ビザが添付される ・領事館の混雑具合により、所用日数が異なる
Step3	メキシコ入国	<ul style="list-style-type: none"> ・入国ビザで入国する
Step4	滞在許可証発給手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・国家移住庁の管轄事務所にて滞在許可書の発給申請をする ・申請から10日前後で連絡がある
Step5	滞在許可証受領	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在許可書を受領する

(出所) JETRO ウェブサイト国・地域別情報 (J-FILE)」より作成

ひとくちメモ(19): 労働争議の対策

労働争議を避けるために、常に良好な労使関係を構築しておくことが重要である。自社の労働者のみで組合を結成させるか外部の健全な組合に加入させるか、など自社の労働組合のあり方を事前に検討することに加え、自社の労働者のモチベーション向上策や、組織体制の検討も有効である。たとえばモチベーションの向上策としては、勤労を称える、日頃からのコミュニケーションを心がける、などが挙げられる。また、組織体制については、メキシコ人の労働者と日本人を上手に結びつけることのできる人材を適所に配置する、などが考えられる。

また、ストライキの予告を受けた場合には、当該争議関係で経験が豊富な弁護士に相談することが重要である。

第20章 物流・インフラ

1. 道路

メキシコでは、旅客の大半、貨物の約半分が道路輸送である。しかし、道路総延長 37 万 7,659 kmに対し、舗装道路は 14 万 6,220 kmであり、舗装率は 38.7%にとどまる。

地図に示す通り、メキシコシティ、グアダラハラ、モンテレイを中心とした主要都市は整備された道路で結ばれている。また、米国、グアテマラへとつながる幹線道路も整備されており、重要な陸送ルートとなっている。

図表 20-1 主要道路網



(出所) ProMéxico より作成

未舗装の道路が多い上、舗装されている道路も、雨季には冠水するものがあるなど、その質は必ずしも良くない。都市と都市をつなぐ道路はその数が限られているため、通勤の時間帯には渋滞が起きる。また、地下鉄やバスなどの公共交通機関の整備が進んでいる首都メキシコシティにおいても朝夕を中心に非常に激しい渋滞によって交通が麻痺することが交通インフラに関する課題の一つとなっている。

図表 20-2 グアナファト州とアグアスカリエンテス州をつなぐ幹線道路（左）と冠水する道路（右）



(出所) 現地調査にて撮影

2. 鉄道

近距離の通勤用と観光向けに一部乗客輸送も存在するが、メキシコの鉄道はほぼ貨物輸送向けである。貨物用鉄道の運営会社には Ferromex (フェロメックス)、KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ)、Ferrosur (フェロスール) の3社があり、主要な工業都市を通り、米国やグアテマラにも繋がっている。

図表 20-3 主要鉄道網



(出所) ProMéxico より作成

政府は2012年に、メキシコシティ＝トルーカ（メキシコシティの近郊都市）間旅客鉄道プロジェクト、メキシコシティ＝ケレタロ市間旅客鉄道プロジェクト、ユカタン半島横断鉄道プロジェクトを発表した。2014年10月末現在、ユカタン半島横断プロジェクト以外はすでに公募・入札が行われている。

ひとくちメモ(20): 陸上輸送の留意点

メキシコにおいては、鉄道網、道路網とともに、主要な工業都市、港、そして米国や南米の入り口となるグアテマラに繋がっており、原材料の調達や製品の陸上輸送に便利な環境が比較的整っているといえる。メキシコに進出している企業は、自社の輸送したいものの大きさや重さ、輸送の頻度、輸送場所によって、鉄道とトレーラーを使い分けており、どちらの輸送方法にも、メキシコ特有のトラブルは発生するようだ。

ある企業では、輸送コストの低い鉄道を用いたかったが、自社周辺の貨物駅の稼働がスムーズでなく、コンテナがいっぱいになるまで輸送が行われない時があるなどの事情から、トレーラー輸送を選択しているとのことだった。

一方で、トレーラー輸送につきもののがトレーラー強盗だ。メキシコでは、積載している荷物を強奪される、または、トレーラーそのものを奪われるという犯罪が頻発している。被害に遭う貨物は電子機器から食品、鋼板に至るまで様々で、各社ともに貨物向けの保険に入る、警備のエスコート車両を帯同させるなどの対策を探っている。また、これらの強盗の中には、内通者がいなければ成り立たないようなものもあるため、運転手など荷積みの作業員に貨物の中身を教えない、輸送ルートや輸送時間も直前まで伝えないなどの工夫をしているケースも多い。

一見、整備が進んでおり便利に見えるメキシコにおける陸送だが、上記のような留意点があることを認識し、自社に合った輸送方法を選ぶと共に、輸送費そのもの以外に治安対策のために追加で費用が発生することを見込んでおく必要がある。

【写真説明】米国と国境を接するヌエボ・レオン州の道路(左)、カンザス・シティ・鉄道(右)



(出所)現地調査にて撮影

3. 航空

メキシコ国内には 2014 年現在 64 の国際空港が存在する。その乗客数、取扱い貨物量はともに増加しており、2013 年には年間乗客数 5,803 万人、55 万トンを記録した。最も乗降客数が多いのはメキシコシティ国際空港、カンクン国際空港、グアダラハラ国際空港であり、3 つの空港で乗客数の約半分を占める。

図表 20-4 国際空港の取扱貨物量と乗客数の推移

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
取扱貨物量(千トン)	466	571	560	554	551
乗客数(千人)	46,971	48,698	50,764	55,153	58,031

(出所) Banco de México より作成

4. 港湾

太平洋、大西洋の 2 つの大洋に 9,000km を超える海岸線を持つメキシコにおいて、海上輸送は輸出入を支える重要な輸送手段であり、2013 年末時点で 117 の港湾が整備されている。太平洋岸の主要な港湾にはマンサニージョ港、ラサロ・カルデナス港、エンセナダ港、大西洋岸にはベラクルス港、アルタミラ港などがある。

太平洋岸では、最大の港であるマンサニージョ港が周辺用地の狭さにより自動車等の輸送需要に応えられなくなりつつある一方で、ラサロ・カルデナス港が広大な敷地を活かしてその需要を取り込み、また徐々にコンテナの取扱量を増やすなど、その存在感を増している。

図表 20-5 港湾の取扱貨物量の推移

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
取扱貨物量(千トン)	241,923	272,015	282,809	283,462	289,131

(出所) Banco de México より作成

図表 20-6 主要な港湾のコンテナ取扱量（2012年）

港湾名	州名	貨物取扱量(1,000TEU)
マンサニージョ港	コリマ州	1,931
ラサロ・カルデナス港	ミチヨアカン州	1,243
ベラクルス港	ベラクルス州	799
アルタミラ港	タマウリパス州	579
エンセナダ港	バハ・カリフォルニア州	140
プンタ・コロネット新港	バハ・カリフォルニア州	(予定)5,000

(出所) Alliance of the Ports of Canada, the Caribbean, Latin America and the United States より作成

5. 電力

電力消費量は経済発展に伴って増加を続けている。天然ガス、石油など、豊富な資源を生かして発電を行っているが、国内の原油精製能力が不足しており、米国等に原油を輸出し、精製後に再輸入していることから火力発電のコストが高く、電力料金の高さに影響を与えている。

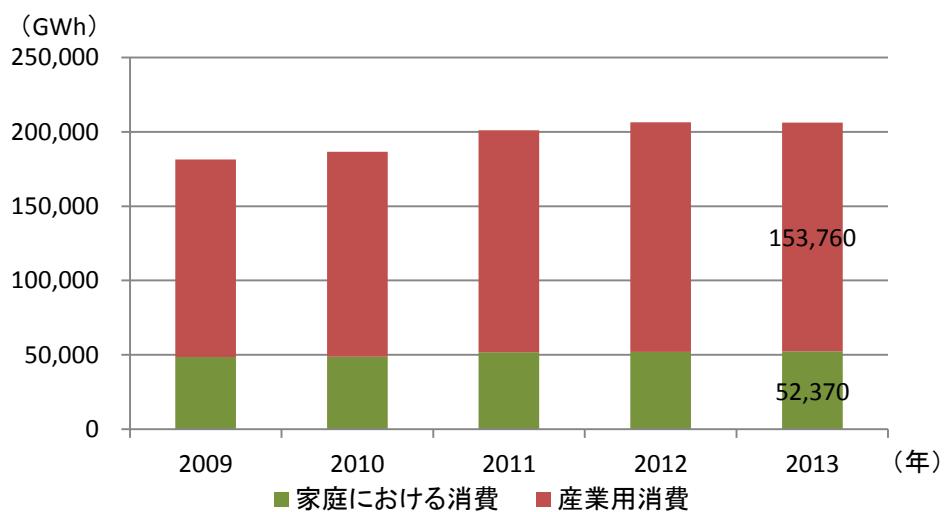
電力需要に対する供給量は十分ではないものの、近年では大規模な停電や計画停電が起きることはあまりない。ただし、大雨や落雷などの影響で短時間の停電は発生するため、自家用発電機を備えている企業が多い。

図表 20-7 中南米主要都市における電力料金の比較

都市名	業務用電力料金(ドル)
メキシコシティ、アグアスカリエンテス、ケレタロ、サン・ルイス・ポトシ	月額基本料 13.23、1kWhあたり料金 0.11
モンテレイ	月額基本料 12.16、1kWhあたり料金 0.10
サンパウロ(ブラジル)	月額基本料 2.04、1kWhあたり料金 0.10
ブエノスアイレス(アルゼンチン)	月額基本料 2.97、1kWhあたり料金 0.027
リマ(ペルー)	月額基本料 1.59、1kWhあたり料金 0.06～0.07
サンティアゴ(チリ)	月額基本料 2.31、1kWhあたり料金 0.15

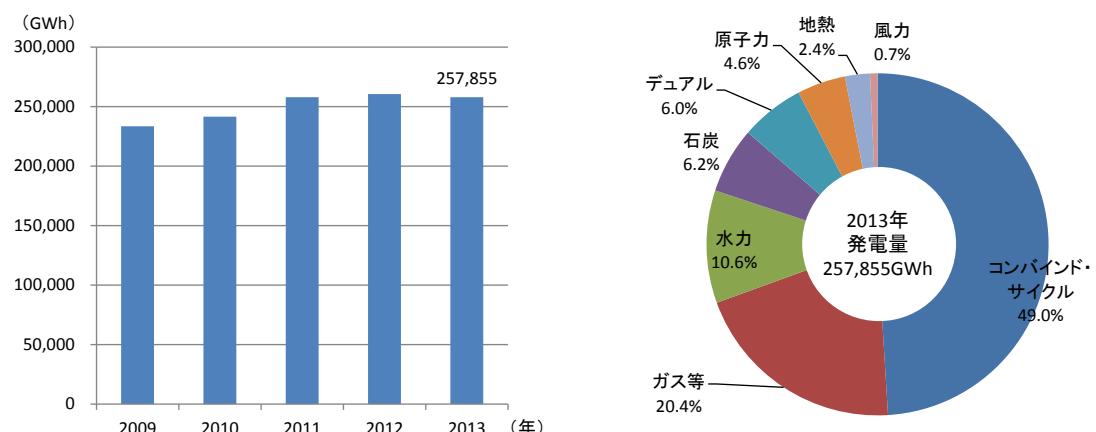
(出所) JETRO 「投資コスト比較」 より作成

図表 20-8 電気消費量（販売量ベース）の推移



(出所) エネルギー省より作成

図表 20-9 発電量の推移（左）と発電方法別発電量（右）



(出所) エネルギー省より作成

電力需要は今後も大幅に増加することが見込まれるため、政府は風力発電や太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を積極的に奨励している。また政府は、米国から調達した安価なガスをコンバインドサイクル発電に利用し電力価格を低下させることを目指しており、米国からガスを輸送するためのパイプラインの建設を積極的に進めている。

6. 水

メキシコの年間降水量は 920 ミリメートルであり、最も降雨の少ない月は 2 月で 6.4 ミリメートル、最も多い月は 9 月で 227.3 ミリメートルと雨季と乾季の差が大きい(2013 年、全国平均)。また、地域による降水量の差が激しく、タバスコ州、チアパス州、コリマ州、ベラクルス州、カンペチェ州など南部の州の降雨量が 1,500 ミリメートルを超えており、対し、バハ・カリフォルニア州、バハ・カリフォルニア・スル州、ソノラ州などの、工業地帯の多い北部の州では 500 ミリメートル未満となっている。

2012 年の水使用量は 827 億 m³ で、その 76.6% は農業用水として利用されており、工業用水は 4.0% にとどまる。水源はおよそ 6 割が表流水、4 割が地下水である⁶³。

工業用水道料金はヌエボ・レオン州のモンテレイ市では 1 m³ より 0.42 ドル (使用量によって 1 m³あたりの料金が大幅に異なり、100 m³ では 220.64 ドルとなる)、バハ・カリフォルニア州のティファナ市では 1 m³あたり 3.75 ドル～3.95 ドルとなっており、自治体によって料金体系が異なる⁶⁴。

7. 通信

メキシコにおける固定電話の契約数は 2013 年現在 2,059 万件、普及率は 16.8%⁶⁵ にとどまっている。一方で携帯電話の契約数は 1 億 500 万件であり 85.8% の普及率となっている。

インターネットの普及も進みつつある。固定ブロードバンドの加入者数は 2013 年には 5 年前の 2008 年から 2 倍近く増加し、1,363 万件に達した。

図表 20-10 電話、ブロードバンドインターネット加入者数

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
固定電話(千件)	19,506	19,919	19,731	20,588	20,590
携帯電話(千件)	83,194	91,383	94,583	100,727	105,006
固定ブロードバンド回線(千件)	9,284	11,101	11,868	12,717	13,627

(出所) ITU (国際電気通信連合) より作成

8. 国家インフラ計画

政府は 2014 年 4 月、2014 年～2018 年の期間を対象とする国家インフラ計画を発表した。通信・交通、エネルギー、水、医療・保健、都市開発、観光の 6 つの戦略的部門において、

⁶³ 国家水委員会 (CONAGUA) ウェブサイト参照。

⁶⁴ JETRO 「投資コスト比較」 参照。

⁶⁵ 普及率=人口 100 人あたりの契約数。

743 件のプロジェクトが計画されている。予算規模は 7 兆 7,505 億ペソであり、およそ 50% はエネルギー分野に関する予算となっている。

図表 20-11 国家インフラ計画の分野別投資予定額

分野	投資額(百万ペソ)
通信・交通	1,320,109
エネルギー	3,897,902
水	417,756
医療・保健	72,800
都市開発	1,860,740
観光	181,242
合計	7,750,549

(出所) メキシコ大統領府より作成

第21章 メキシコ投資環境の優位性と留意点

1. 投資環境に関する国際的評価

世界銀行が発表する「Doing Business Economy Rankings」の2014年版⁶⁶によると、メキシコは「ビジネスのしやすい国」第53位であった（評価対象は全189カ国）。2013年の48位と比べて5位後退している。評価項目別にみると、投資家保護、事業開始、納税、不動産登記、の項目では大きく順位を落としている。

特に評価の低い項目は不動産登記、電力供給、納税である。これらの項目については、現地ヒアリングにおいてもメキシコにおいて注意すべき点として多くの企業が挙げているため、「3.メキシコ投資の留意点」で後述する。

図表 21-1 ビジネスのしやすさランキング メキシコの2013年-2014年順位

評価項目	2014年順位	2013年順位	2013年からの変化
総合順位	53	48	▲05
① 事業開始	48	36	▲12
② 設許可取得	40	36	▲04
③ 電力供給	133	130	▲03
④ 不動産登記	150	141	▲09
⑤ 資金調達	42	40	▲02
⑥ 投資家保護	68	49	▲19
⑦ 納税	118	107	▲11
⑧ 貿易	59	61	2
⑨ 契約執行	71	76	5
⑩ 破綻処理	26	26	-

(出所) 世界銀行より作成

BRICs及び中南米主要各国と順位を比較すると、メキシコはBRICs各国よりも高く評価されていることがわかる。しかし、電力供給及び不動産登記は下表で取り上げる8カ国の中で最下位である。

⁶⁶ 2013年6月時点の評価。

図表 21-2 BRICs 及び南米主要国のビジネスのしやすさランキング

評価項目	チリ	ペルー	メキシコ	ロシア	中国	ブラジル	アルゼンチン	インド
総合順位	34	42	53	92	96	116	126	134
① 事業開始	22	63	48	88	158	123	164	179
② 設許可取得	101	117	40	178	185	130	181	182
③ 電力供給	43	79	133	117	119	14	80	111
④ 不動産登記	55	22	150	17	48	107	138	92
⑤ 資金調達	55	28	42	109	73	109	73	28
⑥ 投資家保護	34	16	68	115	98	80	98	34
⑦ 納税	38	73	118	56	120	159	153	158
⑧ 貿易	40	55	59	157	74	124	129	132
⑨ 契約執行	64	105	71	10	19	121	57	186
⑩ 破綻処理	102	110	26	55	78	135	97	121

(出所) 世界銀行より作成

2. メキシコ投資の優位性

メキシコの投資環境について、第1章から第20章でトピックごとに検討してきた。これらを踏まえると、メキシコ投資の優位性としては、主に以下の事項が挙げられる。

- (1) 外資の進出を奨励する政策
- (2) 有利な立地と FTA ネットワーク
- (3) 多様な産業の発展
- (4) 低い労働コスト
- (5) 顧在化しつつある消費市場

(1) 外資の進出を奨励する政策

メキシコは米国を中心とした諸外国からの投資により産業を発展させてきた国であり、経済が発展した現在でも外資の力を活用する方向性は変わっていない。投資を奨励する制度については第6章、第9章で述べたとおりである。

メキシコにおいては連邦経済省だけでなく、州政府が外資企業の誘致に非常に積極的で、独自に進出企業の支援策を打ち出していることが特徴である。インセンティブは個別交渉可能であり、州によって提示内容が異なるため、進出検討時にはいくつかの州に相談しながら、より自社にとって有利な立地を選定することが有効である。

いくつかの州政府と進出済み企業へのヒアリングによれば、インセンティブ交渉の際にには、投資による雇用創出効果、労働者の育成効果や技術移転効果、州の育成したい産業に

マッチしているか（高度産業の育成に取り組んでいる州の場合、組み立てのみを行う工場の進出には関心がない）、既存の産業への影響度（例えば既存企業との間で労働者や部品調達の奪い合いが起きないか、等）などが評価指標になるとのことだった。自社の投資プロジェクトが州にとっていかに魅力的かをアピールするための準備がインセンティブ交渉の重要なポイントとなるだろう。

(2) 有利な立地と FTA ネットワーク

メキシコは、太平洋と大西洋の両方に面し、世界最大の経済大国である米国と国境を接しているという、世界でもまれに見る地理的優位性を持つ国である。45カ国とのFTAはこの地理的優位性の魅力をさらに高めているといえる。

現在メキシコは韓国とFTA交渉中であるほか⁶⁷、TPP交渉にも参加している。TPPが締結された場合、メキシコがこれまでFTAを結んでこなかったアジア各国（FTA発行済みの日本は除く）との間にも自由貿易の可能性が広がることになる。

(3) 多様な産業の発展

最も代表的な産業として第22章では自動車産業、電気・電子産業、航空産業を取り上げているが、メキシコでは、食品加工、鉱業、再生可能エネルギー、医療ツーリズム、文化産業（映画・音楽）など、さまざまな産業が発展している。特に食品加工はメキシコの代表的製品であるビールやテキーラの生産により、製造業付加価値に占める割合が自動車生産に匹敵するほどである。

現在政府は、これまで独占分野であったエネルギー産業や通信産業への外資参入自由化に取り組んでおり、今後はこれらの分野も外資企業にとって魅力的な投資分野となることが見込まれる。

(4) 低い労働コスト

他の新興国と比較して低い労働コストは、製造業を中心とした企業にとって大きなメリットである（賃金水準は第19章参照）。また最低賃金の上昇は緩やかであり、暴力的なストライキを伴う賃上げ交渉があまり見られないことも魅力といえる。進出済みの日系企業には、メキシコ人のまじめさや器用さを評価する意見も多かった。

ただし、外資企業の進出が急増した一部の地域では賃金が上がりつつあるほか、労働組合は複数存在し、組合によっては過激なストライキを先導するケースも見られるため、注意が必要である。

⁶⁷ 韓国とのFTA交渉は中断されており、実質的に凍結状態とみられている。

(5) 顕在化しつつある消費市場

メキシコの平均年齢は20代後半と若く、今後も人口の増加が見込まれる。一人当たりGDPは1万ドルを超えており、消費市場としての潜在的な魅力は大きい。自動車は40%、テレビは90%以上普及しており、消費市場は拡大している。伝統的な小規模小売店も多く存在する一方で、大都市近郊には地場系百貨店や米国の大手小売チェーンの店舗が多数あり、近代的な流通・小売網が整っている。

メキシコでは地域や職業による所得格差が大きく、所得によって購買行動（買う物、買いたい物をする場所など）が異なるため、進出企業はマーケティングに苦労することも多いようだ。消費財・耐久財共に欧米企業の存在感がすでに大きいことも今後参入を検討する日系企業にとって留意すべき事項である。

3. メキシコ投資の留意点

多くの魅力があるメキシコだが、留意点もまた多い。ここでは、多くの進出済日系企業が苦労している点として以下の5点を取り上げる。

- (1) 頻繁な政策変更
- (2) 煩雑な行政手続き
- (3) 不安定な治安情勢
- (4) 整備途上のインフラ
- (5) 発展途上にある裾野産業

(1) 頻繁な政策変更

国内政治は、2大政党によって安定した政権運営が行われており、大きな変動はない。政権交代によって、突然外資企業に対し敵対的な政策が採られるといったことが起きない点はメキシコの魅力の一つでもある。しかしながら税制をはじめとした政策の変更は頻繁に行われる。また、メキシコにおける政策変更は詳細な施行規則や運用方針を制定・公表することなく交付されるため、法律の条文の解釈や、実際の適用方針については事例が出るまで不明瞭であることが多く、進出企業の悩みの種となっている。現地調査の際、日系企業各社からは、頻繁に変更される法律に対応するため、信頼できる法律事務所や会計事務所を見つけること、日本貿易振興機構（JETRO）などの公的機関に適宜相談することの重要性を指摘する声も複数挙がっていた。

(2) 煩雑な行政手続き

第20章でも触れたとおり、メキシコにおける行政手続きは非常に煩雑で、時間がかかることが多い。第20章ではインフラ整備手続きについて述べたが、行政側の担当者によって

異なる書類を要求される、申請は受理されたものなかなか回答が返ってこない、といった問題は他の手続きでも発生している。また、付加価値税の還付が遅いことも指摘されている。税の還付の遅延は企業のキャッシュフローに大きな影響を与えるため、遅延を見込んだ上で早めに還付請求をすることが重要である。

(3) 不安定な治安情勢

メキシコにおける強盗や殺人事件などのニュースは日本国内でも取り上げられることが多いため、メキシコの治安について悪いイメージを持っている日本人が多い。地域によって治安のレベルは異なり、特に米国国境付近については、麻薬組織の活動により治安の悪化が著しい地域もある。そのため現地でインタビューをした企業の中には、出張を禁止している企業も複数あった。チワワ州、タマウリパス州、ヌエボ・レオン州など国境付近の州は古くからの工業地帯でもある。国境付近の州に社員を派遣できないことは、販売やメンテナンスのビジネスチャンスの損失にもつながるため、治安の悪さは駐在生活の不便さだけでなく、事業にも負の影響を与えている。

また、多くの日系企業が指摘している通り、輸送中のトラックを狙った強盗も発生する。トラックの護衛や保険の加入で追加のコストが発生することも予め認識しておいたほうが良い。

(4) 整備途上にあるインフラ

投資先として注目されつつあるアフリカ各国やアセアン各国と比べれば、道路・港湾・空港、水・電気・ガスなどの基礎的インフラは整備されているといえる。しかしながら、現状では電力コストは周辺諸国と比較しても高く、短時間の停電は頻繁に発生する。また、輸送インフラも整備されているものの、都市部を中心に道路整備が人口の増加や産業の発展に必ずしも追いついていない点も否めない。

ひとくちメモ(14)で触れたとおり、事業開始当初のインフラ整備コストには不確定な要素も多い。調達や製品の輸送のリードタイムと、インフラ整備コストは不測の事態に備えて余裕を見ておく必要がある。

(5) 発展途上にある裾野産業

直近数年間で自動車関連を中心に部品メーカーの進出が急増し、国内の調達比率が高まりつつある。ただし進出している部品メーカーはTier1が中心であり、Tier2以下の進出は始まったばかりである。メキシコには鉄鋼や樹脂などの原材料加工産業が未発達であることからこれらの素材は輸入に頼っており、部品の完全な現地生産はほぼ行われていない。2014年に韓国の製鉄企業ポスコが鋼板製造の第二工場を竣工するなど、素材関連の投資は行われているものの、産業の育成には長い時間を要すると見られている。

第22章 主要産業の動向とNAFTA等の影響

1. メキシコの主要産業

第3章で示した通り、メキシコのGDPは第三次産業が6割以上を占めており、第二次産業は3割強にとどまっている。第二次産業の中では製造業が約半分を占めている。

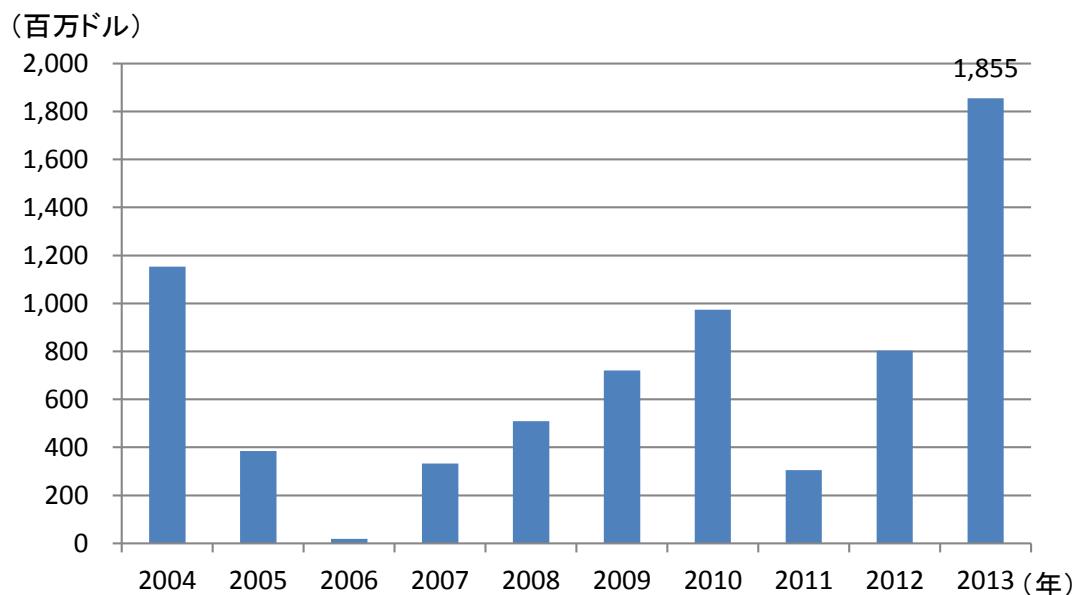
同国は米国と国境を接している点で地理的に優位であり、周辺国と比較した場合に人件費をはじめとする投資コストが低いこと、輸出加工に関わる優遇策を政府が積極的に整備してきたことなどから、自動車や電気・電子産業を中心に、北米向け輸出の拠点として海外からの投資を集めてきた。中でも製造業付加価値の20%以上を占める自動車産業は、米国、日本をはじめ世界各国から投資を集める最重要産業であり、政府もその育成に注力している。また、最近ではより高度な技術を要する航空産業への投資も増加しており、製造業の高度化・高付加価値化が進みつつある。

2. 自動車産業

(1) 投資動向

近年、日系の自動車及び自動車部品を生産する企業が相次いで投資を行っているが、メキシコの自動車業界は日本だけでなく米国、欧州各国からも投資を集めている。

図表 22-1 自動車産業への外国直接投資



(出所) メキシコ経済省より作成

図表 22-2 主要自動車メーカーによる近年の投資

	発表年	企業名	投資額 (億ドル)	投資内容	
外資系企業	2008 年	Ford Motor	30.0	改装	小型車生産
	2009 年	Volks Wagen	10.0	改装	新モデル車生産
	2010 年	Chrysler	5.5	改装	小型車生産
		General Motors	5.0	改装	小型車生産、エンジン生産
		Volks Wagen	5.0	新規	エンジン生産
	2012 年	Ford	13.0	改装	中型車生産
		Audi	13.0	新規	SUV 生産
	2013 年	General Motors	6.9	増強	次世代トランスミッション生産
		Chrysler	12.5	増強	商用車新型車生産、エンジン生産増設
		Volks Wagen	1.2	増強	エンジン生産
	2014 年	現代	10	新規	完成車生産
		BMW	10	新規	完成車生産
日系企業	2010 年	日産	6.0	改装	新モデル車生産
	2011 年	マツダ	5.0	新規	小型車生産
		ホンダ	8.0	新規	小型車生産
	2012 年	日産	20.0	新規	小型車生産
		トヨタ	—	新規	小型車生産
	2013 年	マツダ	1.5	増強	小型車生産
		日産(ジャトコ)	2.2	増強	無段変速トランスミッション
		ホンダ	4.7	増強	無段変速トランスミッション
		マツダ	1.2	増強	エンジン機械加工

(出所) 日本大使館資料、各種報道より作成

(2) 生産動向

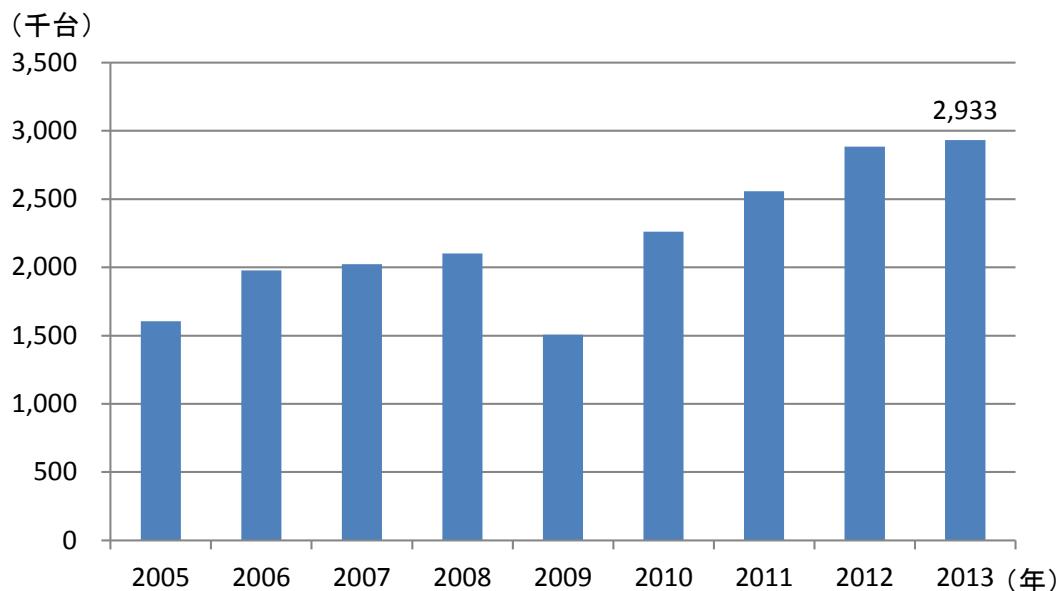
メキシコの乗用車生産台数は 2013 年に過去最大となる 289 万台、バスとトラックを含めると 305 万台を記録した。2013 年現在メキシコはインド、ブラジルに次いで世界第 8 位の自動車生産国である。

図表 22-3 国別自動車生産ランキング⁶⁸ (2004年/2013年比較)

2004年			2013年		
順位	国	生産台数(台)	順位	国	生産台数(台)
1	米国	11,989,387	1	中国	22,116,825
2	日本	10,511,518	2	米国	11,045,902
3	ドイツ	5,569,954	3	日本	9,630,070
4	中国	5,234,496	4	ドイツ	5,718,222
5	フランス	3,665,990	5	韓国	4,521,429
6	韓国	3,469,464	6	インド	3,880,938
7	スペイン	3,012,174	7	ブラジル	3,740,418
8	カナダ	2,711,536	8	メキシコ	3,052,395
9	ブラジル	2,317,227	9	タイ	2,532,577
10	英国	1,856,539	10	カナダ	2,379,806
11	メキシコ	1,577,159	11	ロシア	2,175,311

(出所) OICA (国際自動車工業連合会) より作成

図表 22-4 乗用車の生産台数推移

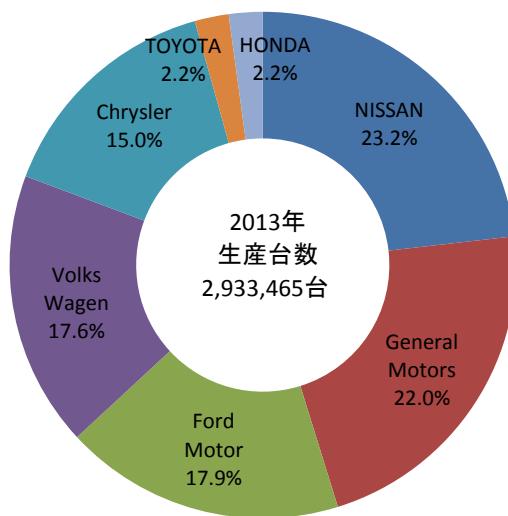


(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

⁶⁸ OICA (国際自動車工業連合会) の統計は乗用車と小型商用車を含むため、AMIA (メキシコ自動車産業協会) の統計数値と一致しない。

メキシコにおいては、2014年9月時点で日系、欧米系の主要メーカー8社が完成車（乗用車）を生産しており、68万台を生産する日産自動車が生産台数トップシェアを誇る（2013年時点）⁶⁹。

図表 22-5 乗用車の生産シェア



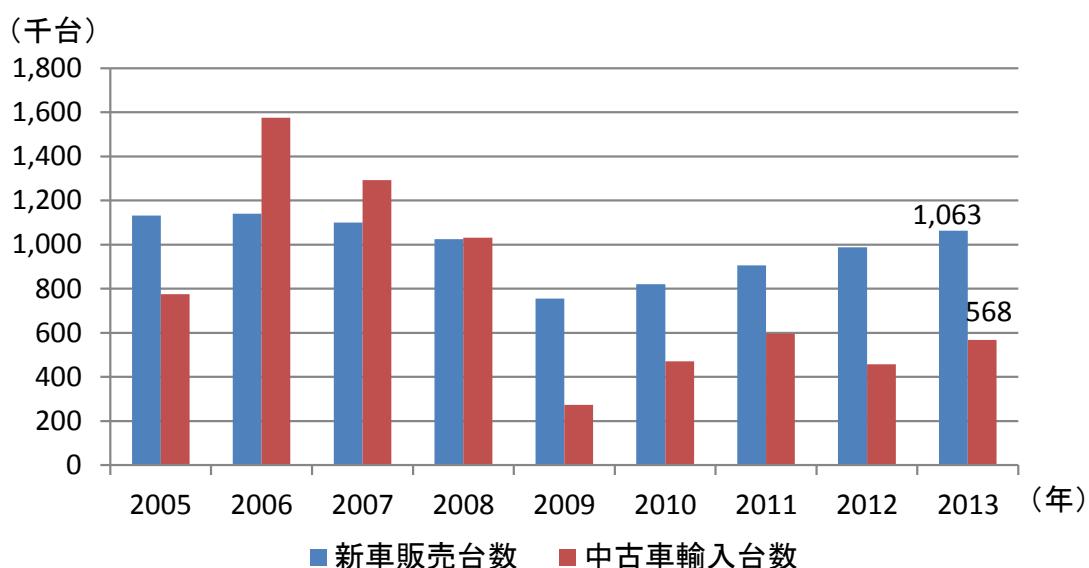
(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

(3) 販売動向

メキシコにおける新車販売台数は、2006年に120万台近くに達したが、リーマンショック以降減少し、2009年には80万台以下まで落ち込んだ。その後5年間は順調に販売台数を伸ばし、2013年の販売台数は106万台となった。

⁶⁹ グラフは2013年実績のため、2014年1月に生産開始を発表したマツダが含まれていない。

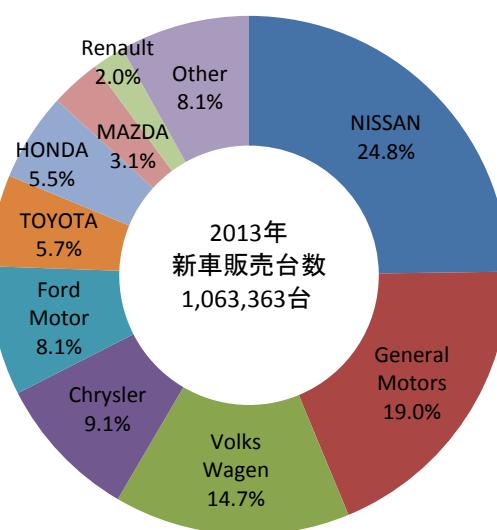
図表 22-6 新車販売台数と中古車輸入台数



(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

生産台数の伸びが著しいにもかかわらず、販売台数の伸び幅が小さい背景には、中古車の存在がある。中古車輸入は原則禁止されているが、NAFTA 加盟国からの輸入については使用年数に制限を付けた上で一部解禁している。2013 年時点で新車販売台数 106 万台に対し、中古車輸入台数は 57 万台であり、自動車販売市場でのプレゼンスは大きい。

図表 22-7 乗用車の販売シェア



(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

販売シェアにおいても第1位は日産自動車である。日産の自動車は自家用車としての人気が高いほか、メキシコ各都市のタクシー車両に採用されている。

【写真説明】タクシーに採用されている日産自動車の TSURU(右写真は右側の車両)

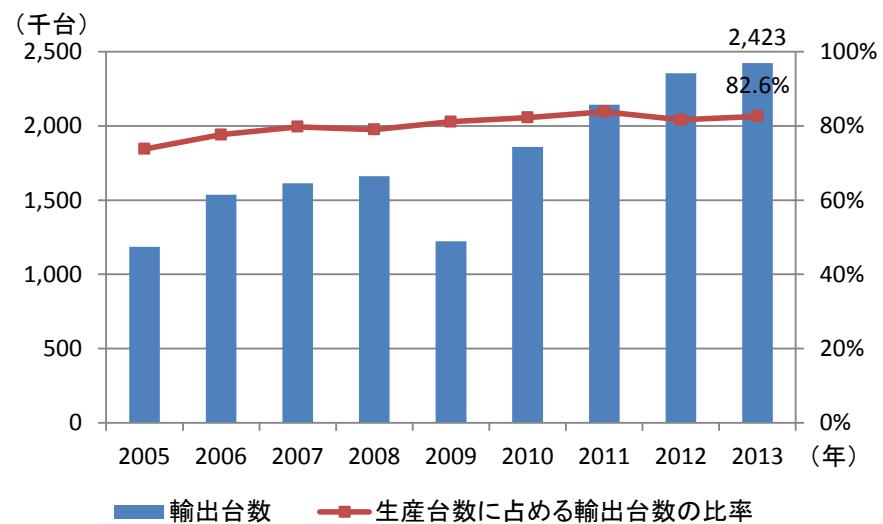


(出所) 現地調査にて撮影

(4) 輸出動向

メキシコの自動車産業は歴史的に米国向けの輸出拠点として発展してきた経緯があり、現在でも生産した自動車の大半は輸出されている。輸出台数は2009年に一時的に落ち込んだものの、2010年以降は増加を続け、2013年には過去最高となる242万台が輸出された。

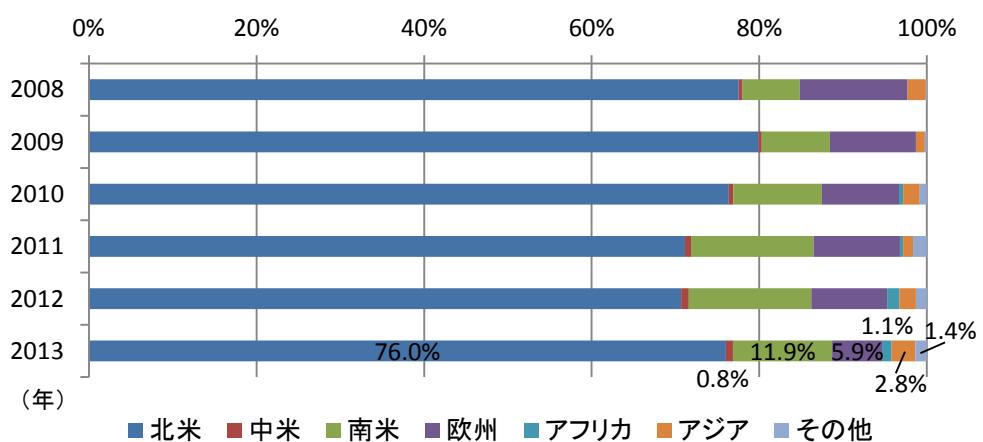
図表 22-8 自動車の輸出台数と生産台数に占める比率



(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

輸出仕向地の約8割は北米である。南米（2013年時点で約12%）、欧州（約6%）が続くが、欧州向けの輸出は減少している。南米向けの輸出は、直近の2013年には若干減少したものの、増加傾向にある。

図表 22-9 輸出仕向地の推移



(出所) AMIA (メキシコ自動車産業協会) より作成

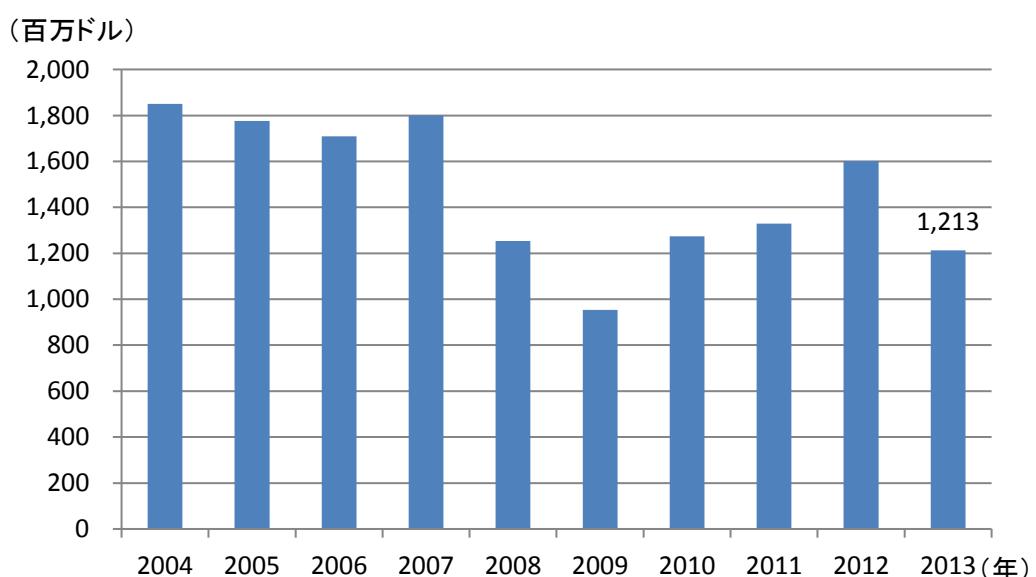
3. 自動車部品産業

(1) 投資動向

2013年、自動車部品産業への投資は前年より大幅に減少し、12億ドルにとどまった。2014年第1四半期の投資額は3.4億ドルとなっている。

2013年のProMéxicoレポートによれば、メキシコには2,500社以上の自動車部品関連企業が存在し、その多くは欧米系、日系の自動車部品メーカーの出資企業である。

図表 22-10 自動車部品産業への外国直接投資



(出所) メキシコ経済省より作成

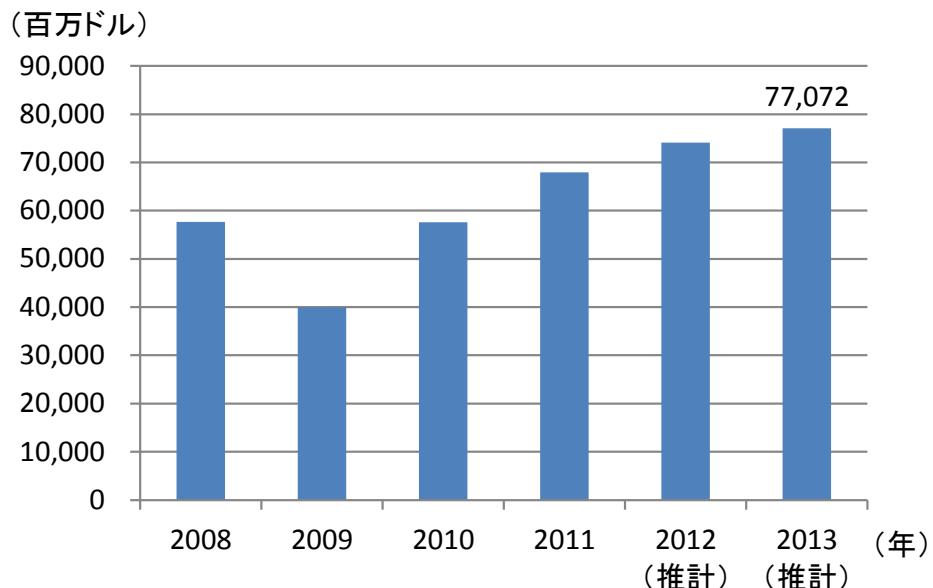
(2) 生産動向

メキシコの自動車産業は、NAFTAをはじめとしたFTAを利用して主要な素材や部品を輸入し、自動車を組み立てて再輸出する形をとってきたため、現在でも輸入に頼っている部品もある。しかしながら近年は部品メーカーの進出が進み、2012年時点で、メキシコは世界第5位の自動車部品生産国となった。

2012年の自動車部品生産額は748億ドルである。生産額が最も大きい部品は電子部品で部品製造全体の22%であり、第2位は生地・シート(11%)など、第3位はエンジン部品(9%)である⁷⁰。

Tier1企業に続いてTier2企業の進出も始まり、産業の裾野が広がりつつある自動車部品産業だが、鉄鋼及び石油化学関連の企業が不足していることから、鋼板やプラスチックは大半を輸入に頼っている。一部素材関連企業の進出や事業拡大が進みつつあるが、育成には時間がかかるとみられている。

図表 22-11 自動車部品生産額



(出所) INA(メキシコ自動車部品工業会)より作成

(3) 輸出動向

2012年の自動車部品輸出額は519億ドルであった。2009年のみ前年より大幅に輸出額が落ち込んだが、輸出額は増加し続けており、過去10年間で約2.5倍の規模まで成長した。カナダ、ブラジル、ドイツ等にも一部輸出されているものの、およそ9割が米国向けである。

⁷⁰ ProMéxico “THE AUTO PARTS INDUSTRY” 参照。

4. 電気・電子産業

(1) 投資動向

電気・電子産業は古くから輸出拠点として発展してきた重要な産業の一つである。2000年から2012年、累計でエレクトロニクス産業（通信機器、パソコン等）には98億ドル、家電産業（冷蔵庫、洗濯機等）には18億ドルの直接投資があった。主要投資国は米国、オランダ、日本、韓国などである。

(2) 生産動向

家電製品の生産額は2012年時点で67億ドル、エレクトロニクス製品の生産額は同557億ドルであった。

メキシコは世界第1位のフラットスクリーンテレビ、冷蔵・冷凍庫の輸出国であるほか、エアコン、洗濯機、パソコン、携帯電話などの輸出国でもある。

エレクトロニクス製品はバハ・カリフォルニア州、タマウリパス州、チワワ州などの米国国境周辺、家電製品は国境周辺に加えてメキシコ州、グアナファト州、ケレタロ州、サン・ルイス・ポトシ州など、消費地に近く、工業が集積している内陸部の州で多く生産されている。

テレビはメキシコの主要生産品目だが、近年、激しい価格競争から利益率が大幅に低下したため、大手メーカー各社が自社生産から委託生産への切り替え、生産の打ち切りを行い、国内での生産台数は減少傾向にある。一方で、パソコン、冷蔵庫などは欧米や中国からの投資拡大を受け、生産が増加している。

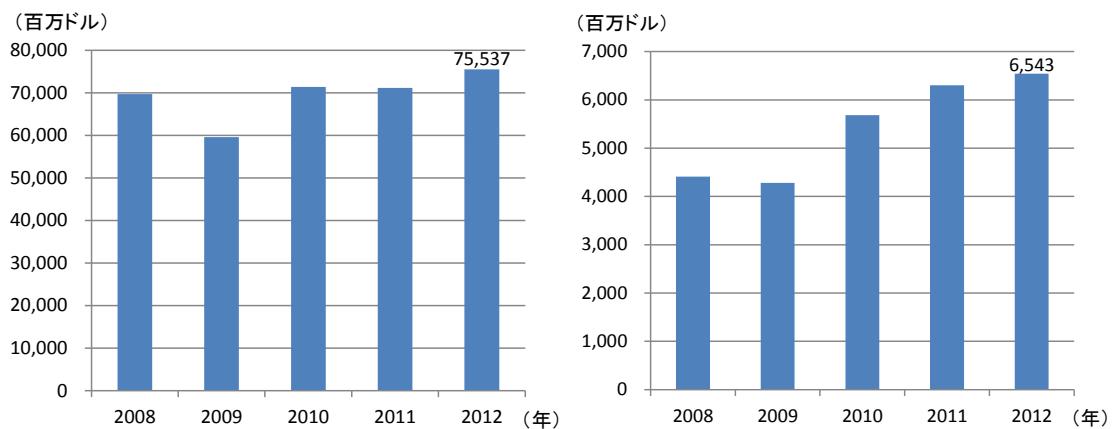
(3) 国内販売動向・輸出動向

2012年時点でテレビの普及率が約90%である一方で、冷蔵庫は79%、洗濯機が61%、パソコン26%、電気掃除機に至っては6%と、メキシコにおける電気・電子製品の普及率は必ずしも高くない⁷¹。家電製品の市場規模はおよそ20億ドルであり、生産額の3分の1程度にとどまる。

自動車同様、生産された製品の多くは輸出されており、2009年を除き、増加傾向にある。自動車同様、米国はエレクトロニクス製品、家電製品共に85%前後（金額ベース）を占める輸出仕向地となっている。米国以外の輸出先には、カナダの他、エレクトロニクス製品ではオランダや中国、家電ではコロンビアやベネズエラなどがある。

⁷¹ INEGI、JETRO「メキシコ経済の基礎知識第2版」。

図表 22-12 エレクトロニクス製品の輸出額（左）、家電製品の輸出額（右）



(出所) ProMéxico より作成

5. 航空産業

(1) 投資動向

航空産業は、メキシコ政府が新たな産業の柱として期待している産業である。2006年にポンバルディアがケレタロ州に工場を設置して以来、カナダ、米国、欧州諸国などからの投資が集まり、2014年6月時点では287社が進出している。2005年時点の進出企業は約60社であり、10年弱でおよそ5倍の企業数まで拡大した。なお、2014年9月現在、日系企業は進出していない。

(2) 生産動向

航空機関連企業の生産拠点は国内に約300カ所あり、バハ・カリフォルニア州(71カ所)、ソノラ州(52カ所)、チワワ州(35カ所)、ヌエボ・レオン州(32カ所)などの北部各州に最も集積しており、ポンバルディアが工場を置くケレタロ州(41カ所)、メキシコ州(12カ所)にも進出が進んでいる。

メキシコの航空機関連企業のうち、79%は製造、11%は修理・メンテナンス、10%はエンジニアリング・デザイン関連企業である。

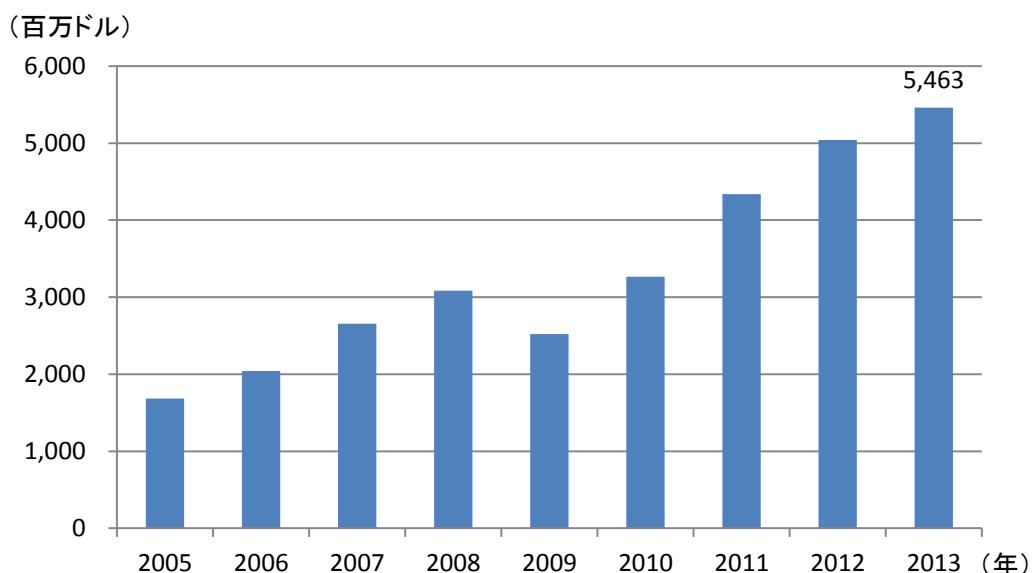
(3) 輸出動向

輸出額は年々増加を続けている。2013年の輸出額は54億ドルにのぼり、2020年には122億ドルに達すると予想されている。

メキシコ政府は2007年には米国との間でメキシコ-米国二国間航空安全協定(BASA:Bilateral Aviation Safety Agreement)を結び、航空機やその部品、メンテナンスなどの安全検査・認証能力の相互承認に向けて動いている。部品についてはすでに相互承認が行われている。

れており、メキシコで製造した航空機用部品は検査にかかるコストやリードタイムが短縮される。また、メキシコは2012年ワッセナー協約（Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies）⁷²に加盟した。同協約への加盟国は、航空関連製品を国際的な枠組みの下で適切に管理できる国とみなされるため、航空製品の輸出はより活発化する見込みである。

図表 22-13 航空関連製品の輸出額



(出所) FEMIA より作成

6. FTA

(1) NAFTA

メキシコは45カ国との間でFTAを締結しているFTA大国であり、その貿易額に占めるFTA締結国との貿易額は約9割を占める（詳細は第3章参照）。地理的な条件及びNAFTAへの加盟により、メキシコでは、安価な労働力をを利用して労働集約的な工程のみを担い、資本財や素材を北米から輸入し、最終製品の多くを北米に再輸出するという産業構造が定着してきた。

1990年代から2000年代にかけて、米国との貿易は飛躍的に拡大したものの、調達と販売先の両面で極端に米国に依存する脆弱性を抱えることとなった。リーマンショックにより米国経済が低迷すると、メキシコでは外国直接投資が減少したほか輸出も停滞し、メキシコ国内経済は急速に失速した。

⁷² 日本語では「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」と訳される。武器転用可能な製品の輸出や技術の移転管理、関連する情報の交換を目的とした協約であり、41カ国が加盟している。航空機関連製品は、同協約における管理対象品目となる。

投資や貿易面での米国への依存は続いているものの、メキシコ政府は各国との協力関係の拡大を目指しており、EU、EFTA、中米各国、日本などとの間でFTAを発効させている。さらに近年は、メルコスール諸国、韓国とのFTA交渉を開始し、TPP交渉にも参加している。

(2) ALADI（ラテンアメリカ統合連合）

ALADIはメキシコのほか、ブラジル、アルゼンチン等中南米の13カ国の加盟国と、18のオブザーバー国からなる地域経済統合体であり、域内特惠関税などを通じ、段階的にラテンアメリカに共同市場を構築することを目的としている。

図表 22-14 ALADI 加盟国

加盟国 (13カ国)	メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
---------------	---

メキシコは、中南米各国との間で、ALADIの枠内で特定の品目についての関税を一定割合相互に減免している。関税についての取り決めは数年間の期限付きであり、更新の是非については締結国同士の交渉で決定している。

特に重要な協定として、2003年に発効した「ACE55号」がある。ACE55号はメキシコと、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、ベネズエラの5カ国との間で、自動車及び自動車部品について特恵関税を設定する協定で、2003年から段階的に関税を引き下げ、2011年までに完全に撤廃する取り決めとなっていた⁷³。

ACE発効によりメキシコのメルコスール諸国向け自動車輸出は拡大し、メキシコ産自動車の輸出先は多様化した。しかし2012年、メキシコからの自動車輸入の急増を受け、ブラジルとアルゼンチンが協定の見直しをメキシコに要請。交渉の結果、メキシコから輸入される自動車の無関税枠には1年あたりの上限金額が設定されることになった。

南米諸国は、自動車メーカー各社にとって北米に次ぐ重要な市場である。ACE55号の改定を受け、メキシコに生産拠点を置く自動車メーカー各社は生産計画及び輸出仕向け地の変更、ブラジルでの現地生産の検討などの対応を図っている。

現在、ブラジル向けには2015年3月、アルゼンチン向けには2015年12月までの無関税枠が設定されている。2015年以降の方向性については交渉中であり、その内容は公開されていない。現地ヒアリングによれば、現在自由化している自動車部品の輸出にも制限が加えられる可能性があることで、今後の動向を注視する必要がある。

⁷³ ブラジルとの間では2007年、アルゼンチンとの間では2006年に関税が撤廃された。

(3) TPP

メキシコは、2011年11月にTPP協定交渉への参加意思を表明し、2012年10月に協定の正式交渉メンバーとなった。TPPにはメキシコの他に、太平洋同盟加盟4カ国の中のチリとペルーも参加しており、TPPが完成すれば、アジア諸国と中南米諸国の経済統合が一段と深化する。

(4) 太平洋同盟

2012年6月、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルーの4カ国は、それぞれの国が個別に締結していた二国間FTAの統合を目指して、太平洋同盟（Pacific Alliance）と呼ばれる枠組みを発足させた。以後、貿易、人の移動、資本の移動の一層の円滑化を進め、高度な経済統合を達成するために、4カ国首脳による会合が重ねられてきた。2014年2月の第8回首脳会合では、貿易に関して90%を超える品目の関税が即時撤廃された。2014年6月の第9回首脳会合では、4カ国の証券市場の統合に対する取り組みなどが合意された。2014年6月時点で、正規加盟国4カ国の中、加盟国候補オブザーバーが2カ国（コスタリカ、パナマ）、オブザーバーが日本を含め30カ国に達している。

ひとくちメモ(21): メキシコの小売市場① 流通チャネル

メキシコは個人間の貧富の差、及び地域による貧富の差が激しい⁷⁴。そのため所得階層によって購入する物の種類や価格帯に加えて、購入する店も異なる。大都市には地場系・米国系のデパートやショッピングモールがあるほか、郊外を中心に米国系の大型スーパー（ウォルマートなど）が点在している。しかし、都市から離れた地域には大手チェーンが進出せず、個人経営の小規模小売店しか存在しないエリアもまだ多くある。

都市部の小売業は先進国並みに発展しているため、日系企業が市場開拓を目指す際、都市の富裕層のみをターゲットにするのであれば、あまり流通上の問題はない。しかし製品となるべく多くの国民に販売しようとすると、地方部でいかに販売するか、チェーンではない小規模小売店にどのように流通させるかが課題になる。個人経営の店舗を通した販売では、個別店舗からの代金回収がネックになるほか、代理店を介した販売が中心になるため、マーケティングが間接的になりより難しい。

メキシコの小売市場に参入する際には、自社製品をどの地域のどの所得層に売りたいのか（もしくは売れそうか）を決めた上で、地域別の豊かさや流通・小売網の発展度合をよく調査しつつ流通戦略を検討する必要がある。

【写真説明】メキシコシティの百貨店（左）、郊外の小規模小売店（右）



（出所）現地調査にて撮影

⁷⁴ 地域別 GDP は「第 24 章 地域別の概要」参照。

ひとくちメモ(22): メキシコの小売市場② メキシコ人の食の嗜好は固定的、ただし多様

メキシコのコンビニエンスストアやスーパー・マーケットの食品売り場を訪れると、「多様な商品が少しずつ」並んでいる日本とは違い、「同じものが大量に」売られていることに気付く。

日本発の加工食品で、今ではメキシコ人の生活に溶け込んでいるカップ麺も例外ではない。日本では毎年新製品が発売され、人気のあるものが定番化されるが、メキシコでは、消費者が新しい味に飛びつくことはあまりなく、なかなか新製品が受け入れられないそうだ。新しい風味が受け入れられないとすると、他社との差別化が難しい。そのため各社は、メキシコ人が好むチリソースを麺とは別のパックに入れて販売し、好みの味付けに調整できるようにする(従来製品では、カップにパウダーがあらかじめ入っている)、スプーンでも食べやすいように麺を短くする、などの工夫をして市場拡大に努めている。

メキシコで販売しているカップ麺には日本にあるような「カレー」「味噌」などといった風味の違いはない一方で、「にわとり」や「牛肉」、「えび」など、異なるダシの商品が存在する。これは、メキシコ人は地域によって食への志向が異なり、北部は牛肉を使った料理、南部は鶏肉を使った料理が好まれるためであるという。国土が広いため流行も地域によって異なり、地域別の伝統的な嗜好が現在でも色濃く残っているため、「全国ブランド」が育成しづらいということもメキシコの食品市場の特徴のようだ。テレビの普及率は高いが、全国的なテレビ CM もあまり効果が見込めないという。

メキシコ人は「好みは固定的」、「ただし地域により異なる」というマーケティング担当泣かせの消費者といえる。

【写真説明】コンビニに並ぶ日清食品と東洋水産のカップ麺



(出所)現地調査にて撮影

第23章 その他最近のトピックス

1. エネルギー改革⁷⁵

(1) エネルギー改革の概要

2013年12月、エネルギー改革法が議会を通過し、75年間PEMEX(メキシコ石油公社)によって独占されてきた炭化水素資源が民間に解放された。本改革による主な変更点は図表23-1のとおりである。ペニヤ・ニエト政権は幅広い分野(教育や通信など)での構造改革を進めており、エネルギー改革はその中で最も注目を集めている改革である。政府は本改革により、エネルギー業界(石油・天然ガス、シェールオイル・ガス、電力)への投資拡大や、効率化によるメキシコ全土のエネルギーコストの低下を期待している。

図表 23-1 エネルギー改革法の主なポイント

- ① 開発・生産にかかるPEMEXとの利益分与契約(プロフィット・シェアリング)、生産分与契約、ライセンス契約などの形態で、国内外の民間企業が石油産業へ参入することを認める
- ② 規制当局である国家炭化水素委員会(CNH)の独立性、権限を強化し、当局は民間企業のライセンス、契約などの監督を行う
- ③ PEMEXが独自に新油田探査など新規投資の判断を行うことができる枠組みとして「ラウンド・ゼロ(PEMEXが引き続き開発を行う鉱区)」を設定⁷⁶
- ④ PEMEXは国有企業であり続けるものの、運営、財務の独立性を徐々に高める
- ⑤ PEMEXの経営審議会から労働組合代表のメンバー5名を排除し、メンバー数を15名から10名に削減。10名中5名はエネルギー大臣などの政府が指名を行う

(2) 改革の背景

メキシコは憲法27条で炭化水素資源の国家独占を定めていたことから、上流から下流までのほぼ全ての分野⁷⁷をPEMEXが担っていた。そのため、PEMEXが資源開発の各段階において民間企業から関連する財やサービスを調達することはできたものの、鉱区を分配して探査・開発コンセッションを付与することはできなかった。また、PEMEXは売上高の半分以上を租税公課として納めなければならない⁷⁸ことから慢性的に財源が不足しており、その結果、新油田探査なども十分に行えず、近年、石油の生産量は減少傾向にあった(図表13-1参照)。輸出全体の約11%を原油が占めており、歳入の3割以上を石油収入が

⁷⁵ 在メキシコ日本国大使館「メキシコ・エネルギー改革概要」を参考し、現地ヒアリング調査より作成。

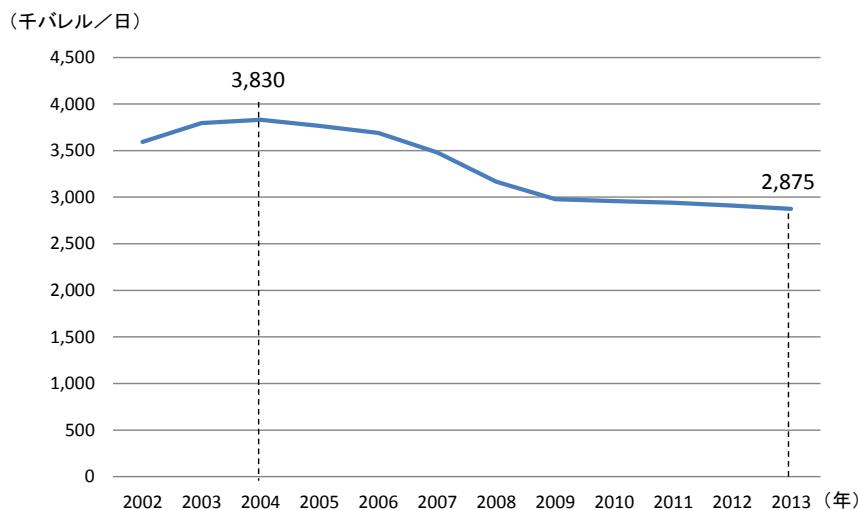
⁷⁶ 「ラウンド・ゼロ・エリア」の承認は2014年9月18日を期限としており、「ラウンド・ゼロ」から漏れたものは「ラウンド・ワン(民間企業による一般入札)」に供される予定である。

⁷⁷ 天然ガスの貯蔵と分配、液化天然ガス(LPG)の下流部門を除く。

⁷⁸ 2012年実績ではPEMEXの売上の54.8%、営業利益の129.6%が租税効果として政府に納められている。

占めるメキシコにおいては、石油産業への梃入れは喫緊の課題であったため、ペニヤ・ニエト政権は憲法改正を含むエネルギー改革法案の発表に踏み切った。

図表 23-2 メキシコにおける原油生産量の推移

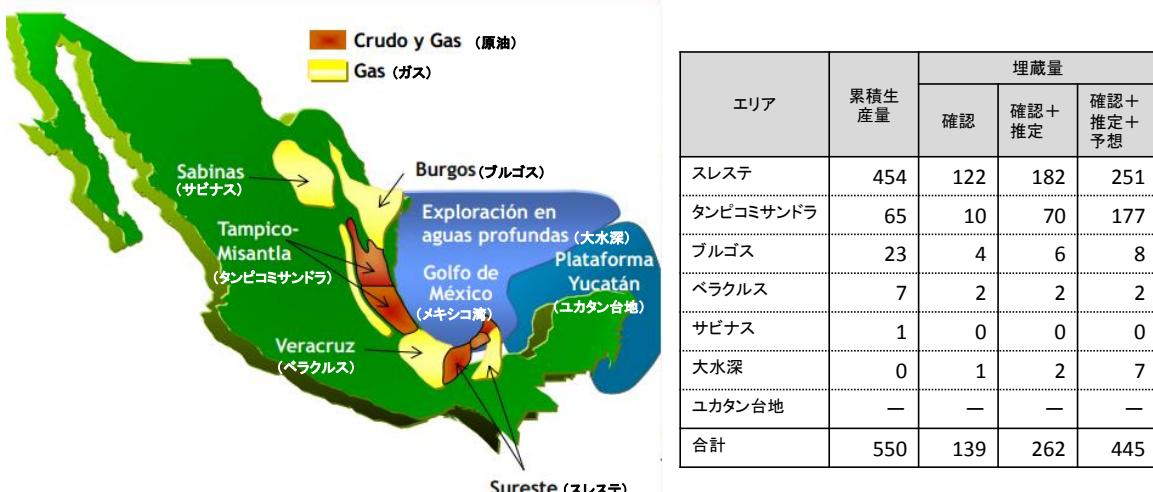


(出所) BP 「Statistical Review of World Energy June 2014」 より作成

(3) 今後の見通し

原油生産量は減少傾向にあるものの、メキシコは膨大な炭化水素資源を有している。2014年1月時点における原油と天然ガスの確認可採埋蔵量は139億バレルと世界17位を誇り、これら埋蔵量を狙って今後、外資企業が参入することが見込まれる。

図表 23-3 メキシコの炭化水素資源と埋蔵量の分布（2014年1月時点）



(出所) PEMEX より作成

2014年8月11日、エネルギー改革を具体的に進めるための二次法（施行法）が成立し、メキシコ連邦政府より、一連のエネルギー改革関連法が公布された。公布された関連法は全部で21本（新規9本、改正12本）⁷⁹である。

炭化水素法第1条では炭化水素資源を国家所有が前提にあることを規定しているものの、採掘後の炭化水素資源は採掘者が契約に従って所有可能としており、実質的に炭化水素資源が民間へ開放された形となった。また、同法第2条では同法が規定する事業範囲を、「(1)炭化水素の探査・開発」、「(2)石油精製、譲渡、流通、輸送、保管」、「(3)天然ガスの加工、圧縮、液化、減圧、再ガス化、輸送、保管、配送、流通、小売」、「(4)石油製品の輸送、保管、配送、流通、小売」、「(5)石油化学品のパイプライン輸送、保管」、の5つに定めている。このうち、(1)については政府が割当と契約を行うことにより実施、(2)～(5)については事前承認もしくは許可制により誰でも実施可能としている⁸⁰。

炭化水素の探査・開発における契約はエネルギー省によって定められる。契約分類はライセンス契約、生産分与契約、利益分与契約、サービス契約の中から選択され、政府の取り分と企業への対価については「炭化水素歳入法」により規定されている（図表23-4参照）。また、炭化水素歳入法第55条により、月単位で炭化水素探査・開発税を支払う必要があり（探査期間中：1,500ペソ/月・km³、生産期間中：6,000ペソ/月・km³）、全ての契約形態において最低でも35%のローカルコンテント比率を達成しなければならない。なお、炭化水素の探査・開発における鉱区割り当て・契約実務は国家炭化水素委員会（CNH）が担い、探査・開発以外の多くはエネルギー規制委員会（CRE）が担う。

図表 23-4 炭化水素の探査・開発における政府取り分と企業への対価（契約別）

契約形態	政府の取り分	企業への対価
ライセンス契約	サインボーナス ⁸¹ 、探査期間契約料、ロイヤルティ、炭化水素契約価額に所定の率を乗じたもの	採掘した石油などの現物の有償譲渡
生産分野契約	探査期間契約料、ロイヤルティ、営業利益に対する一定の率	生産コスト回収分、石油などの現物の一定割合
利益分与契約	同上	生産コスト回収分、政府取り分を差し引いた営業利益残額
サービス契約	全ての石油等の生産物	サービス料（現金）

（出所）炭化水素歳入法（2014年8月11日）、JETRO通商弘報（2014年9月12日）より作成

⁷⁹ 新規は炭化水素法、電気産業法、エネルギー関連規制機関法、石油公社（PEMEX）法、電力公社（CFE）法、炭化水素分野における国家産業安全環境保護法、地熱エネルギー法、炭化水素歳入法、石油開発安定化基金法の9本。改正は外国投資法、鉱業法、官民連携法、連行行政機関法、連邦国営機関法、公共調達・賃借・サービス法、公共事業・サービス法、国家水法、連邦予算財政責任法、一般公共債務法、連邦手数料法、財政調整法の12本。

⁸⁰ 炭化水素分野における許認可の担当はエネルギー省とエネルギー規制委員会（CRE）で分担している。

⁸¹ 契約時に契約の更新料などとして支払われる報酬やボーナスの総称。

発電・売電分野においては、民間企業は発電・売電を行うことが可能となり、新設された国家エネルギー管理センター（CENACE）との契約を通して送配電事業、グリッドの設備建設・拡張にも限定的に参加可能となった。また、CENACEが運営する「電力卸売市場」が新たに開設され、大口需要家は同市場を通してスポットで電力を調達することも可能となった。他方、ガソリンなどの流通分野においては段階的な開放となり、2018年以降、価格の自由化が行われる見通しである。

上記、二次法（施工法）の成立は当初見込みより遅れたものの、PEMEXが今後も探査・開発などを行う鉱区群「ラウンド・ゼロ」の内容だけでなく、民間企業に開放される鉱区群「ラウンド・ワン」の内容も発表された結果となった。本発表を受け、民間企業各社は2015年1月～3月にかけて実施される予定の入札の準備を進めている。

2. 安倍晋三首相がメキシコ訪問

安倍首相は2014年7月25日、メキシコに公式訪問し、ペニャ・ニエト大統領と首脳会談を行った。首脳会談では、今後の2国間の経済関係について協議が行われ、日系企業の石油・ガス等の上流部門への参画や、メキシコから日本への液化天然ガス（LNG）供給の可能性等、PEMEXと日本政府・企業の官民連携の進展について協議された。

また、経済・学術・科学・技術分野など幅広い分野に関して両首脳立合いのもと、署名・交換がなされた（図表23-5参照）。現地報道機関各社も好意的に報道しており、今後、2国間の経済関係が強化されることが期待される。

図表 23-5 署名・交換された文書

- | |
|--|
| (1) 2国間クレジット制度に係る文書 |
| (2) 厚生労働省とメキシコ保健省とのヘルスケア（医療・保険）分野における協力に関する文書 |
| (3) 国土交通省とメキシコ通信運輸省との交通分野における協力に関する文書 |
| (4) 國際協力機構（JICA）とメキシコ国際開発協力庁（AMEXCID）との文書 |
| (5) 國際協力銀行（JBIC）とメキシコ国立貿易銀行（BANCOMEXT）との文書 |
| (6) JBICとメキシコ石油公社（PEMEX）との覚書 |
| (7) JBICとメキシコ公共事業銀行（BANOBRAS）との覚書 |
| (8) JBICとメキシコ産業金融公社（NAFIN）との覚書 |
| (9) 東京大学とメキシコ国家科学技術審議会（CONACYT）との学術交流に関する文書 |
| (10) 東京大学とメキシコ国家科学技術審議会（CONACYT）との大学院奨学金設立に関する覚書 |
| (11) 国際農林水産業研究センター（JIRCAS）とメキシコ国立農牧林研究所（INIFAP）との農業研究に関する覚書 |
| (12) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）とメキシコ経済省との相互協力に関する覚書 |
| (13) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）とPEMEXとの石油・天然ガス分野における技術協力・人材協力に関する覚書 |
| (14) 三菱東京UFJ銀行とBANCOMEXTとの覚書 |

（出所）日メキシコ共同プレスリリース（2014年7月27日）より作成

地 域 編

第24章 地域別の概要

1. 人口と面積

地理的にはメキシコは北西部、北東部、中西部、中央部、南部に分けられる。最も人口が集中しているエリアは中央部で、メキシコシティ（連邦区）と周辺6州を合わせた人口は総人口の33%を占める3,935万人である。

最も人口密度が高いのは連邦区で、1km²あたり5,982人（東京都とほぼ同等）、最も低い州はバハ・カリフォルニア・スル州で1km²あたり10人となっている。

図表 24-1 メキシコの地域分類



(出所) INEGI、ProMéxico より作成

図表 24-2 人口と面積

地域	州名	面積		人口	
		(km ²)	構成比	(人)	構成比
北西部	バハ・カリфорニア州	71,445.88	3.6%	3,400,719	2.9%
	バハ・カリфорニア・スル州	73,922.47	3.8%	726,816	0.6%
	シナロア州	57,377.16	2.9%	2,942,317	2.5%
	ソノラ州	179,502.89	9.2%	2,867,027	2.4%
北東部	チワワ州	247,455.29	12.6%	3,650,023	3.1%
	コアウイラ州	151,562.56	7.7%	2,903,562	2.4%
	ドゥランゴ州	123,451.29	6.3%	1,735,431	1.5%
	ヌエボ・レオン州	64,220.15	3.3%	4,968,502	4.2%
	タマウリパス州	80,174.68	4.1%	3,477,048	2.9%
中西部	アグアスカリエンテス州	5,617.80	0.3%	1,259,089	1.1%
	コリマ州	5,625.00	0.3%	703,097	0.6%
	グアナファト州	30,608.44	1.6%	5,738,720	4.8%
	ハリスコ州	78,599.16	4.0%	7,778,722	6.5%
	ミチョアカン州	58,643.38	3.0%	4,542,882	3.8%
	ナヤリット州	27,815.20	1.4%	1,187,006	1.0%
	サン・ルイス・ポトシ州	60,982.75	3.1%	2,712,062	2.3%
	サカテカス州	75,539.30	3.9%	1,555,160	1.3%
中央部	連邦区	1,485.49	0.1%	8,886,708	7.5%
	イダルゴ州	20,846.45	1.1%	2,820,238	2.4%
	メキシコ州	22,356.80	1.1%	16,460,921	13.8%
	モレロス州	4,892.73	0.2%	1,882,985	1.6%
	プエブラ州	34,289.66	1.8%	6,091,952	5.1%
	ケレタロ州	11,683.80	0.6%	1,955,501	1.6%
	トラスカラ州	3,991.14	0.2%	1,249,483	1.1%
南部	カンペチェ州	57,924.35	3.0%	885,554	0.7%
	チアパス州	73,288.83	3.7%	5,144,799	4.3%
	ゲレーロ州	63,620.67	3.2%	3,532,669	3.0%
	オアハカ州	93,793.33	4.8%	3,969,477	3.3%
	キンタナ・ロー州	42,360.97	2.2%	1,501,914	1.3%
	タバスコ州	24,737.81	1.3%	2,344,013	2.0%
	ベラクルス州	71,820.40	3.7%	7,947,119	6.7%
	ユカタン州	39,612.15	2.0%	2,074,493	1.7%
全国計		1,959,247.98	100.0%	118,896,009	100.0%

(出所) INEGI、ProMéxico より作成

2. 地域別の経済動向

(1) 地域別の GDP と一人当たり GDP

GDP が最も大きい州は連邦区であり、メキシコ州が続く。一人当たり GDP が最も大きい北東部 5 州の平均が 157,655 ペソである一方で、南部 8 州では 119,794 ペソとなっており、格差が大きい。州別にみると、油田群を有するカンペチェ州の一人当たり GDP が突出しており、連邦区、タバスコ州、ヌエボ・レオン州が続いている。

図表 24-3 州別 GDP と人口

地域	州名	GDP (100万ペソ)	人口 (人)	一人当たり GDP (ペソ)
北西部	バハ・カリ福ルニア州	424,562	3,400,719	124,845
	バハ・カリ福ルニア・スル州	111,449	726,816	153,339
	シナロア州	312,532	2,942,317	106,220
	ソノラ州	441,954	2,867,027	154,151
北東部	チワワ州	414,023	3,650,023	113,430
	コアウイラ州	510,947	2,903,562	175,972
	ドゥランゴ州	185,592	1,735,431	106,943
	ヌエボ・レオン州	1,079,021	4,968,502	217,172
	タマウリパス州	448,698	3,477,048	129,046
中西部	アグアスカリエンテス州	162,722	1,259,089	129,238
	コリマ州	85,626	703,097	121,784
	グアナファト州	588,842	5,738,720	102,609
	ハリスコ州	941,951	7,778,722	121,093
	ミヨアカン州	351,919	4,542,882	77,466
	ナヤリット州	96,808	1,187,006	81,556
	サン・ルイス・ポトシ州	294,953	2,712,062	108,756
	サカテカス州	182,003	1,555,160	117,032
中央部	連邦区	2,472,925	8,886,708	278,272
	イダルゴ州	251,124	2,820,238	89,044
	メキシコ州	1,385,533	16,460,921	84,171
	モレlos州	176,419	1,882,985	93,691
	ブエラ州	489,520	6,091,952	80,355
	ケレタロ州	302,609	1,955,501	154,748
	トラスカラ州	84,177	1,249,483	67,369
南部	カンペチェ州	760,104	885,554	858,337
	チアパス州	273,421	5,144,799	53,145
	ゲレーロ州	215,901	3,532,669	61,116
	オアハカ州	247,373	3,969,477	62,319
	キンタナ・ロー州	225,924	1,501,914	150,424
	タバスコ州	525,311	2,344,013	224,108
	ベラクルス州	812,620	7,947,119	102,253
	ユカタン州	221,712	2,074,493	106,875
全国計		15,078,276	118,896,009	126,819

(出所) INEGI、ProMéxico より作成

(2) 地域別の GDP 構成比

GDP の産業別構成比は以下のとおりである。連邦区を含む中央部では 7 割以上が第三次産業で構成されており、第一次産業の割合は 1.4% と非常に小さい。北西部、北東部、中西部は、約 6 割が第三次産業、35%~40% が第二次産業、その他は第一次産業という共通の構造となっている。メキシコの南部の沿岸には大規模な油田が存在するため、南部地域の GDP は 3 割以上が鉱業で構成され、第三次産業の比率が低い。

図表 24-4 地域別の GDP 構成比（各地域の GDP を 100% とした場合）

	全国	北西部	北東部	中西部	中央部	南部
第一次産業	3.4%	6.6%	3.1%	5.9%	1.4%	3.3%
農林水産業	3.4%	6.6%	3.1%	5.9%	1.4%	3.3%
第二次産業	36.5%	35.5%	40.9%	35.4%	25.0%	52.2%
鉱業	8.8%	5.8%	3.8%	3.6%	0.4%	31.3%
電気・ガス・水道	1.7%	2.9%	2.2%	1.9%	1.1%	1.4%
建設	8.2%	10.4%	8.8%	8.9%	6.0%	9.5%
製造業	17.9%	16.5%	26.2%	20.9%	17.5%	10.0%
第三次産業	60.2%	57.9%	56.0%	58.7%	73.7%	44.4%
商業	15.6%	17.2%	15.0%	17.6%	17.4%	11.2%
不動産・賃貸	11.7%	11.7%	11.1%	12.5%	12.9%	9.6%
運輸・郵便・倉庫	6.3%	5.2%	7.8%	5.8%	7.1%	4.7%
教育	4.0%	4.2%	3.4%	4.4%	4.2%	3.9%
金融・保険	3.1%	2.3%	2.9%	2.4%	5.0%	1.3%
情報・通信	2.3%	1.9%	2.0%	2.0%	3.6%	1.0%
その他	17.1%	15.5%	13.8%	14.0%	23.4%	12.7%

（出所） INEGI、ProMéxico より作成

3. 地域別投資動向

(1) 州別の対内直接投資

過去 10 年間の外国直接投資のおよそ半分は連邦区への投資である。第 2 位はヌエボ・レオン州、第 3 位はメキシコ州であった。南部の重要産業である石油資源開発はこれまで政府の独占分野であったため、南部地域各州への外国直接投資は少ない。

図表 24-5 州別の対内直接投資受入額（2004年～2013年）

州名	対内直接投資 2004～2013年合計 (百万ドル)	構成比
連邦区	129,358	52.5%
ヌエボ・レオン州	23,330	9.5%
メキシコ州	14,461	5.9%
チワワ州	13,258	5.4%
バハ・カリфорニア州	9,003	3.7%
ハリスコ州	8,542	3.5%
プエブラ州	4,119	1.7%
タマウリパス州	4,111	1.7%
バハ・カリфорニア・スル州	4,174	1.7%
コアウイラ州	3,795	1.5%
ケレタロ州	3,854	1.6%
ソノラ州	3,357	1.4%
サカテカス州	3,697	1.5%
キンタナ・ロー州	3,247	1.3%
グアナファト州	2,866	1.2%
アグアスカリエンテス州	3,117	1.3%
ドゥランゴ州	2,186	0.9%
サン・ルイス・ポトシ州	1,707	0.7%
ミヨアカン州	1,814	0.7%
モレロス州	1,184	0.5%
ナヤリット州	1,033	0.4%
ペラカルス州	874	0.4%
シナロア州	981	0.4%
タバスコ州	616	0.2%
ユカタン州	314	0.1%
トラスカラ州	466	0.2%
ゲレーロ州	333	0.1%
オアハカ州	284	0.1%
コリマ州	211	0.1%
チアパス州	177	0.1%
イダルゴ州	-1	0.0%
カンペチェ州	-40	0.0%

(出所) 経済省より作成

(2) 日系企業の進出

日系企業は2013年10月時点で679社が進出している。進出数が最も多いのは連邦区で、172社である。近年メキシコに進出した日系企業には自動車産業関連企業が多いため、自動車産業が盛んな中西部への進出が目立つ。最近2年間で最も日系企業数が増加したのはグアナファト州であり、2年間で78社増加した。

図表 24-6 州別の日系企業進出数

地域	州名	企業数(社)		
		2011年10月	2013年10月	増減
北西部	バハ・カリ福ルニア州	64	73	9
	バハ・カリ福ルニア・スル州	2	2	0
	シナロア州	1	1	0
	ソノラ州	0	4	4
北東部	チワワ州	14	15	1
	コアウイラ州	14	20	6
	ドゥランゴ州	1	1	0
	ヌエボ・レオン州	67	76	9
	タマウリパス州	14	15	1
中西部	アグアスカリエンテス州	25	52	27
	コリマ州	0	2	2
	グアナファト州	14	92	78
	ハリスコ州	27	34	7
	ミチョアカン州	0	1	1
	ナヤリット州	0	0	0
	サン・ルイス・ポトシ州	5	21	16
	サカテカス州	2	4	2
中央部	連邦区	153	172	19
	イダルゴ州	0	1	1
	メキシコ州	28	32	4
	モレロス州	5	7	2
	プエブラ州	2	2	0
	ケレタロ州	14	28	14
	トラスカラ州	1	1	0
南部	カンペチエ州	0	2	2
	チアパス州	0	1	1
	ゲレーロ州	1	1	0
	オアハカ州	0	0	0
	キンタナ・ロー州	6	12	6
	タバスコ州	0	0	0
	ベラクルス州	1	3	2
	ユカタン州	3	4	1
全国計		464	679	215

(出所) 在メキシコ日本国大使館より作成

4. 地域別のインセンティブ

各州政府は投資を検討する企業に対し、州独自のインセンティブを用意している。主要な州のインセンティブの内容については次章以降でそれぞれ採り上げる。

得られるインセンティブは投資プロジェクトの規模や内容によって異なる。各州政府はその投資によって期待される経済効果を評価し、その評価に基づいてインセンティブの内容や金額を決定している。

投資プロジェクトを評価する際にどのような点を重視するかは州によって異なるが、いくつかの州政府及び進出企業へのヒアリングでは、以下のような点が評価項目として挙げられた。

図表 24-7 インセンティブ付与に際する検討要素

評価項目	<ul style="list-style-type: none">・ 雇用人数・ 投資額・ サイトロケーション(開発促進地域内、地域外)・ 導入技術の水準・ 内製率、及び現地調達比率・ 地域への貢献度合
------	---

(出所) 現地調査より作成

5. 地域別の治安

日本では、「メキシコ=危険」というイメージが定着している。地域によって差はあるものの、非常に危険な地域も存在するため、十分な注意が必要である。邦人が殺人被害に遭った例は報告されていないが、多くの邦人が居住する連邦区やグアナファト州でも犯罪件数が多い。また、米国国境地域のチワワ州、タマウリパス州、ヌエボ・レオン州の一部の都市は犯罪組織による治安当局への銃撃、麻薬組織の抗争、殺人、強盗などの凶悪犯罪が頻発している。2014年7月末現在、日本外務省は以下のとおり危険情報を報告している。

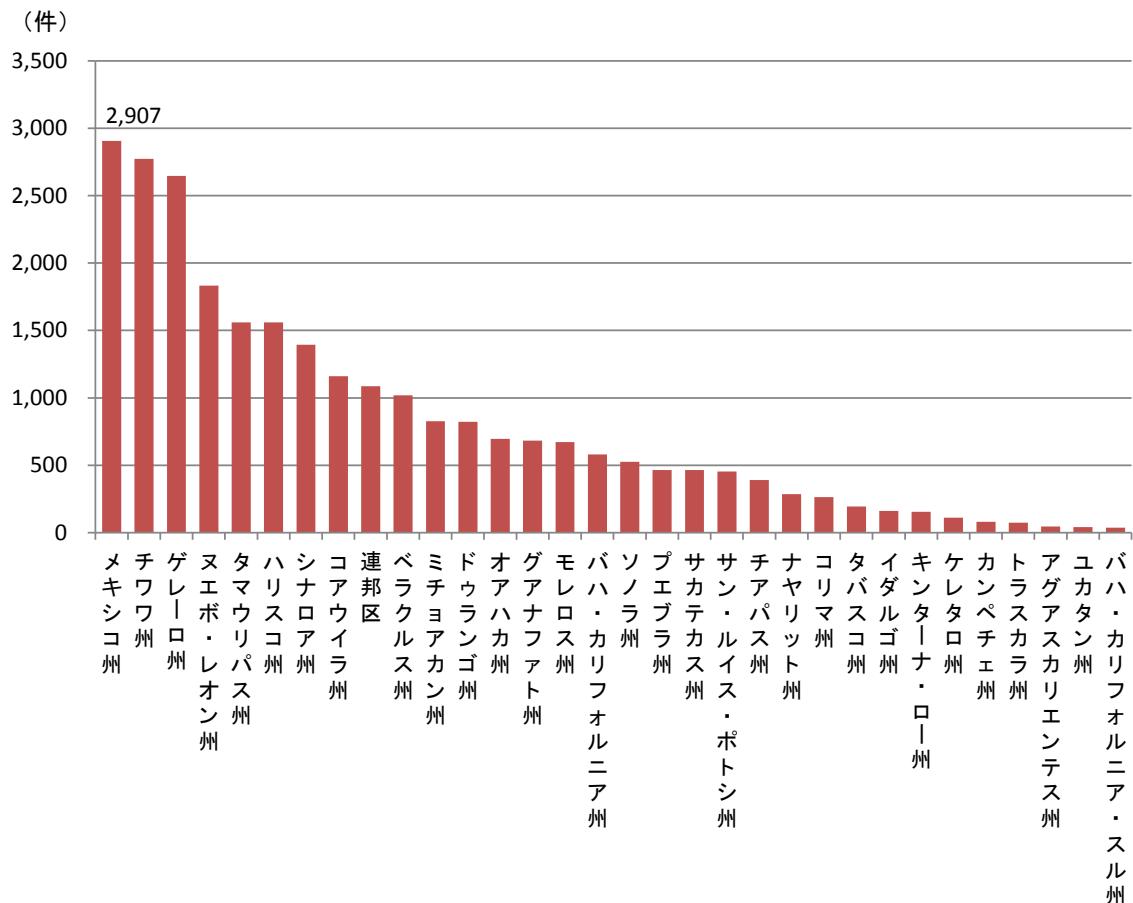
図表 24-8 メキシコに対する渡航情報（危険情報）

危険情報の種類	地域
渡航の是非を検討してください	<ul style="list-style-type: none">・ チワワ州: フアレス市・ タマウリパス州: マタモロス市、レイノサ市、ヌエボ・ラレド市・ ヌエボ・レオン州: アポダカ市、ガルシア市、ヘネラル・エスコベード市、グアダルーペ市、フアレス市、モンテレイ市、サンタ・カタリナ市、サン・ニコラス・デ・ロス・ガルサ市、サン・ペドロ・ガルサ・ガルシア市
十分注意してください	<ul style="list-style-type: none">・ タマウリパス州: マタモロス市、レイノサ市、ヌエボ・ラレド市を除く全域・ チワワ州: チワワ市・ シナロア州: マサトラン市、クリアカン市・ バハ・カリフォルニア州: ティファナ市

	<ul style="list-style-type: none"> チアパス州: クアウテモック市、イダルゴ市、タリスマン町及びそれらの周辺地域 連邦区: クアウテモック区ティピート地域 コアウイラ州: レオン市 ドゥランゴ州: ゴメス・パラシオ市、レルド市 ゲレーロ州: タスコ市、シワタネホ市を除く全域
--	---

(出所) 外務省より作成

図表 24-9 州別の殺人件数 (2012 年)



(出所) INEGI より作成

第25章 メキシコシティ（連邦区）概要

1. 地域概要

(1) 概要

メキシコシティ（連邦区）はメキシコの首都であり、889万人が居住するメキシコ最大の都市である。州には属しておらず、連邦直轄区域となっている。

標高は2,250メートルと高く、周囲を山に囲まれた盆地に位置している。隣接州はモレロス州、メキシコ州である。

政治、行政、司法の機能が集中しているほか、経済・金融の中心地でもある。2013年の対内直接投資額は21,883百万ドルで、国全体の約60%を占めている。

図表 25-1 連邦区の概況⁸²

基本事項	面積	1,485 km ²
	人口	8,886,708人
	労働力人口	4,439,407人
	天候	年平均気温 18.1°C
経済概況	GDP	2,472,925 百万ペソ(メキシコ全体の 16.40%)
	第一次産業	1,183 百万ペソ(メキシコ全体の 0.23%)
	第二次産業	312,328 百万ペソ(メキシコ全体の 5.68%)
	第三次産業	2,159,415 百万ペソ(メキシコ全体の 23.80%)
	対内直接投資額(FDI)	21,882 百万ドル(メキシコ全体の 62.19%)

(出所) ProMéxico、INEGIより作成



⁸² 人口、労働力人口、天候、FDIは2013年の値、GDPは2012年の値。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

多くの外国企業はメキシコ最大の都市メキシコシティに拠点を設置しており、進出企業の業種は多岐にわたる。日系企業も同様で、2013年10月現在、全体の約4分の1を占める172社が進出している。

メキシコシティの人口は889万人だが、近郊都市も含めた都市圏には2,000万人近い人口が居住しており、国内最大の消費市場となっているため（2番目はハリスコ州のグアダラハラ）、小売業、サービス業の企業はまずメキシコシティに進出することが多い。

(3) 投資環境

① インフラ・物流

空港はメキシコシティ国際空港のみである。現在日本との間では、成田空港からの直行便（復路はティファナ経由）が週4便運航している。

市内には12路線の地下鉄、5路線のメトロバス（バス専用レーンを走る路線バス）が運行されており、市民の移動手段として利用されている。貨物用の鉄道はKCSM（カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ）とFerrosur（フェロスール）の2線を利用することができる。

② 労働事情

市内には663校の後期中等教育機関（高等学校等）、471校の高等教育機関（大学等）がある。毎年多数の卒業生が労働市場に供給されるため、他の州よりは大卒レベルの従業員の確保が容易である。また現地調査によれば、メキシコ州のように隣接している州であれば、首都の大学を卒業した人材を確保することも可能とのことであった。

平均労働賃金は日給360.8ペソであり、メキシコ全体の平均270.2ペソよりも100ペソほど高い点に注意が必要である。

③ 生活環境

日本人駐在員はポランコなどの高級住宅街に居住しているケースが多い。日本人の多いエリアには日本食レストランや日本食材を扱う店も点在している。

市内には日本語が通じる病院、歯科医院が数機関存在する⁸³。この他にも多数の医療機関があるが、大半の病院の医療スタッフには英語が通じない。

日本人学校として小学部と中学部のある「日本メキシコ学院」があり、2014年5月末時点で144名の児童・生徒が通学している。

⁸³ 外務省 海外安全ホームページ参照。

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo.asp?id=264#ad-image-0>

図表 25-2 日本メキシコ学院 日本コースの概要

生徒数	小学生 116 名／中学生 28 名
教員	派遣教員 13 名／現地採用教職員 6 名／(その他スタッフ 6 名)
所在地	Camino a Santa Teresa No.1500, Col. Jardines de Pedregal, C.P.01900, Mexico D.F.
Tel	+52-55-5568-5958

(出所) 日本メキシコ学院 日本コース ホームページより作成

市内でもエリアにより治安は異なる。銃による強盗、公共交通機関でのスリ、空港での荷物盗難などの犯罪は多数報告されているため、十分に注意する必要がある。

④ 連邦区のインセンティブ

連邦区で受けることのできるインセンティブは下表のとおり。

図表 25-3 連邦区のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	×	事業計画修正に係る費用の割引	×
新規設立企業の給与税の一時免除	×	新規雇用創出企業の給与税の割引	○
不動産等登録税の免除	×	給与税の一時的割引	×
土地使用許可料の免除	×	固定資産税の割引	○
建設許可料の免除	×	不動産取得税の割引	○
上下水道税の免除	×	建設許可証発行料の割引	○
州税の割引	×	上下水道使用料金の割引	×
不動産等登録税の割引	○	研究開発案件のインセンティブ	○
不動産評価に係る費用の割引	×	都市圏外投資のインセンティブ	×
譲渡税の割引	×	—	—

(出所) ProMéxico より作成

2. 主要工業団地

メキシコシティの主要工業団地には FINSA Iztapalapa があるが、規模は小さい。メキシコシティには販社を置き、生産は他州で行うことが多いため、生産拠点を置く企業は少ない。メキシコシティに隣接するメキシコ州には多数の工業団地があり、日系企業も進出している。

図表 25-4 連邦区の主要工業団地

FINSA Iztapalapa	
運営企業名	FINSA
入居企業数(社)	27
総面積(ha)	35
Website	www.finsa.net
Tel	+52-81- 8152-4200
隣接道路	Avenida Michoacán

(出所) ProMéxico より作成

ひとくちメモ(23): 渋滞に注意

メキシコでは、公共交通機関での移動が安全とは言えない面もあり、多くの駐在員は自動車で移動している。自動車移動で注意が必要なのは朝夕を中心とした激しい渋滞だ。日本であれば、朝は首都圏に向かう道路、夕方は郊外に向かう道路が混雑するが、メキシコシティの場合、都市部を通り抜けて郊外から郊外へ移動する人も多いため、双方向の道路が混雑する。また、今回の現地調査では、デモ隊による突然の道路占拠で夜間に渋滞が発生したこともあった。

旅行代理店やホテルを通じて手配するドライバーは、この渋滞を見越して送迎の時間を決めてくれることが多い。そのため場合によっては想定していた渋滞が起きず、アポイントメントの時間よりもかなり早く目的地に到着してしまうこともある。

メキシコシティは非常にタイムコントロールが難しい都市であり、滞在者は時間に余裕を持った予定を立てることが必須と言える。

【写真説明】 帰宅ラッシュ時の市内(左)、メキシコシティの地下鉄ホーム(右)



(出所)現地調査にて撮影

ひとくちメモ(24): メキシコシティのレンタサイクル

メキシコシティには ECOBICI という有料のレンタサイクルがある。市内にあるステーションで借受け、45 分以内にステーションに返却するルールになっている（借受け場所と返却場所は同一でなくてもよい）。利用には事前登録が必要で、年間利用料は 400 ペソである。割高にはなるが、1 日、1 週間といった短期間プランも存在するため、短期滞在者でも利用することは可能である。既に 3,600 台の自転車が 275 のステーションに配備されているが、ステーション増設が予定されており、ますます便利になることが期待される。

【写真説明】 ECOBICI のステーション



(出所) 現地調査にて撮影

ひとくちメモ(25): ビジネスマンの身だしなみは足元から

メキシコでは革靴を常に綺麗にしておくことがビジネスマンの身だしなみの常識とされている。メキシコには「La elegancia mira en los zapatos(その上品さを見るには靴を見よ)」という言い伝えがあり、高級なスーツで決めていたとしても、靴が汚れていたら全て台無しという意味である。

メキシコシティ等のビジネス街では、可動式の野外靴磨きスタンドを至る所に見つけることができる。値段が15~20ペソと手ごろな価格ということもあって、出勤時には椅子に座って新聞を読むビジネスマンが目立つ。現地企業と商談等をされる際には、足元に要注意である。

【写真説明】メキシコシティ内で見られる靴磨き



(出所)現地調査にて撮影

第26章 グアナファト州概要

1. 地域概要

(1) 概要

グアナファト州はメキシコシティの北西部に位置し、ケレタロ州、ミショアカン州、サン・ルイス・ポトシ州、ハリスコ州に囲まれている。2012年のGDPは588,842百万ペソであり、州別GDPは全国7位である。また、当州への投資額(FDI)は734百万ドルである。

図表 26-1 グアナファト州の概況⁸⁴

基本事項	面積	30,608.44 km ²
	州都	Guanajuato(グアナファト)
	人口	5,738,720人
	労働力人口	2,544,090人
	天候	年平均気温 19.3°C
	地理	メキシコシティから約 284 km
経済概況	州 GDP	588,842 百万ペソ(メキシコ全体の 3.91%)
	第一次産業	23,593 百万ペソ(メキシコ全体の 4.67%)
	第二次産業	233,196 百万ペソ(メキシコ全体の 4.24%)
	第三次産業	332,052 百万ペソ(メキシコ全体の 3.66%)
	対内直接投資額(FDI)	734.0 百万ドル(メキシコ全体の 2.09%)

(出所) ProMéxico、INEGIより作成



⁸⁴ 人口、労働力人口、天候、FDIは2013年の値、GDPは2012年の値。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

古くは農業と畜産が盛んな地域として知られており、現在でも州内 GDP に占める第 1 次産業の比率は 4% と全国平均よりもやや高い。約 20 年前に General Motors がシラオ市に生産拠点を設置したことを契機に工業化が進んだ。

現在の主要産業は自動車産業であり、外資では General Motors、Volks Wagen、日系ではホンダとマツダが生産拠点を設けている。

ホンダとマツダの進出に伴い、近年は日系企業が急増し、2011 年 10 月時点での 14 社だった企業数は 2012 年 10 月に 46 社、2013 年 10 月に 92 社となった。

(3) 投資環境

① インフラ・物流

州内ではシラオ市にあるデル・バヒオ空港が主要空港だが、隣接しているケレタロ州とミチョアカン州の空港へのアクセスも容易である。鉄道は Ferromex (フェロメックス)、KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ) の 2 つの鉄道を利用することができる。最寄りの主要港はマンサニージョ港で、距離は 510 km である。

他州にはない特徴は、州内に州都グアナファト市のほかに、レオン市、シラオ市、イラプアト市、サラマンカ市、セラヤ市といった大規模な都市が複数存在することであり、これらの都市を含め、グアナファト州には人口 10 万人を越える都市が 14 ある。主要都市間は幹線道路で結ばれている。

② 労働事情

グアナファト州の人口は全国で 7 番目に多い。複数の都市圏が存在するため、労働力を確保しやすい環境にあるが、近年自動車関連企業の進出が急増したことにより、以前よりは労働者の確保が難しくなっている。また、進出企業からは、当地域では特にホワイトカラーワークの確保が難しいとの声も挙がっていた。賃金は日給 222.1 ペソであり、メキシコの全国平均 270.2 ペソよりも 50 ペソ程度安い。

州内には後期中等教育機関（高等学校等）が 808 校、高等教育機関が 234 校（大学等）あり、毎年、エンジニアリング系課程の学習者を大学レベルで 5,000 人、高校レベルで 2 万人輩出している。

現地ヒアリングによれば、2007 年以降のストライキ発生回数は合わせて 5 回程度である。

③ 生活環境

日系企業の進出は直近 2~3 年で急増したため、日本人向けの生活インフラは現在発展途上にある。医療機関は 931 機関あり、公立が 705 機関、民間 226 機関である。州内に日本人医師のいる病院はないが、日本語通訳と提携している病院が 5 件存在する。また、これらの病院には英語対応可能な医師もいる。

日本人駐在員の子女の教育機関として、週末補習校があり、2014年8月現在55名が通学している。

図表 26・2 グアナファト補習校の概要

生徒数	66名
教員	—
所在地	C/O Alexander Bain, Enrique Del Moral Domínguez # 335, Colonia Lo de Juárez, Irapuato, Guanajuato C.P. 36630
授業日・授業時間	毎週土曜 10時30分～15時20分
科目	国語、算数、数学

(出所) 在メキシコ日本国大使館より作成

第24章の「3. 地域別の治安」で示した通り、グアナファト州は犯罪発生件数が多い。邦人を巻き込んだ凶悪犯罪は報告されていないが、最近1、2年で治安が悪化していると言われており、十分な注意が必要である。

④ 州政府のインセンティブ

2014年5月時点の州政府のインセンティブについては以下のとおり⁸⁵。

図表 26・3 グアナファト州のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	○	事業計画修正に係る費用の割引	×
新規設立企業の給与税の一時免除	○	新規雇用創出企業の給与税の割引	○
不動産等登録税の免除	×	給与税の一時的割引	×
土地使用許可料の免除	×	固定資産税の割引	×
建設許可料の免除	○	不動産取得税の割引	×
上下水道税の免除	×	建設許可証発行料の割引	○
州税の割引	○	上下水道使用料金の割引	○
不動産等登録税の割引	○	研究開発案件のインセンティブ	○
不動産評価に係る費用の割引	×	都市圏外投資のインセンティブ	○
譲渡税の割引	×	—	—

(出所) ProMéxicoより作成

⁸⁵ インセンティブの内容の詳細については州政府に確認が必要である。

2. 主要工業団地

主要工業都市はセラヤ市、サラマンカ市、イラプアト市、シラオ市、レオン市である。マツダはサラマンカ市、ホンダはセラヤ市、General Motors はシラオ市に拠点を置いている。州内には 24 の工業団地及び工業地域が整備されている。

グアナファト州の工業団地は他州の工業団地と比較して近年整備されたものが多い。特に 2008 年に整備された工業団地である Guanajuato Puerto Interior は、工場エリアのほか税関エリア、物流エリアなどの機能を備えた最新工業団地となっている。

図表 26-4 グアナファト州の主要工業団地

Guanajuato Puerto Interior	
運営企業名	Guanajuato Puerto Interior
入居企業数(社)	80
総面積(ha)	1,000(工業以外のエリアも含む)
Website	http://www.puertointerior.com.mx
Tel	+52-472-103-4400
隣接道路	Plaza de la Paz
Novopark	
運営企業名	Advance Real Estate
入居企業数(社)	22
総面積(ha)	5.1
Website	http://www.advance-realestate.com
Tel	+52-442-427-7200
隣接道路	Avenida México-Japón
Parque Industrial Amistad Bajío	
運営企業名	Amistad Desarrolladores Industriales
入居企業数(社)	11
総面積(ha)	74.8
Website	http://www.amistadmexico.com
Tel	+52-877-772-6363
隣接道路	Boulevard Juan José Torres Landa
Parque Industrial Caral	
運営企業名	CARAL - IN SA DE CV
入居企業数(社)	63
総面積(ha)	12.1

Website	http://www.parqueindustrialcaral.com
Tel	+52-461-176-8544
隣接道路	Carretera Celaya - Salvatierra Km. 12.65
Parque Tecno Industrial Castro del Río	
運営企業名	Marabis Desarrolladora
入居企業数(社)	43
総面積(ha)	444
Website	http:// www.castrodelrio.com.mx
Tel	+52-462-625-0524
隣接道路	Carretera Federal 45, Tramo Irapuato-Silao Km. 125 + 25
VYNMSA Guanajuato Industrial Park	
運営企業名	VYNMSA
入居企業数(社)	0
総面積(ha)	68.3
Website	http:// www.vynmsa.com
Tel	+52-81-8356-7978
隣接道路	Carretera Federal 45

(出所) ProMéxico より作成

ひとくちメモ(26): グアナファト州の治安悪化に注意

現地ヒアリング調査によれば、グアナファト州では近年、車の中に置いた荷物をとられる車上荒らしや車強盗が急増している。海外生活に慣れていない日本人駐在員が急増し、「駐車中は荷物を座席ではなくトランクに入れる」、「夜間に一人で行動しない」など、基本的な防犯対策が十分にできていない人が増えたことが、犯罪を誘発しているのではないかとの見方もある。グアナファト州はメキシコシティや北部の各州に比べると穏やかな雰囲気を持つ州だが、気を緩めず駐在生活を送ることが必要である。

第27章 アグアスカリエンテス州概要

1. 地域概要

(1) 概要

アグアスカリエンテス州はメキシコの中西部に位置し、サカテカス州とハリスコ州に囲まれている。面積は全国で4番目に小さく、人口も6番目に少ない。州の規模は小さいものの、外国からの投資が多く、2013年の対内直接投資額(FDI)は665.9百万ドルであり、全国で9番目に投資の多い州となった。

図表 27-1 アグアスカリエンテス州の概況⁸⁶

基本事項	面積	5,617 km ²
	州都	Aguascalientes(アグアスカリエンテス)
	人口	1,259,089 人
	労働力人口	542,424 人
	天候	年平均気温 18.1°C
	地理	メキシコシティから約 427 km
経済概況	州 GDP	162,722 百万ペソ(メキシコ全体の 1.08%)
	第一次産業	7,445 百万ペソ(メキシコ全体の 1.47%)
	第二次産業	70,699 百万ペソ(メキシコ全体の 1.29%)
	第三次産業	84,578 百万ペソ(メキシコ全体の 0.93%)
	対内直接投資額(FDI)	665.9 百万ドル(メキシコ全体の 1.08%)

(出所) ProMéxico、INEGI より作成



⁸⁶ 人口、労働力人口、天候、FDI は 2013 年の値、GDP は 2012 年の値。

またアグアスカリエンテス州は 1999 年から 2013 年までの 15 年間で最も日系企業による投資額の多い州である。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

アグアスカリエンテス州では、国内生産・販売シェア第 1 位を誇る日産自動車が 1983 年から操業している。2013 年には 20 億ドルの投資により、第 3 工場が稼動を開始した。これに合わせ、自動車部品メーカーの進出が相次ぎ、2011 年時点では 25 社だったアグアスカリエンテス州の日系企業は、2013 年 10 月時点で 52 社まで増加した。

日産自動車が古くから進出していることから、進出している日系企業は大半が自動車部品製造企業であるが、外資企業ではコカ・コーラ、Fedex、Unilever などが進出している。

(3) 投資環境

① インフラ・物流

アグアスカリエンテスにはアグアスカリエンテス国際空港があり、国内主要都市の他、ロサンゼルスやヒューストンといった米国的主要都市への定期便が運航されている。

また、Ferromex (フェロメックス)、KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ) の 2 つの鉄道を利用することができます。

② 労働事情

当州にはメキシコ労働者地域連合 (CROM)、労働者農民革命連合 (CROC)、比較的稳健とされるメキシコ労働者連盟 (CTM) の 3 つが存在する。当州は、企業と労働組合、州政府の関係が良好であり、45 年間にわたり労働争議は起きていない。

後期中等期間 (高等学校など) は 180 校、高等教育機関 (大学など) は 46 校存在し、毎年 2 万人の卒業生を輩出している。政府、企業、教育機関が協力して人材育成に取り組んでおり、在学中の企業研修などを積極的に行っている。大学の専攻別入学者割合は社会科学・経営・法律 39%、エンジニアリング 29% となっており、ホワイトカラー従業員候補が多く育成されている。

人口は少ないものの、他州から職を求めて流入する人も多く、人材不足は起きていない。労働賃金は、2013 年時点で日給 231.0 ペソであり、メキシコ全国の平均日給 270.2 ペソよりも低い。

③ 生活環境

アグアスカリエンテス州には在墨邦人のおよそ 9% にあたる 719 人 (登録ベース) の日本人が居住しており、日本人学校、日本語が通じる病院がそれぞれ 1 機関ずつ存在する (病院の総数は公立 133 機関、民間 18 機関)。日本人学校は日本の文部科学省にも認定されたカリキュラムを使用しており、生徒数は 2013 年時点で 86 名となっている。

図表 27-2 アグアスカリエンテス日本人学校の概要

生徒数	小学生 65 名／中学生 21 名
教員	教職員 12 名
所在地	Avenida del Lago 161, Jardines del Parque, Aguascalientes, Aguascalientes, C.P.20276,
Tel	+52-449-913-3959

(出所) 在メキシコ日本国大使館より作成

アグアスカリエンテス州は犯罪の多いメキシコの中で、比較的安全とされており、殺人事件発生件数は国内で 3 番目に少ない。

④ 州政府のインセンティブ

また、2014 年 5 月時点の州政府のインセンティブについては下表のとおりである⁸⁷。

図表 27-3 アグアスカリエンテス州のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	×	事業計画修正に係る費用の割引	×
新規設立企業の給与税の一時免除	○	新規雇用創出企業の給与税の割引	○
不動産等登録税の免除	○	給与税の一時的割引	○
土地使用許可料の免除	○	固定資産税の割引	○
建設許可料の免除	○	不動産取得税の割引	○
上下水道税の免除	○	建設許可証発行料の割引	○
州税の割引	○	上下水道使用料金の割引	○
不動産等登録税の割引	×	研究開発案件のインセンティブ	×
不動産評価に係る費用の割引	×	都市圏外投資のインセンティブ	○
譲渡税の割引	×	—	—

(出所) ProMéxico より作成

⁸⁷ インセンティブの内容の詳細については州政府に確認が必要である。

2. 主要工業団地

当州には7件の工業団地があり、基本的にインフラは良く整備されている。

図表 27-4 アグアスカリエンテス州の主要工業団地

PISF (Parque Industrial San Francisco) IV	
運営企業名	GP Desarrollos
入居企業数(社)	4
総面積(ha)	122
Website	http://www.grupogp.com.mx
Tel	+52-81-8150-3900
隣接道路	Carretera Federal No. 45, Km. 18
PILA (Parque Industrial De Logistica Automotriz)	
運営企業名	Fideicomiso Deasarrollos Industrials de Aguascalientes
入居企業数(社)	10
総面積(ha)	106
Website	http://www.parquesindustrialesags.org/
Tel	+52-449-910-2611
隣接道路	Carretera No.2 estatal Km.4 Blvd al Aeropuerto

(出所) ProMéxico より作成

ひとくちメモ(27): アグアスカリエンテス州の生活環境

アグアスカリエンテス州は、日産自動車とその関係企業が古くから進出していることから、多くの日本人駐在者が生活している。そのため日本人向けのインフラも比較的整っており、日本人学校、日本語の通じる病院、数件の日本食レストランが存在し、日本人駐在員とその家族の生活の支えになっている。

また、他州に比べて治安が良いことも日本人には重要なポイントである。州政府は、メキシコにおいて「治安の良さ」は外国企業を誘致するために非常に重要な要素と考えているため、州警察と協力し、州境における車両検査や州内のパトロール強化といった治安向上への取り組みを続けている。

同州は気候も温暖で、大都市にも近い。日本と同じというわけにはいかないものの、快適な生活ができる都市のひとつと言えそうだ。

第28章 ケレタロ州概要

1. 地域概要

(1) 概要

ケレタロ州はメキシコのほぼ中央に位置し、メキシコシティ近郊の地域である。当州の2012年のGDPは302,609百万ペソとメキシコ全体の2.01%を占めている。また、当州への投資額(FDI)は578.7百万ドルであり、メキシコ全体の1.64%である(図表28-1参照)。

図表 28-1 ケレタロ州の概況⁸⁸

基本事項	面積	11,683.80 km ²
州都	Santiago de Querétaro(サンチャゴ・デ・ケレタロ)	
人口	1,955,501人	
労働力人口	766,089人	
天候	年平均気温 19.4°C	
地理	メキシコシティから約 184 km	
経済概況	州 GDP	302,609 百万ペソ(メキシコ全体の 2.01%)
	第一次産業	7,653 百万ペソ(メキシコ全体の 1.51%)
	第二次産業	130,691 百万ペソ(メキシコ全体の 2.38%)
	第三次産業	164,265 百万ペソ(メキシコ全体の 1.81%)
	対内直接投資額(FDI)	578.7 百万ドル(メキシコ全体の 1.64%)

(出所) ProMéxico、INEGIより作成



⁸⁸ 人口、労働力人口、FDIは2013年の値、GDPは2012年の値。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

当州の主要産業は、自動車産業、航空宇宙産業である。自動車産業には、Irizar や Man Ferrostaal などの組立工場に加え、自動車部品メーカーが約 200 社集積している。

航空宇宙産業の分野では、メキシコで最も重要な航空宇宙クラスターを形成しつつあり⁸⁹、州内にはカナダの Bombardier やフランスの Safran グループなどが進出している。また、メキシコ初の航空宇宙大学であるケレタロ国立航空大学 (UNAQ) は 2009 年 3 月に連邦政府と州政府が 50%ずつ出資して設立され、産官学が連携して航空機産業の育成を行っている。これらを理由に当州には外国企業をはじめとする航空機関連企業の進出が進んでいる。上記の他、General Electric、Samsung などの 20 社以上の家電企業も当州に集積している。

2013 年 10 月時点で当州に進出している日系企業は 28 社であり、前年に比べて 14 社増加している。

(3) 投資環境

① インフラ・物流

当州の空港はケレタロ国際空港の 1 港のみである。鉄道は 476km 敷設されており、州内には 309 のホテルがある。ケレタロ州からメキシコ国内の主要港、主要都市までの距離及び所要時間は図表 28-2 のとおり。

図表 28-2 ケレタロ州から主要港、及びメキシコシティまでの距離及び所要時間

主要港等	距離(km)	所用時間 ⁹⁰
Veracruz 港(ペラカルス州)	約 631	約 7 時間
Tampico 港(タマウリパス州)	約 616	約 7 時間
Altamira 港(タマウリパス州)	約 629	約 7 時間
Nuevo Laredo 港(タマウリパス州)	約 912	約 9 時間
Ciudad Jarez 港(チワワ州)	約 1,577	約 18 時間
Mexicali 港(バハ・カリフォルニア州)	約 1,590	約 24 時間
Manzanillo 港(コリマ州)	約 649	約 7.5 時間
Lazaro Cardenas 港(ミチョアカン州)	約 534	約 6.5 時間
Mexico City 港	約 222	約 3 時間

(出所) 日本産業機械工業会より作成

⁸⁹ フランスのトゥールーズ、米国カンザス州のウィチタ、米国ワシントン州のシアトル、カナダのモントリオールなどの海外の航空機産業クラスターをモデルにメキシコにおける同クラスターの形成を目指している。

⁹⁰ 車での所要時間を記載。

② 労働事情

他州に比べて、当州の労働者は能力が高く、離職率が低い点（特に製造業）が特徴である。当州の主要な労働組合にはメキシコ労働者連盟（CTM）、ケレタロ州労働者連盟（FTEQ）、労働者農民革命連合（CROC）があり、州政府、組合、従業員の関係は良好である。ストライキを含む労働問題は2008年から2012年までの間に4件程度であり、深刻な問題は起きていない。

当州の労働賃金は、2013年時点での日給307.4ペソであり、メキシコ全国の平均日給270.2ペソよりも高い。

③ 生活環境

州内の後期中等教育機関（高等学校など）は231校、高等教育機関（大学など）は86校ある。先にも示したように、メキシコ初の航空宇宙大学であるケレタロ国立航空宇宙大学（UNAQ）もある。日本人学校はない。

州内の医療機関は381機関あり、メキシコ全体の約1.5%に相当する。うち、公立病院は307、民間病院は74機関ある。なお、当州には日本語で受診可能な医療機関は存在せず、日本人駐在員等は英語の通じる比較的大きな病院に行くようである。

州内の治安状況は「第24章 地域別の概要」に示した通り、他州に比べて犯罪の少ない治安のよい地域である。

④ 州政府のインセンティブ

2014年5月時点の州政府のインセンティブについては以下のとおり⁹¹。

図表 28-3 ケレタロ州のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	×	事業計画修正に係る費用の割引	×
新規設立企業の給与税の一時免除	×	新規雇用創出企業の給与税の割引	×
不動産等登録税の免除	×	給与税の一時的割引	×
土地使用許可料の免除	×	固定資産税の割引	×
建設許可料の免除	×	不動産取得税の割引	×
上下水道税の免除	×	建設許可証発行料の割引	×
州税の割引	×	上下水道使用料金の割引	×
不動産等登録税の割引	×	研究開発案件のインセンティブ	×
不動産評価に係る費用の割引	×	都市圏外投資のインセンティブ	×
譲渡税の割引	○	—	—

（出所）ProMéxicoより作成

⁹¹ インセンティブの内容の詳細については州政府に確認が必要である。

2. 主要工業団地

当州における工業都市は、ケレタロ市、エル・マルケス市、サン・ファン・デル・リオ市の3都市である。昔から自動車部品工業州として発展しており、特に、サン・ファン・デル・リオ市及びケレタロ市に自動車部品工業が集中している。

当州には19の工業団地があり、インフラは一通り整備されている。電力は連邦電力委員会（CFE）、水道は州水道委員会（CEA）、天然ガスは民間セクターから供給されている。

図表 28-4 ケレタロ州の主要工業団地

FINSA Querétaro	
運営企業名	FINSA
入居企業数(社)	26
総面積(ha)	100.66
Website	http://www.finsa.net
Tel	+52-81-8152-4200
隣接道路	Avenida de los Arcos No. 1
FINSA Querétaro II	
運営企業名	FINSA
入居企業数(社)	1
総面積(ha)	27.9
Website	http://www.finsa.net
Tel	+52-81-8152-4200
隣接道路	Carretera Estatal 100 Km 5.4
Parque Industrial AeroTech	
運営企業名	Parque Industrial AeroTech
入居企業数(社)	3
総面積(ha)	84
Website	http://www.aerotechindustrialpark.com
Tel	+52-442-211-2900
隣接道路	Carretera Estatal 200 Querétaro-Tequisquiapan Km. 24 +
Parque Industrial O'Donnell Aeropuerto Internacional Querétaro	
運営企業名	O'Donnell
入居企業数(社)	3
総面積(ha)	70
Website	http://www.odonnell.com.mx

Tel	+52-55-5281-3600
隣接道路	Carretera Chichimequillas Km. 4.5
Parque Industrial Querétaro	
運営企業名	O'Donnell
入居企業数(社)	123
総面積(ha)	600
Website	http://www.piq.com.mx
Tel	+52-442-215-9850
隣接道路	Avenida La Montaña
Parque Tecnológico Innovación Querétaro	
運営企業名	TAYCO
入居企業数(社)	22
総面積(ha)	140
Website	http://www.tayco.com.mx
Tel	+52-442-182-2874
隣接道路	Lateral Carretera Estatal 431 Km. 2.200

(出所) ProMéxico より作成

第29章 サン・ルイス・ポトシ州概要

1. 地域概要

(1) 概要

サン・ルイス・ポトシ州は中央より北に位置するメキシコシティ近郊の地域である。当州の2012年のGDPは294,953百万ペソとメキシコ全体の1.96%を占めている。また、当州への投資額(FDI)は509.4百万ドルであり、メキシコ全体の1.45%である(図表29-1参照)。

図表 29-1 サン・ルイス・ポトシ州の概況⁹²

基本事項	面積	60,982.75 km ²
	州都	San Luis Potosí(サン・ルイス・ポトシ)
	人口	2,712,062人
	労働力人口	1,156,285人
	天候	年平均気温 23.1°C
	地理	メキシコシティから約359km
経済概況	州GDP	294,953百万ペソ(メキシコ全体の1.96%)
	第一次産業	9,946百万ペソ(メキシコ全体の1.97%)
	第二次産業	133,050百万ペソ(メキシコ全体の2.42%)
	第三次産業	151,956百万ペソ(メキシコ全体の1.67%)
	対内直接投資額(FDI)	509.4百万ドル(メキシコ全体の1.45%)

(出所) ProMéxico、INEGIより作成



⁹² 人口、労働力人口、天候、FDIは2013年の値、GDPは2012年の値。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

当州はマテワラ市を中心とした鉱山の町として発展してきたことから、他の州と比べて工業化が遅れている。そのため、州政府は積極的に企業を誘致している。

サン・ルイス・ポトシ市は NAFTA 街道と呼ばれる国道 57 号線上に位置し、マンサニージョ港やラサロ・カルデナス港等の国内主要港へのアクセスも良いことから、産業・ロジスティクスの要所となっている。州政府が金属機械工業、自動車部品工業の振興に力を入れていることから、近年、多くの工業団地が建設されている。

2013 年 10 月時点で当州に進出している日系企業は 21 社であり、前年に比べて 16 社増加している。

(3) 投資環境

① インフラ・物流

メキシコ市、ケレタロ市、サン・ルイス・ポトシ市は NAFTA 街道と呼ばれる国道 57 号線上にあり、幹線道路及び鉄道網が集中している地域である。また、米国との国境及び国内主要港（マンサニージョ港、ラサロ・カルデナス港、アルタミラ港、及びベラクルス港）まで 800km 以内の距離にある。

② 労働事情

鉱山の町として発展してきた背景から、古くから根付く誠実な労働文化があり、労働意欲が高いと言われている。その一方、工業化が遅れていることから、外資系企業や工業的な文化に慣れていない面も持つ。

労使関係は柔軟かつ協調的である。企業は操業開始前に各労働組合の組合長と面接を行って組合を決定し、合意書を取り交わす必要がある。

州政府は教育に力を注いでおり、直接工でも技術高校を卒業しているのが一般的である。総じて、高くなない賃金で質の良い労働力を多く確保できることが当州の特徴である。

当州の労働賃金は、2013 年時点で日給 243.2 ペソであり、メキシコ全国の平均日給 270.2 ペソよりも低い⁹³。

③ 生活環境

州内の後期中等教育機関（高等学校など）は 460 校あり、高等教育機関（大学など）は 92 校ある。日本人学校はまだない。

州内の医療機関は 679 機関あり、メキシコ全体の約 2.7% に相当する。うち、公立病院は 634 機関、民間病院は 45 機関ある。当州には日本語で受診可能な医療機関は存在せず、日本人駐在員等は英語の通じる比較的大きな病院に行くようである。

⁹³ The Secretariat of Labor and Social Welfare (STPS), 2014.

州内の治安状況は第24章地域別の概要に示した通り、他州に比べて犯罪の少ない治安のよい地域である。

④ 州政府のインセンティブ

2014年5月時点の州政府のインセンティブについては以下のとおり⁹⁴。

図表 29-2 サン・ルイス・ポトシ州のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	×	事業計画修正に係る費用の割引	×
新規設立企業の給与税の一時免除	○	新規雇用創出企業の給与税の割引	○
不動産等登録税の免除	×	給与税の一時的割引	×
土地使用許可料の免除	×	固定資産税の割引	○
建設許可料の免除	×	不動産取得税の割引	○
上下水道税の免除	×	建設許可証発行料の割引	○
州税の割引	×	上下水道使用料金の割引	×
不動産等登録税の割引	×	研究開発案件のインセンティブ	○
不動産評価に係る費用の割引	×	都市圏外投資のインセンティブ	○
譲渡税の割引	○	—	—

(出所) ProMéxico より作成

2. 主要工業団地

2014年8月時点、サン・ルイス・ポトシ市内の工業団地数は5つである。工業化が遅れていたことから、州政府を中心に企業誘致を積極的に行っており、近年、多くの工業団地の建設が行われている。

図表 29-3 サン・ルイス・ポトシ州の主要工業団地

Parque Industrial Logistik	
運営企業名	Logistik
入居企業数(社)	36
総面積(ha)	2,000
Website	http://www.logistik.mx
Tel	+52-444-144 0800
隣接道路	Terminal

⁹⁴ インセンティブの内容の詳細については州政府に確認が必要である。

Parque Industrial Millennium	
運営企業名	FINSA
入居企業数(社)	24
総面積(ha)	100.5
Website	http://www.argogrupe.com
Tel	+52-444-804-4100
隣接道路	Avenida CFE
WTC Industrial	
運営企業名	Vesta
入居企業数(社)	27
総面積(ha)	700
Website	http://www.wtcindustrial.mx
Tel	+52-444-161-5010
隣接道路	Avenida Central, Eje 140

(出所) ProMéxico より作成

第30章 モンテレイ市（ヌエボ・レオン州）概要

1. 地域概要

(1) 概要

ヌエボ・レオン州はメキシコ北東部に位置し、州都モンテレイは当州の中心に位置する。当州の2012年のGDPは1,079,021百万ペソとメキシコ全体の7.16%を占めている。また、当州への投資額(FDI)は524.8百万ドルであり、メキシコ全体の1.49%である(図表30-1参照)。

図表 30-1 ヌエボ・レオン州の概況⁹⁵

基本事項	面積	64,220.15 km ²
	州都	Monterrey(モンテレイ)
	人口	4,968,502人
	労働力人口	2,304,986人
	天候	年平均気温 22°C
	地理	メキシコシティからモンテレイまで約691km
経済概況	州 GDP	1,079,021百万ペソ(メキシコ全体の7.16%)
	第一次産業	6,579百万ペソ(メキシコ全体の1.30%)
	第二次産業	424,584百万ペソ(メキシコ全体の7.72%)
	第三次産業	647,859百万ペソ(メキシコ全体の7.14%)
	対内直接投資額(FDI)	524.8百万ドル(メキシコ全体の1.49%)

(出所) ProMéxico、INEGIより作成



⁹⁵ 人口、労働力人口、天候、FDIは2013年の値、GDPは2012年の値。

(2) 主要産業及び進出日系企業数

当州は州都モンテレイ市を中心に発展してきた。モンテレイ市は鉄鋼の ALFA、飲料の FEMSAなどを経営するガルサ・サダ家に代表される財閥グループを中心として発展してきた都市であり、メキシコでは 3 番目に大きい工業都市である。モンテレイ市を含む周辺 8 都市⁹⁶は総称して「グレーターモンテレイ」と呼ばれており、これら 8 都市に当州の工業が集積している。

当州は米国に近いという地の利からマキラドーラの恩恵を享受するため、日系企業を含む外資系企業が多く進出してきた。2013 年 10 月時点で当州に進出している日系企業は 76 社であり、前年に比べて 9 社増加している。

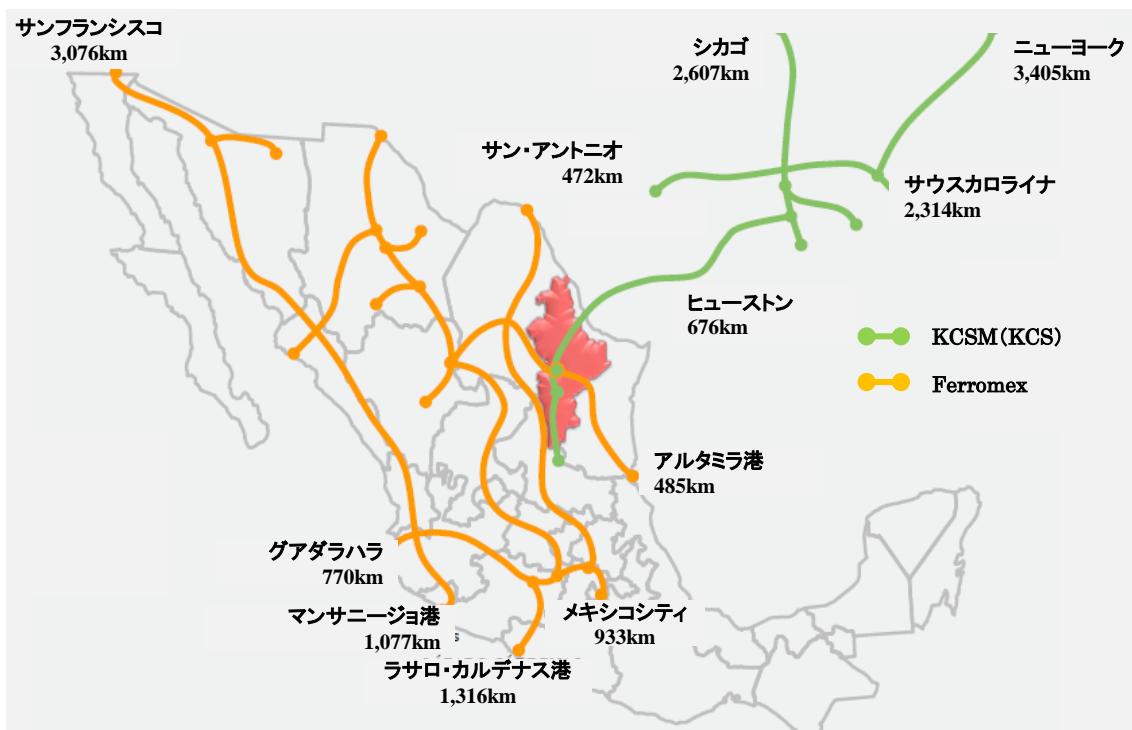
(3) 投資環境

① インフラ・物流

モンテレイ市はメキシコシティからアメリカ国境の町ヌエボ・ラレドまで南北に通る高速道路 (Autopista Interoceánica) と太平洋側岸のマサトラン市からメキシコ湾岸のマタモラスまで通る高速道路 (Carretera Nacional) が交差する地点にある。また、高速道路と同様に、鉄道網も米国まで伸びている KCSM (カンザス・シティ・サザン・ド・メキシコ) とメキシコ国内の Ferromex (フェロメックス) が交差していることもあり、物流上、優れた地域である (図表 30-2 参照)。

⁹⁶ Sta.Catarina (サンタ・カタリナ市)、San pedro Garza Garcia (サン・ペドロ・ガルサ・ガルシア市)、San nicolas (サン・ニコラス市)、Guadalupe (グアダルーペ市)、Apodaca (アポダカ市)、Escobedo (エスコベド市)、Cienega de flores (シエネガ・デ・フローレス)、Monterrey (モンテレイ市) の 8 都市。

図表 30-2 ヌエボ・レオン州の鉄道網



(出所) Nuevo León Unidos より作成

モンテレイ市にはモンテレイ・マリアーノ・エスコベード国際空港とデル・ノルテ国際空港⁹⁷の2港があり、主要空港であるモンテレイ・マリアーノ・エスコベード国際空港は各國の主要都市と結ばれている。

② 労働事情

米国に近いことから、他州に比べて英語を理解できる人の比率が高く、人材の教育レベルが高い。州内にあるモンテレイ工科大学はMBAコースを設けているなど、中南米で最も充実したプログラムを有する総合大学として知られている。

当州には230万人と労働人口が多いにもかかわらず、直近15年間はストライキが一切発生しておらず、労使関係は良好である。但し、近年の産業発展に伴って労働賃金も上昇しており、当州の労働賃金は2013年時点での日給305.6ペソで、メキシコ全国の平均日給270.2ペソよりも高い⁹⁸。

⁹⁷ モンテレイの郊外アポダカにあり、主にプライベートジェットと訓練用に使われている空港。

⁹⁸ The Secretariat of Labor and Social Welfare (STPS), 2014.

③ 生活環境

州内の後期中等教育機関（高等学校など）は 504 校あり、高等教育機関（大学など）は 232 校ある。日本人学校は存在しないが、補習授業校がモンテレイ市内にある（図表 25-2 参照）。

図表 30-3 モンテレイ 日本語補習校の概要

生徒数	小学生 20 名／中学生 11 名
教員	現地採用教職員 9 名
所在地	Blvd. Parque Industrial Monterrey #502, Parque Industrial Monterrey, C.P. 66600, Apodaca, N.L.
Tel	+52-81-8156-7000
授業日・授業時間	毎週土曜 8 時 45 分～12 時 30 分
科目	国語、算数、数学

(出所) 在メキシコ日本国大使館より作成

州内の医療機関は 682 機関あり、メキシコ全体の約 2.7%に相当する。うち、公立病院は 615 機関、民間病院は 67 機関ある。当州には日本語で受診可能な医療機関は存在せず、日本人駐在員等は英語の通じる比較的大きな病院に行くようである。

州内の治安状況は第 24 章地域別の概要に示した通り、他州に比べて必ずしも治安がよいとは言えない地域である。

④ 州政府のインセンティブ

州政府はイノベーションを起こすような企業の誘致に積極的であり、当州に進出しているサプライヤーを集め、交流させる場づくり（プラットフォーム）に注力している。また、産業を育成し、その育成された産業の中で教育が行われ、物流網やインフラが整備されて次の産業育成につながる、といった好循環を生むような仕掛けづくりにも注力している。実際、裾野産業の育成では JICA の協力を受けて、サプライヤー企業の技術力向上プロジェクトを実施しており、進出している日系企業からの評価も高いという。

2014 年 5 月時点の州政府のインセンティブについては図表 30-4 のとおりである⁹⁹。

図表 30-4 ヌエボ・レオン州のインセンティブ

項目	適用可否	項目	適用可否
州税の一時免除	○	事業計画修正に係る費用の割引	○
新規設立企業の給与税の一時免除	○	新規雇用創出企業の給与税の割引	○
不動産等登録税の免除	○	給与税の一時的割引	○

⁹⁹ インセンティブの内容の詳細については州政府に確認が必要である。

土地使用許可料の免除	○	固定資産税の割引	○
建設許可料の免除	○	不動産取得税の割引	○
上下水道税の免除	○	建設許可証発行料の割引	○
州税の割引	○	上下水道使用料金の割引	○
不動産等登録税の割引	○	研究開発案件のインセンティブ	○
不動産評価に係る費用の割引	○	都市圏外投資のインセンティブ	○
譲渡税の割引	○	—	—

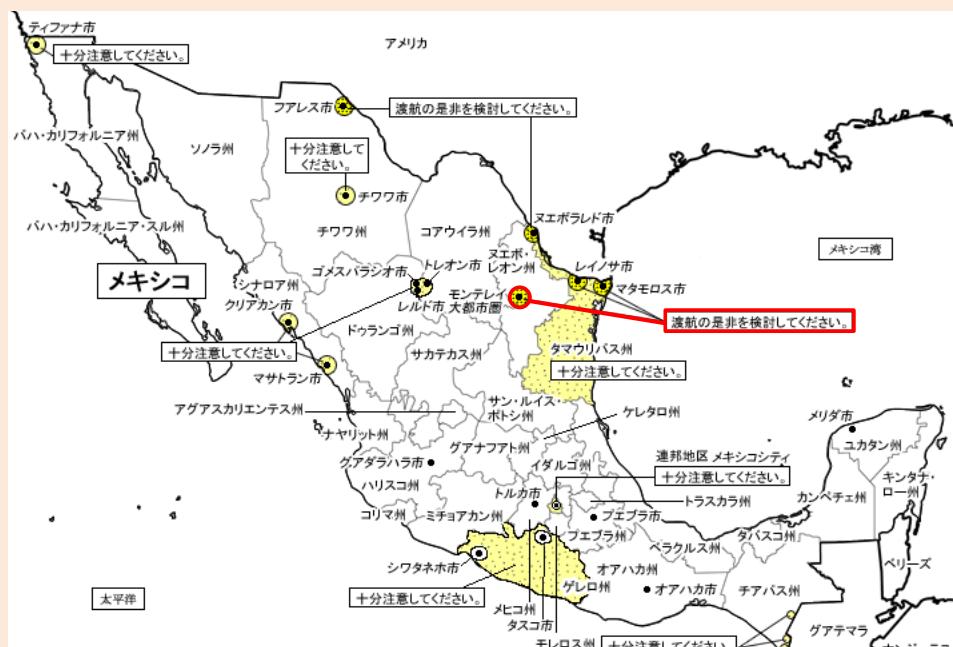
(出所) ProMéxico より作成

ひとくちメモ(28): 治安に注意

ヌエボ・レオン州のモンテレイ近郊における月平均の殺人件数が 2011 年 120 件、2012 年 93 件、2013 年 64 件と以前に比べて大幅な改善が見られており、治安は徐々に改善の方向に向かっている。但し、モンテレイ市から米国国境付近の幹線道路一帯においては麻薬組織間の抗争や麻薬組織による道路封鎖、治安当局と麻薬組織の銃撃戦、強盗事件が多発しているため、州全体でみれば治安はまだ改善されていない状況にある。

当州へ進出している日系企業の多くは、米国国境付近に近づくことを禁じており、居住地もモンテレイ市から西に 10km ほど離れたサン・ペドロ地区と呼ばれる高級住宅街を選ぶケースが多い。モンテレイ市近郊の治安は改善傾向にあるものの、当州でビジネスを行う上では注意が必要である。

図表 30-5 メキシコにおける治安状況



(出所)外務省

2. 主要工業団地

産業振興に伴い、当州には 100 以上の工業団地が設立されており、州政府も企業を積極的に誘致している。以下は、当州における主要工業団地の概要である。

図表 30-6 ヌエボ・レオン州の主要工業団地

Interpuerto Monterrey	
運営企業名	Interpuerto Monterrey
運営主体	民間
入居企業数(社)	2
総面積(ha)	1,350
Website	http://www.interpuertomty.com
Tel	+52-81-1477-9024/25
隣接道路	Carretera Monterrey - Colombia Km. 16.5
FINSA Guadalupe	
運営企業名	FINSA
運営主体	民間
入居企業数(社)	14
総面積(ha)	140
Website	http://www.finsa.net
Tel	+52-81-8152-4200
隣接道路	Carretera Villa de Juárez Km 5.4
FINSA Monterrey	
運営企業名	FINSA
運営主体	民間
入居企業数(社)	22
総面積(ha)	700
Website	http://www.finsa.net
Tel	+52-81-8152-4200
隣接道路	Boulevard Interamerican
FINSA Santa Catarina	
運営企業名	FINSA
運営主体	民間
入居企業数(社)	1
総面積(ha)	108.3

Website	http://www.finsa.net
Tel	+52-81-8152-4200
隣接道路	Carretera Monterrey - Garcia Km. 3
Prologis Park Agua Fria	
運営企業名	Prologis
運営主体	民間
入居企業数(社)	8
総面積(ha)	44.5
Website	http://www.prologis.com
Tel	+52-81-8004-8001
隣接道路	Carretera a Agua Fria
Prologis Park Apodaca	
運営企業名	Prologis
運営主体	民間
入居企業数(社)	9
総面積(ha)	102.8
Website	http://www.prologis.com
Tel	+52-81-8004-8001
隣接道路	Carretera Miguel Aleman Km. 21
Apodaca Technology Park	
運営企業名	Corporate Properties
運営主体	民間
入居企業数(社)	6
総面積(ha)	41.8
Website	http://www.cpamericas.com
Tel	+52-81-5000-5000
隣接道路	Carretera a Agua Fría Km 0.45

(出所) ProMéxico より作成

卷末資料

巻末資料 I　日本国内の相談窓口

名称	所在地	Tel/ Fax/ Website/ Email
在日メキシコ合衆国大使館 (Embajada de México en Japón)	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-15-1	Tel: 03-3581-1131 Fax: 03-3581-4058 Website: http://embamex.sre.gob.mx/japon/
メキシコ経済省駐日代表部	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-15-2 在日メキシコ大使館 別館 3 階	Tel: 03-3506-6681 Fax: 03-3506-6722 Website: http://www.mexicotradeandinvestment.com/index_ja.html
プロメヒコ日本 メキシコ大使館 商務部 (ProMéxico JAPAN, Trade Commission of Mexico)	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-15-2 在日メキシコ合衆国 大使館内	Tel: 03-3580-0811 Fax: 03-3580-9204 Website: http://embamex.sre.gob.mx/japon/ http://www.promexico.gob.mx/
日本貿易振興機構 (JETRO)貿易投資相談窓口	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合案内 6 階)	Tel: 03-3582-5511 (総合案内) , 03-3582-5651 (東京・貿易投資相談) 06-4705-8606 (大阪本部・貿易投資相談) Website: http://www.jetro.go.jp/services/device/

卷末資料Ⅱ メキシコ国内の相談窓口

1. 外国投資主要行政機関（投資申請手続窓口、投資関連情報収集先）

名称	所在地	Tel/ Fax / E-mail/ Website
メキシコ貿易投資促進機関 (ProMéxico)	Camino a Santa Teresa No. 1679, Col. Jardines del Pedregal, Del. Álvaro Obregón, CP 01900, México, D.F.	Tel:+52-55-5447-7070 Website: http://www.promexico.gob.mx/

2. 主要業界団体

名称	所在地	Tel/ Fax / E-mail/ Website
日墨協会 (ASOCIACIÓN MEXICO JAPONESA,A.C)	Calle Fujiyama N.144, Col. Las Águilas, México, D.F.	Tel:+52-55-5651-9382 +52-55-5593-1444 Fax:+52-55-5664-1500 E-mail: kaikan@prodigy.net.mx Website: http://www.kaikan.com.mx/
メキシコ航空宇宙工業連合会 (FEMIA: Federación Mexicana de la Industria Aeroespacial)	Dirección: Montecito # 38, piso 24, oficina 24, Torre WTC Ciudad de México, Col. Nápoles, Delegación Benito Juaréz, CP 03810, México, D.F.	Tel:+52-55-9000-7379 Website: http://www.femia.org.mx/index.php
メキシコ自動車工業会 (AMIA: Asociación Mexicana de la Industria Automotriz, A.C.)	Ensenada #90 Col. Condesa, CP 06100, México, D.F.	Tel:+52-55-5272-1144 E-mail: amia@amia.com.mx Website: http://www.amia.com.mx/index.html
メキシコ自動車部品工業会 (INA: Industria Nacional de Autopartes, A.C.)	A.V. Colonia del Valle No. 607 Col. del Valle, CP 03100, México, D.F.	Tel:+52-55-5682-5862 Website: http://www.ina.com.mx/

3. 州政府の投資促進所管部局等

名称	所在地	Tel/ Fax / E-mail/ Website
Secretaría de Desarrollo Económico (アグアスカリエンテス州投資所管部)	Av. Universidad No. 1001 Edificio Torre Plaza Bosques Piso 8 Bosques Del Prado CP 20127, Aguascalientes, Ags	Tel:+52-449-910-2611 Website: http://www.aguascalientes.gob.mx/secretariadesarrolloeconomico/
Secretaría de Desarrollo Económico de Baja California (バハ・カリфорニア州投資所管部)	Edificio del Poder Ejecutivo 4to. Piso Calzada Independencia 994, Centro Cívico. CP 21000,Mexicali, B.C.	Tel:+52-686-558-1048 Fax:+52-686-558-1192 Website: http://www.bajacalifornia.gob.mx/sedeco/
Secretaría de Promoción y Desarrollo Económico (SEDECO) (バハ・カリфорニア・スル州投資所管部)	Isabel la Católica , esquina Ocampo Colonia Centro , CP 23000, La Paz, Baja California Sur	Tel:+52-612-125-1912 Website: http://www.spyde.bcs.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Industrial y Comercial,DE CAMPECHE (カンペチエ州投資所管部)	Av. Adolfo Ruiz Cortines Num. 112, Edif. Torres de Cristal, torre "A", piso 7, Col. Nueva San Román, CP 24040, San Francisco de Campeche, Campeche	Tel:+52-981-81-69031 ext. 101, 105, 121 E-mail: transparencia@campeche.gob.mx Website: http://www.transparencia.campeche.gob.mx/index.php/es/secretaria-de-desarrollo-industrial-y-comercial
Secretaría de Economía (チアパス州投資所管部)	Boulevard Andrés Serra Rojas No. 1090 Torre Chiapas Nivel 15, Paso Limón CP 29045,Tuxtla Gutiérrez, Chiapas	Tel:+52-961-69-14732 ext.66042 Website: http://www.economiachiapas.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Industrial (チワワ州投資所管部)	Av. Don Quijote de la Mancha No.1, Complejo Industrial Chihuahua, CP 31109, Chihuahua	Tel:+52-614-442-33-00 ext.3401,3391 Website: http://www.chihuahua.com.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico (コアウイラ州投資所管部)	Blvd. Luis Echeverría Álvarez No. 1560 Edificio Torre Saltillo Piso 12 Col. Guanajuato Ote. Saltillo, Coahuila, CP 25286	Tel.1:+52-844-415-2162 Tel.2:+52-844-415-2174 Website: http://www.sedec-coahuila.gob.mx/
Secretaría de Fomento Económico	Complejo Administrativo del Gobierno del Estado	Tel:+52-312-316-2000 Website:

(コリマ州投資所管部)	3er. Anillo Periférico, Esq. Ejército Mexicano S/N. Colonia el Diezmo CP 28010, Colima, Colima	http://www.sefome.gob.mx/psefo/me/
Secretaría de Desarrollo Económico (SEDECO) (ドゥランゴ州投資所管部)	Calle Felipe Pescador 800 pte. Zona Centro, Durango. Dgo	Tel:+52-618-137-7947 Website: http://www.sedeco.durango.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico - Gobierno del Estado de México (メキシコ州投資所管部)	Robert Bosch Esq. 1° de Mayo S/N Zona Industrial Toluca	Tel1:+52-722-2758-100 Tel2:+52-722-2758-103 Website: http://portal2.edomex.gob.mx/se deco/index.htm
Secretaría de Desarrollo Económico (連邦区メキシコシティ投資所管部)	Ave. Cuauhtémoc No. 898, 3er piso, Col. Narvarte, Delegación Benito Juárez, CP03020, México, D.F.	Tel:+52-55-5682-2096 E-mail:oip@sedecodf.gob.m Website: http://www.sedecodf.gob.mx/sede co/
Secretaría de Desarrollo Económico Sustentable (グアナフアト州投資所管部)	Bvd. Solidaridad No. 11189 Fraccionamiento C.F.E. Irapuato, Gto. CP 36631	Tel:+52-462-626-9226 Fax:+52-462-626-9237 Website: http://sde.guanajuato.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico (SEDECO) (ゲレーロ州投資所管部)	Palacio de Gobierno Boulevard Lic. René Juárez Cisneros No. 62, Edificio Acapulco, 1er Piso, Col. Ciudad de los Servicios, CP 39074, Chilpancingo, Guerrero	Tel:+52-747-471-9914 Website: http://guerrero.gob.mx/dependencias/secretaria-de-desarrollo-economico/
Secretaría de Desarrollo Económico (SEDECO) (イダルゴ州投資所管部)	Carretera México -Pachuca, Km. 93.5, Centro Minero Pachuca Hidalgo, CP 42080	Tel:+52-771-717-8109 Fax: +52-771-717-8112 Website: http://sedeco.hidalgo.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico (ハリスコ州投資所管部)	Lopez Cotilla No. 1505, Piso 9 Colonia: Americana Guadalajara, Jalisco	Tel:+ 52-33-3030-2000 Website: http://sedeco.jalisco.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico (ミチョアカン州投資所管部)	Av. Lazaro Cardenas No. 1700, piso 2, Col. Chapultepec Sur. CP 58260, Morelia, Michoacán	Tel:+52-443-113-4500 Website: http://www.sedeco.michoacan.gob.mx/

Secretaría de Desarrollo Económico (モレロス州投資所管部)	Ajusco No. 2 Col. Buena Vista, CP 62120, Cuernavaca, Morelos	Tel.1:+52-777-3-13-56-80 Tel.2:+52-777-3-17-39-89 Tel.3:+52-777-3-17-41-34
Secretaría de Desarrollo Económico (SEDECO) (ナヤリット州投資所管部)	Av. Insurgentes # 854 Pte. Piso 3 Colonia El Rodeo, CP 63060	Tel1:+52-311-258-0929 Tel2:+52-311-258-0930 Tel3:+52-311-258-0931 Website: http://www.sedeconay.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico (ヌエボ・レオン州投資所管部)	Washington N° 2000, Torre Administrativa, Piso 14 Mty. N.L. CP 64012	Tel:+ 52-81-2033-3274 Website: http://www.nl.gob.mx/negocios
Secretaría de Turismo y Desarrollo Económico (オアハカ州投資所管部)	Ciudad Administrativa Benemérito de las Américas Carretera Oaxaca-Istmo Km. 11.5, Tlalixtac de Cabrera, Oaxaca CP 68270	Tel:+ 52-951-501-5000 Website: http://www.styde.oaxaca.gob.mx/#&panel1-2
Secretaría de Desarrollo Económico (SEDECO) (プエブラ州投資所管部)	Callejón de la 10 Norte 806 Paseo de San Francisco, Barrio el Alto Puebla, Pue.	Tel:+52-222-229-8200 Website: http://www.secotrade.puebla.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Sustentable (SEDESU) (ケレタロ州投資所管部)	Bvd. Bernardo Quintana 204 Carretas. Querétaro CP 76050	Tel:+52-442-2116-800 Website: http://www.queretaro.gob.mx/sedesu/
Secretaría de Desarrollo Económico (キンタナ・ロー州投資所管部)	Av. Insurgentes Esq. calle Corozal 202 Col. David Gutierrez. CP 77013 Chetumal, Quintana Roo	Website: http://sede.qroo.gob.mx/portal/index.php
Secretaría de Desarrollo Económico de San Luis Potosí (サン・ルイス・ポトシ州投資所管部)	Torre Corporativa del Centro de Convenciones Blvd. Antonio Rocha Cordero #125 Col. Desarrollo Del Pedregal	Tel:+52-444-834-3600 Fax:+52-444-825-6674 Website: http://www.sdeslp.gob.mx/
Secretaría de Desarrollo Económico de Sinaloa (シナロア州投資所管部)	Ave. Insurgentes S/N 2do Piso Col. Centro Sinaloa, Culiacán	Tel:+52-667-758-7000 E-mail:sedeco@sinaloa.gob.mx. Website: http://www.sedecosin.com/
Economic Development Council for Sonora (ソノラ州投資所管部)	Bvd. Solidaridad No. 335 A, Local 1 Planta Baja.Colonia Paseo del Sol.Hermosillo, Sonora,CP	Tel:+52- 662-289-0248 Fax:+52-662-289-0249 E-mail: info@sonora.org.mx

	83246	Website: http://copreson.sonora.org.mx/
SECRETARÍA DE DESARROLLO ECONOMICO Y TURISMO (タバスコ州投資所管部)	Av. Paseo Tabasco #1504 Col. Tabasco 2000, CP 86035, Villahermosa, Tabasco	Tel:+52- 993-310-9750 Website: http://sdet.tabasco.gob.mx/
Secretaria de Desarrollo Económico y Turismo de Tamaulipas (タマウリパス州投資所管部)	15 y 16 Juárez – Palacio de Gobierno - 3er Piso Cd. Victoria, Tamaulipas, México CP 87000	Tel:+52-834-318-9500
Secretaría de Desarrollo Económico del Estado de Tlaxcala (トラスカラ州投資所管部)	Av. 1ro. de Mayo Número 22, Col. Centro. Tlaxcala CP 90000	Tel:+52-246-462-6313 Website: http://www.sedecotlaxcala.gob.mx/web/
Secretaría de Desarrollo Económico y Portuario del Estado de Veracruz (ベラカルス州投資所管部)	Cristóbal Colón No. 5, Edificio Torre Animas Despacho 1405 CP 91190 Xalapa, Veracruz	Tel:+52-228-841-8500 Website: http://www.veracruz.gob.mx/desarrolloeconomico/
Secretaría de Fomento Económico (Sefoe) (ユカタン州投資所管部)	Calle 59 No. 514 entre 62 y 64 Colonia Centro. Yucatán	Tel:+52- 999-930-3730 Website: http://www.sefoe.yucatan.gob.mx/esp/index.php
Secretaria de Economía, Gobierno del Estado de Zacatecas (サカテカス州投資所管部)	Circuito Cerro del Gato, Edificio B, Primer Piso Complejo Ciudad Administrativa CP 98160, Zacatecas	Tel:+52- 492-491-5000 Fax: (同上) Website: http://sezac.org.mx/

4. 日本政府関連機関等

名称	所在地	Tel/ Fax / E-mail/ Website
在メキシコ日本国大使館 (Embajada del Japón en México)	Paseo de la Reforma 395, Col.Cuahtemoc, CP 06500, México, D.F.	Tel:+52-55-5211-0028 Fax:+52-55-5207-7030 Website: http://www.mx.emb-japan.go.jp/
メキシコ日本商工会議所 (Cámara Japonesa de Comercio e Industria de México, A.C.)	Av. Fujiyama 144, Col. Las Aguilas CP 01710, México, D.F.	Tel:+52-55-5593-2020, 2727, 2828 Fax:+52-55-5593-2121 E-mail:camjapon@

		japon.org.mx (日本語) E-mail:camjap@japon.org.mx (スペイン語) Website: http://www.japon.org.mx/
JETRO メキシコ事務所 (JETRO Mexico)	Torre Polanco, Mariano Escobedo No. 476 Piso 2, Oficina 203, Col. Nueva Anzures, Delegación Miguel Hidalgo, CP 11590, México, D.F.	Tel:+52-55-5202-7900 Fax:+52-55-5202-8003 Website: http://www.jetro.go.jp/mexico/
JBIC メキシコシティ駐在員事務所	Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México	Tel:+52-55-5525-6790 Fax:+52-55-5525-3473 Website: http://www.jbic.go.jp/ja/about/mexico-city
日本メキシコ学院 (Liceo Mexicano Japonés, A.C.)	Camino a Santa Teresa No. 1500, Jardines del Pedregal, CP 01900, México, D.F.	Tel:+52-55-5568-7111, 7465, 7617 Fax:+52-55-5652-4991 E-mail: promocion@liceomexicanojapones.edu.mx Website: http://www.liceomexicanojapones.edu.mx/

5. 日系金融機関（資金調達にかかる相談、投資関連情報の入手が可能）

名称	所在地	Tel/ Fax / E-mail/ Website
三井住友銀行 ニューヨーク支店 メキシコシティ出張所	Torre Altiva Boulevard Manuel Avila Camacho 138 Piso 2, Loc. B Lomas de Chapultepec, CP 11000 Mexico, D.F.	Tel:+52-55-2623-0200 Fax:+52-55-2623-1375
みずほ銀行 ニューヨーク支店 メキシコ出張所	Torres E3, Blvd. Manuel Avila Camacho No.32, Piso 7, Oficina 702 Col. Lomas de Chapultepec, Delegacion Miguel Hidalgo, CP 11000, Mexico, D.F.	Tel:+52-55-5281-5037

メキシコ三菱東京 UFJ 銀行	Avenida Paseo de la Reforma No. 250, Piso 11 (Torre Niza), Colonia Juarez, Delegacion Cuauhtemoc, CP 06600, Mexico D.F.	Tel:+52-55-1102-8300
三菱東京 UFJ 銀行 ニューヨーク支店 メキシコシティ出張所	Avenida Paseo de la Reforma No. 250, Piso 11 (Torre Niza), Colonia Juarez, Delegacion Cuauhtemoc, CP 06600, Mexico D.F.	Tel:+52-55-1102-8490

巻末資料Ⅲ メルコスール加盟国及び準加盟国の国・地域の概要と主要経済指標（2014年）

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ	メキシコ
面積	278 万 km ²	110 万 km ²	851.2 万 km ²	75.6 万 km ²	113.9 万 km ²	25.6 万 km ²	40.7 万 km ²	129 万 km ²	17.6 万 km ²	91.2 万 km ²	196 万 km ²
首都	ブエノスアイレス	ラパス(憲法上の 首都はスクレ)	ブラジリア	サンティアゴ	ボゴタ	キト	アスンシオン	リマ	モンテビデオ	カラカス	メキシコシティ
宗教	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等	カトリック等
政体	立憲共和制	立憲共和制	連邦共和制	立憲共和制	立憲共和制	共和制	立憲共和制	立憲共和制	立憲共和制	共和制	連邦共和制
元首	クリスティーナ・フェ ルナンデス・デ・キ ルチネル	ファン・エボ・モラレ ス・アイマ大統領	ジルマ・ルセフ大統 領	ミケル・バチレ・ ヘリア	ファン・マヌエル・ サントス・カルデロ ン大統領	ラファエル・コレア 大統領	オラシオ・マヌエ ル・カルテス・ハラ 大統領	オジャンタ・ウマラ タッソ大統領	ホセ・アルベルト・ ムヒカ・コルダノ大 統領	ニコラス・マドゥロ・ モロス大統領	エンリケ・ペニャ・ニ エト大統領
議会	二院制【上院 72 議席(任期 6 年)、 下院 257 議席(任 期 4 年)】	二院制【上院 36 議席(任期 5 年)、 下院 130 議席(任 期 5 年)】	二院制【上院 81 議席(任期 8 年)、 下院 513 議席(任 期 4 年)】	二院制【上院 38 議席(任期 4 年)、 下院 120 議席(任 期 4 年)】	二院制【上院 102 議席(任期 4 年)、 下院 166 議席(任 期 4 年)】	一院制【124 議席 (任期 4 年)】	二院制【上院 45 議席、下院 80 議席 (任期 5 年)】	一院制【130 議席 (任期 5 年)】	二院制【上院 31 議 席、下院 99 議席 (共に任期 5 年)】	一院制【164 議席 (任期 5 年)】	二院制【上院 128 議席(任期 6 年)、 下院 500 議席(任 期 3 年)】
主要産業	農牧業(油糧種 子、穀物、牛肉)、 工業(食品加工、 自動車)	天然ガス、鉱業(亜 鉛、鉛、錫)、農業 (大豆、砂糖、トウ モロコシ)	製造業、鉱業(鉄 鉱石他)、農牧業 (砂糖、オレンジ、 コーヒー、大豆他)	鉱業、農林水產 業、製造業(食品 加工、木材加工)	農業(コーヒー、バ ナナ、じゃがいも 等)、鉱業(石油、 石炭、金等)	鉱工業(石油)、農 業(バナナ、力力 オ、生花)、水産業 (エビ)	農牧業(綿花、大 豆)、牧畜業(食 肉)、林業	製造業、農牧業、 石油・鉱業	農牧業(牛肉、羊 毛等)、食品加工 業、製造業、観光、 金融	鉱業(石油、鉄鉱、 ボーキサイト)、石 油化学、製鉄、ア ルミ製鍊	製造業(自動車、 電機・電子機器)、 鉱業(原油)
輸出額 (億ドル)	830(2013 年)	121.63(2013 年)	2,422(2013 年)	774(2013 年)	588(2013 年)	219(2012 年)	94(2013 年)	418(2013 年)	136(2013 年)	973(2012 年)	3,802(2013 年)
輸入額 (億ドル)	740(2013 年)	92.82(2013 年)	2,400(2013 年)	750(2013 年)	594(2013 年)	231(2012 年)	113(2013 年)	422(2013 年)	150(2013 年)	593(2012 年)	3,812(2013 年)
貿易収支 (億ドル)	90(2013 年)	29(2013 年)	22(2013 年)	24(2013 年)	▲6(2013 年)	▲13 (2012 年)	▲19 (2013 年)	▲4(2013 年)	▲14(2013 年)	380(2012 年)	▲10(2013 年)
主要 輸出品目	燃料、大豆油か す、工業製品、動 植物油、穀物	天然ガス、銀、大 豆、亜鉛	一次產品(鉄鉱 石、原油等)、工業 製品(燃料油、自 動車部品等)、半 製品(粗糖等)	銅、モリブデン、木 材・チップ、サケ・マ ス、メタノール、果 物、魚粉	石油、コーヒー、石 炭、フェロニッケ ル、バナナ、エメラ ルド、切り花	石油、バナナ、コー ヒー、生花、えび	大豆、牛肉、植物 性油、小麦、穀類、 電力	銅、金、鉛、繊維製 品、魚粉等	肉類、大豆、米、小 麦	石油、有機・化學 品、鉄鋼・アルミニ ウム(及び製品)、 鉱物製品、輸送機 器等	自動車・同部品、 電気・電子機器(テ レビ・携帯電話)、 原油
主要 輸入品目	機械、自動車、電 気機器、産業用資 材	機械、石油製品、 化学品、自動車	原材料及び中間材 (化学・医薬品 等)、資本財(工業 用機械等)、燃料 及び潤滑油、非耐 久消費財、耐久消 費財(乗用車、家 庭用機械器具等)	石油・石油製品、 輸送機器、通信機 器、金属製品、天 然ガス、化学製品	化学品、自動車・ 同部品、機械、通 信機器、食品	石油製品、自動 車、車両部品、鐵 鋼	機械機器、電子機 器、原油・燃料、自 動車	原油、石油、自動 車、携帶電話、小 麦等	自動車及び自動車 部品、通信機器	電気機器、化學 品、鉄鋼・アルミニ ウム、畜產物、輸 送機器等	工業製品(繊維、 自動車・同部品、 電気・電子機器)、 ガソリン

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ	メキシコ
主要輸出先国	ブラジル、EU、チリ、中国	ブラジル、アルゼンチン、米国、コロンビア、ペルー、日本	中国、米国、アルゼンチン、オランダ、韓国	中国、米国、日本、オランダ、日本、ドイツ、インド	米国、EU、ベネズエラ、エクアドル、ペルー、メキシコ	米国、ペルー、イタリア、コロンビア、ドイツ	ブラジル、ロシア、アルゼンチン、チリ、ドイツ	中国、米国、イスラ、カナダ、日本	ブラジル、中国、アルゼンチン	米国、中国、コロンビア、ブラジル、コロンビア	米国、カナダ、スペイン、中国、ブラジル、コロンビア
主要輸入先国	ブラジル、EU、中国、米国	ブラジル、中国、米国、アルゼンチン、ペルー、チリ、日本	中国、米国、アルゼンチン、ドイツ、韓国、ナイジェリア、日本	米国、中国、ブラジル、アルゼンチン、韓国、ペルー	米国、中国、メキシコ、ブラジル、ペネズエラ、ブラジル、ドイツ、日本	米国、コロンビア、ペネズエラ、ブラジル、チリ、日本	中国、ブラジル、アルゼンチン、米国、日本	米国、中国、ブラジル、エクアドル、メキシコ	中国、ブラジル、米国	米国、中国、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、日本	米国、中国、日本、ドイツ、韓国
為替レート(対ドル) ¹⁰⁰	1ドル=8.50 ペソ	1ドル=6.91 ボリビアノ	1ドル=2.45 レアル	1ドル=601.66 ペソ	1ドル=2,028.48 ペソ	米ドル(2000年3月より)	1ドル=4,493.04 グアラニー	1ドル=2.91 ヌエボ・ソル	1ドル=24.79 ペソ	1ドル=6.29 ボリバル・フェルテ	1ドル=約 13.42 ペソ
対日輸出額(円)	1,789 億円 (2013 年)	323.8 億円 (2013 年)	7,960 億円 (2013 年)	7,757 億円 (2013 年)	388 億円 (2013 年)	1,065 億円 (2013 年)	78 億円 (2012 年)	2,580 億円 (2013 年)	75 億円 (2013 年)	214 億円 (2012 年)	4,119 億円 (2013 年)
対日輸入額(円)	1,085 億円 (2013 年)	221.2 億円 (2013 年)	7,080 億円 (2013 年)	1,658 億円 (2013 年)	1,479 億円 (2013 年)	515 億円 (2013 年)	61 億円 (2012 年)	965 億円 (2013 年)	113 億円 (2013 年)	692 億円 (2012 年)	9,459 億円 (2013 年)
対日輸出品目	銅鉱石、魚介類、アルミ	亜鉛鉱、鉛鉱、ごま、大豆、ニット製品、鉄鋼等	鉄鉱石、肉類、非鉄金属、化学製品、鉄鋼等	銅鉱、大西洋サケ、モリブデン精鉱、冷凍マスフィレ等	コーヒー、切り花等	原油、バナナ、魚粉、ウッドチップ、魚介類、冷凍野菜	農産品(ごま、大豆)	銅精鉱、液化天然ガス、魚粉	羊毛、ラノリン、魚介類	原油、カカオ、アルミニウム	電気機器、科学光学機器、一般機器、銀、豚肉、自動車、果実、非鉄金属鉱等
対日輸入品目	一般機械、自動車、自動車部品	自動車・自動車部品、電気機器、一般機械	自動車部品、自動車、原動機、金属加工機械等	燃料油、乗用車、自動車用タイヤ、小型トラック等	鉄鋼、自動車、ゴム製品等	輸送機器、一般機械、鉄鋼、精密機器、ゴム製品	自動車、機械、化學製品	自動車、鉄鋼製品、タイヤ	自動車、ゴムタイヤ及びチューブ、プラスチック	自動車を含む機械および輸送用機器	自動車部品、電気機器、一般機械、精密機械、自動車、鉄鋼等
日本からの直接投資	5億300万ドル (2013年)	20万ドル (2012年)	25億1,600万ドル (2013年)	23億1,686万ドル (2012年)	8,030万ドル (2013年)	309.5万ドル (2005~2009年度累計)	1,357万ドル (2012年)	0万ドル (2013年。2012年は400万ドル。)	進出企業19社 (2014年4月)	(近年の国別投資実績はベネズエラ側統計では発表されていない)	15億3,840万ドル (2013年)
在留邦人数	12,035人 (2013年)	2,828人 (2013年)	56,217人 (2013年)	1,447人 (2013年)	1,332人 (2013年)	391人 (2013年)	3,684人 (2013年)	3,949人 (2013年)	362人 (2013年)	485人 (2013年)	8,387人 (2013年)

(出所) 外務省 各国情勢地域別インデックス（中南米）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>、外務省 海外在留邦人数統調査統計 2014年要約版、JETRO 世界貿易投資報告（メキシコ）、JETRO 国・地域別情報（J-FILE）、各国中央銀行、各国より作成

¹⁰⁰ 2014年9月30日時点。

巻末資料IV メルコスール加盟国及び準加盟国の国・地域の投資環境比較（2014年）¹⁰¹

国・地域	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア	エクアドル	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ	メキシコ
人口	4,109万人 (2012年)	1,005.9万人 (2014年7月)	1億9,840万人 (2012年)	1,746万人 (2012年)	4,712万 (2013年)	1,542万人 (2013年)	669万人 (2012年)	3,081万人 (2014年)	339.5万人 (2012年)	2,979万人 (2013年)	1億1,840万人 (2013年)
名目GDP	6,118億ドル	306億ドル	2兆2,457億ドル	2,772億ドル	3,781億ドル	900億ドル	299億ドル	2,023億ドル	557億ドル	4,383億ドル	1兆2,585億ドル
1人あたり名目GDP	14,760ドル	2,868ドル	11,208ドル	15,732ドル	7,826ドル	5,720ドル	4,403ドル	6,660ドル	16,351ドル	14,415ドル	10,630ドル
GDP成長率(前年比)	3.0%	6.8%	2.5%	4.1%	4.3%	4.0%	13.6%	5.8%	4.4%	1.3%	1.1%
消費者物価上昇率(前年比)	10.9%(2013年、大ブエノスアイレス都市圏)	6.5% (2013年)	5.1% (2014年2月)	1.8% (2013年)	1.9% (2013年)	2.7% (2013年)	3.7% (2013年)	2.9% (2013年末)	8.1% (2012年)	56.2% (2013年)	3.8% (2013年)
S&P	SD	BB	BBB-	AA-	BBB	B+	BB	BBB+	BBB-	B-	BBB+
失業率	6.4%(2013年第4四半期) (都市部、2013年)	3.2% (2014年2月)	5.1% (2013年)	6.0% (2013年)	9.6% (2013年)	4.7% (2013年)	8.1% (2013年)	6.5% (2013年末)	6.8% (2013年)	7.2% (2014年2月)	4.9% (2013年末)
労働力の質とコスト	・若年層の識字率は男性99%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性80%、女性88%である。 ・近年、高いインフレ率などに伴う賃金の大幅増加が生じており、コスト高となっている。 ・労働者は手厚く保護されており、労働コストが高くなるほか、社会負担も大きい。 ・2011年にはボリビア中央労働組合により大規模なデモが繰り広げられた。	・若年層の識字率は男性100%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性70%、女性70%である。 ・労働者は手厚く保護されており、労働コストが高くなるほか、社会負担も大きい。 ・最低賃金は2003年以降、10年間で約3倍となっている。	・若年層の識字率は男性97%、女性98%である。 ・中等教育純就学率のデータはない。 ・労働者は手厚く保護されており、労働コストが高くなるほか、社会負担も大きい。 ・近年では賃金上昇の傾向がある。	・若年層の識字率は男性99%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性83%、女性87%である。 ・中等教育純就学率は男性73%、女性79%である。	・若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性73%、女性75%である。	・若年層の識字率は男性99%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性59%、女性63%である。	・若年層の識字率は男性98%、女性97%である。 ・中等教育純就学率は男性77%、女性78%である。 ・企業の税前益の一定額を労働者に配分することが決まっており、企業の報酬決定の自由裁量を狭めている。	・若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性68%、女性76%である。 ・労働者を手厚く保護する労働法となっており、給与や待遇は容易に変えることができない。 ・2012年に新労働法が公布されことにより、コスト増が見込まれる。	・若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性69%、女性77%である。 ・労働者を手厚く保護する労働法となつており、給与や待遇は容易に変えることができない。 ・2012年に新労働法が公布されることにより、コスト増が見込まれる。	・若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性71%、女性74%である。 ・課税所得の10%を、被雇用者に分配する制度があり、また労働法の法解釈上の疑が生じた場合には被雇用者に有利な解釈がなされる。	・若年層の識字率は男性98%、女性99%である。 ・中等教育純就学率は男性71%、女性74%である。 ・課税所得の10%を、被雇用者に分配する制度があり、また労働法の法解釈上の疑が生じた場合には被雇用者に有利な解釈がなされる。
賃金水準/月(ドル)	ブエノスアイレス	ラパス	サンパウロ	サンティアゴ	ボゴタ	グアヤキル	アスンシオン	リマ	モンテビデオ	カラカス	メキシコシティ
ワーカー	990.4～1,555.5	351.0	987.2	697.4	605.7～920.5	498.0～672.0	672.7	508.0	1,094.5	783.7～1339.1	309.2～462.9
エンジニア	2,624.0～4,287.4	790.0	6,065.3	3,232.8	1,691.2～3,047.4	1,185.0～2,300.0	1,121.1	892.0	1,822.5	2,265.6～3,841.9	991.3～2,399.0
中間管理職	6,908.5～12,868.0	1,927.0	8,325.4	6,512.5	4,198.3～6,261.9	1,770.0～4,330.0	1,569.5	2,228.0	2,474.9	4,898.7～14,285.7	2,820.64～4,139.04

(出所) 外務省 各国情勢地域別インデックス（中南米）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>、JETRO 国・地域別情報（J-FILE）、JICA 国別生活情報 中南米 <http://www.jica.go.jp/regions/seikatsu/america.html>、ユニセフ 世界こども白書 2014

http://www.unicef.or.jp/library/library_wdb.html、世界銀行オープンデータ 経済に関するデータ <http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/03/24/open-data-economy>、IMF WEO 2014年4月、STANDARD & POOR'S RATINGS SERVICES

http://www.standardandpoors.com/en_US/web/guest/home より作成

¹⁰¹ 名目GDP、1人あたり名目GDP、GDP成長率はともに2013年の値。

JBICの情報は ホームページや Facebookページでもご覧いただけます

株式会社国際協力銀行 日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

JBICについて 業務のご案内 JBICの取り組み JBICを取り巻く環境 情報発信 IR情報

日本を、世界のために。
国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を描きます。

最新一覧 プレスリリース お知らせ トピックス イベント・セミナー 寄稿・レポート

2014年08月04日 プレスリリース インドネシア共和国において日本企業の実現する精密機械装置の製造・販売事業に対する融資へ海外開拓支援投資ファシリティの一環として、中堅・中小企業の海外事業展開を支援～

2014年08月02日 プレスリリース インド法人GVR Infrastructure Limitedとの覚書を締結～インドのインフラ開拓運営会社との関係を強化し、インフラ開拓プロジェクトへの参画を企図する日本企業の活動を支援～

2014年07月29日 プレスリリース インドステーク銀行向け輸出ソリューション～日本企業の発電所関連設備の輸出を支援～

2014年08月02日 プレスリリース インド輸出入銀行との覚書を締結～インドと英語圏の地域連携性を強化し、日本企業の投資環境整備を支援～

[主な掲載情報]

支援事例のご紹介

プレスリリース

各種お知らせ

セミナーのご案内

海外投資環境情報

各種寄稿・レポート

環境への取り組み

各種パンフレット

年次報告書

投資家向け情報. . .

公式Facebookページ

<http://www.facebook.com/JBIC.Japan>



公式HP

<http://www.jbic.go.jp/ja/>

メールまたは標準番号 パスワード ログイン

日本を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

国際協力銀行 (JBIC) 政府機関

タイムライン 基本データ 写真 いいね！ もっと見る

ユーザー > いいね！ 1,305件

告板 > 株式会社国際協力銀行 (JBIC) の公式Facebookページです。
<http://www.jbic.go.jp/>

アプリ > 過去のタイムライン

JBICを取り巻く環境

JBIC (9月1日) ◆平成27年度予算概算要求について
JBICは、2014年8月29日、平成27年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。本予算概算要求のポイントについては、以下のリンク先のプレスリリースをご参照下さい。
<http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2014/0829-28117>

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/inv-report> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。



(参考)

第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交、軍事
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	対日経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・登記・撤退手続き
第12章	税制

メキシコの投資環境

(2014.11月)

トルコの投資環境

(2014.10月)

ラオスの投資環境

(2014.7月)

マレーシアの投資環境

(2014.2月)

ベトナムの投資環境

(2014.1月)

インドの投資環境

(2013.12月)

ミャンマーの投資環境

(2013.11月)

中国投資環境シリーズ総論編

(2013.8月)

フィリピンの投資環境

(2013.6月)

カンボジアの投資環境

(2013.4月)

タイの投資環境

(2012.10月)

インドネシアの投資環境

(2012.4月)

ブラジルの投資環境

(2011.6月)

ロシアの投資環境

(2007.8月)

クロアチアの投資環境

(2008.4月)

ルーマニアの投資環境

(2008.4月)

ブルガリアの投資環境

(2008.4月)

中東欧諸国の投資環境

(2004.1月)

- チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア -

資料請求先： 株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
海外投資環境資料受付窓口 TEL:03-5218-3579 (代表)

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
東京メトロ大手町駅より徒歩5分



ウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/>
Facebook <http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

リサイクル適性(A)

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- ④リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曾根崎2丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング10階
TEL: 06-6311-2520
FAX: 06-6311-2529
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。



メキシコの投資環境

発行日 2014年11月 初版

発 行 國際協力銀行

産業ファイナンス部門 中堅・中小企業担当

〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号

TEL: 03-5218-3579

FAX: 03-5218-3968

本資料はメキシコに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に無償
ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者に対する
如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。